明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十三年三月二十八日

○第百五十一回国会 参議院会議録第十三号（その一）

平成十三年三月二十八日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第十三号
平成十三年三月二十八日
午前十時開議
第一　踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一〇　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、国家公務員等の任命に関する件
以下　議事日程のとおり

○議長（井上裕君）　これより会議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。
内閣から、
人事官に小澤治文君を、
会計検査院情報公開審査会委員に碓井光明君、五代利矢子君及び隅田一豊君を、
原子力安全委員会委員に鈴木篤之君及び飛岡利明君を、
情報公開審査会委員に饗庭孝典君、秋山幹男君、小早川光郎君、櫻井龍子君、清水湛君、住田裕子君、戸松秀典君、藤田宙靖君及び吉村徳則君を、
中央更生保護審査会委員に山上皓君を、
日本銀行政策委員会審議委員に須田美矢子君を、
中央社会保険医療協議会委員に星野進保君を、
また、中央労働委員会委員に上村直子君及び林紀子君を
任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
これより採決をいたします。
まず、人事官、会計検査院情報公開審査会委員、原子力安全委員会委員のうち飛岡利明君、情報公開審査会委員のうち饗庭孝典君、秋山幹男君、小早川光郎君及び戸松秀典君、中央更生保護審査会委員、日本銀行政策委員会審議委員及び中央労働委員会委員の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百十四
賛成	二百十四
反対	〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、原子力安全委員会委員のうち鈴木篤之君及び情報公開審査会委員のうち櫻井龍子君の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百十四
賛成	百七十八
反対	三十六

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、情報公開審査会委員のうち清水湛君の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　百二十五
反対　八十九

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、情報公開審査会委員のうち住田裕子君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　百七十九
反対　三十五

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、情報公開審査会委員のうち藤田宙靖君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十二
賛成　百九十
反対　二十二

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、情報公開審査会委員のうち吉村徳則君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　百三十
反対　八十四

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、中央社会保険医療協議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十一
賛成　二百
反対　十一

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　日程第一　踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
日程第二　新産業都市建設促進法等を廃止する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔今泉昭君登壇、拍手〕

○今泉昭君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成十三年度以降の五カ年間においても踏切道の改良を促進するとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申し出制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

次に、新産業都市建設促進法等を廃止する法律案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止するものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、踏切道改良事業費の負担と財政支援、都市部の鉄道の地下化、申し出制度及び裁定制度の運用のあり方、新産・工特制度の評価と反省点、今後の地方産業振興のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十六
賛成　二百十六
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　日程第三　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

日程第四　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長日笠勝之君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○日笠勝之君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の定員を改め、裁判官につき、判事の員数を三十人、裁判官以外の裁判所職員の員数を九人、それぞれ増加しようとするものであります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における市町村の配置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、本法律案による裁判官の増員と司法制度改革との関係、弁護士任官制度の意義及びその実情、家庭裁判所調査官等の裁判所職員を大幅に増員する必要性、裁判所の名称の定め方等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　二百十四
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　日程第五　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

日程第六　平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長中島眞人君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

○中島眞人君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引き上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、遺骨収集の現状とＤＮＡ鑑定の検討状況、国籍要件の見直し、毒ガス障害者対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成十二年度と同額に据え置こうとするものであります。

委員会におきましては、基礎年金の国庫負担率の引き上げスケジュール、物価スライド制のあり方、障害年金の認定基準、学生の納付特例制度等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　二百十四
反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　日程第七　平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案
日程第八　法人税法等の一部を改正する法律案
日程第九　租税特別措置法等の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長伊藤基隆君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔伊藤基隆君登壇、拍手〕

○伊藤基隆君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案は、平成十三年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債発行の特例に関する措置を定めようとするものであります。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案は、商法の改正による会社分割制度の創設に伴い、合併、分割等の企業の組織再編成に際して、移転する資産の譲渡損益の繰り延べ等の税制上の措置を講じようとするものであります。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長、株式譲渡益の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長、ＮＰＯ法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設等の措置を講ずるほか、既存の租税特別措置の整理合理化等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、政府提出の三法律案に加え、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び自由党の四会派共同提出の特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案とあわせ、四法律案を一括して議題とし、国債累増下の財政改革の進め方、企業組織再編税制と不良債権処理の関係、ＮＰＯ法人に対する寄附金税制の認定要件、景気対策としての住宅ローン減税の効果、相続税の課税のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

政府提出の三法律案につきまして、質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して勝木健司理事より公債特例法及び租税特別措置法等改正案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より三法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、三法律案は多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、法人税法等改正案及び租税特別措置法等改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君）　これより採決をいたします。

まず、平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十三
賛成　百二十二
反対　九十一

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、法人税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　百八十
反対　三十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　日程第一〇　地方税法等の一部を改正する法律案
日程第一一　地方交付税法等の一部を改正する法律案
日程第一二　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長溝手顕正君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔溝手顕正君登壇、拍手〕

○溝手顕正君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案は、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及

び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油引取税の課税の時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものであります。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、平成十三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成十四年度及び平成十五年度における一般会計から交付税特別会計への繰り入れに関する特例措置を講ずるとともに、平成十三年度から平成十五年度までに限り地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費等の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正するとともに、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化、公営企業金融公庫資金の調達手段の多様化、首都圏等財特法の期限延長措置等を行おうとするものであります。

次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、公害防止対策事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国庫補助負担金、地方債及び地方交付税の特例等、国の財政上の特別措置を定める同法の有効期限を十年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案に加え、特定非営利活動を促進するため、条例で定めるところにより、一定の特定非営利活動法人等に対する寄附金の支出を個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金控除の対象とする等を内容とする民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び自由党提出の特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、三法律案について片山虎之助総務大臣より、四会派提出の法律案について発議者を代表して岡崎トミ子君より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、引き続く地方財源不足に対応した財源補てん策のあり方、地方税財源の充実と税源移譲、地方団体における環境対策とグリーン化税制、外形標準課税の経済活動に与える影響、法定外税導入に対する評価と今後の取り組み、地方公営企業の現状と今後の見通し、地方税におけるＮＰＯ支援税制の必要性等について質疑が行われました。

内閣提出の三法律案について質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して高嶋良充委員より地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案に反対、公害財特法改正案に賛成、自由民主党・保守党及び公明党を代表して弘友和夫委員より三法律案に賛成、日本共産党を代表して宮本岳志理事より地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案に反対、公害財特法改正案に賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、地方税法等改正案及び地方交付税法等改正案はいずれも多数をもって、また、公害財特法改正案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法等改正案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（井上裕君）　これより採決をいたします。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　二百十四
反対　〇

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　次に、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（井上裕君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（井上裕君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百十四
賛成　二百十三
反対　九十一

よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（井上裕君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長　井上　裕君
副議長　皆野　久光君

議員

高橋　令則君　　高橋紀世子君
山本　保君　　沢　たまき君
岩本　荘太君　　海野　義孝君
加藤　修一君　　世耕　弘成君
脇　雅史君　　平野　貞夫君
水野　誠一君　　魚住裕一郎君
益田　洋介君　　長谷川道郎君
鈴木　正孝君　　田村　秀昭君
松岡滿壽男君　　高野　博師君
松　あきら君　　大森　礼子君
渡辺　孝男君　　溝手　顕正君
阿部　正俊君　　渡辺　秀央君
福本　潤一君　　但馬　久美君
山下　栄一君　　弘友　和夫君
鶴保　庸介君　　太田　豊秋君
田名部匡省君　　日笠　勝之君
風間　昶君　　木庭健太郎君
入澤　肇君　　若林　正俊君
浜四津敏子君　　続　訓弘君
浜田卓二郎君　　森本　晃司君
鶴岡　洋君　　白浜　一良君
泉　信也君　　月原　茂皓君
星野　朋市君　　扇　千景君

中島　啓雄君　　山下　英利君　　長峯　基君　　南野知恵子君　　宮本　岳志君　　福島　瑞穂君
森田　次夫君　　日出　英輔君　　海老原義彦君　　保坂　三蔵君　　中村　敦夫君　　島袋　宗康君
仲道　俊哉君　　中川　義雄君　　大島　慶久君　　成瀬　守重君　　八田ひろ子君　　小泉　親司君
佐藤　昭郎君　　佐々木知子君　　鎌田　要人君　　宮崎　秀樹君　　照屋　寛徳君　　齋藤　勁君
常田　享詳君　　田村　公平君　　鴻池　祥肇君　　矢野　哲朗君　　石井　一二君　　大沢　辰美君
畑　　恵君　　斉藤　滋宣君　　河本　英典君　　柳川　覺治君　　井上　美代君　　大脇　雅子君
森山　　裕君　　金田　勝年君　　石渡　清元君　　鹿熊　安正君　　小林　　元君　　西山登紀子君
釜本　邦茂君　　亀谷　博昭君　　清水嘉与子君　　竹山　　裕君　　須藤美也子君　　阿部　幸代君
鈴木　政二君　　岩城　光英君　　倉田　寛之君　　真鍋　賢二君　　畑野　君枝君　　清水　澄子君
森下　博之君　　加納　時男君　　岡野　　裕君　　西田　吉宏君　　堀　　利和君　　今井　　澄君
岩永　浩美君　　加藤　紀文君　　坂野　重信君　　岩崎　純三君　　岩佐　恵美君　　林　　紀子君
狩野　　安君　　山下　善彦君　　斎藤　十朗君　　羽田雄一郎君　　富樫　練三君　　小池　　晃君
野間　　赳君　　清水　達雄君　　谷林　正昭君　　木俣　佳丈君　　日下部禧代子君　　谷本　巍君
上野　公成君　　田中　直紀君　　浅尾慶一郎君　　内藤　正光君　　笹野　貞子君　　吉川　春子君
沓掛　哲男君　　松田　岩夫君　　福山　哲郎君　　櫻井　　充君　　緒方　靖夫君　　笠井　　亮君
松谷蒼一郎君　　須藤良太郎君　　郡司　　彰君　　佐藤　雄平君　　池田　幹幸君　　渕上　貞雄君
吉村剛太郎君　　山崎　正昭君　　小宮山洋子君　　海野　　徹君　　大渕　絹子君　　松前　達郎君
片山虎之助君　　中曽根弘文君　　小川　敏夫君　　高嶋　良充君　　本岡　昭次君　　吉岡　吉典君
久世　公堯君　　関谷　勝嗣君　　本田　良一君　　和田　洋子君　　市田　忠義君　　山下　芳生君
石井　道子君　　上杉　光弘君　　伊藤　基隆君　　小山　峰男君　　橋本　　敦君　　田　　英夫君
野沢　太三君　　陣内　孝雄君　　今泉　　昭君　　柳田　　稔君　　梶原　敬義君　　山本　正和君
青木　幹雄君　　大野つや子君　　簗瀬　　進君　　藤井　俊男君
水島　　裕君　　景山俊太郎君　　岡崎トミ子君　　佐藤　泰介君　　国務大臣
山崎　　力君　　亀井　郁夫君　　峰崎　直樹君　　江本　孟紀君　　総務大臣　片山虎之助君
有馬　朗人君　　阿南　一成君　　川橋　幸子君　　長谷川　清君　　法務大臣　高村　正彦君
市川　一朗君　　岸　　宏一君　　薬科　満治君　　奥石　　東君　　財務大臣　宮澤　喜一君
山内　俊夫君　　山本　一太君　　円　より子君　　寺崎　昭久君　　厚生労働大臣　坂口　　力君
三浦　一水君　　松村　龍二君　　足立　良平君　　勝木　健司君　　国土交通大臣　扇　　千景君
橋本　聖子君　　木村　　仁君　　千葉　景子君　　直嶋　正行君
久野　恒一君　　林　　芳正君　　北澤　俊美君　　久保　　亘君　　内閣官房副長官　上野　公成君
武見　敬三君　　谷川　秀善君　　江田　五月君　　山下八洲夫君
中島　眞人君　　中原　　爽君　　広中和歌子君　　黒岩　秩子君　　副大臣
西川きよし君　　大門実紀史君　　内閣府副大臣　坂井　隆憲君

議長の報告事項

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　清水　澄子君　　補欠　照屋　寛徳君

厚生労働委員

辞任　川橋　幸子君　　補欠　小川　勝也君

農林水産委員

辞任　小川　勝也君　　補欠　川橋　幸子君

環境委員

辞任　照屋　寛徳君　　補欠　清水　澄子君

国家基本政策委員

辞任　常田　享詳君　　補欠　亀井　郁夫君
千葉　景子君　　柳田　稔君
海野　義孝君　　浜田卓二郎君
日下部禧代子君　　清水　澄子君
戸田　邦司君　　高橋　令則君

予算委員

辞任　亀井　郁夫君　　補欠　常田　享詳君
月原　茂皓君　　入澤　肇君

決算委員

辞任　入澤　肇君　　補欠　月原　茂皓君
中川　義雄君　　中島　啓雄君
浜田卓二郎君　　海野　義孝君

行政監視委員
　辞任　　補欠
　柳田　稔君　　千葉　景子君
議院運営委員
　辞任　　補欠
　中島　啓雄君　　中川　義雄君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
　予算委員会
　　理事　照屋　寛徳君　（清水澄子君の補欠）
同日議員から次の修正案が提出された。
平成十三年度一般会計予算及び平成十三年度特別会計予算に対する修正案（千葉景子君外二名提出）
同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。
特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（江田五月君外九名発議）（参第一四号）　総務委員会に付託
特定非営利活動の促進のための法人税法等の一部を改正する法律案（江田五月君外九名発議）（参第一三号）　財政金融委員会に付託
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（本岡昭次君外四名発議）（参第一五号）
　文教科学委員会に付託
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。
土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案（衆第七号）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第八号）
　法務委員会に付託
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第一二号）　災害対策特別委員会に付託
同日議長は、次の内閣提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二九号）
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二号）
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第一号）
　総務委員会に付託
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）　財政金融委員会に付託
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）　文教科学委員会に付託
高齢者の居住の安定確保に関する法律案（閣法第一〇号）　国土交通委員会に付託
沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）
　沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（本岡昭次君外三名発議）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（本岡昭次君外四名発議）
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
平成十三年度一般会計予算
平成十三年度特別会計予算
平成十三年度政府関係機関予算
同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
平成十三年度一般会計予算
平成十三年度特別会計予算
平成十三年度政府関係機関予算
同日議長は、アレクサンドル・P・ヴォイトヴィッチ・ベラルーシ共和国共和国会議議長より、同議長のベラルーシ共和国共和国会議議長就任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。
昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
　辞任　　補欠
　海老原義彦君　　尾辻　秀久君
　円　より子君　　久保　亘君
　大森　礼子君　　山本　保君
　白浜　一良君　　魚住裕一郎君
　大沢　辰美君　　筆坂　秀世君
総務委員
　辞任　　補欠
　北岡　秀二君　　脇　雅史君
　高橋　千秋君　　木俣　佳丈君
法務委員
　辞任　　補欠
　尾辻　秀久君　　海老原義彦君
　魚住裕一郎君　　木庭健太郎君
財政金融委員
　辞任　　補欠
　久保　亘君　　円　より子君
　木庭健太郎君　　白浜　一良君
厚生労働委員
　辞任　　補欠
　小川　勝也君　　川橋　幸子君
　木俣　佳丈君　　高橋　千秋君
　浜四津敏子君　　風間　昶君
　山本　保君　　大森　礼子君
農林水産委員
　辞任　　補欠
　川橋　幸子君　　小川　勝也君
　風間　昶君　　浜四津敏子君
国土交通委員
　辞任　　補欠
　脇　雅史君　　北岡　秀二君
　北澤　俊美君　　藤井　俊男君
　筆坂　秀世君　　大沢　辰美君
環境委員
　辞任　　補欠
　藤井　俊男君　　北澤　俊美君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
　辞任　　補欠
　加藤　修一君　　福本　潤一君
　山下　芳生君　　林　紀子君
沖縄及び北方問題に関する特別委員
　辞任　　補欠
　福本　潤一君　　加藤　修一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

経済産業委員会

理事　西山登紀子君（西山登紀子君の補欠）

環境委員会

理事　清水　澄子君（清水澄子君の補欠）

同日内閣から次の議案が提出された。

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律案（閣法第九二号）

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第九三号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

外交防衛委員会に付託

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）

厚生労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

個人情報の保護に関する法律案（閣法第九〇号）

小型船舶の登録等に関する法律案（閣法第九一号）

同日議長は、次の衆議院提出案を農林水産委員会に付託した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（衆第九号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（閣法第八号）審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四二号）審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）審査報告書

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（閣法第二三号）審査報告書

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第一号）審査報告書

法人税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二七号）審査報告書

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二八号）審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島瑞穂君提出高速横浜環状北線計画に関する質問に対する答弁書（第一〇号）

参議院議員櫻井充君提出民間移送会社による精神障害者の移送に関する質問に対する答弁書（第一三号）

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月二十五日任期満了の播谷実の後任）

小澤　治文

同日内閣から、左記の者を会計検査院情報公開審査会委員に任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

碓井　光明

五代利矢子

隅田　一豊

同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月二十日任期満了の金川昭の後任）

鈴木　篤之

（同日任期満了の青木芳朗の後任）

飛岡　利明

同日内閣から、左記の者を情報公開審査会委員に任命したいので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

饗庭　孝典

秋山　幹男

小早川光郎

櫻井　龍子

清水　湛

住田　裕子

戸松　秀典

藤田　宙靖

吉村　徳則

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要領書を受領した。

記

（四月一日任期満了の宇野昌人の後任）

山上　皓

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の篠塚英子の後任）

須田美矢子

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（近々辞職予定の工藤敦夫の後任）

星野　進保

同日内閣から、左記の者を中央労働委員会委員に任命したいので、労働組合法第十九条の三第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（法律改正による委員増員に伴う新任）

上村　直子

林　紀子

（同）

同日議長は、クリシャン・カント・インド上院議長より、同国西部において発生した地震による被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「人事官（小澤治文君）、会計検査院情報公開審査会委員（碓井光明君、五代利矢子君及び隅田一豊君）、原子力安全委員会委員（飛岡利明君）、情報公開審査会委員（饗庭孝典君、秋山幹男君、小早川光郎君及び戸松秀典君）、中央更生保護審査会委員（山上皓君）、日本銀行政策委員会審議委員（須田美矢子君）及び中央労働委員会委員（上村直子君及び林紀子君）」

賛成者氏名　二一四名

阿南　一成君　阿部　正俊君　金田　勝年君　釜本　邦茂君　山崎　力君　山崎　正昭君

青木　幹雄君　有馬　朗人君　鎌田　要人君　亀井　郁夫君　山下　英利君　山下　善彦君

石井　道子君　石渡　清元君　亀谷　博昭君　河本　英典君　山本　一太君　吉村剛太郎君

泉　信也君　市川　一朗君　木村　仁君　岸　宏一君　若林　正俊君　脇　雅史君

入澤　肇君　岩城　光英君　久世　公堯君　久野　恒一君　足立　良平君　浅尾慶一郎君

岩崎　純三君　岩永　浩美君　沓掛　哲男君　倉田　寛之君　伊藤　基隆君　今井　澄君

上杉　光弘君　海老原義彦君　佐藤　昭郎君　佐々木知子君　今泉　昭君　海野　徹君

大島　慶久君　大野つや子君　鴻池　祥肇君　斉藤　滋宣君　江本　孟紀君　川橋　幸子君

太田　豊秋君　加藤　紀文君　坂野　重信君　清水嘉与子君　江田　五月君　北澤　俊美君

加納　時男君　狩野　安君　清水　達雄君　陣内　孝雄君　小川　敏夫君　郡司　彰君

鹿熊　安正君　景山俊太郎君　須藤良太郎君　鈴木　政二君　勝木　健司君　小宮山洋子君

青木　幹雄君　阿部　正俊君　鈴木　正孝君　世耕　弘成君　木俣　佳丈君　久保　亘君

入澤　肇君　有馬　朗人君　関谷　勝嗣君　田中　直紀君　久保　亘君　小林　元君

岩城　光英君　石渡　清元君　田村　公平君　竹山　裕君　小山　峰男君　佐藤　雄平君

岩永　浩美君　市川　一朗君　武見　敬三君　谷川　秀善君　佐藤　泰介君　櫻井　充君

上杉　光弘君　泉　信也君　月原　茂皓君　常田　享詳君　齋藤　勁君　高嶋　良充君

海老原義彦君　入澤　肇君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　笹野　貞子君　千葉　景子君

大野つや子君　岩城　光英君　中島　啓雄君　中島　眞人君　谷林　正昭君　内藤　正光君

加藤　紀文君　岩永　浩美君　中曽根弘文君　中原　爽君　寺崎　昭久君　羽田雄一郎君

狩野　安君　上杉　光弘君　仲道　俊哉君　長峯　基君　直嶋　正行君　長谷川　清君

景山俊太郎君　海老原義彦君　成瀬　守重君　西田　吉宏君　野間　赳君　福山　哲郎君

阿南　一成君　大島　慶久君　野沢　太三君　野間　赳君　長谷川道郎君　堀　利和君

青木　幹雄君　大野つや子君　南野知惠子君　長谷川道郎君　畑　恵君　松前　達郎君

有馬　朗人君　太田　豊秋君　橋本　聖子君　畑　恵君　日出　英輔君　峰崎　直樹君

石井　道子君　加藤　紀文君　林　芳正君　日出　英輔君　星野　朋市君　簗瀬　進君

石渡　清元君　加納　時男君　保坂　三蔵君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　山下八洲夫君

市川　一朗君　狩野　安君　真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君　松村　龍二君　薬科　満治君

泉　信也君　景山俊太郎君　松田　岩夫君　松村　龍二君　水島　裕君　海野　義孝君

入澤　肇君　鹿熊　安正君　三浦　一水君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　加藤　修一君

岩城　光英君　金田　勝年君　溝手　顕正君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　木庭健太郎君

岩永　浩美君　釜本　邦茂君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　白浜　一良君

上杉　光弘君　亀井　郁夫君　森下　博之君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　但馬　久美君

海老原義彦君　亀谷　博昭君　森山　裕君　山内　俊夫君　鶴岡　洋君　浜田卓二郎君

大野つや子君　河本　英典君　柳川　覺治君　浜四津敏子君　日笠　勝之君

加藤　紀文君　木村　仁君　弘友　和夫君　福本　潤一君

狩野　安君　久世　公堯君　益田　洋介君　松　あきら君

景山俊太郎君　佐藤　昭郎君　森本　晃司君　山下　栄一君

阿南　一成君　鴻池　祥肇君　山本　保君　渡辺　孝男君

青木　幹雄君　坂野　重信君　阿部　幸代君　井上　美代君

有馬　朗人君　清水　達雄君　池田　幹幸君　市田　忠義君

石井　道子君　須藤良太郎君　岩佐　恵美君　緒方　靖夫君

石渡　清元君　鈴木　正孝君　大沢　辰美君　笠井　亮君

泉　信也君　関谷　勝嗣君　小池　晃君　小泉　親司君

入澤　肇君　田村　公平君　大門実紀史君

岩城　光英君　武見　敬三君　西山登紀子君

岩永　浩美君　月原　茂皓君　田村　秀昭君

上杉　光弘君　鶴保　庸介君　平野　貞夫君

海老原義彦君　中島　啓雄君　石井　一二君

大野つや子君　中曽根弘文君　西川きよし君

加藤　紀文君　仲道　俊哉君　中村　敦夫君

狩野　安君　成瀬　守重君　菅野　久光君

景山俊太郎君　野沢　太三君

阿南　一成君　南野知惠子君

青木　幹雄君　橋本　聖子君

有馬　朗人君　林　芳正君

石井　道子君　保坂　三蔵君

石渡　清元君　真鍋　賢二君

泉　信也君　松田　岩夫君

入澤　肇君　三浦　一水君

岩城　光英君　溝手　顕正君

岩永　浩美君　森下　博之君

上杉　光弘君　森山　裕君

海老原義彦君　柳川　覺治君

反対者氏名　○名

国家公務員等の任命に関する件「原子力安全委員会委員（鈴木篤之君）及び情報公開審査会委員（櫻井龍子君）」

賛成者氏名　一七八名

阿南　一成君　阿部　正俊君　中島　啓雄君　中島　眞人君　笹野　貞子君　高嶋　良充君
青木　幹雄君　有馬　朗人君　中曽根弘文君　中原　爽君　谷林　正昭君　千葉　景子君
石井　道子君　石渡　清元君　仲道　俊哉君　長峯　基君　寺崎　昭久君　内藤　正光君
泉　信也君　市川　一朗君　成瀬　守重君　西田　吉宏君　直嶋　正行君　羽田雄一郎君
入澤　肇君　岩城　光英君　野沢　太三君　野間　赳君　長谷川　清君　広中和歌子君
岩崎　純三君　岩永　浩美君　林　芳正君　日出　英輔君　福山　哲郎君　藤井　俊男君
上杉　光弘君　海老原義彦君　松田　岩夫君　松村　龍二君　加藤　修一君　本田　良一君
大島　慶久君　大野つや子君　三浦　一水君　水島　裕君　沢　たまき君　円　より子君
太田　豊秋君　加藤　紀文君　溝手　顕正君　宮崎　秀樹君　白浜　一良君　本岡　昭次君
加納　時男君　狩野　安君　森下　博之君　森田　次夫君　高野　博師君　峰崎　直樹君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君　森山　裕君　矢野　哲朗君　続　訓弘君　柳田　稔君
金田　勝年君　釜本　邦茂君　柳川　覺治君　山内　俊夫君　浜田卓二郎君　和田　洋子君
鎌田　要人君　亀井　郁夫君　山崎　力君　山崎　正昭君　日笠　勝之君　渡辺　孝男君
亀谷　博昭君　河本　英典君　山下　英利君　山下　善彦君　福本　潤一君　渡辺　秀央君
木村　仁君　岸　宏一君　山本　一太君　吉村剛太郎君　松　あきら君　西川きよし君
久世　公堯君　久野　恒一君　若林　正俊君　脇　雅史君　益田　洋介君　首藤　久光君
沓掛　哲男君　倉田　寛之君　足立　良平君　浅尾慶一郎君　森本　晃司君　斎藤　十朗君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君　伊藤　基隆君　今井　澄君　山下　栄一君　池田　幹幸君
佐藤　昭郎君　斉藤　滋宣君　今泉　昭君　海野　徹君　山本　保君　岩佐　恵美君
坂野　重信君　清水嘉与子君　江田　五月君　江本　孟紀君　岩本　荘太君　大沢　辰美君
清水　達雄君　陣内　孝雄君　小川　敏夫君　岡崎トミ子君　高橋紀世子君　小池　晃君
須藤良太郎君　鈴木　政二君　勝木　健司君　川橋　幸子君　水野　誠一君　小泉　親司君
鈴木　正孝君　世耕　弘成君　木俣　佳丈君　北澤　俊美君　高橋　令則君　須藤美也子君
関谷　勝嗣君　田中　直紀君　久保　亘君　郡司　彰君　平野　貞夫君　大門実紀史君
田村　公平君　竹山　裕君　小林　元君　小宮山洋子君　石井　一二君　西山登紀子君
武見　敬三君　谷川　秀善君　小山　峰男君　輿石　東君　斎藤　十朗君　畑野　君枝君
月原　茂皓君　常田　享詳君　佐藤　泰介君　佐藤　雄平君　田村　秀昭君　橋本　敦君
鶴保　庸介君　中川　義雄君　齋藤　勁君　櫻井　充君　阿部　幸代君　八田ひろ子君
井上　美代君　林　紀子君　山下　芳生君　吉川　春子君　大渕　絹子君　大脇　雅子君
日下部禧代子君　梶原　敬義君　清水　澄子君　谷本　巍君　田　英夫君　渕上　貞雄君
島袋　宗康君　黒岩　秩子君　中村　敦夫君

国家公務員等の任命に関する件「情報公開審査会委員（清水湛君）」

賛成者氏名　一二五名

阿南　一成君　阿部　正俊君　池田　幹幸君　市田　忠義君
青木　幹雄君　有馬　朗人君　岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
石井　道子君　石渡　清元君　大沢　辰美君　笠井　亮君
泉　信也君　市川　一朗君　小池　晃君　小泉　親司君
入澤　肇君　岩城　光英君　須藤美也子君　大門実紀史君
岩崎　純三君　岩永　浩美君　西山登紀子君　畑野　君枝君
上杉　光弘君　大島　慶久君　橋本　敦君　林　紀子君
大野つや子君　太田　豊秋君　八田ひろ子君　山下　芳生君
加藤　紀文君　加納　時男君　吉岡　吉典君　吉川　春子君
狩野　安君　鹿熊　安正君　大渕　絹子君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君　清水　澄子君　谷本　巍君
田　英夫君　渕上　貞雄君　福島　瑞穂君　山本　正和君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君

金田　勝年君　釜本　邦茂君　柳川　覺治君　山内　俊夫君　佐藤　泰介君　佐藤　雄平君　渡辺　秀央君　島袋　宗康君
鎌田　要人君　亀井　郁夫君　山崎　力君　山崎　正昭君　齋藤　勁君　櫻井　充君　黒岩　秩子君　中村　敦夫君
亀谷　博昭君　河本　英典君　山下　英利君　山下　善彦君　笹野　貞子君　高嶋　良充君　管野　久光君
木村　仁君　岸　宏一君　山本　一太君　吉村剛太郎君　谷林　正昭君　千葉　景子君
久世　公堯君　久野　恒一君　若林　正俊君　脇　雅史君　寺崎　昭久君　内藤　正光君
沓掛　哲男君　倉田　寛之君　魚住裕一郎君　海野　義孝君　直嶋　正行君　羽田雄一郎君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君　大森　礼子君　加藤　修一君　長谷川　清君　広中和歌子君
佐藤　昭郎君　斉藤　滋宣君　風間　昶君　木庭健太郎君　福山　哲郎君　藤井　俊男君
坂野　重信君　清水嘉与子君　沢　たまき君　白浜　一良君　堀　利和君　本田　良一君
清水　達雄君　陣内　孝雄君　高野　博師君　但馬　久美君　松前　達郎君　円　より子君
須藤良太郎君　鈴木　政二君　続　訓弘君　鶴岡　洋君　峰崎　直樹君　本岡　昭次君
鈴木　正孝君　世耕　弘成君　浜田卓二郎君　浜四津敏子君　簗瀬　進君　柳田　稔君
関谷　勝嗣君　田中　直紀君　日笠　勝之君　弘友　和夫君　山下八洲夫君　和田　洋子君
田村　公平君　竹山　裕君　福本　潤一君　益田　洋介君　藁科　滿治君　岩崎　純三君
武見　敬三君　谷川　秀善君　松　あきら君　森本　晃司君　井上　美代君　上杉　光弘君
月原　茂皓君　常田　享詳君　山下　栄一君　山本　保君　市田　忠義君　池田　幹幸君　大島　慶久君
鶴保　庸介君　中川　義雄君　渡辺　孝男君　高橋紀世子君　緒方　靖夫君　岩佐　恵美君　加藤　紀文君
中島　啓雄君　中島　眞人君　松岡滿壽男君　水野　誠一君　笠井　亮君　大沢　辰美君　狩野　安君
中曽根弘文君　中原　爽君　石井　一二君　西川きよし君　小泉　親司君　小池　晃君　加納　時男君
仲道　俊哉君　長峯　基君　斎藤　十朗君　大門実紀史君　須藤美也子君　景山俊太郎君
成瀬　守重君　西田　吉宏君　富樫　練三君　釜本　邦茂君
野沢　太三君　野間　赳君　西山登紀子君　橋本　敦君　亀井　郁夫君
南野知恵子君　長谷川道郎君　畑野　君枝君　八田ひろ子君　河本　英典君
橋本　聖子君　畑　恵君　林　紀子君　宮本　岳志君　入澤　肇君
林　芳正君　日出　英輔君　山下　芳生君　吉岡　吉典君　岩永　浩美君
保坂　三蔵君　星野　朋市君　吉川　春子君　大渕　絹子君　海老原義彦君
真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君　大脇　雅子君　梶原　敬義君　大野つや子君
松田　岩夫君　松村　龍二君　旦下部禮代子君　清水　澄子君　加藤　紀文君
三浦　一水君　水島　裕君　谷本　巍君　照屋　寛徳君　狩野　安君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君　田　英夫君　福島　瑞穂君　有馬　朗人君
森下　博之君　森田　次夫君　渕上　貞雄君　山本　正和君　石井　道子君
森山　裕君　矢野　哲朗君　岩本　荘太君　田村　秀昭君　石渡　清元君
高橋　令則君　平野　貞夫君　泉　信也君
入澤　肇君
岩城　光英君
岸　宏一君
久野　恒一君
倉田　寛之君
佐々木知子君
斉藤　滋宣君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君
鈴木　政二君
世耕　弘成君
田中　直紀君
竹山　裕君

反対者氏名

八九名

足立　良平君　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　今井　澄君
今泉　昭君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　敏夫君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
久保　亘君　郡司　彰君
小林　元君　小宮山洋子君
小山　峰男君　奥石　東君

国家公務員等の任命に関する件「情報公開審査会委員（住田裕子君）」

賛成者氏名

一七九名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
石井　道子君　石渡　清元君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩城　光英君
岩崎　純三君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　海老原義彦君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　亀井　郁夫君
亀谷　博昭君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
久世　公堯君　久野　恒一君
倉田　寛之君　佐々木知子君
沓掛　哲男君　斉藤　滋宣君
佐藤　昭郎君　清水嘉与子君
坂野　重信君　陣内　孝雄君
清水　達雄君　鈴木　政二君
須藤良太郎君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田中　直紀君
田村　公平君　竹山　裕君

武見　敬三君　谷川　秀善君　佐藤　泰介君
月原　茂皓君　常田　享詳君　齋藤　勁君　笹野　貞子君　谷林　正昭君　谷川　秀善君　佐藤　泰介君
鶴保　庸介君　中川　義雄君　櫻井　充君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　羽田雄一郎君　広中和歌子君　富樫　練三君　橋本　敦君　八田ひろ子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　大渕　絹子君　梶原　敬義君　清水　澄子君　照屋　寛徳君　福島　瑞穂君　山本　正和君　中村　敦夫君
中島　啓雄君　中島　眞人君　中原　爽君　長峯　基君　西田　吉宏君　野間　赳君　長谷川道郎君　畑　恵君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山下八洲夫君　薬科　滿治君　海野　義孝君　加藤　修一君　木庭健太郎君　白浜　一良君　但馬　久美君　鶴岡　洋君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　益田　洋介君　森本　晃司君　山本　保君　岩本　荘太君　松岡滿壽男君　田村　秀昭君　平野　貞夫君　石井　一二君　黒岩　秩子君　替野　久光君
中曽根弘文君　長峯　基君　西田　吉宏君　野間　赳君　長谷川道郎君　畑　恵君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　松村　龍二君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　岡崎トミ子君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　小宮山洋子君　奥石　東君
仲道　俊哉君　長峯　基君　西田　吉宏君　野間　赳君　長谷川道郎君　畑　恵君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　松村　龍二君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　岡崎トミ子君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　小宮山洋子君　奥石　東君
成瀬　守重君　野沢　太三君　橋本　聖子君　林　芳正君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　若林　正俊君　足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　小川　敏夫君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小林　元君　小山　峰男君

反対者氏名　三五名

阿部　幸代君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　笠井　亮君
小池　晃君　小泉　親司君
須藤美也子君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
橋本　敦君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
清水　澄子君　谷本　巍君
照屋　寛徳君　田　英夫君
福島　瑞穂君　渕上　貞雄君
山本　正和君　島袋　宗康君
中村　敦夫君

国家公務員等の任命に関する件「情報公開審査会委員（藤田宙靖君）」

賛成者氏名　一九〇名

阿南　一成君　阿部　正俊君　加納　時男君　狩野　安君
青木　幹雄君　有馬　朗人君　鹿熊　安正君　景山俊太郎君
石井　道子君　石渡　清元君　金田　勝年君　釜本　邦茂君
泉　信也君　市川　一朗君　鎌田　要人君　亀井　郁夫君
入澤　肇君　岩城　光英君　亀谷　博昭君　河本　英典君
岩崎　純三君　岩永　浩美君　木村　仁君　岸　宏一君
上杉　光弘君　海老原義彦君　久世　公堯君　久野　恒一君
大島　慶久君　大野つや子君　倉田　寛之君　倉田　寛之君
太田　豊秋君　加藤　紀文君　佐々木知子君　佐々木知子君

森下　博之君　森田　次夫君
森山　裕君　矢野　哲朗君
柳川　覺治君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
足立　良平君　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　今井　澄君
今泉　昭君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　敏夫君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
久保　亘君　郡司　彰君
小林　元君　小宮山洋子君
小山　峰男君　奥石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
笹野　貞子君　高嶋　良充君
谷林　正昭君　千葉　景子君
寺崎　昭久君　内藤　正光君
直嶋　正行君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
堀　利和君　本田　良一君
松前　達郎君　円　より子君
峰崎　直樹君　本岡　昭次君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　和田　洋子君
薬科　滿治君　魚住裕一郎君
海野　義孝君　大森　礼子君

加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
但馬　久美君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
森本　晃司君　山下　栄一君
山本　保君　渡辺　孝男君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
谷本　巍君　照屋　寛徳君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　山本　正和君
岩本　荘太君　高橋紀世子君
松岡滿壽男君　水野　誠一君
高橋　令則君　平野　貞夫君
渡辺　秀央君　石井　一二君
島袋　宗康君　西川きよし君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君
斎藤　十朗君　普野　久光君

反対者氏名

二二名

阿部　幸代君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　笠井　亮君
小池　晃君　小泉　親司君
須藤美也子君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
橋本　敦君　畑野　君枝君

八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君

国家公務員等の任命に関する件「情報公開審査会委員（吉村徳則君）」

賛成者氏名

一三〇名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
石井　道子君　石渡　清元君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩城　光英君
岩崎　純三君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　海老原義彦君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　亀井　郁夫君
亀谷　博昭君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
久世　公堯君　久野　恒一君
沓掛　哲男君　倉田　寛之君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　斉藤　滋宣君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　陣内　孝雄君
須藤良太郎君　鈴木　政二君
鈴木　正孝君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田中　直紀君
田村　公平君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中川　義雄君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　長峯　基君
成瀬　守重君　西田　吉宏君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　長谷川道郎君
橋本　聖子君　畑　恵君
林　芳正君　日出　英輔君
保坂　三蔵君　星野　朋市君
真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
三浦　一水君　水島　裕君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森山　裕君　矢野　哲朗君
柳川　覺治君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
魚住裕一郎君　海野　義孝君
大森　礼子君　加藤　修一君
風間　昶君　木庭健太郎君
沢　たまき君　白浜　一良君
高野　博師君　但馬　久美君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
浜田卓二郎君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　弘友　和夫君
福本　潤一君　益田　洋介君

松　あきら君　森本　晃司君　山下八洲夫君　和田　洋子君　太田　豊秋君　加藤　紀文君　宮崎　秀樹君　森下　博之君
山下　栄一君　山本　保君　薬科　満治君　阿部　幸代君　森田　次夫君　森山　裕君
渡辺　孝男君　岩本　荘太君　井上　美代君　池田　幹幸君　狩野　安君　矢野　哲朗君　柳川　覚治君
高橋紀世子君　松岡滿壽男君　市田　忠義君　岩佐　恵美君　金田　勝年君　鹿熊　安正君　景山俊太郎君　山内　俊夫君　山崎　力君
水野　誠一君　田村　秀昭君　緒方　靖夫君　大沢　辰美君　鎌田　要人君　亀井　郁夫君　山崎　正昭君　山下　英利君
高橋　令則君　平野　貞夫君　笠井　亮君　小池　晃君　亀谷　博昭君　河本　英典君　山下　善彦君　山本　一太君
渡辺　秀央君　石井　一二君　小泉　親司君　須藤美也子君　木村　仁君　岸　宏一君　吉村剛太郎君　若林　正俊君
西川きよし君　斎藤　十朗君　大門実紀史君　富樫　練三君　久世　公堯君　久野　恒一君　脇　雅史君　足立　良平君
西山登紀子君　橋本　敦君　沓掛　哲男君　倉田　寛之君　浅尾慶一郎君　伊藤　基隆君
畑野　君枝君　八田ひろ子君　鴻池　祥肇君　佐々木知子君　今井　澄君　今泉　昭君
林　紀子君　宮本　岳志君　佐藤　昭郎君　斉藤　滋宣君　海野　徹君　江田　五月君
山下　芳生君　吉岡　吉典君　坂野　重信君　清水嘉与子君　江本　孟紀君　小川　敏夫君
吉川　春子君　大渕　絹子君　清水　達雄君　陣内　孝雄君　岡崎トミ子君　勝木　健司君
大脇　雅子君　梶原　敬義君　須藤良太郎君　鈴木　政二君　川橋　幸子君　木俣　佳丈君
日下部禧代子君　清水　澄子君　鈴木　正孝君　世耕　弘成君　北澤　俊美君　久保　亘君
谷本　巍君　照屋　寛徳君　関谷　勝嗣君　田中　直紀君　郡司　彰君　小林　元君
田　英夫君　福島　瑞穂君　田村　公平君　竹山　裕君　小宮山洋子君　佐藤　泰介君
渕上　貞雄君　山本　正和君　武見　敬三君　谷川　秀善君　佐藤　雄平君　齋藤　勁君
島袋　宗康君　黒岩　秩子君　月原　茂皓君　常田　享詳君　櫻井　充君　笹野　貞子君
中村　敦夫君　菅野　久光君　鶴保　庸介君　中川　義雄君　高嶋　良充君　谷林　正昭君
中島　啓雄君　中原　爽君　千葉　景子君　寺崎　昭久君
中曽根弘文君　仲道　俊哉君　長峯　基君　内藤　正光君　直嶋　正行君
成瀬　守重君　西田　吉宏君　羽田雄一郎君　長谷川　清君
野沢　太三君　野間　赳君　広中和歌子君　福山　哲郎君
南野知恵子君　長谷川道郎君　藤井　俊男君　堀　利和君
橋本　聖子君　畑　恵君　本田　良一君　松前　達郎君
林　芳正君　日出　英輔君　円　より子君　峰崎　直樹君
保坂　三蔵君　星野　朋市君　本岡　昭次君　簗瀬　進君
真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君　柳田　稔君　薬科　満治君
松村　龍二君　三浦　一水君　和田　洋子君　海野　義孝君
水島　裕君　溝手　顕正君　魚住裕一郎君

国家公務員等の任命に関する件「中央社会保険医療協議会委員（星野進保君）」

賛成者氏名　二〇〇名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
石井　道子君　石渡　清元君
泉　信也君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩城　光英君
岩崎　純三君　岩永　浩美君
上杉　光弘君　海老原義彦君
大島　慶久君　大野つや子君

大森　礼子君
風間　昶君
沢　たまき君
高野　博師君
続　訓弘君
浜田卓二郎君
日笠　勝之君
福本　潤一君
松　あきら君
山下　栄一君
渡辺　孝男君
井上　美代君
市田　忠義君
緒方　靖夫君
笠井　亮君
小泉　親司君
大門実紀史君
西山登紀子君
畑野　君枝君
林　紀子君
山下　芳生君
吉川　春子君
高橋紀世子君
水野　誠一君
平野　貞夫君
石井　一二君
黒岩　秩子君
斎藤　十朗君

加藤　修一君
木庭健太郎君
白浜　一良君
但馬　久美君
鶴岡　洋君
浜四津敏子君
弘友　和夫君
益田　洋介君
森本　晃司君
山本　保君
阿部　幸代君
池田　幹幸君
岩佐　恵美君
大沢　辰美君
小池　晃君
須藤美也子君
富樫　練三君
橋本　敦君
八田ひろ子君
宮本　岳志君
吉岡　吉典君
岩本　荘太君
松岡滿壽男君
高橋　令則君
渡辺　秀央君
島袋　宗康君
中村　敦夫君
菅野　久光君

清水　澄子君
照屋　寛徳君
福島　瑞穂君
山本　正和君

谷本　巍君
田　英夫君
渕上　貞雄君

日程第一　踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第二　新産業都市建設促進法等を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一六名

阿南　一成君
青木　幹雄君
石井　道子君
泉　信也君
入澤　肇君
岩崎　純三君
上杉　光弘君
海老原義彦君
大野つや子君
加藤　紀文君
狩野　安君
景山俊太郎君
釜本　邦茂君
鎌田　要人君
亀井　郁夫君
河本　英典君
岸　宏一君
久野　恒一君
倉田　寛之君
佐々木知子君
斉藤　滋宣君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君

阿部　正俊君
有馬　朗人君
石渡　清元君
市川　一朗君
岩城　光英君
岩永　浩美君
上野　公成君
大島　慶久君
太田　豊秋君
加納　時男君
鹿熊　安正君
金田　勝年君
鎌田　要人君
亀谷　博昭君
木村　仁君
久世　公堯君
沓掛　哲男君
鴻池　祥肇君
佐藤　昭郎君
坂野　重信君
清水　達雄君
須藤良太郎君

鈴木　政二君
世耕　弘成君
田中　直紀君
竹山　裕君
谷川　秀善君
常田　享詳君
中川　義雄君
中島　眞人君
中原　爽君
長峯　基君
西田　吉宏君
野間　赳君
長谷川道郎君
畑　恵君
日出　英輔君
星野　朋市君
松谷蒼一郎君
松村　龍二君
水島　裕君
宮崎　秀樹君
森田　次夫君
矢野　哲朗君
山内　俊夫君
山崎　正昭君
山下　善彦君
吉村剛太郎君
脇　雅史君
浅尾慶一郎君
今井　澄君
海野　徹君
江本　孟紀君
岡崎トミ子君

鈴木　正孝君
関谷　勝嗣君
田村　公平君
武見　敬三君
月原　茂皓君
鶴保　庸介君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
仲道　俊哉君
成瀬　守重君
野沢　太三君
南野知惠子君
橋本　聖子君
林　芳正君
保坂　三蔵君
真鍋　賢二君
松田　岩夫君
三浦　一水君
溝手　顕正君
森下　博之君
森山　裕君
柳川　覺治君
山崎　力君
山下　英利君
山本　一太君
若林　正俊君
足立　良平君
伊藤　基隆君
今泉　昌君
江田　五月君
小川　敏夫君
勝木　健司君

川橋　幸子君
北澤　俊美君
郡司　彰君
小宮山洋子君
佐藤　雄平君
齋藤　勁君
笹野　貞子君
谷林　正昭君
寺崎　昭久君
直嶋　正行君
長谷川　清君
福山　哲郎君
堀　利和君
松前　達郎君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山下八洲夫君
薬科　滿治君
海野　義孝君
加藤　修一君
木庭健太郎君
白浜　一良君
但馬　久美君
鶴岡　洋君
浜四津敏子君
弘友　和夫君
益田　洋介君
森本　晃司君
山本　保君
渡辺　孝男君
井上　美代君
市田　忠義君

木俣　佳丈君
久保　亘君
小林　元君
小山　峰男君
佐藤　泰介君
齋藤　勁君
笹野　貞子君
谷林　正昭君
寺崎　昭久君
直嶋　正行君
長谷川　清君
福山　哲郎君
堀　利和君
松前　達郎君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山下八洲夫君
薬科　滿治君
海野　義孝君
加藤　修一君
木庭健太郎君
白浜　一良君
但馬　久美君
鶴岡　洋君
浜四津敏子君
弘友　和夫君
益田　洋介君
森本　晃司君
山本　保君
阿部　幸代君
池田　幹幸君
岩佐　恵美君

反対者氏名　一一名

大渕　絹子君
大脇　雅子君
梶原　敬義君
日下部禧代子君

緒方　靖夫君　　大沢　辰美君
笠井　亮君　　小池　晃君
小泉　親司君　　須藤美也子君
大門実紀史君　　富樫　練三君
西山登紀子君　　橋本　敦君
畑野　君枝君　　八田ひろ子君
林　紀子君　　宮本　岳志君
山下　芳生君　　吉岡　吉典君
吉川　春子君　　大渕　絹子君
大脇　雅子君　　梶原　敬義君
日下部禧代子君　　清水　澄子君
谷本　巍君　　照屋　寛徳君
田　英夫君　　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　　山本　正和君
岩本　荘太君　　田名部匡省君
高橋紀世子君　　松岡滿壽男君
水野　誠一君　　田村　秀昭君
髙橋　令則君　　平野　貞夫君
渡辺　秀央君　　石井　一二君
島袋　宗康君　　西川きよし君
黒岩　秩子君　　中村　敦夫君
斎藤　十朗君　　菅野　久光君

反対者氏名　　〇名

日程第三　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第四　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　二一四名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
青木　幹雄君　　有馬　朗人君
石井　道子君　　石渡　清元君
市川　一朗君　　入澤　肇君
岩城　光英君　　岩崎　純三君
岩永　浩美君　　上杉　光弘君
上野　公成君　　海老原義彦君
大島　慶久君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　加藤　紀文君
加納　時男君　　狩野　安君
鹿熊　安正君　　景山俊太郎君
金田　勝年君　　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　　亀井　郁夫君
亀谷　博昭君　　河本　英典君
木村　仁君　　岸　宏一君
久世　公堯君　　久野　恒一君
沓掛　哲男君　　倉田　寛之君
鴻池　祥肇君　　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　　斉藤　滋宣君
坂野　重信君　　清水嘉与子君
清水　達雄君　　陣内　孝雄君
須藤良太郎君　　鈴木　政二君
鈴木　正孝君　　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　　田中　直紀君
田村　公平君　　竹山　裕君
武見　敬三君　　谷川　秀善君
月原　茂皓君　　常田　享詳君
鶴保　庸介君　　中川　義雄君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中曽根弘文君　　中原　爽君
仲道　俊哉君　　長峯　基君
成瀬　守重君　　西田　吉宏君
野沢　太三君　　野間　赳君
南野知惠子君　　長谷川道郎君
橋本　聖子君　　畑　恵君
林　芳正君　　日出　英輔君
保坂　三蔵君　　星野　朋市君
真鍋　賢二君　　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　　松村　龍二君
三浦　一水君　　水島　裕君
溝手　顕正君　　宮崎　秀樹君
森下　博之君　　森田　次夫君
森山　裕君　　矢野　哲朗君
柳川　覺治君　　山内　俊夫君
山崎　力君　　山崎　正昭君
山下　英利君　　山下　善彦君
山本　一太君　　吉村剛太郎君
若林　正俊君　　脇　雅史君
足立　良平君　　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　　今井　澄君
今泉　昭君　　海野　徹君
江田　五月君　　江本　孟紀君
小川　敏夫君　　岡崎トミ子君
勝木　健司君　　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　　北澤　俊美君
久保　亘君　　郡司　彰君
小林　元君　　小宮山洋子君
小山　峰男君　　輿石　東君
佐藤　泰介君　　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　　櫻井　充君
笹野　貞子君　　高嶋　良充君
谷林　正昭君　　千葉　景子君
寺崎　昭久君　　内藤　正光君
直嶋　正行君　　羽田雄一郎君
長谷川　清君　　広中和歌子君
福山　哲郎君　　堀　利和君
松前　達郎君　　円　より子君
峰崎　直樹君　　本岡　昭次君
簗瀬　進君　　山下八洲夫君
薬科　滿治君　　海野　義孝君
加藤　修一君　　風間　昶君
木庭健太郎君　　白浜　一良君
但馬　久美君　　続　訓弘君
鶴岡　洋君　　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　　日笠　勝之君
弘友　和夫君　　福本　潤一君
益田　洋介君　　松　あきら君
山下　栄一君　　山本　保君
渡辺　孝男君　　阿部　幸代君
井上　美代君　　池田　幹幸君
市田　忠義君　　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　　大沢　辰美君
笠井　亮君　　小池　晃君
小泉　親司君　　須藤美也子君
大門実紀史君　　富樫　練三君
西山登紀子君　　橋本　敦君
畑野　君枝君　　八田ひろ子君
林　紀子君　　宮本　岳志君
山下　芳生君　　吉岡　吉典君
吉川　春子君　　大渕　絹子君
大脇　雅子君　　梶原　敬義君
日下部禧代子君　　清水　澄子君
谷本　巍君　　照屋　寛徳君
藤井　俊男君　　本田　良一君
円　より子君　　本岡　昭次君
峰崎　直樹君　　簗瀬　進君
山下八洲夫君　　薬科　滿治君
海野　義孝君　　大森　礼子君
風間　昶君　　沢　たまき君
高野　博師君　　続　訓弘君
浜田卓二郎君　　日笠　勝之君
福本　潤一君　　松　あきら君
山本　保君　　阿部　幸代君
池田　幹幸君　　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　　小池　晃君
須藤美也子君　　富樫　練三君
橋本　敦君　　八田ひろ子君
宮本　岳志君　　吉岡　吉典君
大渕　絹子君　　梶原　敬義君
清水　澄子君　　照屋　寛徳君

田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　山本　正和君
岩本　荘太君　田名部匡省君
高橋紀世子君　松岡滿壽男君
水野　誠一君　田村　秀昭君
高橋　令則君　平野　貞夫君
渡辺　秀央君　石井　一二君
島袋　宗康君　西川きよし君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君
斎藤　十朗君　菅野　久光君

反対者氏名　○名

日程第五　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第六　平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一四名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
石井　道子君　石渡　清元君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩城　光英君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　海老原義彦君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　加藤　紀文君
加納　時男君　狩野　安君
鹿熊　安正君　景山俊太郎君
金田　勝年君　釜本　邦茂君
鎌田　要人君　亀井　郁夫君
亀谷　博昭君　河本　英典君
木村　仁君　岸　宏一君
久世　公堯君　久野　恒一君
沓掛　哲男君　倉田　寛之君
鴻池　祥肇君　佐々木知子君
佐藤　昭郎君　斉藤　滋宣君
坂野　重信君　清水嘉与子君
清水　達雄君　陣内　孝雄君
須藤良太郎君　鈴木　政二君
鈴木　正孝君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　田中　直紀君
田村　公平君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
月原　茂皓君　常田　享詳君
鶴保　庸介君　中川　義雄君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
仲道　俊哉君　長峯　基君
成瀬　守重君　西田　吉宏君
野沢　太三君　野間　赳君
南野知惠子君　長谷川道郎君
橋本　聖子君　畑　恵君
林　芳正君　日出　英輔君
保坂　三蔵君　星野　朋市君
真鍋　賢二君　松谷蒼一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君
三浦　一水君　水島　裕君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森下　博之君　森田　次夫君
森山　裕君　矢野　哲朗君
柳川　覺治君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山下　善彦君
山本　一太君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
足立　良平君　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　今井　澄君
今泉　昭君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　敏夫君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
久保　亘君　郡司　彰君
小林　元君　小宮山洋子君
小山　峰男君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
笹野　貞子君　高嶋　良充君
谷林　正昭君　千葉　景子君
寺崎　昭久君　内藤　正光君
直嶋　正行君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
堀　利和君　本田　良一君
松前　達郎君　円　より子君
峰崎　直樹君　本岡　昭次君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　和田　洋子君
薬科　滿治君　魚住裕一郎君
海野　義孝君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
但馬　久美君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山下　栄一君　山本　保君
渡辺　孝男君　阿部　幸代君
井上　美代君　池田　幹幸君
市田　忠義君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
笠井　亮君　小池　晃君
小泉　親司君　須藤美也子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　橋本　敦君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
山下　芳生君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大渕　絹子君
大脇　雅子君　梶原　敬義君
日下部禧代子君　清水　澄子君
谷本　巍君　照屋　寛徳君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　山本　正和君
岩本　荘太君　田名部匡省君
高橋紀世子君　松岡滿壽男君
水野　誠一君　田村　秀昭君
高橋　令則君　平野　貞夫君
渡辺　秀央君　石井　一二君
島袋　宗康君　西川きよし君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君
斎藤　十朗君　菅野　久光君

反対者氏名　○名

日程第七　平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第九　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一二三名

阿南　一成君　阿部　正俊君　青木　幹雄君　有馬　朗人君　石井　道子君　石渡　清元君　市川　一朗君　入澤　肇君　岩城　光英君　岩崎　純三君　岩永　浩美君　上杉　光弘君　上野　公成君　海老原義彦君　大野つや子君　大島　慶久君　太田　豊秋君　加藤　紀文君　加納　時男君　狩野　安君　鹿熊　安正君　景山俊太郎君　金田　勝年君　釜本　邦茂君　亀井　郁夫君　亀谷　博昭君　河本　英典君　岸　宏一君　木村　仁君　久野　恒一君　久世　公堯君　倉田　寛之君　佐々木知子君　斉藤　滋宣君　坂野　重信君　清水嘉与子君　清水　達雄君　須藤良太郎君　鈴木　政二君　鈴木　正孝君　世耕　弘成君　関谷　勝嗣君　田中　直紀君　田村　公平君　竹山　裕君　谷川　秀善君　月原　茂皓君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君　中曽根弘文君　仲道　俊哉君　成瀬　守重君　野沢　太三君　南野知恵子君　橋本　聖子君　林　芳正君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君　松田　岩夫君　三浦　一水君　溝手　顕正君　森下　博之君　森山　裕君　柳川　覺治君　山崎　力君　山下　英利君　山本　一太君　若林　正俊君　魚住裕一郎君　大森　礼子君　風間　昶君　沢　たまき君　高野　博師君　続　訓弘君　浜田卓二郎君　日笠　勝之君　福本　潤一君　松　あきら君　山本　保君　中川　義雄君　中島　眞人君　中原　爽君　長峯　基君　西田　吉宏君　野間　赳君　長谷川道郎君　畑　恵君　日出　英輔君　星野　朋市君　松谷蒼一郎君　松村　龍二君　水島　裕君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君　矢野　哲朗君　山内　俊夫君　山崎　正昭君　山下　善彦君　吉村剛太郎君　脇　雅史君　海野　義孝君　加藤　修一君　木庭健太郎君　白浜　一良君　但馬　久美君　鶴岡　洋君　浜四津敏子君　弘友　和夫君　益田　洋介君　山下　栄一君　渡辺　孝男君　高橋紀世子君　西川きよし君　石井　一二君　斎藤　十朗君

反対者氏名　九一名

足立　良平君　伊藤　基隆君　今泉　昭君　江田　五月君　小川　敏夫君　勝木　健司君　木俣　佳丈君　久保　亘君　小林　元君　小山　峰男君　佐藤　泰介君　齋藤　勁君　笹野　貞子君　谷林　正昭君　寺崎　昭久君　直嶋　正行君　長谷川　清君　福山　哲郎君　本田　良一君　円　より子君　本岡　昭次君　柳田　稔君　和田　洋子君　阿部　幸代君　池田　幹幸君　岩佐　恵美君　大沢　辰美君　小池　晃君　浅尾慶一郎君　今井　澄君　海野　徹君　江本　孟紀君　岡崎トミ子君　川橋　幸子君　北澤　俊美君　郡司　彰君　小宮山洋子君　輿石　東君　佐藤　雄平君　櫻井　充君　高嶋　良充君　千葉　景子君　内藤　正光君　羽田雄一郎君　広中和歌子君　藤井　俊男君　松前　達郎君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　山下八洲夫君　薬科　滿治君　井上　美代君　市田　忠義君　緒方　靖夫君　笠井　亮君　小泉　親司君　須藤美也子君　富樫　練三君　橋本　敦君　八田ひろ子君　宮本　岳志君　吉岡　吉典君　大渕　絹子君　梶原　敬義君　清水　澄子君　照屋　寛徳君　福島　瑞穂君　山本　正和君　田名部匡省君　水野　誠一君　高橋　令則君　渡辺　秀央君　黒岩　秩子君　菅野　久光君　大門実紀史君　西山登紀子君　畑野　君枝君　林　紀子君　山下　芳生君　吉川　春子君　大脇　雅子君　日下部禧代子君　谷本　巍君　田　英夫君　渕上　貞雄君　岩本　荘太君　松岡滿壽男君　田村　秀昭君　平野　貞夫君　島袋　宗康君　中村　敦夫君

日程第八　法人税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一八〇名

阿南　一成君　阿部　正俊君　青木　幹雄君　有馬　朗人君　石井　道子君　石渡　清元君　市川　一朗君　入澤　肇君　岩城　光英君　岩崎　純三君　岩永　浩美君　上杉　光弘君　上野　公成君　海老原義彦君　大島　慶久君　大野つや子君　太田　豊秋君　岡野　裕君　加藤　紀文君　加納　時男君

狩野　安君　鹿熊　安正君
景山俊太郎君　金田　勝年君
釜本　邦茂君　鎌田　要人君
亀井　郁夫君　亀谷　博昭君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　久世　公堯君
久野　恒一君　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
斉藤　滋宣君　坂野　重信君
清水嘉与子君　清水　達雄君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君　鈴木　正孝君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田中　直紀君　田村　公平君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
長峯　基君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知惠子君
長谷川道郎君　橋本　聖子君
畑　恵君　林　芳正君
日出　英輔君　保坂　三蔵君
星野　朋市君　真鍋　賢二君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　三浦　一水君
水島　裕君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森山　裕君
矢野　哲朗君　柳川　覺治君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　足立　良平君
浅尾慶一郎君　伊藤　基隆君
今井　澄君　今泉　昭君
海野　徹君　江田　五月君
江本　孟紀君　小川　敏夫君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
川橋　幸子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　久保　亘君
郡司　彰君　小林　元君
小宮山洋子君　小山　峰男君
輿石　東君　佐藤　泰介君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　笹野　貞子君
高嶋　良充君　谷林　正昭君
千葉　景子君　寺崎　昭久君
内藤　正光君　直嶋　正行君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤井　俊男君　堀　利和君
本田　良一君　松前　達郎君
峰崎　直樹君　本岡　昭次君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　和田　洋子君
薬科　満治君　魚住裕一郎君
海野　義孝君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
但馬　久美君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　浜田卓二郎君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山下　栄一君　山本　保君
渡辺　孝男君　岩本　荘太君
田名部匡省君　高橋紀世子君
松岡滿壽男君　水野　誠一君
田村　秀昭君　髙橋　令則君
平野　貞夫君　渡辺　秀央君
石井　一二君　西川きよし君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君
斎藤　十朗君　菅野　久光君

反対者氏名　三四名

阿部　幸代君　井上　美代君
池田　幹幸君　市田　忠義君
岩佐　恵美君　緒方　靖夫君
大沢　辰美君　笠井　亮君
小池　晃君　小泉　親司君
須藤美也子君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
橋本　敦君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　山下　芳生君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
梶原　敬義君　日下部禧代子君
清水　澄子君　谷本　巍君

日程第一〇　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一一　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

照屋　寛徳君　田　英夫君
福島　瑞穂君　渕上　貞雄君
山本　正和君　島袋　宗康君

賛成者氏名　一二三名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
石井　道子君　石渡　清元君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩城　光英君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　海老原義彦君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡野　裕君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　鹿熊　安正君
景山俊太郎君　金田　勝年君
釜本　邦茂君　鎌田　要人君
亀井　郁夫君　亀谷　博昭君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　久世　公堯君
久野　恒一君　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
斉藤　滋宣君　坂野　重信君
清水嘉与子君　清水　達雄君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君

世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田中　直紀君　田村　公平君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
長峯　基君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知恵子君
長谷川道郎君　橋本　聖子君
畑　恵君　林　芳正君
日出　英輔君　保坂　三蔵君
星野　朋市君　真鍋　賢二君
松谷蒼一郎君　松田　岩夫君
松村　龍二君　三浦　一水君
水島　裕君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森下　博之君
森田　次夫君　森山　裕君
矢野　哲朗君　柳川　覺治君
山内　俊夫君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山下　善彦君　山本　一太君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　雅史君　魚住裕一郎君
海野　義孝君　大森　礼子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　沢　たまき君
白浜　一良君　高野　博師君
但馬　久美君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　浜田卓二郎君

浜四津敏子君　日笠　勝之君
弘友　和夫君　福本　潤一君
益田　洋介君　松　あきら君
山下　栄一君　山本　保君
渡辺　孝男君　高橋紀世子君
石井　一二君　西川きよし君
斎藤　十朗君

反対者氏名　九一名

足立　良平君　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　今井　澄君
今泉　昭君　海野　徹君
江田　五月君　江本　孟紀君
小川　敏夫君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　川橋　幸子君
木俣　佳丈君　北澤　俊美君
久保　亘君　郡司　彰君
小林　元君　小宮山洋子君
小山　峰男君　奥石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　雄平君
齋藤　勁君　櫻井　充君
笹野　貞子君　高嶋　良充君
谷林　正昭君　千葉　景子君
寺崎　昭久君　内藤　正光君
直嶋　正行君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　広中和歌子君
福山　哲郎君　藤井　俊男君
堀　利和君　本田　良一君
松前　達郎君　円　より子君
峰崎　直樹君　本岡　昭次君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山下八洲夫君　和田　洋子君

薬科　滿治君　阿部　幸代君
井上　美代君　池田　幹幸君
市田　忠義君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
笠井　亮君　小池　晃君
小泉　親司君　須藤美也子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　橋本　敦君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
山下　芳生君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大渕　絹子君
大脇　雅子君　梶原　敬義君
日下部禧代子君　清水　澄子君
谷本　巍君　照屋　寛徳君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　山本　正和君
田名部匡省君　松岡滿壽男君
水野　誠一君　田村　秀昭君
高橋　令則君　平野　貞夫君
渡辺　秀央君　島袋　宗康君
黒岩　秩子君　中村　敦夫君
菅野　久光君

日程第一二　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一四名

阿南　一成君　阿部　正俊君
青木　幹雄君　有馬　朗人君
石井　道子君　石渡　清元君
市川　一朗君　入澤　肇君
岩城　光英君　岩崎　純三君
岩永　浩美君　上杉　光弘君
上野　公成君　海老原義彦君
大島　慶久君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡野　裕君
加藤　紀文君　加納　時男君
狩野　安君　鹿熊　安正君
景山俊太郎君　金田　勝年君
釜本　邦茂君　鎌田　要人君
亀井　郁夫君　亀谷　博昭君
河本　英典君　木村　仁君
岸　宏一君　久世　公堯君
久野　恒一君　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　昭郎君
斉藤　滋宣君　坂野　重信君
清水嘉与子君　清水　達雄君
陣内　孝雄君　須藤良太郎君
鈴木　政二君　鈴木　正孝君
世耕　弘成君　関谷　勝嗣君
田中　直紀君　田村　公平君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　月原　茂皓君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　仲道　俊哉君
長峯　基君　成瀬　守重君
西田　吉宏君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知恵子君
長谷川道郎君　橋本　聖子君
畑　恵君　林　芳正君

日出　英輔君　　保坂　三蔵君
星野　朋市君　　真鍋　賢二君
松谷蒼一郎君　　松田　岩夫君
松村　龍二君　　三浦　一水君
水島　裕君　　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　　森下　博之君
森田　次夫君　　森山　裕君
矢野　哲朗君　　柳川　覺治君
山内　俊夫君　　山崎　力君
山崎　正昭君　　山下　英利君
山下　善彦君　　山本　一太君
吉村剛太郎君　　若林　正俊君
脇　雅史君　　足立　良平君
浅尾慶一郎君　　伊藤　基隆君
今井　澄君　　今泉　昭君
海野　徹君　　江田　五月君
江本　孟紀君　　小川　敏夫君
岡崎トミ子君　　勝木　健司君
川橋　幸子君　　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　　久保　亘君
郡司　彰君　　小林　元君
小宮山洋子君　　小山　峰男君
佐藤　泰介君　　齋藤　勁君
佐藤　雄平君　　笹野　貞子君
櫻井　充君　　谷林　正昭君
高嶋　良充君　　寺崎　昭久君
千葉　景子君　　直嶋　正行君
内藤　正光君　　長谷川　清君
羽田雄一郎君　　福山　哲郎君
広中和歌子君　　堀　利和君
藤井　俊男君　　松前　達郎君
本田　良一君

円　より子君　　峰崎　直樹君
本岡　昭次君　　簗瀬　進君
柳田　稔君　　山下八洲夫君
和田　洋子君　　薬科　滿治君
魚住裕一郎君　　海野　義孝君
大森　礼子君　　加藤　修一君
風間　昶君　　木庭健太郎君
沢　たまき君　　白浜　一良君
高野　博師君　　但馬　久美君
続　訓弘君　　鶴岡　洋君
浜田卓二郎君　　浜四津敏子君
日笠　勝之君　　弘友　和夫君
福本　潤一君　　松　あきら君
山下　栄一君　　山本　保君
渡辺　孝男君　　阿部　幸代君
井上　美代君　　池田　幹幸君
市田　忠義君　　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　　大沢　辰美君
笠井　亮君　　小池　晃君
小泉　親司君　　須藤美也子君
大門実紀史君　　富樫　練三君
西山登紀子君　　橋本　敦君
畑野　君枝君　　八田ひろ子君
林　紀子君　　宮本　岳志君
山下　芳生君　　吉岡　吉典君
吉川　春子君　　大渕　絹子君
大脇　雅子君　　梶原　敬義君
日下部禧代子君　　清水　澄子君
谷本　巍君　　照屋　寛徳君
田　英夫君　　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　　山本　正和君
岩本　荘太君　　田名部匡省君

高橋紀世子君　　松岡滿壽男君
水野　誠一君　　田村　秀昭君
髙橋　令則君　　平野　貞夫君
渡辺　秀央君　　石井　一二君
島袋　宗康君　　西川きよし君
黒岩　秩子君　　中村　敦夫君
斎藤　十朗君　　菅野　久光君

反対者氏名　　○名

高速横浜環状北線計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年二月二十三日

福島　瑞穂

参議院議長　井上　裕殿

高速横浜環状北線計画に関する質問主意書

いま地球上では、地球温暖化問題、有害化学物質による人類や各種生物の健康障害、生態系の破壊と異変などの事態が進んでいる。それらの地球危機を、政治、行政の責にあるものが一致して認識し、地球全体を救うための施策を進めることが現代の世界的課題となっている。中でも交通システムについては環境負荷の大きい自動車の走行を削減し、環境負荷の小さい鉄道交通の活用などの対策が求められている状況にある。

ところが神奈川県では、自動車の走行をますます助長する高速横浜環状北線計画（以下「北線計画」という。）が進められている。北線計画は、平成十一年十二月十七日に環境影響評価書が作成され、建設省に送付され、関係機関の意見を聴取した後、平成十二年六月一日に最終的な修正環境影響評価書（以下「修正評価書」という。）が作成され、平成十二年七月十四日に都市計画決定が行われた。これに基づき、建設大臣は平成十二年十二月二十八日付け「首都高速道路公団法第三十条第一項の基本計画の変更について」と題する書信により、横浜市長に対して基本計画についての協議を申し入れている。

しかしながら、北線計画事業の実施では、既に劣悪となっている神奈川県下の大気汚染に係る環境基準の実現は到底期待できず、環境影響評価法第三条「環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減する」よう努めなければならないとした国の責務、さらに同法第三十三条及び第三十七条において「環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査」しなければならないとし、審査結果によっては「当該免許等を拒否する処分」を行うことができるとした国の責務が果たされるとは考えられない。

そこで、この北線計画とその都市計画決定過程への疑義について以下質問する。

一　北線計画の環境影響評価について

本来環境影響評価とは、当該公共投資計画を実施するに先立って、環境に対するマイナスの影響を最小にとどめ、事業実施後の各項目についての環境基準が確保されることを目的として、環境に対する諸事項を予測、評価するものである。ところが北線計画の環境影響評価には、幾つかのあいまい事項、事実に反している点がある。

1　平成十二年三月十三日に、環境庁長官（当時）は北線計画についての意見書を建設大臣（当時）に提出し、北線計画の予定地域では現在でも窒素酸化物、浮遊粒子状物質による大気汚染が著しく、多くの観測点で環境基準に達しておらず、「近年の汚染状況等を勘案すれば、将来の周辺大気環境が現況より大幅に改善するとした予測結果については不確実性が高く、関係者間で連携を図りつつ、更なる対策の推進が必要と考える。」と述べている。そして、窒素酸化物を高効率で除去できる脱硝装置や浮遊粒子状物質を高効率で除去できる集塵装置を設置することを求め、それらの設置措置について修正評価書に書き込むよう求めている。環境庁長官のこれらの意見は、修正評価書に反映されていないが、現在の環境省はこれを十分と考えているのか。

2　さらに環境庁長官は、「①明り部からの沿道大気への影響を低減することを目的とした道路構造を含む対策、②事業者の管理する対象道路以外の周辺道路における、大気への環境負荷の低減を目的とした対策」を具体的に上げて、「所要の措置を実施に移す」ことを求めている。これらの措置の実施についても修正評価書には反映されていないが、環境省はこれも十分として受け入れているのか。

3　環境庁長官は、北線計画予定地域の周辺各地で環境基準に達していない騒音についても、供用時、工事中双方について予測・評価とその対策を求めている。これら騒音についての措置は修正評価書には反映されていないが、環境省はこれも十分として環境影響評価を受け入れているのか。

4　神奈川県は「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」（以下「削減計画」という。）を策定し、北線計画に関する環境影響評価では、高速横浜環状北線（以下「横環北線」という。）の供用後においても、削減計画に基づいて大気環境が改善されるとしている。しかし、現状ですら、大気環境は改善しておらず、横環北線の供用後に大気環境が改善し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の環境基準が確保できるという予測に根拠があるとは考え難い。現在においても環境省は、北線計画の環境影響評価書に書かれた予測が妥当であると考えるのか。

5　以上に示したように、神奈川県は環境庁長官の意見書で求められたことを修正評価書には反映せず、環境基準達成予測の根拠も示さず、環境庁の指摘に応えることなく都市計画決定を行っている。建設大臣は、そのような都市計画決定に基づいて基本計画の変更協議を申し入れていることになるが、都市計画決定のもとになったこのような修正評価書が、十分なものであると認識した上で変更協議を申し入れたのか。あるいは認識していなかったのか。

6　一九九九年十一月、工事予定地域の鶴見川多目的遊水地で、ダイオキシン、PCBに汚染された土壌が発見された。住民は道路工事によって汚染土壌が飛散して健康障害を受けることを恐れ、これを北線計画の環境影響評価の評価項目とするよう要求したが、神奈川県はこれを行わなかった。ダイオキシン、PCBは猛毒の物質であり、政府としての対策も進められており、これらを評価項目に加えた環境影響評価をやり直すよう求めるべきではないか。

7　環境影響評価書には、不可欠の役割を果たす各種環境計測データに正確さが欠け、統一性にも欠けるものもある。例えば生麦では、最も大気汚染の激しい地域は「産業道路」に面した生麦交差点であることは明らかだが、その地点の観測データはなく、あえてそこから数百メートル住宅街に入った生麦小学校のデータを生麦のデータとして示すなどの方法である。北線計画の事業推進のため作為的な数字を作り上げた手前味噌の手法と言わざるを得ない。このような手法で、現状の大気汚染を正しく把握できると考えるか。

8　環境影響評価書は、浮遊粒子状物質の汚染対策として道路路面を定期的に清掃すれば改善できるかのように述べている。これは、同物質の汚染について無知であるか、環境影響評価に関する法令をあえて愚弄する行為のいずれかである。このような神奈川県の姿勢は、極めて悪質なものと言わざるを得ないが、これに対する政府の見解はどうか。

二　本件計画道路の交通量及び収支並びに関係自治体の財政に対する影響について

北線計画によれば、横環北線の交通量を一日当たり四万台から五万四千台と推計している。過去の計画交通量と実績及び工事費の計画金額と実績を見ると、交通量は過大に推計し、工事費は過少に見積もった事例が数多い。東京湾アクアラインでは計画交通量は一日三万五千台であったのに、実績は一万台程度、計画工事費は一兆千五百億円であったのに実際の工事費は一兆四千五百億円となったのはその一例である。総務庁行政監察局も首都高速公団に対する監察報告で、「基本計画」指示段階での事業費見積りの精度を上げるよう勧告している。

1　北線計画の交通量の推定が出されたのは、この行政監察局の監察報告が出される以前であったが、その後、交通量の改定は行われていない。それでも政府は、この北線計画の事業費見積りが、適正な水準まで精度を上げたものであると受けとめているのか。

2　建設工事費は平成十三年になって、三千五十億円から四千百七十億円に増加し、しかも公費負担分は二十五％から三十五％に増額となった。この増加は直ちに関係自治体の財政支出の増加に直結し、自治体住民の税負担の増加に帰結する。地方自治体の財政は悪化し、とても工事費の追加を許せるような状態ではなく、政府は国民生活の安定を確保する立場からも、自治体が追加支出をしなければならないような状態にならないよう計画工事費の見積りを精査すべきであると考えるが、これについての政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成十三年三月二十七日

内閣総理大臣　森　喜朗　殿

参議院議長　井上　裕　殿

参議院議員福島瑞穂君提出高速横浜環状北線計画に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出高速横浜環状北線計画に関する質問に対する答弁書

一の1について

建設大臣は、高速横浜環状北線（以下「横浜環状北線」という。）に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）について、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条（以下「読替え後の法第二十四条」という。）の規定に基づき、評価書についての環境庁長官意見（以下「環境庁長官意見」という。）を勘案して、都市計画決定権者である神奈川県に対し意見を述べたところである。

神奈川県は、法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条（以下「読替え後の法第二十五条」という。）の規定に基づき、当該建設大臣意見を勘案して、窒素酸化物を高効率で除去可能な脱硝装置及び浮遊粒子状物質を高効率で除去可能な集じん装置について評価書の補正を行ったものと考えている。

一の2について

建設大臣は、評価書について、読替え後の法第二十四条の規定に基づき、環境庁長官意見を勘案して、神奈川県に対し意見を述べたところである。

神奈川県は、読替え後の法第二十五条の規定に基づき、当該建設大臣意見を勘案して、明り部からの沿道の大気への影響を低減することを目的とした対策及び事業者の管理する、対象道路以外の周辺道路における、大気への環境負荷の低減を目的とした対策について評価書の補正を行ったものと考えている。

一の3について

建設大臣は、評価書について、読替え後の法第二十四条の規定に基づき、環境庁長官意見を勘案して、神奈川県に対し意見を述べたところである。

神奈川県は、読替え後の法第二十五条の規定に基づき、当該建設大臣意見を勘案して、供用時の騒音についての予測及び評価並びに工事中の騒音についての予測、評価及び対策について評価書の補正を行ったものと考えている。

一の4について

環境省においては、近年の汚染状況等を勘案すれば、将来の周辺大気環境が現況より大幅に改善するとした評価書の予測結果については不確実性が高く、関係者間で連携を図りつつ、更なる対策の推進が必要であり、また、工事中、供用時を通じて、関係機関と協力しつつ、大気環境等に係る事後調査を実施するとともに、その調査結果に応じて適切な措置を講ずることが必要であると考えている。

その旨は環境庁長官意見としても述べたところであり、神奈川県は、読替え後の法第二十五条の規定に基づき、当該意見を勘案した建設大臣意見を勘案して、評価書の補正を行ったものと考えている。

一の5について

一の1についてから一の4についてまでで述べたとおり、神奈川県は環境庁長官意見を勘案した建設大臣意見を勘案して、評価書の補正を行ったものと考えており、横浜環状北線に関する都市計画については、建設大臣が、法第四十二条の規定に基づき、環境保全について適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査した上で同意し、神奈川県がこれを決定したものである。

横浜環状北線については、このようにして決定された都市計画を受けて、建設大臣は、横浜市等に対し首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第三十条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、基本計画の変更の協議を申し入れたものである。

一の6について

横浜環状北線の環境影響評価の評価項目は、神奈川県により適正に選定されたものと理解している。

また、当該環境影響評価は、適正な手続を経て行われたものと考えている。

なお、御指摘のポリ塩化ビフェニル及びダイオキシンに汚染された土壌が発見された地点は、横浜環状北線の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第五項の都市施設の区域をいう。）の外であると承知している。

一の7について

横浜環状北線の建設予定位置と大気汚染常時監視測定局の設置状況等を踏まえるならば、神奈川県が採った大気汚染の調査手法によって、評価書における大気汚染の現状把握は適正に行われたものと考えている。

一の8について

補正後の評価書には、定期的な路面清掃の実施のほか、「トンネル内の排気ガスは、換気設備により十分に希釈し、拡散させることにより、周辺に与える影響を小さくするとともに、換気所において、浮遊粒子状物質を高効率で除去可能な集じん装置を設置」することが記載されており、浮遊粒子状物質の汚染対策は適正なものであると考えている。

二について

事業費のうち、工事費は、既存の地質データや鉄道等の交差を考慮し、適切な構造、工法を選定した上、過去の同種構造物における実績を基に算出している。また、用地費及び補償費は、路線価、過去の実績等を基に算出しており、事業費の見積りは適正なものと考えている。

民間移送会社による精神障害者の移送に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十三年三月一日

参議院議長　井上　裕殿　　櫻井　充

民間移送会社による精神障害者の移送に関する質問主意書

最近、民間移送会社が保護者に対して法外な料金を請求したり、民間移送会社の判断で入院先を決定したりしているが、法律には触れていないという。このような現在の法整備では、患者の人権は十分に守られていないと思われる。そこで以下質問する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　精神障害者又はその疑いのある者の保護者が、本人の同意なしにその者を精神病院へ入院させる場合、保健所を経て都道府県知事に申請すれば、これは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に従って措置され、医師の診察及び確認が行われる。しかし、保護者が都道府県知事に申請せず、最初から民間移送会社に依頼した場合、医師の診察及び確認は必ずしも行われていない。政府はこのような異なる取扱いを認めるのか、見解を示されたい。

二　一のように、保護者が最初に相談した場所によってその後の対応が異なってしまうことは問題であると考えるが、これは法律上の不備ではないのか、政府の見解を示されたい。

三　民間移送会社が精神障害者又はその疑いのある者を医師の診察及び確認なしに移送する場合、患者の人権は保たれるのか。保たれるとすれば、それは何の法律によって担保されているのか。

四　民間移送会社は主として、書類審査により都道府県公安委員会に認定された警備会社の体裁をとっている。医療行政側が移送業者の実態を把握する手段を持たないのは問題と考えるが、政府の見解を示されたい。

五　今後、このような民間移送会社に対して、厚生労働省として何らかの指導・監督を行う予定はあるのか、見解を示されたい。

右質問する。

平成十三年三月二十七日

参議院議長　井上　裕殿

内閣総理大臣　森　喜朗

参議院議員櫻井充君提出民間移送会社による精神障害者の移送に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出民間移送会社による精神障害者の移送に関する質問に対する答弁書

一及び二について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）においては、精神障害者本人の同意に基づく任意入院（法第二十二条の三）以外の入院形態として、措置入院（法第二十九条）、医療保護入院（法第三十三条）等が規定されている。

御指摘のひきこもりの症状が見られる精神障害者とは、どのような症状を指すかが必ずしも明らかではないが、一般には自身を傷つけ又は他人を害するおそれはない場合が多いと考えられ、仮にこのような場合に精神障害者の保護者から法第二十三条の申請があっても、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長を含む。以下同じ。）は法第二十七条第一項に規定する精神保健指定医による診察の措置を講ずることはないと考えられる。

一方、精神障害者が任意で精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。）を受診することがあるが、その際に民間の移送サービスを利用するか否かにかかわらず、医療保護入院をさせるためには精神保健指定医による診察が必須とされており、その診察において医療及び保護のため入院の必要があると判断されれば、精神病院の管理者は保護者の同意を得て医療保護入院をさせることができる。また、医療保護入院の必要がない場合は、精神障害者本人の意思に基づき、任意入院又は通院により適切な医療が提供されることとなる。

以上のように、精神障害者の入院形態等に差異が生ずるのは、都道府県知事に対する申請等の有無によるためではなく、個々の精神障害者の症状に即した適切な医療及び保護を提供するためであり、また、精神障害者本人を同意なしに精神病院に入院させる場合には、受診に際して民間の移送サービスを利用するか否かにかかわらず、精神保健指定医の診察が必須とされていることから、御指摘のような法律上の不備はないと考えている。

三について

精神障害者が任意で精神病院を受診する際に、移動の便を得るために民間の移送サービスを利用することは否定されないが、その際に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十条に規定する逮捕又は監禁のような犯罪行為が行われてはならないのは当然のことである。

また、一及び二についてで述べたとおり、精神障害者を本人の同意なしに精神病院に入院させる場合には、精神保健指定医の診察が必須とされている。

四及び五について

御指摘のような移送サービスを行っている民間事業者が警備業者として都道府県公安委員会の認定を受けている場合には、その警備業務の実態は都道府県公安委員会が把握し得るところであり、この内容を必要に応じて各都道府県等の精神保健福祉部局が把握することは可能である。また、厚生労働省においては、平成九年度厚生科学研究費補助金により実施した「精神障害者の人権擁護に関する研究」において、全国の保健所を通じて民間事業者による精神障害者の搬送の状況等を調査するとともに、現在、都道府県、財団法人全国精神障害者家族会連合会等を通じて民間事業者による移送事例に関する調査を実施しているところである。

これらの調査結果等を踏まえ、精神障害者に対する適切な医療及び保護を確保する観点から必要であると判断される場合には、精神障害者及びその家族に対する情報提供等を図ってまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十三年三月二十八日

○国第百五十一回会 参議院会議録第十三号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

国土交通委員長　今泉　昭

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成十三年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申出制度を創設する等のものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、平成十三年度一般会計予算に踏切保安設備の整備費補助として、二億五千万円が計上されている。

なお、平成十三年度道路整備特別会計予算に踏切除却・連続立体交差事業の事業費補助として、総額千五百四十七億円が積算されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、踏切道の改良は、緊急性の高いものから重点的に行うことにより、踏切事故の防止及び交通の円滑化に資すること。

二、全国に約千箇所あるとされる交通遮断量の著しく多いいわゆるボトルネック踏切は、今後十年間で半減させることを目標とし、当面の五年間は、国土交通大臣の迅速な指定、裁定制度の活用等により積極的な事業の実施に努めること。

三、踏切保安設備の整備については、税財政上の支援措置の活用により、鉄道事業者を督励して、一層の促進を図ること。

四、踏切の統廃合等踏切道の改良は住民生活にも大きな影響があることから、都道府県知事の申出制度の運用に当たっては、住民の意見反映に努めること。

五、踏切保安設備の整備等踏切道の改良に当たっては、高齢者、身体障害者等の安全な利用に配慮すること。

右決議する。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十五日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「に従い、平成八年度」を「に該当する踏切道のうち、平成十三年度」に、「含む。）」を「含む。以下同じ。）又は保安設備の整備」に、「踏切道について」を「ものについて」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する踏切道であつて前項の国土交通省令で定める基準に該当するもののうち、平成十三年度以降の五箇年間において立体交差化、構造の改良又は保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道について、その改良の方法を示して、同項の規定による指定をすべき旨を国土交通大臣に申し出ることができる。

第三条第三項中「又は前項」を削り、「その旨を、当該鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）及び道路管理者（前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。）又は当該鉄道事業者に」を「立体交差化又は構造の改良に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び道路管理者並びに第二項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し、その旨を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県知事は、前項の規定により第一項の規定による指定をすべき旨の申出をしようとするときは、あらかじめ、立体交差化又は構造の改良に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者（軌道経営者を含む。以下同じ。）、道路管理者（前条に規定する道路の管理者をいう。以下同じ。）及び関係市町村長の、保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

第三条に次の一項を加える。

5　都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、関係市町村長に対し、その旨を通知しなければならない。

第四条第一項中「規定による指定」の下に「であつて立体交差化又は構造の改良に係るもの（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定を除く。）」を加え、同条第五項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「構造改良計画」の下に「（第五項本文の規定により

国土交通大臣が作成したものを除く。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、「規定による指定」の下に「であつて保安設備の整備に係るもの」を加え、同項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　前項の規定により協議する場合において、鉄道事業者と国土交通大臣以外の道路管理者との協議が成立しないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路法第十三条第一項の指定区間外の国道にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4　第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

5　国土交通大臣は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化又は構造の改良に係るもののうち、鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定をしたときは、あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画又は構造改良計画を作成するものとする。ただし、国土交通大臣が立体交差化計画又は構造改良計画を作成する前に、鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画又は構造改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

6　国土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画又は構造改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

第五条中「又は道路管理者」を「及び道路管理者又は鉄道事業者」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、この法律による改正後の踏切道改良促進法第三条第一項の規定に基づいてしたものとみなす。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の項中「第四条第二項」を「第四条第七項」に改める。

審査報告書

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

国土交通委員長　今泉　昭

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律を廃止しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成十三年度において約二十億七千万円である。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十五日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

新産業都市建設促進法等を廃止する法律

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

次に掲げる法律は、廃止する。

一　新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）

二　工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）

三　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（新産業都市建設促進法の廃止に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による廃止前の新産業都市建設促進法第三条第二項又は第四条第一項の規定により指定された新産業都市の区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方公共団体が同法第二十二条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（工業整備特別地域整備促進法の廃止に伴う経過措置）

第三条　施行日前に、この法律による廃止前の工業整備特別地域整備促進法第二条第一項に規定する工業整備特別地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方公共団体が同法第十一条の規定により不動産取得税又は固定資産税に係る不均一の

課税をした場合における地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第四条　この法律による廃止前の新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（以下この条において「旧特別措置法」という。）第二条に規定する事業であって平成十三年三月三十一日までに着手したものの財源に充てるものとして発行を許可された地方債に係る利子支払額に対する利子補給については、同条並びに旧特別措置法第六条及び第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第二条中「平成十二年度」とあるのは「平成十七年度」と、「各年度（その年度が平成十七年度以後の年度となるときは、平成十七年度まで）」とあるのは「各年度」とする。

2　旧特別措置法第三条に規定する特定事業であって平成十三年三月三十一日までに着手したものに係る経費に対する国の負担又は補助については、同条から旧特別措置法第七条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第三条中「平成十二年度」とあるのは、「平成十七年度」とする。

（産炭地域振興臨時措置法の一部改正）

第五条　産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「新産業都市建設促進法」を「新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第　号。以下この項において「廃止法」という。）による廃止前の新産業都市建設促進法」に、「工業整備特別地域整備促進法」を「廃止法による廃止前の工業整備特別地域整備促進法」に、「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「廃止法附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第六条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第　号）附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

第四条第三項中「、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画」を削る。

（農村地域工業等導入促進法の一部改正）

第八条　農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第三条第四項の規定により指定された新産業都市の区域及び工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域並びにこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるもの、」を削る。

第四条第三項中「、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画」を削る。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第九条　沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）」を削る。

（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正）

第十条　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「については、」の下に「新産業都市建設促進法等を廃止する法律（平成十三年法律第　号）による廃止前の」を加える。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）、工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）」を削る。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

法務委員長　日笠　勝之

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改め、その員数を増加しようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成十三年度一般会計予算に四億九千三百四十万円が計上されている。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、「国民の信頼にこたえる司法」を実現するため、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一　近時、急増を続け、また、複雑多様化する各種紛争事件の適正・迅速な処理を図るため、裁判官及びその他の裁判所職員を大幅に増員するとともに、裁判所の施設の整備、拡充を図ること。

二　福岡における捜査情報の漏えい問題等により、裁判官、検察官に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることは極めて憂慮すべき事態であり、国民の批判を真摯に受け止め、関係者の職業倫理の保持、法曹三者の交流の在り方等につき、国民に開かれた司法を実現し、その信頼を回復するための措置を講ずること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三六〇人」を「一、三九〇人」に改める。

第二条中「二万千六百四十八人」を「二万千六百五十七人」に改める。

附　則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

法務委員長　日笠　勝之

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称並びに所在地及び管轄区域の表示を改めようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二表浦和地方裁判所の項を次のように改める。

さいたま地方裁判所	さいたま市
別表第三表浦和家庭裁判所の項を次のように改める。	
さいたま家庭裁判所	さいたま市

別表第四表名称の欄中「浦和簡易裁判所」を「さいたま簡易裁判所」に改め、同表所在地の欄中「新島本村」を「新島村」に、「浦和市」を「さいたま市高砂三丁目」に、「大宮市」を「さいたま市高鼻町三丁目」に、「兵庫県多紀郡篠山町」を「篠山市」に改める。

別表第五表地方裁判所及び家庭裁判所の欄中「浦和」を「さいたま」に改め、同表新島簡易裁判所の管轄区域の欄中「新島本村」を「新島村」に改め、同表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋川市」を「あきる野市」に改め、「五日市町」を削り、同表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「田無市　保谷市」を「西東京市」に改め、同表青梅簡易裁判所の管轄区域の欄中「福生市」を「福生市　羽村市」に改め、「羽村町」を削り、同表神奈川簡易裁判所の管轄区域の欄中「緑区」を「緑区　青葉区　都筑区」に改め、同表浦和簡易裁判所の項を次のように改める。

さいたま	埼玉県の内 さいたま市（さいたま市大宮総合行政センターの所管区域を除く。）　蕨市 戸田市　朝霞市　志木市　和光市　新座市
大　宮	埼玉県の内 さいたま市の内 さいたま市大宮総合行政センターの所管区域 岩槻市　鴻巣市　上尾市　桶川市　北本市　蓮田市　北足立郡

別表第五表大宮簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「三郷市」を「三郷市　吉川市」に改め、「吉川町」を削り、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂戸市」を「坂戸市　鶴ヶ島市」に改め、「鶴ヶ島町」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯能市」を「飯能市　日高市」に改め、「日高町」を削り、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「四街道市」を「四街道市　八街市　印西市」に改め、同表木更津簡易裁判所の管轄区域の欄中「君津郡」を「袖ヶ浦市」に改め、同表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「那珂湊市　勝田市」を「ひたちなか市」に改め、同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「金砂郷村」を「金砂郷町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「土浦市」を「土浦市　つ

くば市」に、「出島村」を「霞ヶ浦町」に改め、「桜村」を削り、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村」を「千代田町」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「新利根村　河内村」を「新利根町　河内町」に、「東村」を「東町」に改め、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「行方郡」を「鹿嶋市　行方郡」に改め、「鹿島町　大野村」を削り、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「西方村」を「西方町」に改め、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠懸村」を「笠懸町」に改め、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「横越村」を「横越町」に改め、「黒埼町」を削り、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「高石市」を「高石市　大阪狭山市」に改め、「狭山町」を削り、同表佐野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉南市」を「泉南市　阪南市」に改め、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「西京区役所大原野出張所の所管区域を除く。」を「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町二丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町を除く。」に改め、同表向日町簡易裁判所の管轄区域の欄中「西京区役所大原野出張所の所管区域」を「大原野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町」に改め、同表木津簡易裁判所の管轄区域の欄中「八幡市　京田辺市」に改め、同表篠山簡易裁判所の管轄区域の欄中「多紀郡」を「篠山市」に改め、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「御所市」を「御所市　香芝市」に改め、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊明市」を「豊明市　日進市」に改め、「日進町」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「安芸郡の内」を「廿日市市　安芸郡の内」に改め、「廿日市町」を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「太宰府市」を「太宰府市　前原市　古賀市」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「、香月出張所及び木屋瀬出張所」を「及び八幡南出張所」に、「除く」を「除く。」に改め、同表折尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「、香月出張所及び木屋瀬出張所」を「及び八幡南出張所」に改め、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「除く」を「除く。」に改め、「飽託郡」を削り、「豊野村」を「豊野町」に改め、同表沖縄簡易裁判所の管轄区域の欄中「与那城村」を「与那城町」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉市」及び「名取郡」を削り、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「札幌郡」を「北広島市　石狩市」に改める。

附　則

この法律は、平成十三年五月一日から施行する。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

厚生労働委員長　中島　眞人

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、遺族年金等の額を恩給の額の引上げに準じて引き上げるとともに、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費（障害年金に係る扶養加給額、遺族年金及び遺族給与金の額を引き上げるための経費）として、平成十三年度一般会計予算（厚生労働省所管）に約八千三百万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債の償還分は、平成十四年度以降において、国債整理基金特別会計（財務省所管）に総額四億円が計上される見込みである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一条　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「十三万二千円（」を「十四万四千円（に、「十九万八千円」を「二十万四千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第二十六条第一項中「六万六千円」を「七万二

千円」に、「百九十五万六千二百円」を「百九十五万九千二百円」に改める。

第二十七条第一項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「五万千三百円」を「五万六千円」に、「百九十五万六千二百円」を「百九十五万九千二百円」に、「百五十五万三千二百円」を「百五十五万六千二百円」に改め、同条第三項の表中「四九三、四一〇円」を「四九八、三一〇円」に、「三九三、五一〇円」を「三九七、八一〇円」に、「二七三、七一〇円」を「二七七、二一〇円」に改める。

第三十二条第三項第一号中「六万六千円」を「七万二千円」に改め、同項第二号及び第三号中「五万千三百円」を「五万六千円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「六万六千円」を「七万二千円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第四項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「五万千三百円」を「五万六千円」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第四条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成五年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同条ただし書中「平成五年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成五年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、同項第一号中「平成五年四月二日以後平成八年十月一日前」を「平成十三年四月二日以後同年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「平成八年十月一日」を「平成十三年十月一日」に改める。

第四条第一項中「三十万円」を「十五万円」に、「十五万円」を「七万五千円」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第二項中「平成八年十月一日」を「平成十三年十月一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第四条及び次条から附則第四条までの規定は、同年十月一日から施行する。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2　第四条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「新法」という。）第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。）附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

（特別給付金の支給の特例）

第三条　新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第六条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金（以下「昭和五十一年継続特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者

二　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号。以下「昭和六十一年改正法」という。）附則第四条の規定により戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「昭和六十一年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者

三　平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金（以下「平成三年特別給付金」という。）を受ける権利を取得した者

四　平成八年改正法附則第三条の規定により旧法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条　次の各号に掲げる戦傷病者等（平成五年四月一日から平成八年九月三十日までの間に死亡したものに限る。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったと認められる者を含む。）であって、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成十三年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、新法第二条各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付

を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一　昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）　昭和六十一年改正法附則第三条第四項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金及び昭和五十一年継続特別給付金を受ける権利を取得した者

二　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十三号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等　昭和六十一年改正法附則第三条第三項の規定により昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者

三　平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）　昭和六十一年特別給付金を受ける権利を取得した者（昭和六十一年改正法附則第三条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）

四　平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）　平成三年特別給付金を受ける権利を取得した者

2

次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

一　平成十三年十月一日において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条第二項各号に掲げる給付（当該戦傷病者等の死亡に係るものに限る。）を受ける権利を有する者

二　当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

三　当該戦傷病者等の死亡後平成十三年十月一日前に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となった者

3

第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「十五万円（戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款症から第五款症までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、七万五千円）」とあるのは、「五万円」とする。

審査報告書

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

厚生労働委員長　中島　眞人

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十三年度における特例措置として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、物価の変動に応じた減額改定を行わず、平成十二年度と同額に据え置くこととするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十三年度において国庫負担額で約五百十四億円が見込まれる。

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

平成十三年四月から平成十四年三月までの月分の次の表の上欄に掲げる額については、同表の下欄に掲げる規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）にかかわらず、これらの規定による平成十年の年平均の物価指数（従前の総務庁において作成した全国消費者物価指数をいう。）に対する平成十二年の年平均の物価指数（総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。）の比率を基準とする改定は、行わない。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）の額	国民年金法第十六条の二
国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第三十二条第三項において準用する国民年金法第十六条の二
厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付の額	厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第三項において準用する厚生年金保険法第三十四条
昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第四項において準用する厚生年金保険法第三十四条
児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の額	児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する同法第十六条において準用する児童扶養手当法第五条の二
昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額	昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第二項において準用する児童扶養手当法第五条の二
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第二十九条
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）による年金である給付の額	国家公務員共済組合法第七十二条の二
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）附則第五十条第一項に規定する旧共済法による年金の額	昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による年金である給付の額	地方公務員等共済組合法第七十四条の二
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）附則第九十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	昭和六十年地方公務員共済改正法附則第九十五条
私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十二条の二
私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。）附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によるものとされた昭和六十年国家公務員共済改正法附則第五十条第一項及び第二項
農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）による年金たる給付の額	農業者年金基金法第三十四条の二
農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年農業者年金改正法」という。）附則第十四条第一項に規定する年金給付の額	平成二年農業者年金改正法附則第十四条第三項において準用する農業者年金基金法第三十四条の二
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号。以下「昭和六十年農林漁業団体職員共済改正法」という。）附則第四十五条第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額	農林漁業団体職員共済組合法第十九条の三
農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）による年金である給付の額	農林漁業団体職員共済組合法第十九条の三

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、平成十三年以降において初めて行われる国民年金法による財政再計算（同法第八十七条第三項に規定する再計算をいう。）が行われるまでの間に、本則の表の上欄に掲げる額に係る同表の下欄に掲げる規定による額の改定の措置を、平成十二年度に引き続き、平成十三年度においてこの法律に基づき行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

財政金融委員長　伊藤　基隆

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十三年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成十三年度一般会計予算の歳入において、特例公債金として十九兆五千五百八十億円が計上されている。

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律案

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、平成十三年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

（特例公債の発行等）

第二条　政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十三年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2　前項の規定による公債の発行は、平成十四年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十三年度所属の歳入とする。

3　政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4　政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

附　則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

審査報告書

法人税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

財政金融委員長　伊藤　基隆

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、商法の改正による会社分割制度の創設に伴い、合併・分割等の企業の組織再編成について、その組織再編成により資産を移転する法人に係る移転資産の譲渡損益の繰延べ、組織再編成を行う法人の株主に係る株式の譲渡損益の繰延べ等の措置を講じ、引当金等の引継ぎにつき組織再編成の形態に応じ所要の措置を講ずる等の改正を行うとともに、登録免許税、消費税等の関係税目につき必要な措置を講じ、あわせて国税通則法等の整備その他所要の規定の整備を図るほか、所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一　特定非営利活動法人に対する寄附金税制について、非営利活動を促進するという趣旨等を十分踏まえ、認定基準を定めるほか、特定非営利活動法人に対する税制について、その実態等にかんがみ、引き続き検討すること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

法人税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

法人税法等の一部を改正する法律案

法人税法等の一部を改正する法律

（法人税法の一部改正）

第一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六款　収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十二条―第六十四条）」を「第六款　収益及び費用の帰属事業年度の特例（第六十二条―第六十四条）　第七款　各事業年度の所得の金額の計算の細目（第六十五条）　第八款　各種組織再編成に係る所得の金額の計算（第六十二条の七）」に、「第百十条」を「第百十七条」に、「第二節　合併の場合の清算所得に対する法人税　第一款　課税標準及びその計算（第百一条―第百十四条）　第二款　税額の計算（第百十五条）　第三款　申告及び納付（第百十八条・第百十七条）　第三節　継続等の場合の課税の特例（第百十八条―第百二十条）」を「第二節　継続等の場合の課税の特例（第百十八条―第百二十条）」に改める。

第二条第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　被合併法人　合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。

十二　合併法人　合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

第二条第十二号の次に次の十四号を加える。

十二の二　分割法人　分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。

十二の三　分割承継法人　分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。

十二の四　現物出資法人　現物出資によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。

十二の五　被現物出資法人　現物出資により現物出資法人から資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。

十二の六　事後設立法人　事後設立（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十六条第一項（事後設立）（保険業法（平成七年法律第百五号）第四十一条及び第四十九条（商法等の準用）において準用する場合を含む。）に規定する契約又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十条第三項（事後設立）に規定する契約に基づき行われる資産又は負債の移転をいう。次号及び第十二号の十五において同じ。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。

十二の七　被事後設立法人　事後設立により事後設立法人から資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。

十二の八　適格合併　次のいずれかに該当する合併で被合併法人の株主等に合併法人の株式（出資を含む。第十七号ホまでにおいて同じ。）以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。第十二号の十一において同じ。）として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されないものをいう。

イ　その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が法人を設立する合併（以下この号において「新設合併」という。）である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（第十二号の十五までにおいて「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併

ロ　その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人）との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該合併のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　当該合併に係る被合併法人の当該合併の直前の従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該合併後に当該合併に係る合併法人の業務に従事することが見込まれていること。

(2)　当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業が当該合併に係る合併法人において当該合併後に引き続き営まれることが見込まれていること。

ハ　その合併に係る被合併法人と合併法人（当該合併が新設合併である場合にあつては、当該被合併法人と他の被合併法人）とが共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの

十二の九　分割型分割　分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人の株主等にのみ交付される場合の当該分割をいう。

十二の十　分社型分割　分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人にのみ交付される場合の当該分割をいう。

十二の十一　適格分割　次のいずれかに該当する分割（分割型分割にあつては分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産を除く。）が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の有する分割法人の株式（当該分割承継法人が、当該分割型分割の直前に有していた当該分割法人の株式又は当該分割法人若しくは他の分割法人から当該分割型分割により移転を受けた資産に含まれていた当該分割法人の株式に対し当該分割承継法人の株式を交付しない場合には、これらの分割法人の株式を除く。）の数の割合に応じて交付されるものに、分社型分割にあつては分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないものに限る。）をいう。

イ　その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係がある場合の当該分割

ロ　その分割に係る分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該分割のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　当該分割により分割事業（分割法人の分割前に営む事業のうち、当該分割により分割承継法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該分割承継法人に移転していること。

(2)　当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該分割後に当該分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

(3)　当該分割に係る分割事業が当該分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること。

ハ　その分割に係る分割法人と分割承継法人（当該分割が法人を設立する分割である場合にあつては、当該分割法人と他の分割法人）とが共同で事業を営むための分割として政令で定めるもの

十二の十二　適格分割型分割　分割型分割のうち適格分割に該当するものをいう。

十二の十三　適格分社型分割　分社型分割のうち適格分割に該当するものをいう。

十二の十四　適格現物出資　次のいずれかに該当する現物出資（外国法人に国内にある資産又は負債として政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除き、現物出資法人に被現物出資法人の株式のみが交付されるものに限る。）をいう。

イ　その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資

ロ　その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の百分の五十を超え、かつ、百分の百に満たない数の株式を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係がある場合の当該現物出資のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　当該現物出資により現物出資事業（現物出資法人の現物出資前に営む事業のうち、当該現物出資により被現物出資法人において営まれることとなるものをいう。ロにおいて同じ。）に係る主要な資産及び負債が当該被現物出資法人に移転していること。

(2)　当該現物出資の直前の現物出資事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね百分の八十以上に相当する数の者が当該現物出資後に当該被現物出資法人の業務に従事することが見込まれていること。

(3)　当該現物出資に係る現物出資事業が当該被現物出資法人において当該現物出資後に引き続き営まれることが見込まれていること。

ハ　その現物出資に係る現物出資法人と被現物出資法人（当該現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあつては、当該現物出資法人と他の現物出資法人）とが共同で事業を営むための現物出資として政令で定めるもの

十二の十五　適格事後設立　事後設立のうち、事後設立法人が被事後設立法人の発行済株式等の全部を保有していることその他の政令で定める要件に該当するもの（外国法人に前号に規定する政令で定める資産又は負債の移転を行うものを除く。）をいう。

第二条第十七号中「次に掲げる金額のうち法人が留保している金額の合計額」を「イからルまでに掲げる金額の合計額からヲからネまでに掲げる金額の合計額を減算した金額」に改め、同号イ中「出資を含む」を「適格現物出資により現物出資法人に発行するものを除く」に改め、「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、同号ト中「行なう」を「行う」に改め、同号ホ中「（昭和十三年法律第七十四号）」を削り、同号ホを同号ヌとし、同号ニ中「出資の減少」の下に「（株式（出資を含む。以下この条において同じ。）を消却したもの及び金銭その他の資産を交付したものを除く。）」を加え、「のうち株式の消却若しくは払戻し又は持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をこえる部分の金額」を削り、同号ニを同号リとし、同号ハ中「商法第三百五十二条第一項（株式交換）の」及び「（平成七年法律第百五号）」を削り、「商法第三百六十四条第一項（株式移転）の株式移転（保険業法」を「株式移転（同法」に、「第三百五十二条第一項の」を「第三百五十二条第一項（株式交換）の」に、「控除した」を「減算した」に改め、同号ハを同号チとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　合併により移転を受けた資産（ハにおいて「移転資産」という。）及び負債（ハにおいて「移転負債」という。）の純資産価額（当該合併により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該合併の時の価額（適格合併の場合にあつては、被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る次号ニに掲げる金額を減算した金額）をいう。）から当該合併により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ニ　分割型分割により移転を受けた資産（ニにおいて「移転資産」という。）及び負債（ニにおいて「移転負債」という。）の純資産価額（当該分割型分割により交付した当該法人の株式その他の政令で定める資産の当該分割型分割の時の価額（適格分割型分割の場合にあつては、分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る次号ホに掲げる金額を減算した金額）をいう。）から当該分割型分割により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ホ　分社型分割により移転を受けた資産（ホにおいて「移転資産」という。）及び負債（ホにおいて「移転負債」という。）の純資産価額（当該分社型分割により交付した当該法人の株式その他の資産の当該分社型分割の時の価額（適格分社型分割の直前の当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額を減算した金額）をいう。）から当該分社型分割により増加した資本の金額その他の政令で定める金額の合計額を減算した金額

ヘ　適格現物出資により移転を受けた資産の現物出資法人の当該移転の直前の帳簿価額（当該資産と併せて負債の移転を受けた場合にあつては、当該現物出資法人の当該直前の当該資産の帳簿価額から当該負債の帳簿価額を減算した金額）から当該適格現物出資により増加した資本の金額（当該適格現物出資が法人を設立する現物出資である場合にあつては、当該設立の時における資本の金額）を減算した金額

ト　適格事後設立により第六十二条の五第一項（適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は損金算入）に規定する資産の移転を受け、又はこれと併せて同項に規定する負債の移転を受けた場合における同条第二項に規定する帳簿価額修正益に相当する金額

第二条第十七号に次のように加える。

ヲ　商法第二百九十三条ノ二（配当可能利益の資本組入れ）の規定により資本に組み入れた同条に規定する利益の額に相当する金額又は同法第二百九十三条ノ三（準備金の資本組入れ）の規定により資本に組み入れた同条に規定する準備金の額に相当する金額

ワ　組織の変更により増加した資本の金額又は出資金額に相当する金額

カ　分割法人の分割型分割（適格分割型分割を除く。カにおいて同じ。）の日の前日の属する事業年度終了の時（カにおいて「期末時」という。）の分割資本等金額（当該分割法人の期末時の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）から当該分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

ヨ　分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に移転をする資産の期末時（当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度終了の時をいう。ヨにおいて同じ。）の帳簿価額から当該移転をする負債の当該期末時の帳簿価額、当該適格分割型分割に係る次号ルに掲げる金額及び当該適格分割型分割により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額

タ　適格事後設立により第六十二条の五第一項に規定する資産の移転を受け、又はこれと併せて同項に規定する負債の移転を受けた場合における同条第二項に規定する帳簿価額修正損に相当する金額

レ　資本若しくは出資の減少（株式の消却及び社員の退社又は脱退によるものを除き、金銭その他の資産を払い戻したものに限る。）又は解散による残余財産の一部の分配（レにおいて「減資等」という。）の直前の資本等の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（レにおいて「減資資本等金額」という。）から当該減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額（減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）

ソ　株式の消却の直前の資本等の金額を当該直前の発行済株式又は出資の総数で除して計算した金額に当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額（ソにおいて「消却資本等金額」という。）から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額（消却資本等金額が当該消却により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）

ツ　社員の退社又は脱退の直前の資本等の金額を当該直前の出資総口数で除して計算した金額に当該退社又は脱退をした社員の出資口数を乗じて計算した金額（ツにおいて「退社資本等金額」という。）から当該退社又は脱退により減少した出資金額を減算した金額（退社資本等金額が当該退社又は脱退による持分の払戻しとして交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額）

ネ　第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式の帳簿価額に相当する金額

第二条第十八号を次のように改める。

十八　利益積立金額　イからホまでに掲げる金額の合計額からヘからルまでに掲げる金額の合計額を減算した金額（当該金額のうちに法人が留保していない金額がある場合には、当該留保していない金額を減算した金額）をいう。

イ　各事業年度の所得の金額

ロ　第二十三条（受取配当等の益金不算入）又は第二十六条（還付金等の益金不算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかった金額

ハ　第五十七条から第五十九条まで（繰越欠損金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額

ニ　合併法人が適格合併により被合併法人から引継ぎを受ける利益積立金額として政令で定める金額

ホ　分割承継法人が適格分割型分割により分割法人から引継ぎを受ける利益積立金額として政令で定める金額

ヘ　各事業年度の欠損金額

ト　法人税（退職年金等積立金に対する法人税、第三十八条第一項第二号（損金に算入される法人税）に掲げる法人税及び附帯税を除く。）として納付する金額並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により当該法人税に係る道府県民税及び市町村民税（都民税及びこれらの税に係る均等割を含む。）として納付する金額

チ　利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配として政令で定めるものを含む。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。）の額として株主等に交付する金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を除く。）

リ　分割型分割（適格分割型分割を除く。）に係る分割法人が第六十二条第一項後段（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）の規定により当該分割法人の株主等に交付したものとされる金銭の額及び金銭以外の資産（第六十一条の二第四項に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式その他の資産を含む。）の価額の合計額から前号カに規定する分割資本等金額を減算した金額

ヌ　前号レからツまでに規定する合計額がそれぞれ同号レからツまでに規定する減資資本等金額、消却資本等金額又は退社資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額

ル　分割法人が適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額として政令で定めるところにより計算した金額

第二条第十九号を削り、同条第二十一号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸を」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同条第二十三号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十七号の二を同条第二十七号とし、同条第二十九号の二中「（平成十年法律第百五号）」を削り、同条第三十七号を削り、同条第三十六号を同条第三十七号とし、同条第三十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十一号の三を同条第三十二号とする。

第十四条中「掲げる期間」を「定める期間」に改

め、同条第二号中「消滅した」を「解散した」に、「合併の日」を「合併の日の前日」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法人が事業年度の中途において当該法人を分割法人とする分割で分社型分割以外の分割を行った場合　その事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度の末日までの期間

第十五条の二に次の一項を加える。

5　第一項に規定する政令で定める場合に該当する場合における計算期間の月数への換算その他計算期間に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十三条第二項中「又は第二項」を削り、同条に次の一項を加える。

7　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により株式等の移転が行われた場合における第一項及び第二項の規定の適用その他第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条を次のように改める。

（配当等の額とみなす金額）

第二十四条　法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の資本等の金額のうちその交付の基因となった当該法人の株式（出資を含む。以下この条において同じ。）に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

一　合併（適格合併を除く。）

二　分割型分割（適格分割型分割を除く。）

三　資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）又は解散による残余財産の分配

四　株式の消却

五　社員の退社又は脱退による持分の払戻し

2　合併法人又は分割承継法人が次に掲げる株式に対し合併又は分割型分割による株式の割当て及び当該株式以外の資産の交付をしなかった場合においても、政令で定めるところにより当該合併法人又は分割承継法人が株式割当等（当該合併又は分割型分割による当該株式の割当て又は当該資産の交付をいう。）を受けたものとみなして、前項の規定を適用する。

一　合併法人、被合併法人又は他の被合併法人が当該合併の直前に有していた当該被合併法人の株式

二　分割法人の株式で次に掲げるもの

イ　分割承継法人が当該分割型分割の直前に有していたもの

ロ　分割承継法人が当該分割型分割により当該分割法人又は他の分割法人から移転を受けた資産に含まれていたもの

3　第一項に規定する株式に対応する部分の金額の計算の方法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条第二項中「第三項」を「第四項」に改め、「減額された場合」の下に「（当該内国法人が同条第四項に規定する適格組織再編成により同項に規定する被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあっては、当該被合併法人等が納付することとなった外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなった外国法人税の額が減額された場合を含む。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、「（その内国法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人とする。）」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十八条中「第六十九条第四項」を「第六十九条第七項」に改める。

第三十一条第一項中「内国法人の」の下に「各事業年度終了の時において有する」を加え、「各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の」を「当該事業年度の所得の金額の計算上」に改め、「損金経理をした金額」の下に「（以下この条において「損金経理額」という。）」を、「計算した金額」の下に「（次項において「償却限度額」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（第四項までにおいて「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に減価償却資産を移転する場合において、当該減価償却資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額（次項及び第四項において「期中損金経理額」という。）のうち、当該減価償却資産につき当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される償却限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度（第四項において「分割等事業年度」という。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十一条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中損金経理額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　損金経理額には、第一項の減価償却資産につき同項の内国法人が償却費として損金経理をした事業年度（以下この項において「償却事業年度」という。）前の各事業年度における当該減価償却資産に係る損金経理額（当該減価償却資産が適格合併又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から移転を受けたものである場合にあっては当該被合併法人等の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を、当該減価償却資産が適格分社型分割等により分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）から移転を受けたものである場合にあっては当該分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含む。以下この項において同じ。）のうち当該償却事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとし、期中損金経理額には、第二項の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における同項の減価償却資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

5　前項の場合において、内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から移転を受けた減価償却資産につきその価額として帳簿に記載した金額が当該被合併法人等が当該減価償却資産の価額として当該適格組織再編成の直

前に帳簿に記載していた金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、当該減価償却資産の当該適格組織再編成の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

第三十二条第一項中「内国法人の」の下に「各事業年度終了の時の」を加え、「各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の」を「当該事業年度の所得の金額の計算上」に改め、「損金経理をした金額」の下に「（以下この条において「損金経理額」という。）」を、「計算した金額」の下に「（次項において「償却限度額」という。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）に繰延資産（当該適格分社型分割等により当該分割承継法人等に移転する資産、負債又は契約（第四項において「資産等」という。）と関連を有するものに限る。）を引き継ぐ場合において、当該繰延資産について損金経理額に相当する金額を費用の額としたときは、当該費用の額とした金額（次項及び第六項において「期中損金経理額」という。）のうち、当該繰延資産につき当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される償却限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度（第六項において「分割等事業年度」という。）の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第三十二条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中損金経理額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格組織再編成」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める繰延資産は、当該適格組織再編成の直前の帳簿価額により当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併の直前の繰延資産

二　適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この号及び次項において「適格分割等」という。）　次に掲げる繰延資産

イ　当該適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）に移転する資産等と密接な関連を有する繰延資産として政令で定めるもの

ロ　当該適格分割等（適格分割型分割を除く。）により分割承継法人等に移転する資産等と関連を有する繰延資産のうち第二項の規定の適用を受けたもの（イに掲げるものを除く。）

ハ　当該適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等と関連を有する繰延資産（イ及びロに掲げるものを除く。）

5　前項（同項第二号ハに係る部分に限る。）の規定は、同項の内国法人が適格分割等の日以後二月以内に同項の規定により引き継ぐものとされる同号ハに規定する繰延資産の帳簿価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　損金経理額には、第一項の繰延資産につき同項の内国法人が償却費として損金経理をした事業年度（以下この項において「償却事業年度」という。）前の各事業年度における当該繰延資産に係る損金経理額（当該繰延資産が適格合併又は適格分割型分割（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引継ぎを受けたものである場合にあつては当該被合併法人等の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度の損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を、当該繰延資産が適格分社型分割等により分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「分割法人等」という。）から引継ぎを受けたものである場合にあつては当該分割法人等の分割等事業年度の期中損金経理額として帳簿に記載した金額及び分割等事業年度前の各事業年度の損金経理額のうち分割等事業年度以前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含む。以下この項において同じ。）のうち当該償却事業年度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとし、期中損金経理額には、第二項の内国法人の分割等事業年度前の各事業年度における同項の繰延資産に係る損金経理額のうち当該各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた金額を含むものとする。

7　前項の場合において、内国法人が適格組織再編成により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から引継ぎを受けた繰延資産につきその価額として帳簿に記載した金額が当該被合併法人等が当該繰延資産の価額として当該適格組織再編成の直前に帳簿に記載していた金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、当該繰延資産の当該適格組織再編成の日の属する事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなす。

第三十九条第二項中「（解散の場合のみなし配当）」を「（減資等の場合のみなし配当）（解散による残余財産の分配に係る部分に限る。）」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十二条第一項中「（以下この条」を「（第四十四条まで」に改め、「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条第二項中「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条に次の四項を加える。

5　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により国庫補助金等（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の日以前の時までの期間内に交付を受けたものに限る。）をもつて取得又は改良をした固定資産（当該国庫補助金等の交付の目的に適合したものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合（当該国庫補助金等の返還を要しないことが当該直前の時までに確定した場合に限る。）において、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　内国法人が、適格分社型分割等により第二項各号に規定する固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に取得したものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該固定資産の

価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項中「各事業年度」の下に「（被合併法人の合併（適格合併を除く。次項及び第三項において「非適格合併」という。）の日の前日の属する事業年度を除く。）」を加え、「前条第一項に規定する」及び「（以下この条において「国庫補助金等」という。）」を削り、同条第二項中「同項の」を削り、「確定した場合その他政令で定める場合」を「確定した場合、当該内国法人が非適格合併により解散した場合その他の政令で定める場合」に、「取りくずさなければ」を「取り崩さなければ」に改め、同条第三項中「取りくずす」を「取り崩す」に、「特別勘定の金額又は同項」を「第一項の特別勘定の金額又は前項」に、「取りくずした特別勘定の金額は」を「取り崩した当該特別勘定の金額（第八項の規定により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項及び第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐこととされたものを除く。）は」に、「取りくずすべきこととなつた日又は取りくずした日」を「取り崩すべきこととなつた日（前項に規定する内国法人が非適格合併により解散した場合には、当該非適格合併の日の前日）又は取り崩した日」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行い、かつ、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に固定資産の取得又は改良に充てるための国庫補助金等（その返還を要しないことが当該直前の時までに確定していないものに限る。以下この項において同じ。）の交付を受けている場合（次に掲げる要件のいずれかを満たす場合に限る。）において、その取得又は改良に充てるための国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該内国法人が当該国庫補助金等をもつてその取得又は改良をした固定資産（当該国庫補助金等の交付の目的に適合するものに限る。）を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「分割承継法人等」という。）に移転すること。

二　当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が当該国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をすることが見込まれること。

第四十三条に次の五項を加える。

7　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格組織再編成」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人等に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併の直前に有する国庫補助金等（その返還を要しないことが当該適格組織再編成の直前までに確定していないものに限る。以下この項において同じ。）に係る第一項の特別勘定の金額

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割の直前に有する国庫補助金等に係る第一項の特別勘定の金額のうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ　当該内国法人が当該国庫補助金等をもつてその取得又は改良をした固定資産（当該国庫補助金等の交付の目的に適合するものに限る。）を当該適格分割型分割により分割承継法人に移転した場合　当該固定資産の取得又は改良に充てた当該国庫補助金等に係る特別勘定の金額

ロ　当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合　当該固定資産の取得又は改良に充てるための当該国庫補助金等に係る特別勘定の金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前に有する国庫補助金等に係る第一項の特別勘定の金額のうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの及び当該適格分社型分割等に際して設けた国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額

イ　当該内国法人が当該国庫補助金等をもつてその取得又は改良をした固定資産（当該国庫補助金等の交付の目的に適合するものに限る。）を当該適格分社型分割等により分割承継法人等に移転した場合　当該固定資産の取得又は改良に充てた当該国庫補助金等に係る特別勘定の金額

ロ　当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が当該国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合　当該固定資産の取得又は改良に充てるための当該国庫補助金等に係る特別勘定の金額

9　前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている内国法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている内国法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている内国法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　第八項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

11　合併、分割、現物出資又は事後設立（第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条第一項中「取りくずす」を「取り崩

す」に改め、「同項の」を削り、「固定資産の取得又は改良」の下に「（同条第八項の規定により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項及び第六項において「被合併法人等」という。）から当該特別勘定の金額の引継ぎを受けている場合（以下この項において「引継ぎがある場合」という。）には、当該被合併法人等が国庫補助金等をもつて行つたその取得又は改良を含む。以下この項及び第四項において同じ。）」を、「をした日」の下に「（引継ぎがある場合には、同条第八項に規定する適格組織再編成（第六項において「適格組織再編成」という。）の日）」を、「確定した日の属する事業年度」の下に「終了の時」を、「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条に次の三項を加える。

4　第一項の特別勘定の金額を有する内国法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）を行い、かつ、当該内国法人が当該適格分社型分割等の直前までに国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に当該取得又は改良に充てた国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定し、かつ、当該取得又は改良をした固定資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合に限る。）において、当該固定資産につき、圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が適格組織再編成により被合併法人等において第一項又は第四項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条第二項中「前項各号に掲げる事業を営む」を「前項の」に、「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条に次の四項を加える。

5　第一項の内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に同項各号に掲げる事業に必要な施設を設けるため当該事業に係る受益者から金銭又は資材の交付を受け、かつ、当該交付を受けた金銭又は資材をもつて取得したもので当該施設を構成するものに限る。）を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該固定資産につき、その交付を受けた金銭の額又は資材の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　第一項の内国法人が、適格分社型分割等により同項各号に掲げる事業に必要な施設を構成する固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に当該事業に係る受益者から交付を受けたものに限る。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該固定資産につき、当該固定資産の価額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前二項の規定は、これらの規定に規定する内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「有する固定資産」の下に「（当該内国法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項において「合併法人等」という。）となる適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第八項において「適格組織再編成」という。）を行つている場合には、当該適格組織再編成に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（第八項において「被合併法人等」という。）の有していたものを含む。以下この条において「所有固定資産」という。）を加え、「もの（以下この条」を「もの（第四十九条まで」に、「滅失をした固定資産」を「滅失をした所有固定資産」に、「損壊をした固定資産」を「損壊をした所有固定資産」に改め、「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条第二項中「その有する固定資産」を「所有固定資産」に改め、「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条に次の四項を加える。

5　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により固定資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に、所有固定資産の滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもつて取得をした代替資産又は当該期間内に、当該滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもつて改良をした損壊した所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産に限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項において「分割承継法人等」という。）に移転する場合において、当該固定資産につき、第一項に規定する圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　内国法人が、適格分社型分割等により代替資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に所有固定資産の滅失又は損壊による保険金等の支払に代わるべきものとして交付を受けたものに限る。以下この項において同じ。）を分割承継法人等に移転する場合において、当該代替資産につき、第二項に規定する圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前二項の規定は、これらの規定に規定する

内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　合併法人等が適格組織再編成により被合併法人等において第一項、第二項、第五項又は第六項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「前条第一項に規定する」及び「（以下この条において「保険金等」という。）」を削り、「の翌事業年度開始の日」を「（被合併法人の合併（適格合併を除く。次項及び第三項において「非適格合併」という。）の日の前日の属する事業年度を除く。）終了の日の翌日」に、「同日までに同項」を「同日までに前条第一項」に、「指定した日）までの期間」を「指定した日（第六項及び第八項において「指定日」という。）とする。）までの期間」に、「をもって同項」を「をもって同条第一項」に改め、「する場合」の下に「（当該内国法人が被合併法人となる適格合併を行い、かつ、当該適格合併に係る合併法人が当該取得又は改良をしようとする場合その他の政令で定める場合を含む。）」を加え、「その取得」を「当該取得」に改め、同条第二項中「場合その他」を「場合、当該内国法人が非適格合併により解散した場合その他の」に、「取りくずさなければ」を「取り崩さなければ」に改め、同条第三項中「取りくずすべきこととなった」を「取り崩すべきこととなった第一項の」に、「同項の」を「前項の」に、「取りくずした特別勘定の金額」を「取り崩した当該特別勘定の金額（第八項の規定により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項及び第十項において「合併法人等」という。）に引き継ぐこととされたものを除く。）に、「取りくずすべきことと

なった日又は取りくずした日」を「取り崩すべきこととなった日（前項に規定する内国法人が非適格合併により解散した場合には、当該非適格合併の日の前日）又は取り崩した日」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行い、かつ、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に保険金等の支払を受けている場合（当該適格分社型分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後二年を経過した日の前日（指定日がある場合には、当該指定日）までの期間内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項及び第九項において「分割承継法人等」という。）が当該保険金等をもって前条第一項に規定する取得又は改良をすることが見込まれる場合に限る。）において、その取得又は改良に充てようとする保険金等に係る第一項に規定する計算した金額に相当する金額の範囲内で同項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第四十八条に次の五項を加える。

7　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人等に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併の直前に有する保険金等に係る第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得改良期間（当該適格分割型分割の日から当該適格分割型分割に係る分割法人の当該保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日以後二年を経過した日の前日（指定日がある場合には、当該指定日）までの期間をいう。）内に行うことが見込まれる前条第一項に規定する取得又は改良に充てようとする当該保険金等に係るもの

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前に有する保険金等に係る第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得改良期間（当該適格分社型分割等の日から当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の当該保険金等の支払を受けた事業年度終了の日の翌日以後二年を経過した日の前日（指定日がある場合には、当該指定日）までの期間をいう。）内に行うことが見込まれる前条第一項に規定する取得又は改良に充てようとする当該保険金等に係る期中特別勘定の金額

9　前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている内国法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている内国法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている内国法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　第八項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

11　合併、分割、現物出資又は事後設立（第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条第一項中「取りくずす」を「取り崩す」に、「同項に規定する期間内に同項に規定する」を「同項に規定する期間（当該特別勘定の金額が同条第八項の規定により被合併法人から引継ぎを受けたものである場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。第四項において「取得指定期間」という。）内に同条第一項に規定する」に改め、「属する事業年度」の下に「終了の時」を、「この項」の下に「及び第四項」を加え、同条に次の三項を加える。

4　第一項の特別勘定の金額を有する内国法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）を行い、かつ、当該内国法人が当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に第一項に規定する取得又は改良をした場合（当該取得又は改良に係る取得指定期間内に当該取得又は改良をし、かつ、当該取得又は改良をした固定資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移

転する場合に限る。）において、当該固定資産につき、圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において第一項又は第四項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十条第一項中「清算中のものを除く」の下に「。以下この条において同じ」を、「一年以上有していた固定資産」の下に「（当該内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第七項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項及び第七項において「被合併法人等」という。）から移転を受けたもので、当該被合併法人等と当該内国法人の有していた期間の合計が一年以上であるものを含む。）」を、「他の者が一年以上有していた固定資産」の下に「（当該他の者が適格組織再編成により被合併法人等から移転を受けたもので、当該被合併法人等と当該他の者の有していた期間の合計が一年以上であるものを含む。）」を、「につき、当該事業年度」の下に「終了の時」を加え、同条第二項中「前項」の下に「及び第五項」を加え、「同項」を「これらの規定」に、「こえる」を「超える」に改め、同条に次の三項を加える。

5　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）により取得資産（当該適格分社型分割等の日の属する事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に、第一項に規定する交換により取得をし、譲渡資産の譲渡の直前の用途と同一の用途に供したものに限る。）を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該取得資産につき、同項に規定する計算した金額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときは、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が適格組織再編成により被合併法人等において第一項又は第五項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた場合における当該固定資産の取得価額その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条　削除

第五十二条第一項及び第二項を次のように改める。

内国法人が、会社更生法の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する金銭債権の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には当該他の金銭債権を含むものとし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時において当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権を除く。以下この項において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時において有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十二条第三項中「第一項」を「前二項」に改め、「確定申告書に」の下に「これらの規定に規定する」を加え、「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に個別評価金銭債権を移転する場合において、当該個別評価金銭債権について第一項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該個別評価金銭債権につき当該適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される個別貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中貸倒引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第九項において「適格組織再編成」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第九項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　第一項又は第二項の規定によ

り当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

二　適格分割型分割　第一項又は第二項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する金銭債権に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　適格分社型分割等　第五項の規定により当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中貸倒引当金勘定の金額

8　第一項又は第二項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第七項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた貸倒引当金勘定の金額又は期中貸倒引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10　第三項、第四項及び第六項に定めるもののほか、第一項、第二項、第五項及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条第一項中「その他政令で定める事業」を「その他の政令で定める事業（以下この条において「対象事業」という。）」に、「事業に係る棚卸資産」を「対象事業に係る棚卸資産（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転する事業に係るものを除く。）」に改め、「、各事業年度」の下に「終了の時」を加え、「当該金額」を「当該繰り入れた金額」に、「おける当該対象事業に係る棚卸資産」に改め、「計算した金額」の下に「（第四項において「返品調整引当金繰入限度額」という。）」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（第六項までにおいて「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に対象事業の全部又は一部を移転する場合において、当該移転をする対象事業について第一項の返品調整引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中返品調整引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中返品調整引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該適格分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される返品調整引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十三条第五項を次のように改める。

5　前項の規定は、同項の内国法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中返品調整引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十三条に次の四項を加える。

6　内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第八項において「適格組織再編成」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める返品調整引当金勘定の金額又は期中返品調整引当金勘定の金額は、当該適格組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　第一項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する対象事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

二　適格分割型分割　第一項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する対象事業に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　適格分社型分割等　第四項の規定により当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中返品調整引当金勘定の金額

7　第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する返品調整引当金勘定の金額（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第六項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた返品調整引当金勘定の金額又は期中返品調整引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第二項、第三項及び第五項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十四条第一項中「当該金額」を「当該繰り入れた金額」に改め、「計算した金額」の下に「（第四項において「繰入限度額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　内国法人が、分社型分割等（分社型分割、現物出資又は事後設立（第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。第六項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）を行つたことに伴い、その使用人が当該分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第八項において「分割承継法人等」という。）の業務に従事することとなつた場合（当該内国法人が当該従事することとなつた使用人に退職給与を支給していないことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、第一項の退職給与引当金勘定に相当するもの（以下この項及び次項において「期中退職給与引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中退職給与引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該分社型分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された期中退職給与引当金勘定の金額は、同項の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された退職給与引当金勘定の金額とみなす。

5　前項前段の規定は、同項の内国法人が分社型分割等の日以後二月以内に期中退職給与引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の

所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十四条第六項及び第七項を次のように改める。

6　退職給与引当金勘定の金額（第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既にこの項の規定により取り崩すべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。）を有する内国法人は、その使用人が退職した場合（当該内国法人が合併、分割、現物出資又は事後設立（第八項までにおいて「組織再編成」という。）を行つたことに伴い、その使用人が当該組織再編成に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）の業務に従事することとなつた場合において、当該内国法人が当該従事することとなつた使用人に退職給与を支給していないことその他の政令で定める要件に該当するときを除く。）、第一項の退職給与規程が存在しないこととなつた場合その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、その退職給与引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

7　前項の規定により取り崩すべきこととなつた退職給与引当金勘定の金額又は同項の規定に該当しないで取り崩した退職給与引当金勘定の金額（組織再編成によりその使用人が合併法人等の業務に従事することとなつた場合において、同項に規定する要件に該当するときは、その取り崩したものを除く。）は、それぞれその取り崩すべきこととなつた日（当該内国法人が被合併法人となる合併を行つたことに伴い、その使用人が退職した場合において、当該要件に該当しないときは、当該合併の日の前日）又は取り崩した日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十四条に次の三項を加える。

8　内国法人が組織再編成を行つたことに伴い、その使用人が当該組織再編成に係る合併法人等の業務に従事することとなつた場合において、第六項に規定する要件に該当するときは、次の各号に掲げる組織再編成の区分に応じ、当該各号に定める退職給与引当金勘定の金額は、当該合併法人等に引き継ぐものとする。

一　合併　当該合併の直前に有する退職給与引当金勘定の金額

二　分割型分割　当該分割型分割の直前に有する退職給与引当金勘定の金額のうち当該分割型分割に係る分割承継法人の業務に従事することとなつた使用人に係る退職給与引当金勘定の金額として政令で定めるところにより計算した金額

三　分社型分割等　当該分社型分割等の直前に有する退職給与引当金勘定の金額のうち当該分社型分割等に係る分割承継法人等の業務に従事することとなつた使用人に係る退職給与引当金勘定の金額として政令で定めるところにより計算した金額

9　前項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた退職給与引当金勘定の金額は、当該合併法人等が同項の組織再編成の時において有する退職給与引当金勘定の金額とみなす。

10　第二項、第三項、第五項及び前項に定めるもののほか、第一項、第四項及び第六項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「欠損金額」の下に「（第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）」を、「場合」の下に「（同項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものにつき第一項の規定を適用する場合にあつては、第二項の合併等事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2　適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第五項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この項及び次項において「前五年内事業年度」という。）において生じた欠損金額（当該被合併法人等が欠損金額の生じた前五年内事業年度について青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、当該被合併法人等の当該前五年内事業年度後の各事業年度の確定申告書が連続して提出されている場合における当該欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。以下この項及び第四項において「未処理欠損金額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項及び次項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（第四項までにおいて「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額は、それぞれ当該未処理欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた欠損金額とみなす。

3　適格合併等に係る被合併法人等と合併法人等（当該合併法人等が当該適格合併等により設立された法人である場合にあつては、当該適格合併等に係る他の被合併法人等。第一号において同じ。）との間に特定資本関係（いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係をいう。以下この項及び第六項において同じ。）があり、かつ、当該特定資本関係が当該合併法人等の当該適格合併等に係る合併等事業年度開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、前項に規定する未処理欠損金額には、当該被合併法人等の次に掲げる欠損金額を含まないものとする。

一　当該被合併法人等の特定資本関係事業年度（当該被合併法人等と当該合併法人等との間に当該特定資本関係が生じた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額（当該被合併法人等において第一項の規定により前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二　当該被合併法人等の特定資本関係事業年度以後の各事業年度で前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項（特定資産に

係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

4　第二項の規定は、同項の合併法人等の合併等事業年度の確定申告書に未処理欠損金額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額は、ないものとする。

6　第一項の内国法人と特定資本関係法人（当該内国法人との間に特定資本関係がある法人をいう。以下この項において同じ。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下この項において「適格合併等」という。）が行われ、かつ、当該特定資本関係が当該内国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項において「合併等事業年度」という。）開始の日の五年前の日以後に生じている場合において、当該適格合併等が共同で事業を営むための適格合併等として政令で定めるものに該当しないときは、当該内国法人の当該合併等事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該内国法人の同項に規定する欠損金額のうち次に掲げる欠損金額は、ないものとする。

一　当該内国法人の特定資本関係事業年度（当該内国法人と当該特定資本関係法人との間に当該特定資本関係が生じた日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）前の各事業年度で前五年内事業年度（当該合併等事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する事業年度において生じた欠損金額（第一項の規定により前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第八十一条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。次号において同じ。）

二　当該内国法人の特定資本関係事業年度以後の各事業年度で前五年内事業年度に該当する事業年度において生じた欠損金額のうち第六十二条の七第二項に規定する特定資産譲渡等損失額に相当する金額から成る部分の金額として政令で定める金額

第五十七条に次の一項を加える。

8　第二項の合併法人等が同項の適格合併等により設立された法人である場合における第一項の規定の適用その他同項から第三項まで、第五項及び第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十八条第一項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、「で定めるもの」の下に「（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）」を加え、「当該政令で定める欠損金額」を「当該災害損失欠損金額」に、「当該欠損金額」を「当該災害損失欠損金額」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項に規定する損失」を「災害損失欠損金額（第二項の規定により当該内国法人の災害損失欠損金額とみなされたものを除く。）」に、「当該損失」を「第一項に規定する損失」に改め、「場合」の下に「（第二項の規定により当該内国法人の災害損失欠損金額とみなされたものにつき第一項の規定を適用する場合にあつては、第二項の合併等事業年度の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　適格合併等（適格合併又は合併に類する分割型分割として政令で定めるもののうち適格分割型分割に該当するもの（第四項において「合併類似適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び第六項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した各事業年度（以下この項において「前五年内事業年度」という。）において生じた災害損失欠損金額（当該被合併法人等が災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度について第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書を提出し、かつ、当該被合併法人等の当該前五年内事業年度後の各事業年度の確定申告書が連続して提出されている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の前五年内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものを除く。以下この項及び次項において「未処理災害損失欠損金額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この項において「合併法人等」という。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の各事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額は、それぞれ当該未処理災害損失欠損金額の生じた前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前五年内事業年度において生じた未処理災害損失欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた災害損失欠損金額とみなす。

3　前項の規定は、同項の合併法人等の合併等事業年度の確定申告書に未処理災害損失欠損金額に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

4　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項の規定の適用については、当該事業年度前の各事業年度において生じた災害損失欠損金額は、ないものとする。

第五十八条に次の一項を加える。

6　第二項の合併法人等が適格合併等により設立された法人である場合における第一項の規定の適用その他同項、第二項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条の二第一項中「譲渡をした場合」を「譲渡（当該有価証券が合併、分割又は適格現物出資により合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合における当該移転を除く。以下この条において同じ。）をした場合」に改め、同条第二項中「合併による消滅に伴い当該合併に係る合併法人から新株（当該合併法人が当該合併により発行する株式をいう。）を取得した場合」を「合併（当該法人の株主等に合併法人の株式以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産を除く。）が交付されなかつたものに限る。）により当該株式の交付を受けた場合」に、「帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」を「当該合併の直前の帳簿価額に相当する金額」に改め、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「その有する株式」を「所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「減少」の下に「（株式が消却されたものを除く。）」を加え、「分配」を「一部の分配（以下この項において「払戻し等」という。）」に、「資産を取得した」を「資産の交付を受けた」

に、「当該株式の帳簿価額のうち当該金銭の額及び金銭以外の当該資産の価額の合計額に達するまでの金額」を「当該所有株式の払戻し等の直前の帳簿価額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　内国法人が旧株（当該内国法人が有していた株式をいう。以下この項において同じ。）を発行した法人の行った分割型分割により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、当該旧株のうち当該分割型分割により当該分割承継法人に移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行ったものとみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、その分割型分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産を除く。）が交付されたもの（以下この項において「金銭等交付分割型分割」という。）に限る。）により分割承継法人の株式その他の資産の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その旧株の当該分割型分割の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「分割純資産対応帳簿価額」という。）とし、その分割型分割（金銭等交付分割型分割を除く。）により分割承継法人の株式の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれもその旧株の当該分割型分割の直前の分割純資産対応帳簿価額とする。

4　合併法人又は分割承継法人は、第二十四条第二項に規定する場合においても、その有する同項各号に掲げる株式に対し同項に規定する株式割当等を受けたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5　内国法人が合併又は分割により当該内国法人の新株を発行することに代えて当該内国法人又は被合併法人若しくは分割法人（以下この項において「内国法人等」という。）が有していた当該内国法人の株式を交付した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる金額は、当該内国法人等における当該株式の当該合併又は分割の直前の帳簿価額に相当する金額（当該株式を被合併法人又は分割法人が有していた場合において、当該合併又は分割が適格合併又は適格分割に該当しないものであるときは、当該合併又は分割の時の価額に相当する金額）とする。

6　内国法人が第六十二条の二第一項後段（合併法人等の株式の取得と交付）の規定により同項後段に規定する株主等に同項後段に規定する株式を交付したものとされる場合における第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれも同条第一項後段に規定する純資産価額に相当する金額とする。

第六十一条の四第一項中「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の二第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改める。

第六十一条の五第一項中「適用を受ける」の下に「場合における」を加える。

第六十一条の六第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「基づくもの」の下に「及び前条第一項に規定する財務省令で定める取引」を加え、同項第二号中「第六十一条の二第四項」を「第六十一条の二第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同条第三項中「同項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第六十一条の八までにおいて「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（第六十一条の八までにおいて「被合併法人等」という。）からヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行った第一項に規定するデリバティブ取引等（以下この項において「デリバティブ取引等」という。）に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格組織再編成により第一項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）の移転を受け、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとするものに限る。）を受け取り、若しくは支払うこととなった場合（同項の規定の適用を受けた当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該適格組織再編成前にヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行ったデリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格組織再編成により当該被合併法人等から同項第一号に規定する資産若しくは負債（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）の移転を受け、又は同項第二号に規定する金銭（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象資産等損失額を減少させようとしていたものに限る。）を受け取り、若しくは支払うこととなった場合）において、当該被合併法人等が当該契約の移転をしたデリバティブ取引等（当該決済をしていた場合には、当該決済をしたデリバティブ取引等。以下この項において同じ。）につき第一項に規定する旨その他同項に規定する事項を同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載していたときは、当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの条の規定の適用については、当該内国法人が当該適格組織再編成により移転を受けた同項第一号に規定する資産若しくは負債又は当該適格組織再編成により受け取り、若しくは支払うこととなった同項第二号に規定する金銭に係るヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行ったデリバティブ取引等を行い、かつ、当該記載をしていたものとみなす。

第六十一条の七の見出しを「（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）」に改め、同条第一項中「いう。以下この項」を「いう。以下この条」に改め、「ある損失の額」の下に「（以下この条において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。）」を加え、「、円換算額に」を「、又は円換算額に」に、「当該損失の額」を「当該ヘッジ対象有価証券損失額」に、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が、適格組織再編成により被合併法人等からヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために行ったデリバティブ取引等に係る契約の移転を受け、かつ、当該適格組織再編成により売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとするものに限る。）の移転を受けた場合（前項の規定の適用を受けた当該適格組織再編成に係る被合併法人等が当該適格組織再編成前にヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために行ったデリバティブ取引等の決済をしていた場合には、当該適格組織再編成により当該被合併法人等から売買目的外有価証券（当該デリバティブ取引等によりヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとしていたものに限る。）の移転を受けた場合）において、当該被合併法人等が当該契約の移転をしたデリバティブ取引等（当該決済をしていた場合には、当該決済をしたデリバティブ取引等。以下この項において同じ。）につき前項に規定する旨その他同項に規定する事項を同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載していたときは、当

該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの条の規定の適用については、当該内国法人が当該適格組織再編成により移転を受けた売買目的外有価証券に係るヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために当該デリバティブ取引等を行い、かつ、当該記載をしていたものとみなす。

第六十一条の八第二項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が、適格組織再編成により被合併法人等から外貨建取引によって取得し、又は発生する資産又は負債の金額の円換算額を確定させるために当該被合併法人等が行った先物外国為替契約等の移転を受け、かつ、当該適格組織再編成により当該外貨建取引（当該先物外国為替契約等によりその金額の円換算額を確定させようとする当該資産又は負債の取得又は発生の基因となるものに限る。）を当該内国法人が行うこととなった場合において、当該被合併法人等が当該先物外国為替契約等につきその締結の日において前項に規定する旨を同項に規定する財務省令で定めるところにより帳簿書類に記載していたときは、当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの条の規定の適用については、当該内国法人が当該資産又は負債の金額の円換算額を確定させるために当該先物外国為替契約等を締結し、かつ、当該記載をしていたものとみなす。

第六十一条の十第一項中「以下この項」を「第四項まで」に改め、「計算した金額」の下に「（次項において「為替予約差額配分額」という。）」を加え、同条第三項中「前項」を「第三項」に、「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項に規定する」を削り、「終了の日」の下に「（当該外貨建資産等が適格分社型分割等により分割承継法人等に移転するものである場合にあつては、当該適格分社型分割等の日の前日）」を加え、「同項に」を「第一項に」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　内国法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から外貨建資産等（その取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たって当該被合併法人等が第六十一条の八第二項の規定の適用を受けたものに限る。）及び当該外貨建資産等の金額の円換算額を確定させた先物外国為替契約等の移転を受けた場合には、当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度におけるこの条の規定の適用については、当該内国法人が当該外貨建資産等の取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たって同項の規定の適用を受けていたものとみなす。

第六十一条の十第一項の次に次の一項を加える。

2　内国法人が、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（次項において「分割承継法人等」という。）に外貨建資産等（その取得又は発生の基因となった外貨建取引の金額の円換算額への換算に当たって第六十一条の八第二項の規定の適用を受けたものに限る。以下この項において同じ。）及び当該外貨建資産等の金額の円換算額を確定させた先物外国為替契約等を移転した場合には、当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に前項の規定により計算される為替予約差額配分額に相当する金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

第六十四条を削る。

第六十三条第三項中「第一項又は前項の規定の適用を受ける内国法人が合併により消滅した場合」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合」に改め、第二編第一章第一節第六款中同条を第六十四条とする。

第六十二条第三項中「第一項の規定の適用を受ける内国法人が合併により消滅した場合における同項」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合における第一項」に改め、同条を第六十三条とする。

第二編第一章第一節中第七款を第八款とし、第六款を第七款とし、第五款の次に次の一款を加える。

第六款　組織再編成に係る所得の金額の計算

（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）

第六十二条　内国法人が合併又は分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、当該合併法人又は分割承継法人から当該資産及び負債の移転をした当該内国法人は、当該合併法人又は分割承継法人から新株等（当該合併法人又は分割承継法人が当該合併又は分割型分割により交付した当該合併法人又は分割承継法人の株式（出資を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）その他の資産（第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式その他の資産を含む。）をいう。）をその時の価額により取得し、直ちに当該新株等を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転をした資産及び負債の当該移転による譲渡に係る譲渡利益額（当該譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（当該譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額をいう。）は、当該合併又は分割型分割に係る最後事業年度（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）又は分割事業年度（分割法人の分割型分割の日の前日の属する事業年度をいう。次条第一項において同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3　前項に規定する原価の額の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）

第六十二条の二　内国法人が適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該合併法人又は分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格合併又は適格分割型分割に係る最後事業年度又は分割事業年度終了の時の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。この場合においては、当該内国法人は、同条第一項後段の規定にかかわらず、当該合併法人又は分割承継法

人から当該合併法人又は分割承継法人の株式（第六十一条の二第四項（合併及び分割型分割による株式割当等がない場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）に規定する場合において同項の規定により同項に規定する株式割当等を受けたものとみなされる自己の株式を含む。）を当該適格合併に係る第二条第十七号ハ（定義）に規定する純資産価額に相当する金額又は当該適格分割型分割に係る同号ニに規定する純資産価額に相当する金額により取得し、直ちに当該株式を当該内国法人の株主等に交付したものとする。

2　合併法人又は分割承継法人が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡）

第六十二条の三　内国法人が適格分社型分割により分割承継法人にその有する資産及び負債の移転をしたときは、第六十二条第一項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）の規定にかかわらず、当該分割承継法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格分社型分割の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2　分割承継法人の資産及び負債の取得価額その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡）

第六十二条の四　内国法人が適格現物出資により被現物出資法人にその有する資産の移転をし、又はこれと併せてその有する負債の移転をしたときは、当該被現物出資法人に当該移転をした資産及び負債の当該適格現物出資の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2　被現物出資法人の資産及び負債の取得価額その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（適格事後設立による資産等の時価による譲渡と株式の帳簿価額修正益又は帳簿価額修正損の益金又は損金算入）

第六十二条の五　内国法人が適格事後設立により被事後設立法人にその有する資産の移転をし、又はこれと併せてその有する負債の移転をしたときは、当該移転による譲渡の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、帳簿価額修正益（当該移転をした資産及び負債の当該譲渡に係る原価等の額（原価の額及びその他の費用の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が対価の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する金額をいう。次項において同じ。）又は帳簿価額修正損（当該移転をした資産及び負債の当該譲渡に係る対価の額が原価等の額を超える場合における当該超える部分の金額に相当する金額をいう。次項において同じ。）を益金の額又は損金の額に算入する。

2　前項の場合においては、同項の内国法人の有する適格事後設立に係る被事後設立法人の株式（出資を含む。次条第一項において同じ。）の前項に規定する譲渡の時の帳簿価額に帳簿価額修正益に相当する金額を加算し、又は当該帳簿価額から帳簿価額修正損に相当する金額を減算する。

3　被事後設立法人の資産及び負債の帳簿価額その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割）

第六十二条の六　分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この法律の規定（第十四条第三号（みなし事業年度）の規定その他政令で定める規定を除く。）を適用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）

第六十二条の七　内国法人と特定資本関係法人（当該内国法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資の総数の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める関係（以下この条において「特定資本関係」という。）がある法人をいう。）との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする特定適格合併等（適格合併、適格分割又は適格現物出資のうち、共同で事業を営むための適格合併、適格分割又は適格現物出資として政令で定めるものに該当しないものをいう。以下この条において同じ。）が行われた場合において、当該特定資本関係が当該内国法人の当該特定適格合併等の日の属する事業年度（以下この項において「特定適格合併等事業年度」という。）開始の日の五年前の日以後に生じているときは、当該内国法人の適用期間（当該特定適格合併等事業年度開始の日から同日以後三年を経過する日（その経過する日が当該特定資本関係が生じた日以後五年を経過する日後となる場合にあつては、その五年を経過する日）までの期間をいう。）において生ずる特定資産譲渡等損失額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項に規定する特定資産譲渡等損失額とは、次に掲げる金額の合計額をいう。

一　前項の内国法人が同項の特定資本関係法人から特定適格合併等により移転を受けた資産で当該特定資本関係法人が当該特定資本関係が生じた日（次号において「特定資本関係発生日」という。）前から有していたもの（政令で定めるものを除く。以下この号において「特定引継資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額

二　前項の内国法人が特定資本関係発生日前から有していた資産（政令で定めるものを除く。以下この号において「特定保有資産」という。）の譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他これらに類する事由による損失の額の合計額から特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額を控除した金額

3　前二項の規定は、特定資本関係がある被合併法人等（被合併法人、分割法人及び現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）と他の被合併法人等との間で法人を設立する特定適格合併等が行われた場合において、当該特定資本関係が当該特定適格合併等の日の五年前の日以後に生じているときについて準用する。この場合において、第一項中「当該内国法人の適用期間」とあるのは「当該特定適格合併等により設立された内国法人の適用期間」と、前項第一号中「同項の特定資本関係法人から特定適格合併等」とあるのは「特定適格合併等に係る次項に規定する被合併法人等（次号に規定する他の被合併法人等を除く。）から当該特定適格合併等」と、「当該特定資本関係法人」とあるのは「当該被合併法人等」と、同項第二号中「特定資本関係発生日前から有していた資産」とあるのは「特定適格合併等に係る他の被合併法人等から当該特定適格合併等により移転を受けた資産で当該他の被合併法人等が当該特定資本関係発生日前から有していたもの」と読み替えるものとする。

4　第二項に定めるもののほか、第一項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条第一項中「こえる」を「超える」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「をこえ、」を「を超え、」に改め、同条第二項第一号中「所得の金額」の下に「（第六十二条第二項（合併及び分割による資産等の時価による譲渡）に規定する最後事業年度又は分割事業年度にあつては、同項の規定を適用しないで計算した場合における所得の金額）」を加え、同項第三号中「第二条第十八号」を「第二条第十八号ト」に、「同号」を「同号ト」に改める。

第六十九条第一項中「場合」の下に「（内国法人が通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）」を加え、同条第二項中「その内国法人が合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下この条」を「次項及び第四項」に改め、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項」を「第九項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「場合」の下に「（当該内国法人が適格組織再編成により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合にあつては、当該被合併法人等が納付することとなつた外国法人税の額のうち当該内国法人が移転を受けた事業に係る所得に基因して納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合を含む。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　内国法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第八項までにおいて「適格組織再編成」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（第八項までにおいて「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度における前二項の規定の適用については、当該内国法人の当該事業年度開始の日前三年以内に終了した被合併法人等の各事業年度の控除限度額又は控除対象外国法人税の額のうちその移転された事業に係る所得に基因し、かつ、当該内国法人に引き継がれるべきものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、それぞれ当該内国法人の前三年以内の各事業年度の控除限度額又は控除対象外国法人税の額に含まれるものとする。この場合において、当該内国法人の当該控除限度額又は当該控除対象外国法人税の額に含まれるものとされた金額は、当該被合併法人等に対するこれらの規定の適用については、ないものとする。

5　前項の規定は、同項に規定する内国法人が、適格組織再編成の日以後二月以内に当該内国法人の控除限度額又は控除対象外国法人税の額に含まれるものとされた控除限度額、控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第二項中「合併後」を「適格合併後」に、「その合併を」を「その適格合併を」に、「掲げる金額を」を「定める金額を」に改め、同項第一号中「その合併の日の属する事業年度の前事業年度」を「各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）」に改め、「確定したもの」の下に「のうち最も新しい事業年度に係るもの」を加え、「合併の日まで」を「適格合併の日まで」に改め、同項第二号中「合併の日」を「適格合併の日」に改め、同条第三項中「合併に」を「適格合併に」に改める。

第七十二条第二項中「添附し」を「添付し」に改め、同条第三項中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に、「第六款」を「第七款」に、「第五十七条第二項」を「第五十七条第七項」に、「第五十八条第二項」を「第五十八条第五項」に、「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十四項」に改める。

第八十一条第四項中「解散」の下に「（適格合併による解散を除く。）」を加える。

第八十二条の三第一項中「第五款」を「第八款」に改め、「、第五十一条（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）」を削り、「（契約者配当等）」の下に「及び第六款（組織再編成に係る所得の金額の計算）」を加え、「及び第七款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）」を削る。

第八十二条の七第一項中「場合」の下に「（特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。）」を加え、同条第五項中「第六十九条第十項から第十二項まで」を「第六十九条第十三項から第十五項まで」に、「同条第十項」を「同条第十三項」に、「同条第十一項中「第二項及び第三項」」を「同条第十四項中「第二項から第四項まで」」に、「同条第十二項」を「同条第十五項」に改める。

第八十二条の十七第四項中「特定信託事務の引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「特定信託事務の引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「について特定信託事務の引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を、「内国法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した内国法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下この条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した内国法人は、当該特定信託分割をした内国法人に課されるべき、又は当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を納める義務を承継する。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）

第八十四条の二　退職年金業務等を行う内国法人が分社型分割によりその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を移転し、又はその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した場合において、その分社型分割又は譲渡がその内国法人の事業年度の中途においてされたときは、その内国法人のその分社型分割又は譲渡の日の属する事業年度の前条第一項に規定する退職年金等積立金の額は、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一　その内国法人の当該事業年度開始の時における前条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これに当該事業年度開始の日からその分社型分割又は譲渡の日の前日までの期間の月数を乗じて計算した金額

二　その分社型分割又は譲渡により引継ぎを

した後の退職年金業務等に係るその分社型分割又は譲渡の時において計算される前条第二項に規定する退職年金等積立金額を十二で除し、これにその分社型分割又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額

2　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

第八十五条第一項中「行なう」を「行う」に、「により消滅し」を「又は分割によりその退職年金業務等に係る事業の全部若しくは一部を移転し」に、「全部を譲渡した」を「全部若しくは一部を譲渡した」に、「合併又は譲渡」を「合併、分割又は譲渡」に改め、「存続する内国法人」の下に「、その分割により事業の承継を受けた内国法人（その分割により設立された法人を除く。）」を加え、「全部を引き継いだ」を「全部又は一部を引き継いだ」に、「前条第一項」を「第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）」に、「前条第二項」を「第八十四条第二項」に改める。

第八十六条中「行なう」を「行う」に、「前二条」を「前三条」に改め、「及び前条第一項第一号」を削り、「同項第二号中」を「第八十四条の二第一項第二号（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）中「その分社型分割又は譲渡の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」とあるのは「その分社型分割又は譲渡の日から退職年金業務等の廃止の日までの期間の月数」と、前条第一項第一号中「当該事業年度の月数」とあるのは「当該事業年度開始の日から退職年金業務等の廃止の日までの期間の月数」と、同項第二号中」に改め、「合併」の下に「、分割」を加える。

第九十三条第二項第三号中「第二条第十八号」を「第二条第十八号ト」に、「同号」を「同号ト」に改める。

第百二条第二項中「第五十一条」を「第五十条」に、「第五十七条第二項」を「第五十七条第七項」に、「第五十八条第二項」を「第五十八条第五項」に、「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十四項」に改め、同条第三項中「添附し」を「添付し」に改める。

第二編第三章第二節の節名及び同節第一款から第三款までの款名を削る。

第百十一条から第百十七条まで　削除

第百十九条中「合併の日」を「合併の日の前日」に、「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改める。

第百二十条第一項、第二項及び第四項中「合併の日」を「合併の日の前日」に改める。

第二編第三章中第三節を第二節とする。

第百二十一条第三項第五号を削る。

第百二十二条第四項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる日の属する計算期間（次号において「第一計算期間」という。）同日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか早い日

イ　特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）の締結の日

ロ　特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた日

ハ　特定信託の信託事務の引継ぎを受けた日

第百二十二条第四項第二号中「当該特定信託の契約の締結の日」を「当該特定信託に係る前号イからハまでに掲げる日」に、「その契約の締結の日」を「当該特定信託に係るこれらの規定に掲げる日」に改める。

第百二十五条第三項中「第百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人が第百二十二条第四項第一号に規定する特定信託の契約を締結した場合には」を「第百二十二条第四項第一号イに規定する特定信託の契約が締結された場合、特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた場合又は特定信託の信託事務の引継ぎがあつた場合において、その特定信託の受託者である内国法人が第百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人であるときは」に改める。

第百三十二条の次に次の一条を加える。

（組織再編成に係る行為又は計算の否認）

第百三十二条の二　税務署長は、合併、分割、現物出資若しくは事後設立（第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。）によりその有する資産の移転を行い、若しくはこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人（以下この条において「移転法人」という。）、当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた法人（以下この条において「取得法人」という。）又は移転法人若しくは取得法人の株主等である法人の法人税につき更正又は決定をする場合において、これらの法人の行為又は計算で、これを容認した場合には、当該資産及び負債の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、法人税の額から控除する金額の増加、移転法人又は取得法人の株式（出資を含む。）の譲渡に係る利益の額の減少又は損失の額の増加、みなし配当金額（第二十四条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額をいう。）の減少その他の事由により法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

第百三十七条第二項中「合併の日」を「合併の日の前日」に改める。

第百四十二条中「第七款」を「第八款」に改める。

第百四十五条第二項の表の第七十二条第三項の項中「第六十九条第十一項」を「第六十九条第十四項」に改める。

第百四十八条の二第一項中「内国法人は、特定信託」を「新たな特定信託」に、「を締結した場合には」を「が締結された場合には、その特定信託の受託者である内国法人は」に改め、「事項」の下に「その他財務省令で定める事項」を加える。

第百五十四条に次の一項を加える。

2　分割法人は前項に規定する物品の譲渡をする義務があると認められる者に、分割承継法人は同項に規定する物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に含まれるものとする。

第百五十七条中「第百五十四条」を「第百五十四条第一項」に改める。

第百五十九条第一項中「法人税の額、」を「法人税の額若しくは」に改め、「若しくは第百十六条第一項第二号（合併確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額」を削り、同条第二項中「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえその」を「超えその」に改める。

第百六十条中「、第百四条第一項」を「又は第百四条第一項」に改め、「又は第百十六条第一項（合併確定申告）」を削る。

第百六十二条第二号中「第百五十四条」を「第百五十四条第一項」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「。以下この条」を「。以下この項」に、「同法第二条第十四号」を「同条第十四号」に改め、「（以下この条において「株主等」という。）」を削り、「から次に掲げる」を「の

次に掲げる事由により」に、「同法第二条第十六号」を「同条第十六号」に改め、「（以下この条において「資本等の金額」という。）」を削り、「基因となつた」の下に「当該法人の」を加え、「及び次項」を削り、「に係る」を「に対応する」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該法人の合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併を除く。）

二　当該法人の法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割（同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割を除く。）

三　当該法人の資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）又は当該法人の解散による残余財産の分配

四　当該法人の株式の消却

五　当該法人からの社員の退社又は脱退による持分の払戻し

第二十五条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する株式に対応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条第三項を削る。

第四十二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第四十三条第一項中「（山林を含む。以下この条において同じ。）」、「前条第一項に規定する」及び「（以下この条において「国庫補助金等」という。）」を削る。

第四十七条第一項中「出国の時」の下に「。次条から第五十条までにおいて同じ。」を加える。

第四十八条第一項中「（その者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）」を削る。

第四十九条第一項中「居住者の」の下に「その年十二月三十一日において有する」を加える。

第五十条第一項中「居住者の」の下に「その年十二月三十一日における」を加える。

第五十二条第一項中「当該事業の遂行上生じた」を「会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の規定による更生計画認可の決定に基づいてその有する」に改め、「金銭債権」の下に「で当該事業の遂行上生じたもの」を加え、「の貸倒れ」を「の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れ」に改め、「事由による」の下に「損失が見込まれる貸金等（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその」を加え、「その一部につき当該損失が見込まれる貸金等の当該損失の見込額の合計額として政令で定める金額」を「当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第二項中「当該事業の遂行上生じた」を「その有する」に、「（前項に規定する政令で定める金額の計算の基礎となつたもの」を「で当該事業の遂行上生じたもの（個別評価貸金等」に、「「貸金」」を「「一括評価貸金」」に、「おける貸金」を「おいて有する一括評価貸金」に改める。

第七十六条第一項中「個人年金保険料」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、同条第三項第一号中「生命保険契約（」を「生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（」に、「生命保険契約を」を「ものを」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第一号に規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約（第一号又は次条第二項第三号に掲げるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）のうち、病院又は診療所に入院して第七十三条第二項（医療費控除）に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの

第七十七条第一項中「又はこれらの」を「、これらの」に、「、若しくは」を「保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等又は」に、「に基因して保険金若しくは」を「その他の政令で定める事由に基因して」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第二項第一号中「損害保険契約（」を「損害保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第三号又は前条第三項第四号に掲げるもの及び」に、「損害保険契約を」を「ものを」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第一号に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約（当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。）

第九十五条第一項中「場合」の下に「（居住者が通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国所得税を納付することとなる場合を除く。）」を加える。

第百五十七条の見出しを「（同族会社等の行為又は計算の否認等）」に改め、同条第一項中「含む」の下に「。第三項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　税務署長は、移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合には当該移転法人若しくは取得法人の株主若しくは社員である居住者又はこれと第一項に規定する特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その居住者の所得税に関する更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の各年分の第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで又は第百二十三条第二項第一号、第三号、第五号若しくは第七号に掲げる金額を計算することができる。

第二百七条中「第三号」を「第四号」に改める。

第二百二十四条の三に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、国内において第二十五条第一項（配当等の額とみなす金額）の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる部分を除く。）の交付を受ける者及びその交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭その他の資産の交付を受ける者」と、「を除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。）」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭その他の資産の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

第二百二十五条第一項中「支払に関する調書を、その支払（第十一号に規定する交付を含む。）に関する調書を、その支払（当該交

付を含む。）」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条第三項に規定する金銭その他の資産の交付をする同項に規定する交付をする者

第二百二十五条第二項第二号中「又は第二項」を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の見出しを「（同族会社の行為又は計算の否認等）」に改め、同条第一項中「ある場合においては」を「あるときは」に改め、同条に次の一項を加える。

3　移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合においては当該移転法人若しくは当該取得法人の株主若しくは社員又はこれらの者と政令で定める特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、相続税又は贈与税についての更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、その認めるところにより、課税価格を計算することができる。

（国税徴収法の一部改正）

第四条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第七号中「次号」の下に「及び第九号」を加え、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　分割により営業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法第九条の二（法人の分割に係る連帯納付の責任）に規定する連帯納付の責任（以下この号において「連帯納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあった日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）　その分割のあった日

第三十六条第三号中「第百五十七条（同族会社等の行為又は計算の否認）」を「第百五十七条（同族会社等の行為又は計算の否認等）」に改め、「第百三十二条（同族会社等の行為又は計算の否認）」の下に「若しくは第百三十二条の二（組織再編成に係る行為又は計算の否認）」を加え、「（同族会社の行為又は計算の否認）」を「（同族会社の行為又は計算の否認等）」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第五条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第二条第六号ハ中「法人税法第十五条の二第一項」を「同法第十五条の二第一項」に改め、「生じたもの」の下に「（同法第五十七条第二項又は第五十八条第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ）の規定により欠損金額とみなされたものを含む。）」を加える。

第一章第二節中第九条の次に次の一条を加える。

（法人の分割に係る連帯納付の責任）

第九条の二　法人が分割（法人税法第二条第十二号の十（定義）に規定する分社型分割を除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人は、当該分割をした法人の次に掲げる国税（その附帯税を含む。）について、連帯納付の責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度とする。

一　分割の日前に納税義務（第十五条第一項（国税の納付義務の確定）に規定する納税義務をいう。次号において同じ。）の成立した国税（消費税等のうち保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）からの引取りに係る消費税等及び課税資産の譲渡等に係る消費税以外のもの（次号において「移出に係る酒税等」という。）並びに航空機燃料税を除く。）

二　分割の日の属する月の前月末日までに納税義務の成立した移出に係る酒税等及び航空機燃料税

第十五条第二項第七号中「（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条（保税地域の種類）に規定する保税地域をいう。以下同じ。）」を削る。

第十八条第一項並びに第十九条第一項及び第二項中「承継した者」の下に「（法人が分割をした場合にあつては、法人税法第八十二条の十七第二項（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継）の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。）」を加える。

第六十五条第三項第二号ロ中「（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）」の下に「（同法第百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」を加え、同号ニ中「第二条第一項第十九号」を「第二条第一項第二十号」に改める。

第七十一条に次の一項を加える。

2　前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六（定義）に規定する事後設立をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該分割等に係る分割承継法人等（同条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。以下この項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には、当該分割等に係る分割法人等を含むものとする。

第百六条第二項中「合併が」を「合併又は分割（不服申立ての目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）が」に、「又は合併」を「若しくは合併」に改め、「設立した法人」の下に「又は分割により当該権利を承継した法人」を加え、同条第三項中「当該権利」を「死亡若しくは分割による権利」に改める。

（石油ガス税法の一部改正）

第六条　石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合において、分割をした法人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じ

たときは、その承継した法人が当該移出をしたものとみなして、同項、第四項及び第七項の規定を適用する。

12　第九項の規定は、法人が分割をした場合について準用する。この場合において、同項中「相続に係る被相続人」とあるのは「分割をした法人」と、「相続人が領収した」とあるのは「分割により営業を承継した法人が領収した」と、「その相続人」とあるのは「その分割により営業を承継した法人」と、「当該相続に係るすべての相続人」とあるのは「当該分割により営業を承継したすべての法人」と読み替えるものとする。

（印紙税法の一部改正）

第七条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の課税物件の物件名欄中「合併契約書」の下に「又は分割契約書若しくは分割計画書」を加え、同号の課税物件の定義欄1中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に、「第四百十一条（合名会社又は合資会社の合併契約書）」を「第四百十一条第一項（合名会社又は合資会社の合併契約書の作成）」に改め、同欄に次のように加える。

資本の金額	千分の一・五（分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を超える部分については、千分の七）
	（これによって計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）
増加した資本の金額	千分の一・五（分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を超える部分については、千分の七）
	（これによって計算した税額が三万円に満たないときは、申請件数一件につき三万円）

ト　分割による株式会社又は有限会社の設立の登記

チ　分割による株式会社又は有限会社の資本の増加の登記

2　分割契約書とは、商法第三百七十四条ノ十七第一項（分割契約書の作成）（有限会社法第六十三条ノ九第一項（有限会社への準用）において準用する場合を含む。）に規定する分割契約書をいう。

3　分割計画書とは、商法第三百七十四条第一項（分割計画書の作成）（有限会社法第六十三条ノ六第一項（有限会社への準用）において準用する場合を含む。）に規定する分割計画書をいう。

（登録免許税法の一部改正）

第八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「抹消」を「抹消」に改め、同条第十二号中「その抹消」を「その抹消」に、「登録の抹消」を「登録の抹消」に、「抹消した」を「抹消した」に改め、同条第十三号中「の合併」の下に「若しくは分割」を、「設立する法人」の下に「若しくは分割により設立する法人若しくは営業を承継する法人」を、「消滅した法人」の下に「若しくは分割をした法人」を加える。

別表第一第一号から第五号までの規定中「の一部譲渡」の下に「又は法人の分割」を加え、「一部譲渡後」を「一部譲渡又は分割後」に、「抹消した」を「抹消した」に、「の抹消」を「の抹消」に改め、同表第七号中「の一部譲渡」の下に「又は法人の分割」を加え、「一部譲渡後」を「一部譲渡又は分割後」に、「抹消」を「抹消」に改め、同表第八号中「の一部譲渡」の下に「又は法人の分割」を加え、「一部譲渡後」を「一部譲渡又は分割後」に、「抹消した」を「抹消した」に、「の抹消」を「の抹消」に改め、同表第十九号(一)ロ及びハ中「ホの」を「ホ及びトの」に改め、同号(一)ニ中「への」を「へ及びチの」に改め、同号(一)ツ中「抹消」を「抹消」に改め、同号(一)ツを同号(一)ナとし、同号(一)ソを同号(一)ネとし、同号(一)レ中「イからタまで」を「イからソまで」に改め、同号(一)レを同号(一)ツとし、同号(一)タを同号(一)ソとし、同号(一)ヨを同号(一)レとし、同号(一)カを同号(一)タとし、同号(一)ワを同号(一)ヨとし、同号(一)ヲを同号(一)カとし、同号(一)ルを同号(一)ワとし、同号(一)ヌを同号(一)ヲとし、同号(一)リを同号(一)ルとし、同号(一)チ中「、新株引受権付社債若しくは新株の引受権の行使により発行すべき株式の払込み」を「若しくは新株引受権付社債の払込み」に改め、同号(一)チを同号(一)ヌとし、同号(一)トを同号(一)リとし、同号(一)への次に次のように加える。

別表第一第十九号(一)イ中「(一)イからレまで」を「(一)イからツまで」に、「(一)ル」を「(一)ワ」に改め、同号(一)ロ、同号(三)ハ及び同号(四)ニ中「抹消」を「抹消」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第九条　電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「譲渡し」の下に「又は分割」を加える。

（消費税法の一部改正）

第十条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を同項第五号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

六　分割法人　分割をした法人をいう。

六の二　分割承継法人　分割により分割法人の営業を承継した法人をいう。

第九条第四項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（合併があった場合の納税義務の免除の特例）

第十一条　合併（合併により法人を設立する場合を除く。以下この項及び次項において同じ。）があった場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、いずれかの被合併法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）の当該合併があった日から当該合併があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2　合併法人の当該事業年度の基準期間の初日の翌日から当該事業年度開始の日の前日まで

の間に合併があった場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（被合併法人が二以上ある場合には、各被合併法人に係る当該金額の合計額）との合計額が三千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3　合併（合併により法人を設立する場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）があった場合において、被合併法人の合併法人の当該合併があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額のいずれかが三千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該合併があった日の属する事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4　合併法人の当該事業年度開始の日の二年前の日から当該事業年度開始の日の前日までの間に合併があった場合において、当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高（事業年度の基準期間中の国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から事業年度の基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）と各被合併法人の当該合併法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額の合計額（当該合併法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高がない場合その他政令で定める場合には、政令で定める金額）が三千万円を超えるときは、当該合併法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

（分割等があった場合の納税義務の免除の特例）

第十二条　分割等があった場合において、当該分割等を行った法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割親法人」という。）の当該分割等により設立された、又は資産の譲渡を受けた法人（以下この項から第四項までにおいて「新設分割子法人」という。）の分割等があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該分割等があった日から当該分割等があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2　新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に分割等があった場合において、新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（新設分割親法人が二以上ある場合には、いずれかの新設分割親法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

3　新設分割子法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等（新設分割親法人が二以上ある場合のものを除く。次項において同じ。）があった場合において、当該事業年度の基準期間の末日において当該新設分割子法人が特定要件（新設分割子法人の発行済株式の総数又は出資金額の百分の五十以上が新設分割親法人及び当該新設分割親法人と政令で定める特殊な関係にある者の所有に属することをいう。次項において同じ。）に該当し、かつ、当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額と当該新設分割親法人の当該新設分割子法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が三千万円を超えるときは、当該新設分割子法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

4　新設分割親法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前々日以前に分割等があった場合において、当該事業年度の基準期間の末日において新設分割子法人が特定要件に該当し、かつ、当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間における課税売上高と当該新設分割子法人の当該新設分割親法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額との合計額が三千万円を超えるときは、当該新設分割親法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その同条第一項に規定する基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

5　吸収分割があった場合において、分割法人の分割承継法人の吸収分割があった日の属する事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該吸収分割があった日の属する事業年度（その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）の

当該吸収分割があった日から当該吸収分割があった日の属する事業年度終了の日までの間における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

6　分割承継法人の当該事業年度開始の日の一年前の日の前日から当該事業年度開始の日の前日までの間に吸収分割があった場合において、分割法人の当該分割承継法人の当該事業年度の基準期間に対応する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額（分割法人が二以上ある場合には、いずれかの分割法人に係る当該金額）が三千万円を超えるときは、当該分割承継法人（第九条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）の当該事業年度（その基準期間における課税売上高が三千万円以下である事業年度に限る。）における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

7　第一項から第四項までに規定する分割等とは、次に掲げるものをいう。

一　新設分割

二　法人が新たな法人を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（その新たな法人の設立の時において当該資産の出資その他当該設立のための出資により発行済株式の総数又は出資金額の全部をその法人が有することとなるものに限る。）をし、その出資により新たに設立する法人に事業の全部又は一部を引き継ぐ場合における当該新たな法人の設立

三　法人が新たな法人を設立するため金銭の出資をし、当該新たな法人と商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百四十六条第一項（事後設立）に規定する契約又は有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十条第三項（事後設立）に規定する契約を締結した場合における当該契約に基づく金銭以外の資産の譲渡のうち、当該新たな法人の設立の時において発行済株式の総数又は出資金額の全部をその法人が有している場合であることその他政令で定める要件に該当するもの

第十六条第一項中「第六十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「第六十二条第一項ただし書」を「第六十三条第一項ただし書」に改め、同条第四項中「若しくは同項の規定」を「、同項の規定」に改め、「消滅した場合」の下に「若しくは同項の規定の適用を受ける法人が分割により長期割賦販売等に係る事業を分割承継法人に承継させた場合」を加える。

第十七条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十四条第一項」に改め、同条第二項中「第六十三条第二項に」を「第六十四条第二項に」に、「第六十三条第二項ただし書」を「第六十四条第二項ただし書」に、「第六十三条第二項第一号」を「第六十四条第二項第一号」に改め、同条第五項中「又はこれらの規定」を「、これらの規定」に改め、「消滅した場合」の下に「又はこれらの規定の適用を受ける法人が分割により長期大規模工事若しくは工事に係る事業を分割承継法人に承継させた場合」を加える。

第三十二条第七項中「合併により」を「、合併により」に改め、「対価の返還等を受けた場合」の下に「又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税仕入れにつき仕入れに係る対価の返還等を受けた場合」を、「還付を受ける場合」の下に「又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人による保税地域からの引取りに係る課税貨物に係る消費税額の還付を受ける場合」を加える。

第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十五条中「及び合併により当該事業を承継した合併法人」を「、合併により当該事業を承継した合併法人及び分割により当該調整対象固定資産に係る事業を承継した分割承継法人」に改める。

第三十六条第一項中「又は第十一条第一項」を「、第十一条第一項又は第十二条第五項」に改め、同条第三項中「事業を承継した場合において」を「事業を承継した場合若しくは分割により分割法人（同項本文の規定により消費税を納める義務が免除される法人に限る。）の事業を承継した場合において」に、「又は当該被合併法人」を「又は被合併法人若しくは分割法人」に改め、「又は合併」の下に「若しくは分割」を加える。

第三十七条第一項中「分割に係る同項の分割親法人又は分割子法人」を「分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人」に、「分割に係る課税期間」を「分割等に係る課税期間」に改める。

第三十八条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項の規定は、合併により事業を承継した合併法人が被合併法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合又は分割により事業を承継した分割承継法人が分割法人により行われた課税資産の譲渡等につき売上げに係る対価の返還等をした場合について準用する。

第三十九条第六項中「合併法人について」を「合併法人又は分割により当該分割に係る分割法人から事業を承継した分割承継法人について」に改める。

第四十二条第二項第一号中「その合併の日の属する課税期間の直前の課税期間の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日までに確定したもの（」を「その合併の日の前日の属する課税期間（以下この号において「被合併法人特定課税期間」という。）の確定申告書に記載すべき第四十五条第一項第四号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日までに確定したもの（被合併法人特定課税期間の月数が三月に満たない場合又は当該確定したものがない場合には被合併法人特定課税期間の直前の課税期間（その月数が三月に満たないものを除く。）の確定申告書に記載すべき同号に掲げる金額でその合併法人の当該課税期間開始の日以後三月を経過した日の前日までに確定したもの。」に改め、同条第五項中「三月」を「三月を」に、「六月」を「六月を」に改め、同条第七項中「三月」を「三月を」に、「九月」を「九月を」に改める。

第五十七条第一項第一号中「第五項」を「第六項」に改める。

第六十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　分割があった場合の第一項又は前項の規定の適用については、分割法人はこれらの規定に規定する資産の譲渡等をする義務があると認められる者とみなし、分割承継法人はこれらの規定に規定する資産の譲渡等を受ける権

利があると認められる者とみなす。

（地価税法の一部改正）

第十一条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第二条第十一号」を「第二条第十二号」に改める。

第三十二条の見出しを「（同族会社の行為又は計算の否認等）」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　税務署長は、移転法人（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、又はこれと併せてその有する負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。）又は取得法人（合併等により資産の移転を受け、又はこれと併せて負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の行為又は計算で、これを容認した場合には当該移転法人若しくは当該取得法人又は当該移転法人若しくは当該取得法人の株主等若しくはこれらの株主等と政令で定める特殊の関係のある者の地価税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの者の地価税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、これらの者に係る課税価格、基礎控除の額又は地価税の額を計算することができる。

第三十六条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　分割法人（法人税法第二条第十二号の二（定義）に規定する分割法人をいう。）は前項第二号に規定する土地等の譲渡をしたと認められる者に、分割承継法人（同条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。）は同項第二号に規定する土地等の譲渡を受けたと認められる者に含まれるものとする。

第四十一条第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「新法人税法第二条第九号」を「法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の法人税法（以下「平成十三年新法」という。）第二条第九号」に、「新法人税法第五十二条第一項」を「平成十三年新法第五十二条第二項」に、「同項第二号」を「同項」に、「同号に規定する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権」を「同項に規定する一括評価金銭債権」に、「同号に掲げる金額」を「同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」に改める。

附則第六条第一項中「第五十四条」を「第五十四条第一項、第三項及び第四項」に改め、「第五十四条第一項中」の下に「役員に対して支給する同条第四項に規定する賞与（」とあるのは「役員（以下この項において「使用人等」という。）に対して支給する同条第四項に規定する賞与（法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の法人税法第二条第十二号の八（定義）に規定する適格合併に該当しない合併又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割に該当しない同条第十二号の九に規定する分割型分割により合併法人又は同条第十二号の三に規定する分割承継法人の業務に従事することとなった使用人等に支給するものを除く。）と、」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法人の使用人等（前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替えて適用される旧法人税法第五十四条第一項に規定する使用人等をいう。以下この項において同じ。）が適格合併等（平成十三年新法第二条第十二号の八に規定する適格合併（以下「適格合併」という。）又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割（以下「適格分割型分割」という。）をいう。以下この項及び第四項において同じ。）により合併法人等（合併法人又は同条第十二号の三に規定する分割承継法人（以下「分割承継法人」という。）をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の業務に従事することとなった場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める賞与引当金勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人等に引き継ぐものとする。

一　適格合併　旧法人税法第五十四条第一項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する賞与引当金勘定の金額

二　適格分割型分割　旧法人税法第五十四条第一項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する賞与引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割により分割承継法人の業務に従事することとなった使用人等に係る部分の金額として政令で定める金額

3　旧法人税法第五十四条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された賞与引当金勘定の金額（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第六条に次の二項を加える。

4　第二項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた賞与引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格合併等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第七条第一項中「施行日」を「経過措置対象資産（施行日」に改め、「終了の日」の下に「（以下この項において「直前事業年度終了の日」という。）」を、「設けられている資産」の下に「（以下この項において「特定資産」という。）及び適格組織再編成（適格合併、平成十三年新法第二条第十二号の十一に規定する適格分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）により被合併法人等（被合併法人、平成十三年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項にお

いて同じ。）から移転を受けた資産で当該被合併法人等において当該適格組織再編成の直前に特定資産に該当していたものをいう。以下この条において同じ。）」を加え、「当該資産」を「当該経過措置対象資産」に、「同日」を「直前事業年度終了の日」に、「次項」を「第四項及び第五項」に、「同条」を「同条第一項、第四項及び第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、旧法人税法第五十六条第一項中「その有する固定資産」とあるのは、「その有する固定資産（法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の法人税法第二条第十二号の八（定義）に規定する適格合併に該当しない合併又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割に該当しない同条第十二号の九に規定する分割型分割により合併法人又は同条第十二号の三に規定する分割承継法人に移転するものを除く。）」と読み替えるものとする。

附則第七条第四項を削り、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「金額は、その」を「金額又は前二項の規定に該当しないで取り崩した特別修繕引当金勘定の金額（適格組織再編成により経過措置対象資産を合併法人等に移転することに伴って取り崩したものを除く。）は、それぞれその」に改め、「取り崩すべきこととなった日」の下に「（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（平成十三年新法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）により経過措置対象資産を合併法人又は分割承継法人に移転することに伴って当該特別修繕引当金勘定の金額を取り崩す場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日）又は取り崩した日」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「各事業年度終了の日」の下に「（適格分社型分割等により移転する経過措置対象資産にあっては、当該適格分社型分割等の日の前日）」を加え、「前項の資産」を「経過措置対象資産」に改め、「、同項の規定にかかわらず」を削り、「当該資産」を「当該経過措置対象資産」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　法人が、適格分社型分割等（平成十三年新法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）により経過措置対象資産を移転する場合において、当該経過措置対象資産について前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法第五十六条第一項の特別修繕引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別修繕引当金勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中特別修繕引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該適格分社型分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合に同項の規定により計算される繰入限度額（同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前項の規定は、同項の法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別修繕引当金勘定の金額に相当する金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　特別修繕引当金勘定の金額（旧法人税法第五十六条第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び第二項の規定により適格分社型分割等に係る分割法人（平成十三年新法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。）、現物出資法人（平成十三年新法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成十三年新法第二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。）において当該適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限るものとし、既にこの項及び旧法人税法第五十六条第二項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する法人は、経過措置対象資産について特別の修繕が完了した場合、当該経過措置対象資産を有しないこととなった場合（適格組織再編成により合併法人、分割承継法人、平成十三年新法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に当該経過措置対象資産を移転する場合を除く。）その他の政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額を取り崩さなければならない。

附則第七条に次の三項を加える。

7　法人が、適格組織再編成により経過措置対象資産を合併法人等に移転した場合には、その適格組織再編成の直前における当該経過措置対象資産に係る特別修繕引当金勘定の金額又は期中特別修繕引当金勘定の金額（適格分社型分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに限る。）は、当該合併法人等に引き継ぐものとする。

8　前項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた特別修繕引当金勘定の金額又は期中特別修繕引当金勘定の金額は、当該合併法人等がその適格組織再編成の日において有する特別修繕引当金勘定の金額とみなす。

9　第三項及び前項に定めるもののほか、第二項及び第四項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条第一項中「旧法人税法第五十六条の二（」を「旧法人税法第五十六条の二第一項、第三項及び第四項（」に改め、「第五十六条の二第一項中」の下に「「製造業」とあるのは「製造業（以下この項において「対象事業」という。）」と、「その補修」とあるのは「その補修（法人税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の法人税法第二条第十二号の八（定義）に規定する適格合併に該当しない合併又は同条第十二号の十二に規定する適格分割型分割に該当しない同条第十二号の九に規定する分割型分割により合併法人又は同条第十二号の三に規定する分割承継法人に移転するものを除く。）」と、「当該補修」とあるのは「当該対象事業に係る無償による補修」と、」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法人が、適格合併又は適格分割型分割（以

下この項及び第四項において「適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（以下この項及び第四項において「合併法人等」という。）に前項の規定によりなおその効力を有するものとされて読み替えて適用される旧法人税法第五十六条の二第一項に規定する対象事業（以下この項において「対象事業」という。）の全部又は一部を移転する場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める製品保証等引当金勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人等に引き継ぐものとする。

一　適格合併　旧法人税法第五十六条の二第一項の規定により当該適格合併の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する製品保証等引当金勘定の金額

二　適格分割型分割　旧法人税法第五十六条の二第一項の規定により当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された同項に規定する製品保証等引当金勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人に移転する対象事業に係る部分の金額として政令で定める金額

3　旧法人税法第五十六条の二第一項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された製品保証等引当金勘定の金額（前項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は、当該事業年度の翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

附則第八条に次の二項を加える。

4　第二項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた製品保証等引当金勘定の金額は、当該合併法人等の適格合併等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九条第七項中「第二項の規定の適用を受ける法人が合併により消滅した場合」を「適格合併、平成十三年新法第二条第十二号の十一に規定する適格分割、同条第十二号の十四に規定する適格現物出資又は同条第十二号の十五に規定する適格事後設立が行われた場合」に、「同項」を「第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

一　第一条中法人税法第六十九条第一項の改正規定、同法第八十二条の七第一項の改正規定、同法第八十二条の十七の改正規定、同法第八十四条の次に一条を加える改正規定、同法第八十五条第一項の改正規定、同法第八十六条の改正規定、同法第百二十二条第四項の改正規定及び同法第百二十五条第三項の改正規定並びに附則第六条及び第八条の規定

二　第二条中所得税法第五十二条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第二百七条の改正規定並びに附則第十三条から第十五条までの規定

三　第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八条（会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）第二百六十九条第三項に係る部分を除く。）の規定

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）の規定は、平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資、事後設立（新法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）、資本若しくは出資の減少、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ二の規定による同条に規定する利益の資本への組入れ、同法第二百九十三条ノ三の規定による同条に規定する準備金の資本への組入れ、組織の変更、解散による残余財産の分配、株式（出資を含む。次条までにおいて同じ。）の消却、社員の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は資本及び同法第二百八十九条第一項に規定する準備金による同項に規定する資本の欠損のてん補が行われる場合における法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の各事業年度の所得に対する法人税、特定信託（新法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。）の各計算期間の所得に対する法人税、退職年金等積立金に対する法人税及び同日以後に解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）が行われる場合における法人の清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に合併、現物出資、事後設立、資本若しくは出資の減少、商法第二百九十三条ノ二の規定による同条に規定する利益の資本への組入れ、同法第二百九十三条ノ三の規定による同条に規定する準備金の資本への組入れ、組織の変更、解散による残余財産の分配、株式の消却、社員の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は資本及び同法第二百八十九条第一項に規定する準備金による同項に規定する資本の欠損のてん補が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税、退職年金等積立金に対する法人税及び同日前に解散又は合併が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（みなし配当に対する法人税に関する経過措置）

第三条　平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に行われた合併又は分割型分割（適格合併及び適格分割を除く。以下この条及び附則第十二条第三項において「非適格合併等」という。）により当該非適格合併等に係る被合併法人又は分割法人（以下この条及び附則第十二条第三項において「被合併法人等」という。）の株主等に株式のみが交付された場合において、当該非適格合併等に係る合併法人又は分割承継法人（以下この条及び附則第十二条第三項において「合併法人等」という。）が、当該非適格合併等を適格合併又は適格分割型分割（附則第十二条第三項において「適格合併等」という。）として当該非適格合併等の日の属する事業年度の所得に対する法人税の申告を行い、かつ、当該株式の価額のうち新法人税法第二十四条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額

とみなされる金額について第二条の規定による改正後の所得税法第百八十一条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第三項の規定による所得税の徴収を行っていなかったときは、当該合併法人等が当該被合併法人等の株主等である法人の法人税を免れる目的で当該申告を行ったことが明らかである場合を除き、新法人税法第二十四条第一項の規定は、適用しない。

（貸倒引当金に関する経過措置）

第四条　新法人税法第五十二条（第九項を除く。）の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始する各事業年度及び同日以後に行われる合併、分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「合併等」という。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）の経過事業年度（当該合併等の日（合併又は分割型分割にあっては、当該合併又は分割型分割の日の前日）の属する事業年度をいい、当該被合併法人等の当該各事業年度に該当する事業年度を除く。以下この条において同じ。）の所得に対する法人税について適用し、法人の同年四月一日前に開始した各事業年度（経過事業年度を除く。）の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに関する経過措置）

第五条　新法人税法第五十七条第六項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額及び同条第二項の規定により法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの（次項において「みなし欠損金額」という。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2　前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新法人税法第五十七条第六項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし欠損金額がある場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第六条　新法人税法第六十九条第一項の規定は、内国法人が平成十三年四月一日以後に行う同項に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外国法人税を納付することとなる場合について適用する。

（特定信託に係る所得の金額の計算における貸倒引当金に関する経過措置）

第七条　新法人税法第八十二条の三第一項の規定により新法人税法第五十二条の規定に準じて特定信託の各計算期間の所得の金額を計算する場合における同条の規定は、特定信託の平成十三年四月一日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、特定信託の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（特定信託に係る外国税額の控除に関する経過措置）

第八条　新法人税法第八十二条の七第一項の規定は、特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産につき平成十三年四月一日以後に行う同項に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外国法人税を納付することとなる場合について適用する。

（組織再編成に係る行為又は計算の否認に関する経過措置）

第九条　新法人税法第百三十二条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に行われる合併、分割、現物出資及び事後設立に係る同条に規定する移転法人（以下この条において「移転法人」という。）、新法人税法第百三十二条の二に規定する取得法人（以下この条において「取得法人」という。）及び移転法人又は取得法人の株主等である法人が同年三月三十一日以後に行う行為又は計算について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十一条　この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）の規定は、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（配当等の額とみなす金額に関する経過措置）

第十二条　新所得税法第二十五条の規定は、平成十三年四月一日以後に生ずる同条第一項各号に掲げる事由により交付を受ける金銭その他の資産について適用し、同日前に生じた第二条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第二十五条第一項各号に規定する事由により交付を受ける当該各号に掲げる金銭その他の資産については、なお従前の例による。

2　平成十三年三月三十一日以前に旧所得税法第二十五条第二項各号に掲げる事実が生じた場合の同項の株主等に係る当該各号に定める金額については、なお従前の例による。

3　平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に行われた非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等の株主等（新法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この項において同じ。）に株式（新所得税法第二十五条第一項に規定する株式をいう。）のみが交付された場合において、当該非適格合併等に係る合併法人等が、当該非適格合併等を適格合併等として当該非適格合併等の日の属する事業年度（新法人税法第十三条第一項に規定する事業年度をいう。）の所得に対する法人税の申告を行い、かつ、当該株式の価額のうち新所得税法第二十五条第一項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額について新所得税法第百八十一条第一項又は第二百十二条第一項若しくは第三項の規定による所得税の徴収を行っていなかったときは、当該合併法人等の株主等の所得税を免れる目的で当該申告を行ったことが明らかである場合を除き、新所得税法第二十五条第一項の規定は、適用しない。

（貸倒引当金に関する経過措置）

第十三条　新所得税法第五十二条の規定は、個人が、平成十四年以後の各年において貸倒引当金勘定に繰り入れる金額について適用し、平成十三年以前の各年において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、なお従前の例による。

（生命保険料控除及び損害保険料控除に関する経過措置）

第十四条　平成十三年分の所得税に係る新所得税法第七十六条及び第七十七条の規定の適用については、新所得税法第七十六条第三項第四号中「支払われるもの」とあるのは「支払われるもの（当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結したものにあっては、当該保険契約の保険期間の始期（保険期間の定めのないものにあつ

ては、その効力を生ずる日。次条において同じ。）が平成十三年七月一日以後であるものに限る。）」と、新所得税法第七十七条第一項中「基因して共済金」とあるのは「基因して保険金若しくは共済金」と、同条第二項第一号中「損害保険契約のうち」とあるのは「損害保険契約（当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）のうち、」と、「もの（第三号又は前条第三項第四号に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。）」とあるのは「もの及び当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる損害保険契約で病院又は診療所に入院して第七十三条第二項に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの（当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年六月三十日以前であるものに限るものとし、第三号に掲げるものを除く。）」と、同項第三号中「を除く」とあるのは「を除くものとし、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が締結したものにあっては、当該保険契約の保険期間の始期が平成十三年七月一日以後であるものに限る」とする。

（外国税額控除に関する経過措置）

第十五条　新所得税法第九十五条第一項の規定は、居住者が平成十三年四月一日以後に行う同項に規定する取引に基因して生ずる所得に対する外国所得税を納付することとなる場合について適用する。

（同族会社等の行為又は計算の否認等に関する経過措置）

第十六条　新所得税法第百五十七条第三項の規定は、平成十三年四月一日以後に同項に規定する合併等をする同項に規定する移転法人又は取得法人の同年三月三十一日以後の行為又は計算について適用する。

（告知、支払調書及び支払通知書に関する経過措置）

第十七条　新所得税法第二百二十四条の三第三項の規定は、平成十三年四月一日以後に生ずる新所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による新所得税法第二百二十四条の三第三項に規定する金銭その他の資産の交付について適用し、同日前に生じた当該資産の交付については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百二十五条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）の規定は、平成十三年四月一日以後に生ずる新所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由による新所得税法第二百二十五条第一項第十一号に規定する金銭その他の資産の交付について適用し、同日前に生じた当該各号に掲げる事由による当該資産の交付については、なお従前の例による。

3　平成十三年三月三十一日以前に旧所得税法第二十五条第二項各号に掲げる事実が生じた場合における旧所得税法第二百二十五条第二項第二号に規定する支払に関する同項の通知書については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　第三条の規定による改正後の相続税法第六十四条第三項の規定は、平成十三年四月一日以後に同項に規定する合併等をする同項に規定する移転法人又は取得法人の同年三月三十一日以後の行為又は計算について適用する。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第五条の規定による改正後の国税通則法第七十一条第二項の規定は、平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する分割等（以下この条において「分割等」という。）について適用し、同日前に行われた分割等については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第十条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第十一条の規定は、平成十三年四月一日以後に合併があった場合について適用し、同日前に合併があった場合については、なお従前の例による。

2　新消費税法第十二条の規定は、平成十三年四月一日以後に同条第一項に規定する分割等又は同条第五項に規定する吸収分割があった場合について適用し、同日前に第十条の規定による改正前の消費税法（以下この条において「旧消費税法」という。）第十二条第一項に規定する分割があった場合については、なお従前の例による。

3　新消費税法第三十七条第一項の規定は、平成十三年四月一日以後に同項に規定する分割等があった場合について適用し、同日前に旧消費税法第三十七条第一項に規定する分割があった場合については、なお従前の例による。

4　新消費税法第四十二条の規定は、平成十三年四月一日以後に合併があった場合について適用し、同日前に合併があった場合については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第十一条の規定による改正後の地価税法第三十二条第三項の規定は、平成十三年四月一日以後に同項に規定する合併等をする同項に規定する移転法人又は取得法人の同年三月三十一日以後の行為又は計算について適用する。

（法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第十二条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十四号）附則第六条から第八条までの規定は、平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税及び同日以後に解散（合併による解散を除く。以下この条において同じ。）が行われる場合における法人の清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税及び同日前に解散又は合併が行われた場合における法人の清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第二十四条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正）

第二十五条　経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「又は合併」及び「又は第百十五条第一項」を削り、同条第五項中「又は合併」及び「又は第百十五条第二項」を削る。

（湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律の一部改正）

第二十六条　湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に改める。

（法人特別税法の一部改正）

第二十七条　法人特別税法（平成四年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第二十八条　会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第三項中「第二条第二十号」を「第二条第十九号」に改め、同条第六項中「及び第九項」を「、第九項及び第十項」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「合併」の下に「若しくは分割」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　計画において会社が分割をすることを定めた場合における新会社の設立又は分割による資本の増加の登記の登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、当該会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分に相当する金額及び更生債権者又は更生担保権者に株式を割り当てる部分に相当する金額以外の金額に対応する部分については、千分の三・五）とする。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第二十九条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十九条第三項及び第百六十条の百三十九第三項中「第二条第二十号」を「第二条第十九号」に改める。

（日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第七項中「第二条第二十号」を「第二条第十九号」に改める。

審査報告書

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

財政金融委員長　伊藤　基隆

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改正、合併・分割等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十三年度の租税減収見込額は、約千三百九十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　中長期的な財政構造健全化の必要性にかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直し等を行い、社会経済構造の変化に対応した税制の確立に努めること。

一　特定非営利活動法人に対する寄附金税制について、非営利活動を促進するという趣旨等を十分踏まえ、認定基準を定めるほか、特定非営利活動法人に対する税制について、その実態等にかんがみ、引き続き検討すること。

一　租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一　急速に進展する経済取引の国際化・複雑化及び電子化等に見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、定員の確保を行うとともに、事務に関する機構・職場環境の充実及び一層の機械化促進に特段の努力を払うこと。

右決議する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八」を「第九条の五」に、「第六十八条の六」を「第六十八条の七」に改める。

第二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

四　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条二項第十三号を同項第二十九号とし、同項第十二号を同項第二十八号とし、同項第十一号を同項第二十七号とし、同項第十号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第九号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第八号中「第二条第二十二号」を「第二条第二十一号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第五号から第七号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の十六号を加える。

五　分割法人　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

六　分割承継法人　法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。

七　現物出資法人　法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

八　被現物出資法人　法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。

九　事後設立法人　法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。

十　被事後設立法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。

十一　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

十二　分割型分割　法人税法第二条第十二号の九に規定する分割型分割をいう。

十三　分社型分割　法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。

十四　適格分割　法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。

十五　適格分割型分割　法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。

十六　適格分社型分割　法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。

十七　適格現物出資　法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。

十八　適格事後設立　法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。

十九　欠損金額　法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。

二十　棚卸資産　法人税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をいう。

第五条の二第一項中「特定寄託者又は」を「特定寄託者若しくは」に、「）に対し当該」を「）又は適格外国仲介業者に対し、当該」に、「営業所又は」を「営業所若しくは」に、「を通じて混蔵寄託（当該受寄金融機関等」を「又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて混蔵寄託（当該受寄金融機関等又は当該適格外国仲介業者」に改め、同項第一号中「、受寄金融機関等」の下に「又は適格外国仲介業者」を、「の営業所等」の下に「又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等」を、「に混蔵寄託（当該受寄金融機関等」の下に「又は当該適格外国仲介業者」を加え、「を当該受寄金融機関等」を「を、当該受寄金融機関等」に、「次号」を「以下この項」に改め、「同じ。）を」の下に「経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者であり、かつ、他の外国再間接寄託者に対し当該国債の混蔵寄託をする者である場合には、当該適格外国仲介業者及び当該国債に係る他の外国再間接寄託者）及び当該国債に係る外国間接寄託者。次号において同じ。）及び当該国債に係る受寄金融機関等を」を加え、同項第二号中「第五項及び第十一項」を「第七項及び第十四項」に、「当該受寄金融機関等を経由して」を「、当該受寄金融機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該国債に係る受寄金融機関等を経由して」に改め、同条第四項第一号中「第四号」を「第六号」に改め、同項第二号中「する者を」を「する者をいい、外国間接寄託者に該当する者を除く」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　適格外国仲介業者　外国間接寄託者又は外国再間接寄託者のうち次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた外国法人をいう。

イ　その者の業務として政令で定めるところにより一括登録国債の混蔵寄託を受けることができる者であること。

ロ　所得税法第百六十二条に規定する条約（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国（次号において「条約相手国」という。）の法人であること。

四　特定国外営業所等　適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。

第五条の二第四項に次の二号を加える。

七　外国再間接寄託者　その者の業務として政令で定めるところにより一括登録国債の混蔵寄託を受けることができる者のうち、日本銀行が定めるところにより、特定寄託者又は特定間接寄託者に対し当該一括登録国債の混蔵寄託をする者をいう。

八　外国間接寄託者　その者の業務として政令で定めるところにより一括登録国債の混蔵寄託を受けることができる者のうち、日本銀行が定めるところにより、特定寄託者又は特定間接寄託者に対し当該一括登録国債の混蔵寄託をする者をいう。

第五条の二第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「外国法人の当該一括登録国債に係る受寄金融機関等」の下に「（当該一括登録国債が適格外国仲介業者に対し混蔵寄託をされたものである場合には、当該適格外国仲介業者又は当該一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該一括登録国債につき混蔵寄託をする受寄金融機関等。以下この項において同じ。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「受寄金融機関等」の下に「及び適格外国仲介業者」を加え、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　適格外国仲介業者が、受寄金融機関等に対し、当該適格外国仲介業者に対し非課税適用申告書を提出して混蔵寄託がされた一括登録国債及び当該非課税適用申告書の提出をした者からその提出後混蔵寄託がされた一括登録国債の混蔵寄託をする場合（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合にあつては、これらの一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該受寄金融機関等に対し、これらの一括登録国債の混蔵寄託をする場合）には、当該適格外国仲介業者は、これらの一括登録国債につき、各人別に、政令で定めるところにより、これらの一括登録国債の混蔵寄託がされた日その他の財務省令で定める事項を書面による方法その他政令で定める方法により当該受寄金融機関等に通知しなければならない。この場合において、当該受寄金融機

関等は、これらの一括登録国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載しなければならない。

第五条の二第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「提出をした受寄金融機関等」の下に「又は適格外国仲介業者」を加え、「日本銀行とする。）を経由して」を「日本銀行とする。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該適格外国仲介業者及び当該一括登録国債に係る他の外国再間接寄託者）及び当該適格外国仲介業者が一括登録国債の混蔵寄託をする受寄金融機関等を経由して」に改め、「受ける当該受寄金融機関等」の下に「又は当該適格外国仲介業者」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項中「営業所等の長」の下に「又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「営業所等」の下に「又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　税務署長は、前項第三号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第三号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者につき現に国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること。

三　その者が第十一項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第十二項に規定する通知を行うことが困難と認められる相当の理由があること。

6　税務署長は、第四項第三号の承認を受けた者について前項各号の一に該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

第八条第一項第一号中「第五条の二第四項第四号」を「第五条の二第四項第六号」に改める。

第八条の五第一項第一号中「又は第二項」を削る。

第九条第一項第三号を次のように改める。

三　外貨建等証券投資信託（証券投資信託のうちその信託財産を主として外貨建資産（外国通貨で表示される株式、債券、その他の資産をいう。以下この号において同じ。）又は主として株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口を除く。以下この号において同じ。）以外の資産に運用する証券投資信託として政令で定めるものをいう。第四項において同じ。）のうち特に外貨建資産又は株式以外の資産への運用割合が高い証券投資信託として政令で定めるもの（同項において「特定外貨建等証券投資信託」という。）の収益の分配に係る配当等（前二号に掲げるものを除く。）

第九条第四項中「一般外貨建証券投資信託の収益の分配」を「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」に、「特定外貨建証券投資信託」を「特定外貨建等証券投資信託」に、「の外貨建証券投資信託」を「の外貨建等証券投資信託」に改める。

第九条の四を削る。

第九条の五第一項中「この条、次条第一項及び第九条の七第一項」を「この項及び次条第一項」に、「期間（第三項において「指定期間」という。）内に」を「間に」に、「この項及び第九条の七」を「この項及び次条第一項」に改め、「に係る」の下に「所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する」を加え、「所得税法第二十五条第一項」を「同項」に改め、同条第二項中「第九条の五第一項」を「第九条の四第一項」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条を第九条の四とする。

第九条の六を削る。

第九条の七第一項中「同項第一号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第九条の七第一項」を「第九条の五第一項」に改め、同条を第九条の五とする。

第九条の八を削る。

第十条第一項中「平成十二年」を「平成十五年」に改め、同条第二項中「平成十三年」を「平成十五年」に、「百分の十に」を「百分の六（平成十年から平成十四年までの各年分については、百分の十）に」に改める。

第十条の二第一項及び第三項中「（次条から第十条の五まで、第十条の七から第十三条の三まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十条の三第一項及び第三項中「（次条、第十条の五、第十条の七から第十三条の三まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第十条の七から第十三条の三まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十条の五第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第十条の七から第十三条の三まで、第十五条又は第十六条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十条の七第一項中「平成十三年五月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「（次条から第十六条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第三項中「（次条から第十六条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十一条第一項の表の第一号中「以下この号において同じ。」及び「（産業廃棄物の適正な処理に著しく資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるものについては、百分の十七）」を削り、同表の第三号中「百分の七」を「百分の五」に改め、同表の第四号中「往来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」という。）」を加え、「については百分の十八」を「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八」に、「については百分の十九」を「（外航船舶に限る。）については百分の十九」に改める。

第十一条の二第一項中「提出する個人」の下に「でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの」を加え、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（前条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「百分の十一」を「百分の十」に改める。

第十一条の三第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、

「（前二条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二条又は前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第二項の規定の適用を受ける技術革新設備の償却費の額を計算する場合」を削り、「、同条第二項本文又は同条第三項本文」を「又は同条第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十一条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「（前三条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十一条の五第一項中「（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項の表の第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「百分の七」の下に「（当該設備であつて有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十二）」を加え、同表の第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第十一条の六第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十一条の七第一項及び第十一条の八第一項中「（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十二条第一項中「第十一条から前条まで又は」を削り、同項の表の第三号中「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第四号中「旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域に類する地区」を「これに類する地区」に、「百分の十二」を「百分の十一」に、「減価償却資産については百分の十三（建物及びその附属設備については、百分の八）」を「機械及び装置については百分の十二」に改め、同表の第五号中「百分の十二」を「百分の十一」に改め、同表の第六号から第八号までを削り、同表の第九号を同表の第六号とし、同表の第十号を同表の第七号とし、同表の第十一号を同表の第八号とする。

第十二条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第十一条から前条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「第十一条から前条まで又は」を削り、同項第一号中「次号」の下に「又は第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの　百分の二十

第十二条の三の見出しを「（特定医療用建物の割増償却等）」に改め、同条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「この条」を「この項及び次項」に改め、「（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十一条から第十二条までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二項中「前二項」を「第一項から第三項まで又は前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3　青色申告書を提出する個人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用の建物及びその附属設備（当該個人の営む医療保健業の用に供していた病院用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項及び第六項において「建替え病院用建物」という。）を取得し、又は建替え病院用建物を建設して、これを当該個人の営む医療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該建替え病院用建物（第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該建替え病院用建物について同項の規定により計算した償却費の額とその基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該建替え病院用建物の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

4　前項の規定は、確定申告書に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があつた場合に限り、第三項の規定を適用することができる。

6　第十一条第二項の規定は、第三項の規定の適用を受ける建替え病院用建物の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十二条の三第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

第十二条の四を削る。

第十三条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十一条から前条まで、第三項、次条第一項又は第十四条から第十六条までの規定の適用を受けるものを除く。」を削り、同条第三項中「第十一条から前条まで、次条第一項又は第十四条から第十六条まで」を「第一項」に改め、同項の表の第二号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第八項を同条第七項とする。

第十三条の二第一項中「その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十一条から第十二条の四まで又は次条から第十六条までの規定の適用を受けるものを除く。」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項中「（その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十一条から第十二条の四までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項第一号及び第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項第三号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第十四条の見出しを「（特定再開発建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項又は第十一条から第十二条の三まで若しくは前条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「次項第四号」を「次項第五号」に、「百分の百十四」

を「百分の百九」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二号及び」を削り、同項第一号中「施設建築物」の下に「（政令で定める部分を除く。）」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「次号において同じ。」を削り、同号イ中「都市計画に」を「都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（以下この項において「都市計画」という。）に」に、「都市計画法」を「同法」に改め、「（次号において「都市計画駐車場」という。）」を削り、同号ロ中「都市計画に」を「都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において都市計画に」に、「都市計画法」を「同法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第二項」を「、第一項」に、「第十四条第二項本文」を「第十四条の二第一項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する場合について準用する。

第十四条第五項及び第六項を削り、同条を第十四条の二とし、第十三条の三の次に次の一条を加える。

（優良賃貸住宅等の割増償却）

第十四条　個人が、平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び第三項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当該優良賃貸住宅の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十四）に相当する金額とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲げるもの

イ　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建築物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの

ロ　次に掲げる建築物（政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1)　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第一項に規定する都市計画に定められた同法第八条第一項第三号の高度利用地区その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

(2)　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの

2　個人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該個人の不動産所得の金額の計算上、その賃貸の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間を除く。）に限り、当該高齢者向け優良賃貸住宅（その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百五十五）に相当する金額とする。

3　前二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、優良賃貸住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

4　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。

第十五条第一項中「（その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に関し第十一条の二又は第十一条の八の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十六条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第十一条から第十二条の四までの規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第十八条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項第三号中「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法」の下に「（平成九年法律第二十八号）」を加え、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十九条　個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一　第十条の二から第十条の五まで又は第十条の七から第十六条までの規定

二　前号に掲げるもののほか、減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

第二十条　削除

第二十条の二第一項中「平成十三年」を「平成十五年」に改め、同項の表の第一号イ中「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削り、同表の第二号中「百分の九」を「百分の八」に改める。

第二十条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「掲

げる施設」の下に「（以下この項において「特定施設」という。）」を加え、「当該施設ごとに、」を「当該特定施設ごとに、当該特定施設につき」に改め、同条第五項中「掲げる金額」を「定める金額」に改める。

第二十一条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「保有する関係として政令で定める関係」を「保有する関係その他の政令で定める特殊の関係」に改める。

第二十二条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第二十五条第二項中「第四十一条の十四第四項」を「第四十一条の十五第四項」に改める。

第二十八条の二第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「満たすもの」の下に「又は当該特定の業務を行う同条第五号に規定する公共法人で政令で定めるもの」を加える。

第二十八条の三第十一項中「第十条の二から第十条の五まで、第十条の七から第十二条の四まで及び第十三条の三から第十六条までの規定」を「第十九条各号に掲げる規定（第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。）」に改める。

第二十八条の四第三項第四号中「第二十九条又は同法附則第四項の許可（」を「第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。」に改め、同条第六項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「平成十三年」を「平成十五年」に改める。

第三十一条第二項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「平成十五年十二月三十一日」を「平成十六年十二月三十一日」に改める。

第三十二条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第三十三条の三第一項中「第七条第一項」の下に「、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第一項」を加える。

第三十三条の六第二項中「第十条の二から第十条の五まで、第十条の七から第十二条の四まで及び第十三条の三から第十六条までの規定」を「第十九条各号に掲げる規定（第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。）」に改める。

第三十四条の三第二項第四号中「場合（」の下に「当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を含むものとし、」を加える。

第三十四条の二第二項第三号中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、同号イ中「第二十九条又は同法附則第四項の許可」を「第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。）」に改め、同項第二十一号中「第二十二条第三項」を「（以下この号において「中心市街地整備改善活性化法」という。）第七条第一項に規定する土地区画整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。）第十三条第一項に規定する土地区画整理事業」に、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による」を「地方拠点都市地域整備等促進法による」に、「同項」を「中心市街地整備改善活性化法第七条第一項、高齢者等移動円滑化法第十三条第一項」に、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項」を「地方拠点都市地域整備等促進法第二十八条第一項」に改め、「譲渡」の下に「（高齢者等移動円滑化法第十三条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者が政令で定める者である場合に限るものとし、当該設置をする者がするものを除く。）」を加える。

第三十四条の三第二項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第十条の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法第三条第一項の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡（林地保有及び森林施業の合理化に資するものとして政令で定めるものに限る。）をした場合

第三十六条の六第一項及び第二項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に、「及び第十九号から第二十一号まで」を「、第十九号及び第二十一号」に、「同表の第二十号の下欄に掲げる資産に該当する場合には百分の六十とし、同表の第十一号の下欄に掲げる資産又は第十九号」を「同表の第十九号」に、「百分の九十とする」を「、百分の九十」に改め、同表の第一号中「これらの資産のうち」を「平成十四年一月一日以後に譲渡されるものにあつては当該個人により取得がされたこれらの資産のうちその譲渡の日の属する年の一月一日において所有期間（第三十一条第三項に規定する所有期間をいう。以下この表及び第五項において同じ。）が十年を超えるものとし」に改め、同表の第四号ニを削り、同号の下欄中「、指定施設又は特定施設等（水質汚濁規制水

域」を「又は指定施設（水質汚濁規制水域及び」に改め、「及び指定水道水源水域」を削り、同表の第九号中「「新産業都市等」を「「低開発地域工業開発地区等」」に改め、「新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第三条第二項若しくは第四条第一項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十八号）第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は」及び「これらの区域のうち」を削り、「新産業都市等内」を「低開発地域工業開発地区等内」に改め、同表の第十一号を次のように改める。

十一	削除

第三十七条第一項の表の第十九号中「（第三十一条第三項に規定する所有期間をいう。以下この表及び第五項において同じ。）」を削り、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同表の第二十号を次のように改める。

二十	削除

第三十七条第二項中「に政令で定める倍数を乗じて」を「を基礎として政令で定めるところにより」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項及び第四項中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、同条第十一項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の場合において、同項の買換資産が第三十七条第一項の表の第十九号の下欄に掲げる資産（同号の上欄に掲げる資産の譲渡が同欄のイに掲げる個人により行われる土地等及び建物又は構築物の譲渡であり、かつ、当該土地等の譲渡が国又は地方公共団体に対するものその他の公共の用途に供されるためのものとして政令で定めるものである場合における同号の下欄に掲げる資産に限る。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

3　個人が第三十七条第一項の規定の適用を受けた場合には、買換資産については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。）は、適用しない。

第三十七条の四及び第三十七条の五第二項の表の第三十七条第四項の項中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の七第一項第三号中「第二十九条又は同法附則第四項の許可」を「第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。）」に改める。

第三十七条の九の二第五項中「第十条の二から第十条の五まで、第十条の七から第十二条の四まで及び第十三条の三から第十六条までの規定」を「第十九条各号に掲げる規定（第十三条第一項及び第十三条の二の規定を除く。）」に改める。

第三十七条の十第一項中「に対し、」の下に「株式等に係る課税譲渡所得等の金額（」を加え、「。以下この条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という。）」を「）」をいう。」に改め、同条第四項各号を次のように改める。

一　法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。以下この項において同じ。）の同条第十四号に規定する株主等（以下この項において「株主等」という。）がその法人の合併（当該法人の株主等に同条第十二号に規定する合併法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）以外の資産（当該株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産を除く。次号において同じ。）が交付されたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二　法人の株主等がその法人の分割（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式以外の資産が交付されたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三　法人の株主等がその法人の資本若しくは出資の減少（株式が消却されたものを除く。）により、又はその法人の解散による残余財産の分配として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

四　法人の株主等がその法人の株式の消却により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

五　法人の株主等がその法人からの退社又は脱退による持分の払戻しとして交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十四を削り、第三十七条の十三の二を第三十七条の十四とする。

第四十条第四項中「の承認をしないことの決定」を「の承認につき、その承認をしないことの決定又は第二項の取消し」に、「当該承認をしないことの決定」を「当該決定又は取消し」に改める。

第四十条の二第一項中「国」の下に「（独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立科学博物館を含む。次項において同じ。）」を加える。

第四十条の五第一項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に、「第二号及び第三号に掲げる金額」を「同号に定める金額」に、「第二号及び第三号に掲げる事実」を「同号に掲げる交付」に、「第四号」を「第三号」に、「掲げる金額の」を「定める金額の」に改め、同項第二号中「掲げる金銭」を「掲げる事由による金銭」に、「同項」を「法人税法第二条第十六号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「掲げる金銭」を「掲げる事由による金銭」に改め、「若しくは同条第二項各号に掲げる事実」を削り、同号を同項第三号とする。

第四十一条第一項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十六年十二月三十一日」に改め、「（同日」の下に「（以下第三項までにおいて「居住日」という。）」を加え、「同日が」を「居住日が」に、「、十五年間」を「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には十年間とする。」に、「居住の用に供した日（次項及び第三項において「居住日」という。）」を「居住日」に改め、同条第二項第三号中「平成十三年で」を「平成十六年で」に改め、「（その居住日が同年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合に限る。）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年後期内の日である場合に限る。）　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

第四十一条第三項第一号中「及び第三号」を「から第五号まで」に、「、第三号及び第五号」を

「から第六号まで」に改め、同項第四号から第十二号までを次のように改める。

四　適用年が平成十三年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　当該住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

ロ　平成十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ハ　平成十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額がその居住年が平成九年又は平成十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この号及び次号において「平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）及び平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

(2)　当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

五　適用年が平成十四年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　当該住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

ロ　平成十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ハ　平成十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

(2)　当該平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十四年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

六　適用年が平成十五年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係るもの（以下この号及び次号において「平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　平成十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第一号ロの規定に準じて計算した金額

(2)　当該平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

七　適用年が平成十六年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべて平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　平成十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及びその居住年が平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下第十号までにおいて「平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十一年、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

八　適用年が平成十七年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年

居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ロ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

(2)　当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて、当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3)　当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額と当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

ハ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が三十七万五千円を超える場合には、三十七万五千円）

(1)　当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ニ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ホ　平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

九　適用年が平成十八年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

ロ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係るもの（以下この号において「平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ハ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

(2)　当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて、当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3)　当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円を超える場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五千万円）

(1)　当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借

入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ホ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ヘ　平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年居住分に係る住宅借入金等の金額又は平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額又は当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につきハの規定に準じて計算した金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

十　適用年が平成十九年から平成二十一年までの各年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係るもの（以下この号において「平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

ロ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額がすべてその居住年が平成十三年、平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等（その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。）に係るもの（以下この号及び次号において「平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）である場合　当該住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

ハ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

(2)　当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であつて、当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3)　当該住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額と当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額との合計額

ニ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が三十七万五千円を超える場合には、三十七万五千円）

(1)　当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・七五パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ホ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につき前項第四号の規定に準じて計算した金額

ヘ　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が五十万円を超える場合には、五十万円）

(1)　当該平成十一年、平成十二年又は平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十六年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額につきハの規定に準じて計算した金額

十一　適用年が平成二十二年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十二年十二月三十一日における平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

ロ　平成二十二年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額又はその居住年が平成十三年である住宅の取得等（その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。）に係る住宅借入金等の金額（以下この項において「平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）及び平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

ハ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、同年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額、平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・五パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額

(3)　当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

ニ　平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　平成二十二年十二月三十一日における平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額

(2)　平成二十二年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・五パーセントに相当する金額

(3)　当該平成十三年後期、平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

十一　適用年が平成二十三年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十三年十二月三十一日におけるその居住年が平成十四年又は平成十五年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この号において「平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

ロ　平成二十三年十二月三十一日における平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

ハ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、同年十二月三十一日における平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・五パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額

(3)　当該平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

ニ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、当該平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

ハ　平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、同年十二月三十一日における平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・五パーセントに相当する金額

(2)　当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の〇・七五パーセントに相当する金額

(3)　当該平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

第四十一条第三項に次の二号を加える。

十三　適用年が平成二十四年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ　平成二十四年十二月三十一日における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この号において「平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

ロ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、同年十二月三十一日における平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

ハ　平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、同年十二月三十一日における平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)　平成二十四年十二月三十一日における住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（以下この号において「平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。）の合計額が五千万円以上である場合　五十万円

(2)　平成二十三年十二月三十一日における平成十二年居住分に係る住宅借入金等の金額及び当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円以上である場合であって、当該平成十三年前期居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が五千万円未満である場合　当該五千万円未満である金額の一パーセントに相当する金額と五千万円から当該五千万円未満である金額を控除した残額の〇・七五パーセントに相当する金額との合計額

(3)　平成二十三年十二月三十一日における平成十四年又は平成十五年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一パーセントに相当する金額

十四　適用年が平成二十五年又は平成二十六

年である場合　その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条の二第一項中「規定する居住の用に供した日」の下に「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）」を加え、「四年内（居住日」に、「同日が同項」を「居住日が同条第一項」に、「、十三年内」を「十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。」に、「当該居住の用に供した日」を「当該居住日」に、「五年内（同日」を「五年内（当該居住日」に、「同日が平成十三年前期」を「当該居住日が平成十三年前期」に、「、十四年内」を「十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には九年内とする。」に改め、同条第五項中「前条第一項に規定する居住の用に供した日」及び「同日」を「居住日」に、「、十三年内」を「十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。」に、「同項」を「前条第一項」に、「当該居住の用に供した日」を「当該居住日」に改める。

第四十一条の五第三項第一号中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の十二第九項中「第五条の二第四項第三号」を「第五条の二第四項第五号」に、「一括登録（同項第四号」を「特定一括登録（同項第六号」に、「をいう。以下この条」を「（第十二項、第十五項及び第十八項において「一括登録」という。）のうち政令で定めるものをいう。以下この項」に、「当該一括登録」を「当該特定一括登録」に改め、同項に次の二号を加える。

五　財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項の規定により発行される国債

六　財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される国債

第四十一条の十二第十二項中「この項及び第十六項において同じ。）」を「この条において同じ。）又は外国仲介業者（第五条の二第四項第八号に規定する外国間接寄託者（以下この条において「外国間接寄託者」という。）及び同項第七号に規定する外国再間接寄託者（以下この条において「外国再間接寄託者」という。）をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に、「この項、第十六項及び第十七項において同じ。）」を「この条において同じ。）又は当該外国仲介業者の国外営業所等（外国仲介業者の国外にある営業所又は事務所をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「同条第四項第三号」を「第五条の二第四項第五号」に改め、「（当該受寄金融機関等」の下に「又は当該外国仲介業者」を加え、「この項及び第十五項」を「この条」に改め、「、受寄金融機関等」の下に「、外国仲介業者」を、「営業所等の長に対し」の下に「、又はその混蔵寄託に係る外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が他の外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする場合には、当該外国仲介業者及び当該特定短期国債等に係る他の外国再間接寄託者）及び当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者）が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に対し」を加え、「提出をする受寄金融機関等の営業所等の長」を「提出（当該外国仲介業者を経由して提出する場合を除く。以下この項において同じ。）をする受寄金融機関等の営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長」に、「第十四項」を「第十六項」に、「営業所等の長は」を「営業所等の長又は当該外国仲介業者の国外営業所等の長は」に改め、同条第二十二項」を「第二十三項」に改め、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十六項及び第十七項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十九項」に、「第二十項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「取扱いをする者」の下に「（当該支払の取扱いをする者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者）が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）を加え、「第二十項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十六項中「受寄金融機関等」の下に「、外国仲介業者」を加え、「第十八項から第二十項まで」を「第二十一項から第二十三項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「第五条の二第六項」を「第五条の二第八項」に、「に係る前項」を「に係る第十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「支払の取扱者に提出し」を「支払の取扱者に（当該支払の取扱者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合において、当該外国仲介業者が外国間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をするときは当該外国仲介業者及び当該外国間接寄託者に対して当該外国仲介業者が他の外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をするときは当該外国仲介業者、当該特定短期国債等に係る他の外国再間接寄託者及び当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者とする。）を経由して当該外国仲介業者（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に）提出し」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　第十三項の規定は、前項前段の告知書の提出について、第十四項の規定は、前項後段の確認をする者について、それぞれ準用する。この場合において、第十三項中「前項前段」とあるのは「第十六項前段」と、第十四項中「第十二項後段」とあるのは「第十六項後段」と読み替えるものとする。

第四十一条の十二第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項の次に次の二項を加える。

13　前項前段の場合において、同項の告知書が同項の外国仲介業者の国外営業所等の長に受理されたときは、当該告知書は、その受理された時に同項の特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に提出されたものとみなす。

14　第十二項後段の確認をした外国仲介業者は、同項の混蔵寄託をする者の各人別に、同項の確認をした旨を証する書類、当該確認に係る同項の確認書類その他の政令で定める書類を、当該外国仲介業者が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に（当該外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合には、当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者（当該外国仲介業者が他の外国再間接寄託者に対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする場合には、当該外国仲介業者及び当該特定短期国債等に係る他の外国再間接寄託者及び当

該特定短期国債等に係る外国間接寄託者）を経由して当該外国間接寄託者が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等の営業所等の長に）提出しなければならない。

第四十一条の十六を削る。

第四十一条の十五第二項の表中「第四十一条の十五第一項」を「第四十一条の十六第一項」に改め、同条を第四十一条の十六とする。

第四十一条の十四第三項の表の第八十五条第三項、第百八十七条、第百九十条第二号ハ、第百九十四条第一項第三号及び第百九十四条第一項第五号の項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同表の別表第二の備考(一)(4)、別表第三の備考(一)(4)及び別表第四の備考(一)の項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の一条を加える。

（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）

第四十一条の十四　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の決済（当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。）をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額（以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）とする。

二　所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

三　所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四　所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五　前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を、その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一　その商品先物取引の委託をした場合　当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4　商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第百三十六条の二十一の約定価格等をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5　商品取引員等は、政令で定めるところによ

り税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6　第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9　第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の十八第二項中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、同条を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七の次に次の一条を加える。

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八　個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

第四十二条の三の見出しを「（特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調書の提出等に係る罰則）」に改め、同条第一項第一号中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、「規定する支払の取扱者」の下に「若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長」を加え、同項第二号中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「又は同条第十七項」を「若しくは同条第二十項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加え、同項第三号中「第四十一条の十二第二十項」を「第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第四号中「第四十一条の十二第二十項」を「第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「又は同条第十七項」を「若しくは同条第二十項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十二条の三の二第一項中「、第九条の五第三項後段」を削り、「、第四十一条の十四、第四十一条の十五又は第四十一条の十七」を「又は第四十一条の十四から第四十一条の十八まで」に、「、第四十一条の十四、第四十一条の十五並びに第四十一条の十七」を「並びに第四十一条の十四から第四十一条の十八まで」に改める。

第四十二条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の十に」を「百分の六（平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十）に」に改め、同条第三項第一号中「（政令で定める事業年度を除く。）」を加え、同条第六項中「合併法人」の下に「、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人」を加える。

第四十二条の五第一項中「（第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条から第四十二条の八まで、第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「又は同項に係る第五十二条の三第一項」及び「（第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条から第四十二条の八まで、第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の六第一項中「以下第三項まで」を「第三項まで」に改め、「（第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条、第四十二条の八、第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の七第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「以下第三項まで」を「第三項まで」に改め、「（第四十二条の九の規定又は第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「以下第四項まで」を「第四項まで」に改め、「（第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条、第四十二条の八、第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「又は同項に係る第五十二条の三第一項」を削り、「以下第四項まで」を「第四項まで」に改め、「（第四十二条の九若しくは第四十二条の十の規定又は次条、第四十二条の八、第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の七第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「以下第三項まで」を「第三項まで」に改め、「（第四十二条の九の規定又は第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第二号及び」を「第四号及び」に、「第二号又は第三号」を「第三号又は第四号」に改め、同項第一号中「第五号」を「第八号」に改め、同項第二号中「若しくは」を「又は」に、「法人又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む」を「第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する」に、「で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの」を「（電子計算機については、財務省令で定める要件を満たすものに限る。）」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む法人　機械及び装置並びに器具及び備

品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改め、「又は同項に係る第五十二条の三第一項」を削り、「以下第四項まで」を「第四項まで」に改め、「（第四十二条の九の規定又は第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第三項中「第一項第二号又は第三号」を「第一項第三号又は第四号」に改める。

第四十二条の八第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「以下第三項まで」を「第三項まで」に改め、「（次条若しくは第四十二条の十の規定又は第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の九第一項中「（次条の規定又は第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条若しくはこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の十第一項中「以下第三項まで」を「第三項まで」に改め、「（第四十二条の十二から第四十六条の三まで、第四十八条若しくは第四十九条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十二条の十一第五項第二号中「）を含む事業年度」の下に「（政令で定める事業年度を除く。）」を加え、同条第八項中「合併法人」の下に「、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は事後設立法人若しくは被事後設立法人」を加える。

第四十二条の十二第一項中「以下第三項まで」を「第三項まで」に、「平成十三年五月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「（次条から第四十九条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「又は同項に係る第五十二条の三第一項」を削り、「以下第四項まで」を「第四項まで」に改め、「（次条から第四十九条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第四十三条第一項中「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項の表の第一号中「以下この号において同じ。」及び「（産業廃棄物の適正な処理に著しく資する機械その他の減価償却資産として政令で定めるものについては、百分の十七）」を削り、同表の第三号中「百分の七」を「百分の五」に改め、同表の第四号中「往来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」という。）」を加え、「については百分の十八」を「及び当該船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）については百分の十八」に、「については百分の十九」を「（外航船舶に限る。）については百分の十九」に改め、同表の第五号中「百分の八」を「百分の五（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（前条又は同条の規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「百分の二十八」を「百分の二十五」に改める。

第四十三条の三第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（前二条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「百分の八」を「百分の七」に、「百分の十一」を「百分の十」に改め、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「前二条若しくは前項若しくは同表の他の号又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項」を「前項又は同表の他の号」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条第一項中「提出する法人」の下に「でその施設等につき地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるもの」を加え、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（前二条又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「百分の十」を「百分の十一」に改める。

第四十四条の二の見出しを「（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「新事業創出促進法」の下に「（平成十年法律第百五十二号）」を加え、「高度技術工業集積地域」を「同法附則第九条の規定による廃止前の高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）第五条第五項に規定する承認（同法第六条第一項に規定する承認を含む。）に係る同法第五条第一項の開発計画において定められた同条第二項第一号に掲げる地域」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「特定資産の取得等」を「機械及び装置並びに工場（政令で定める作業場を含む。）用又は研究所用の建物及びその附属設備（以下この項において「特定資産」という。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）」に、「高度技術工業に属する事業の用」を「高度技術工業（高度な工業技術の開発を行う事業又は高度な工業技術を製品の開発若しくは生産に利用する事業で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）に属する事業の用（研究所用の建物及びその附属設備にあっては、高度技術工業以外の事業の用を含む。）」に改め、「第四十三条から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、「第三十一条」を「第三十一条第一項又は第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条の三第一項中「（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第三項中「第四十三条から前条まで若しくは前二項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項」を「前項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」

に改め、同項を同条第三項とする。

第四十四条の五第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、「（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条の六第一項中「（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項の表の第一号中「以下この号及び次号」を「第四号まで」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の七」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「百分の七」の下に「（当該設備であつて有線テレビジョン放送における電気信号の伝送又は変換の効率化に資する効果が特に著しいものとして政令で定めるものについては、百分の十二）」を加え、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「電気通信事業者」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の六（当該設備であつて電気通信役務の安定的な提供における支障の発生の防止に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の十二）」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

三　電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第五条に規定する有線放送電話業者に該当する法人	平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	当該法人と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの（前二号に掲げる資産を除く。）	百分の十八

第四十四条の七第一項の表以外の部分中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条の八第一項、第四十四条の九第一項及び第四十四条の十第一項中「（第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十五条第一項中「第四十三条から前条まで若しくは同表の第四十四条の七第一項若しくは第四十四条の八第一項の規定に係る同表の第六号から第八号までを削り、同表の第九号を同表の第七号とし、同表の第十一号を同表の第八号とする。

第四十五条の三を削る。

第四十五条の二の見出しを「（医療用機器等の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「第四十三条から前条まで若しくは同表の第四十四条の七第一項若しくは第四十四条の八第一項の規定に係る同表の第六号から第八号までを削り、同表の第九号を同表の第七号とし、同表の第十一号を同表の第八号とする。

第四十五条の二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「その用に供した日以後五年以内の」を「その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の」に改め、「（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「その用に供した日以後五年以内で」を「供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）で」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に改め、「特別償却不足額」の下に「又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

一　医療保健業を営む法人	イ　医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの（ロ又はハに掲げるものを除く。）	百分の十四
	ロ　看護業務の省力化に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の十六
	ハ　救急医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の二十

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定の適用を受けている特定医療用建物の移転を受け、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該特定医療用建物を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の営む医療保健業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

4　青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用の建物及びその附属設備（当該法人の営む医療保健業の用に供していた病院用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用建物」という。）を取得し、又は建替え病院用建物を建設して、これを当該法人の営む医

療保健業の用に供した場合（救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該建替え病院用建物（第二項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用建物の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十五条の二に次の三項を加える。

5　前項の規定は、確定申告書等に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　税務署長は、前項の書類の添付がない確定申告書等の提出があった場合においても、その添付がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書類の提出があった場合に限り、第四項の規定を適用することができる。

7　第四十三条第二項の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条の二を第四十五条の三とし、第四十五条の次に次の一条を加える。

（中小企業者等の機械の特別償却）

第四十五条の二　第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものが、平成十二年六月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない機械及び装置で政令で定めるものを取得し、又は当該機械及び装置を製作して、これを当該法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該機械及び装置の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械及び装置の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械及び装置の取得価額の百分の十一に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六条第一項中「（当該適用事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで若しくは第四十六条の三から第四十九条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に改め、「特別償却不足額」の下に「又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額」を加え、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで若しくは次条から第四十九条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に改め、「特別償却不足額」を「特別償却不足額（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から前条まで若しくは次条から第四十九条まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に改め、「特別償却不足額」を加え、同条第四項中「第四十三条から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項」を「前項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項の表の第三号中「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第二号を同表の第三号とし、同表の第一号の次に次の一号を加える。

二　軌道法第三条に規定する運輸事業を営む法人	当該事業用の車両で踏段を用いずに乗降が可能な乗降口その他の身体障害者その他これに準ずる者が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたもの　百分の二十

第四十六条の二第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十六条の三第一項中「（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条の三まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に改め、「特別償却不足額」の下に「又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額」を加え、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同号イ中「又は合併」を「、合併、分割又は適格事後設立」に改め、同項第二号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第四十七条の見出しを「（特定再開発建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「その事業の用に供した日以後五年以内の」を「その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の」に改め、「（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条の二まで、前条若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「その事業の用に供した日以後五年以内で」を「供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）で」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に、「百分の十四」を「百分の十」に、「第三項第五号」を「第三項第六号」に、「百分の九」を「百分の十」に改め、「特別償却不足額」の下に「又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額」を加え、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該特定再開発建築物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該特定再開発建築物等を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

第四十七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「第二号及び」を削り、同項第一号中「施設

建築物」の下に「（政令で定める部分を除く。）」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「次号において同じ。」を削り、同号イ中「都市計画に」を「都市計画法第四条第一項に規定する都市計画（以下この項において「都市計画」という。）に」に、「都市計画法」を「同法」に改め、「（次号において「都市計画駐車場」という。）」を削り、同号ロ中「都市計画に」を「都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において都市計画に」に、「都市計画法」を「同法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の二を同項第二号とし、同条第四項を次のように改める。

4　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十七条の二を第四十七条の二とし、第四十六条の三の次に次の一条を加える。

（優良賃貸住宅等の割増償却）

第四十七条　法人が、平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に、新築された賃貸住宅のうち次に掲げるもの（以下この項及び次項において「優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該優良賃貸住宅の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（当該優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十四）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの

二　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二条第五号に規定する区域内に建築される賃貸住宅のうち次に掲げるもの

イ　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八に規定する認定計画に基づき建築される建築物に係る賃貸住宅で政令で定めるもの

ロ　次に掲げる建築物（政令で定める要件を満たすものに限る。）に係る賃貸住宅で優良な共同住宅に該当するものとして政令で定めるもの

(1)　都市計画に定められた同法第四条第一項第三号の高度利用地区その他の政令で定める区域内に建築される建築物で政令で定めるもの

(2)　建築基準法第五十九条の二第一項の規定による許可を受けて建築される建築物で政令で定めるもの

2　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定の適用を受けている優良賃貸住宅の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額をいう。）とする。

3　法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該事業年度における償却額の計算に関し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

4　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定の適用を受けている高齢者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該高齢者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間（目的外使用期間を除く。）とする。

5　第一項又は第三項の規定は、確定申告書等にこれらの規定に規定する償却限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

第四十八条第一項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「その事業の用に供した日以後五年以内の」を「その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の」に改め、「（当該事業年度における償却額の計算に関し第四十三条から第四十五条まで若しくは第四十六条の三又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「その事業の用に供した日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）で」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に

規定する政令」に改め、「特別償却不足額」の下に「又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定の適用を受けている倉庫用建物等の移転を受け、これを当該法人の事業（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該倉庫用建物等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該倉庫用建物等を取得し、又は建設して、これを当該供用日に当該法人の事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

第四十九条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（第四十三条から第四十五条の三まで又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削る。

第五十条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

第五十二条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第五十二条の二第一項中「までの規定」の下に「（以下この条及び次条において「特別償却に関する規定」という。）」を、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第二項中「第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の八第一項、第四十二条の十二第一項又は第四十三条から第四十八条までに規定する減価償却資産」を「特別償却に関する規定に規定する減価償却資産（以下この条及び次条において「特別償却対象資産」という。）」に、「これらの規定により」を「特別償却に関する規定により」に、「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の三第二項」に改め、同条第三項中「第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の八第一項、第四十二条の十二第一項又は第四十三条から第四十八条までに規定する減価償却資産」を「特別償却対象資産」に改め、同条に次の四項を加える。

4　法人が適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（次項において「適格合併等」という。）により特別償却対象資産の移転を受けた場合において、当該資産につき当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却不足額があるときは、当該資産に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定める金額に当該資産に係る合併等特別償却不足額を加算した金額とする。

5　前項に規定する合併等特別償却不足額とは、適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限る。）における特別償却対象資産の償却費として損金の額に算入された金額（当該資産が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けたものである場合には、法人税法第三十一条第二項に規定する期中損金経理額のうち損金の額に算入された金額）が当該資産の特別償却に関する規定により計算される償却限度額（第四十五条の三第二項、第四十六条、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する普通償却限度額と特別償却限度額との合計額）に満たない場合のその差額のうち、当該資産の特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額をいう。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項に規定する特別償却対象資産の償却限度額及び同項に規定する合併等特別償却不足額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。

7　前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十二条の三第一項中「第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の八第一項、第四十二条の十二第一項又は第四十三条から第四十八条までの規定」を「特別償却に関する規定」に、「これらの規定の」を「特別償却に関する規定の」に、「それぞれこれらの規定」を「各特別償却に関する規定」に改め、「同じ。）により」の下に「各特別償却対象資産別に」を加え、同条第二項中「法人が、」を削り、「算入した」を「算入された」に改め、「場合には」の下に「、法人が」を、「方法により」の下に「各特別償却対象資産別に」を加え、同条第十項中「合併の」を「適格合併の」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項を削り、同条第八項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の六項を加える。

10　第三項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書及び同項に規定する合併等特別償却準備金積立不足額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

11　法人で特別償却に関する規定の適用を受けることができるものが、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合において、当該特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

12　第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合で、かつ、法人が、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において、適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時としてその満たない金額（その金額のうち第二項の規定により既に損金の額に算入された金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

13　法人が前二項の規定の適用を受ける事業年度において、特別償却準備金として積み立て

た金額が第四十五条の三第二項、第四十六条、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうちこれらの規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第十一項の規定による積立てがあつたものとみなす。

14　第十一項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

15　第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特別償却対象資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別償却準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

第五十二条の三第七項中「添付」を「添付」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「掲げる場合」の下に「（適格合併等により特別償却対象資産を移転した場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「含む事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、「この場合において、」を「この場合において、第三号に掲げる場合にあつては、同号に規定する」に改め、同項各号を次のように改める。

一　当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　その有しなくなつた日における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

二　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に特別償却対象資産を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額

三　前項及び前二号の場合以外の場合において特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第五十二条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「八十四」の下に「（特別償却対象資産の法人税法の規定により定められている耐用年数が十年未満である場合には、六十と当該耐用年数に十二を乗じて得た数とのいずれか少ない数）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項又は第一項及び前項」に、「第四十五条の二第三項」を「第四十五条の三第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第六項において「適格合併等」という。）により移転を受けた特別償却対象資産について、当該移転を受けた日を含む事業年度において合併等特別償却準備金積立不足額（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該適格合併等の日（適格合併又は適格分割型分割にあつては、当該適格合併又は適格分割型分割の日の前日）を含む事業年度（青色申告書を提出している事業年度に限る。）において第一項又は第十一項の規定により損金の額に算入された金額がこれらの規定の特別償却限度額に満たない場合のその満たない金額をいう。）がある場合において、当該合併等特別償却準備金積立不足額以下の金額を損金経理の方法により各特別償却対象資産別に特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十二条の三に次の十項を加える。

17　第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

18　前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割であるときの第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人の当該適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

19　第十七項に規定する分割承継法人のその適格分割の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第十七項の規定により当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

20　第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別償却準備金の金額とみなす。

21　前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数」とする。

22　第二十項に規定する被現物出資法人のその適格現物出資の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が当該適格現物出資により設立された法人でないときは、当

該被現物出資法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

23　第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別償却準備金に係る特別償却対象資産を移転した場合には、当該特別償却対象資産に係る特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

24　前項の場合において、第一項から第三項までの特別償却準備金を積み立てている法人のその適格事後設立の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第五項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

25　第二十三項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む事業年度に係る第五項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第二十三項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第五項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

26　第八項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第七項まで及び第十一項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十三条及び第五十四条を次のように改める。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第五十三条　法人の有する減価償却資産が当該事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一　第四十二条の九又は第四十二条の十の規定

二　第四十二条の五から第四十二条の八まで又は第四十二条の十二から第四十九条までの規定

三　前号に掲げる規定に係る前条の規定

四　前三号に掲げるもののほか、減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十四条　削除

第五十五条第一項中「この項」の下に「及び第八項」を加え、「（合併による解散を除く。）」を削り、「ため、当該特定株式等」の下に「（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く。）」を加え、同条第二項第六号イ中「合併」の下に「及び分割型分割」を、「払込み」の下に「若しくは分社型分割に伴う取得に係るもの」を加え、同号ロ中「払込み」の下に「又は分社型分割に伴う取得」を加え、同条第四項中「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合を除く。）」を、「含む事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第三号又は第五号」を「第二号、第四号又は第六号」に改め、同項第一号中「次号」の下に「又は第三号」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「が解散した場合」の下に「（合併により解散した場合を除く。）」を加え、「当該解散」を「その解散」に改め、「（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」の下に「（当該特定法人の株式等について当該特定法人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減額した場合で、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が特定法人に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「合併」を「適格合併」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その合併又は分割型分割の直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）

第五十五条第五項中「及び第九項」を「、第十項、第十三項、第十七項及び第二十一項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　第一項に規定する内国法人が、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内に、特定法人の特定株式等の取得をし、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の三十（当該特定株式等に係る特定法人が第二項第三号の資源探鉱投資法人である場合には、百分の百）に相当する金額（当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十五条第九項を次のように改める。

9　前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の海外投資等損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十五条第十二項中「第一項の規定に」を「第一項又は第八項の規定に」に改め、「次条第一項」の下に「若しくは第五項」を、「第五十二条第一項」の下に「、第二項若しくは第五項」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第十一項

中「第九項」を「第十項」に、「合併の」を「適格合併の」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の十二項を加える。

13　第一項又は第八項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格分割直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

14　前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割であるときの第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人の当該適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

15　第十三項の場合において、同項の分割承継法人がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

16　第十三項に規定する分割承継法人のその適格分割の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十三項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

17　第一項又は第八項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格現物出資直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

18　前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数」とする。

19　第十七項の場合において、同項の被現物出資法人がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

20　第十七項に規定する被現物出資法人のその適格現物出資の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第十七項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が当該適格現物出資により設立された法人でないときは、当該被現物出資法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

21　第一項又は第八項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該海外投資等損失準備金に係る特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、その適格事後設立直前における海外投資等損失準備金の金額のうちその移転することとなった株式等又は資源特定債権に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格事後設立により当該特定法人の株式等又は資源特定債権の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

22　前項の場合において、第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人のその適格事後設立の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

23　第二十一項の場合において、同項の被事後設立法人がその適格事後設立の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における海外投資等損失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

24　第二十一項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外投資等損失準備金の金額は、第二十一項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた海外投資等損失準備金の金額については、第三項中「当該各

事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

第五十五条第十項中「合併の」を「適格合併の」に改め、「（当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立後最初の事業年度）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　第一項の海外投資等損失準備金を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特定法人の株式等又は資源特定債権を移転した場合には、その適格合併直前における海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する同項の海外投資等損失準備金の金額とみなす。

第五十五条に次の一項を加える。

26　前項に定めるもののほか、第一項の海外投資等損失準備金に係る特定法人の合併又は分割により合併法人又は分割承継法人の株式等の交付を受けた場合における当該海外投資等損失準備金の金額の処理、同項に規定する内国法人が同項に規定する特殊投資法人である場合における特定株式等の取得価額の計算その他同項から第二十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の二第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「次に掲げる金額」の下に「（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定海外債権の金額を除く。）」を加え、同条第三項中「金額は」を「金額（適格分割型分割により分割承継法人に引き継がれたものを除く。）は」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前条第八項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　青色申告書を提出する法人でその営む主たる事業が金融及び保険業であるものが、昭和五十九年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその有する第二項第一号に規定する特定海外債権（以下この条において「特定海外債権」という。）の全部を移転する場合において、その移転する特定海外債権の貸倒れによる損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額の合計額の百分の一に相当する金額以下の金額を海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の海外投資等損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十五条の二第七項中「第一項の規定に」を「第一項又は第五項の規定に」に改め、「合計額」の下に「（第五項の規定により適用される場合を含む。）」を、「第五十二条第一項」の下に「、第二項又は第五項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　法人が適格合併又は適格分割型分割により合併法人又は分割承継法人に特定海外債権の全部を移転した場合において、第一項の規定により当該法人の適格合併又は適格分割型分割の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された海外投資等損失準備金の金額があるときにおける当該海外投資等損失準備金の金額は、当該合併法人又は分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人又は分割承継法人の適格合併又は適格分割型分割の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分社型分割等」という。）により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）に特定海外債権の全部を移転した場合において、第五項の規定により当該分割承継法人等の適格分社型分割等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される海外投資等損失準備金の金額があるときにおける当該海外投資等損失準備金の金額は、当該分割承継法人等に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人等が引継ぎを受けた海外投資等損失準備金の金額は、当該分割承継法人等の適格分社型分割等の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十五条の二に次の一項を加える。

10　前項に定めるもののほか、当該法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合における第一項第一号に掲げる特定海外債権の金額の計算その他同項から第八項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の三第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「設立（合併）」の下に「及び分割型分割」を、「払込み」の下に「又は分社型分割」を、「ため、当該特定株式等」の下に「（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定株式等を除く。）」を加え、同条第四項中「第五十五条第九項から第十一項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に認定法人の株式等を移転した」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「第五十五条の三第五項」を「第五十五条の三第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第五項」を「第二項」に、「次項」を「第八項から第十一項まで」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5　第五十五条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　第一項に規定する内国法人が、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）に、認定法人の特定株式等を同項に規定する認定の日以後五年以内に取得し、かつ、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に当該認定法人の当該特定株式等を移転する場合において、当該特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時として当該特定株式等の取得価額の百分の四十に相当する金額（当該事業年度開始の時から当該直前の時までの間において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を認定法人別に自由貿易地域投資損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前項の規定は、同項に規定する内国法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後

設立の日以後二月以内に同項の自由貿易地域投資損失準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十五条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により認定法人の特定株式等を移転した場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「含む事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第三号又は第五号」を「第二号、第四号又は第六号」に改め、同項第一号中「一部を有しないこととなつた場合」の下に「（次号又は第三号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第五号中「第五項」を「前項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「が解散した場合」の下に「（合併により解散した場合を除く。）」を加え、「当該解散」を「その解散」に改め、「（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号中「場合」の下に「当該認定法人の株式等について当該認定法人の適格分割型分割に伴いその帳簿価額を減額した場合で、当該適格分割型分割に係る分割承継法人が認定法人に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「合併」を「適格合併」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該認定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額のうちその移転することとなつた株式等に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該認定法人の株式等の全部を移転した場合には、その合併又は分割型分割の直前における当該認定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額）

第五十五条の三第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五十五条第三項及び第六項の規定は、前項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人について準用する。この場合において、同条第三項中「次項」とあるのは「第五十五条の三第三項」と、「六十」とあるのは「八十四」と読み替えるものとする。

第五十五条の三に次の四項を加える。

9　第五十五条第十三項から第十六項までの規定は、第一項又は第六項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が適格分割により分割承継法人に当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項及び第十六項中「第三項」とあるのは、「第五十五条の三第二項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

10　第五十五条第十七項から第二十項までの規定は、第一項又は第六項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十八項及び第二十項中「第三項」とあるのは、「第五十五条の三第二項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

11　第五十五条第二十一項から第二十四項までの規定は、第一項又は第六項の自由貿易地域投資損失準備金を積み立てている内国法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の株式等の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十二項及び第二十四項中「第三項」とあるのは、「第五十五条の三第二項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

12　第一項の自由貿易地域投資損失準備金に係る認定法人の合併又は分割により合併法人又は分割承継法人の株式等の交付を受けた場合における当該自由貿易地域投資損失準備金の金額の処理その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の四第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「第八項」を「第六項」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第七項」を「第二項」に、「、次項及び第六項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第二号中「合併」を「適格合併」に改め、同項第四号中「当該解散」を「その解散」に改め、「（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同項第五号中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第五十五条第三項及び第六項の規定は、前項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社について準用する。この場合において、同条第三項中「次項」とあるのは、「第五十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

第五十五条の四第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条に次の一項を加える。

7　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社が合併により消滅した場合における創業中小企業投資損失準備金の金額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の五第一項中「期間」の下に「（第六項において「指定期間」という。）」を加え、「（合併による解散を除く。）」を削り、「ごとに、当該特定施設」の下に「（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）」を加え、「第十条第二項又は第三項」を「第十条」に改め、「みなされた金額」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により移転を受けた金額を除く。）」を加え、同条第三項中「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該特定施設に係る鉱害防止積立金を移転する場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第二号イに掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十条の規定により特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転したことにより当該特定施設に係る鉱害防止積立金を有しないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなつた日における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における金属鉱業

等鉱害防止準備金の金額

第五十五条の五第四項中「及び第六項」を「、第八項、第九項、第十一項及び第十三項」に改め、同条第六項中「第五十五条第九項及び第十項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第二条第二項に規定する採掘権者又は租鉱権者であるものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）に、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に特定施設を移転する場合において、当該特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に同法第七条第一項及び第二項の規定により金属鉱業事業団に鉱害防止積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に金属鉱業等鉱害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十五条の五に次の六項を加える。

9　第一項又は第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額とみなす。

10　第五十五条第十五項の規定は、前項の分割承継法人がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

11　第一項又は第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額とみなす。

12　第五十五条第十九項の規定は、前項の被現物出資法人がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

13　第一項又は第六項の金属鉱業等鉱害防止準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該金属鉱業等鉱害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定施設に係る金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた金属鉱業等鉱害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の金属鉱業等鉱害防止準備金の金額とみなす。

14　第五十五条第二十三項の規定は、前項の被事後設立法人がその適格事後設立の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

第五十五条の六第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（合併による解散を除く。）」を削り、「掲げる施設」の下に「（以下この条において「特定施設」という。）」を加え、「当該施設ごとに、積立限度額」を「当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額」に改め、同条第五項中「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第一号中「場合」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特定災害防止準備金の金額

第五十五条の六第五項第一号の次に次の一号を加える。

二　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における当該岩石採取場、当該廃棄物最終処分場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

第五十五条の六第六項中「及び第八項」を「、第十項、第十一項、第十三項及び第十五項」に改め、同条第八項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に特定施設を移転した」に、「同条第十一項前段」を「同条第十二項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　青色申告書を提出する法人で第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十五条の六に次の六項を加える。

11　第一項又は第八項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

12　第五十五条第十四項前段、第十五項及び第十六項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項及び第三項」と、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項」と読み替えるものとする。

13　第一項又は第八項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

14　第五十五条第十八項前段、第十九項及び第二十項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十八項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項及び第三項」と、同条第二十項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

15　第一項又は第八項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定施設に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

16　第五十五条第二十二項前段、第二十三項及び第二十四項前段の規定は、前項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特定災害防止準備金に係る特定施設を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十二項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項及び第三項」と、同条第二十四項前段中「第三項」とあるのは「第五十五条の六第二項」と読み替えるものとする。

第五十五条の七第一項中「期間」の下に「（第六項において「指定期間」という。）」を加え、「（合併による解散を除く。）」を削り、「ごとに、当該特定廃棄物最終処分場」の下に「（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）」を、「第九条の五第三項」の下に「又は第九条の六第一項」を、「当該地位の承継」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立によるものを除く。）」を加え、「。以下この条」を「。次項及び第三項」に改め、同条第三項中「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を移転する場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第二号イに掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　その有しないこととなつた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

第五十五条の七第四項中「及び第六項」を「、第八項、第九項、第十一項及び第十三項」に改め、同条第六項中「第五十五条第九項及び第十項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に特定廃棄物最終処分場を移転した」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は同法第十五条第一項の許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により環境事業団に積み立てた維持管理積立金に係る特定廃棄物最終処分場を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の三において準用する場合を含む。）の規定により環境事業団に維持管理積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十五条の七に次の六項を加える。

9　第一項又は第六項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当

該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

10　第五十五条第十五項の規定は、前項の分割承継法人がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

11　第一項又は第六項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

12　第五十五条第十九項の規定は、前項の被現物出資法人がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

13　第一項又は第六項の特定災害防止準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額とみなす。

14　第五十五条第二十三項の規定は、前項の被事後設立法人がその適格事後設立の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

第五十六条第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「の各事業年度」の下に「並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業（以下この条において「鉄道事業」という。）の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度」を加え、「、同法」を「、特定都市鉄道整備促進特別措置法」に、「工事費の支出」を「工事費（以下この項及び第九項において「工事費」という。）の支出」に改め、同項第一号中「相当する金額」の下に「（同法第九条の規定により認定事業者とみなされた者の鉄道事業の全部の移転（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立による移転を除く。）を受けた日を含む事業年度にあっては、第五項第二号に定める金額に相当する金額を含む。）」を加え、同項第二号中「同法第二条第三項に規定する」を削り、「第四項」を「第五項」に、「次項若しくは第三項」を「次項から第四項まで」に改め、同条第三項中「次項第一号」を「次項」に改め、同条第八項中「第五十五条第九項から第十一項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に鉄道事業の全部を移転した」に、「同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条第一項に規定する認定事業者でないとき」と、同条第十一項中」を「同条第十二項中」に改め、「及び第三項の」と」の下に「、「同項」とあるのは「これらの規定」と」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第四条に規定する認定事業者であるものが、昭和六十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその鉄道事業の全部を移転する場合において、整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の支出に充てるため、当該整備事業計画ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額以下の金額を特定都市鉄道整備準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特定都市鉄道整備準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十六条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項及び第八項」を「第二項から前項まで、第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により鉄道事業の全部を移転する場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第二号イに掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　特定都市鉄道整備促進特別措置法第九条の譲渡、合併又は分割により鉄道事業の全部を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に鉄道事業の全部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における特定都市鉄道整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　鉄道事業の全部を移転した日における特定都市鉄道整備準備金の金額

第五十六条第四項第三号を次のように改める。

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特定都市鉄道整備準備金の金額

第五十六条第四項第四号中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が、当該整備事業計画の期間が変更された場合であつて当該特定都市鉄道工事の施行に伴い取得し、又は建設した特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第二項第三号に規定する施設の一部を当該法人の事業の用に供したことにより輸送力の増強に著しい効果を生じさせる場合として財務省令で定める場合に該当することとなつた場合には、当該事業の用に供された部分に相当する当該整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金の金額を基礎として財務省令で定める金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度後の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第五十六条に次の六項を加える。

12　第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

13　第五十五条第十四項から第十六項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、同条第十六項中「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

15　第五十五条第十八項から第二十項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十八項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、同条第二十項中「第三項の」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特定都市鉄道整備準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特定都市鉄道整備準備金の金額とみなす。

17　第五十五条第二十二項から第二十四項までの規定は、前項の特定都市鉄道整備準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該鉄道事業の全部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十二項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項から第三項まで」と、同条第二十四項中「第三項の」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「第三項中」とあるのは「第五十六条第三項中」と読み替えるものとする。

第五十六条の二第一項中「一般ガス事業」の下に「（以下この条において「一般ガス事業」という。）」を加え、同条第二項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「清算中の各事業年度」の下に「並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度」を加え、同条第五項中「掲げる場合」の下に「（適格合併により一般ガス事業を移転する場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第一号中「第一項に規定する」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日におけるガス熱量変更準備金の金額

第五十六条の二第五項第一号の次に次の一号を加える。

二　合併により合併法人に一般ガス事業を移転した場合　その合併直前におけるガス熱量変更準備金の金額

第五十六条の二第九項中「第五十五条第九項から第十一項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に一般ガス事業を移転した」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、「第四項の」との下に「、「同項」とあるのは「これらの規定」と」を加え、「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の二第一項及び第四項」に改める。

第五十六条の三を次のように改める。

第五十六条の三　削除

第五十六条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（合併による解散を除く。）」を削り、「収入金額」の下に「（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）」を加え、同条第五項中「が合併法人」を「が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人」に、「その合併」を「その適格合併又は適格分割型分割」に改め、「被合併法人」の下に「又は分割法人」を加え、「積み立てた金額を」を「積み立てた金額（当該法人が分割承継法人である場合にあつては、当該法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を」に改め、同条第六項中「掲げる場合」の下に「（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第十項において「特定電子計算機」という。）の買戻しを行わないこととなつた場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　合併又は分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなつた場合　その合併又は分割型分割の直前の電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその買戻しを行わないこととなつた特定電子計算機に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなつた場合には、その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額）

第五十六条の四第六項第三号中「前二号」を「前三号」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における電子計算機買戻損失準備金の金額

第五十六条の四第七項中「及び第九項」を「、第九項及び第十項」に改め、同条第九項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に、「合併した」を「被合併法人となる適格合併が行われた」に、「同条第十一項」を「同条第十二項前段」に改め、同条に次の二項を加える。

10　第五十五条第十三項、第十五項及び第十六項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人が適格分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部又

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

は一部を行わないこととなった場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている法人の行わないこととなった当該買戻しを行うこととなった場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第十五項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十六条の四第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは「第五十六条の四第五項」と読み替えるものとする。

11　第一項に規定する法人が合併又は分割により設立された法人である場合における同項の特別買戻損失の実績の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（合併による解散を除く。）」を削り、「の各事業年度」の下に「並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度」を加え、同項の表の第一号イ中「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削り、同表の第二号中「百分の九」を「百分の八」に改め、同表の第三号の上欄中「この号」を「この条」に改め、同号の下欄中「係るもの」の下に「及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により分割承継法人が無償で補修することとなるもの」を加え、同条第三項中「各号に掲げる場合」の下に「（当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割型分割により統合情報処理システムサービスに係る情報処理システムの欠陥につき同項の表の第三号の中欄に規定する無償で行う補修（以下この項及び第八項において「無償補修」という。）を行わないこととなった場合を除く。）」を、「含む事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第三号」を「第二号又は第四号」に、「同号」を「これらの号」に改め、同項第一号中「場合」の下に「（適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により廃止した場合を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　当該法人を被合併法人とする合併が行われた場合又は分割型分割により無償補修の全部又は一部を行わないこととなった場合（その合併直前におけるプログラム等準備金の金額又はその分割型分割直前における当該無償補修に係るプログラム等準備金のうちその行わないこととなった無償補修に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により当該無償補修の全部を行わないこととなった場合には、その分割型分割直前におけるプログラム等準備金の金額）

第五十七条第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日におけるプログラム等準備金の金額

第五十七条第四項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同条第七項中「第五十五条第九項から第十一項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に、「合併した」を「被合併法人となる適格合併が行われた」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同条に次の二項を加える。

8　第五十五条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は、第一項のプログラム等準備金（同項の表の第三号に係るものに限る。）を積み立てている法人が適格分割型分割により無償補修を行わないこととなった場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該プログラム等準備金を積み立てている法人の行わないこととなった当該無償補修を行うこととなった場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第十六項中「第三項」とあるのは、「第五十七条第二項」と読み替えるものとする。

9　第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の三第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「の各事業年度」の下に「並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度」を加え、「（以下次項まで」を「（以下この条」に、「。以下次項まで」を「。以下この項及び次項」に改め、同条第四項中「掲げる場合」の下に「（適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合　その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額

第五十七条の三第四項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

第五十七条の三第五項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した」に、「同条第十項中「者でないとき」とあるのは「者又は第五十七条の三第一項に規定する一般電気事業若しくは卸電気事業を営む者でないとき」と、同条第十一項前段」を「同条第十二項前段」に改め、「及び第三項」と」の下に「、「同項」とあるのは「これらの規定」と」を加え、同項を同条第七項とし、同条に次の一項を加える。

8　第一項に規定する法人の前事業年度から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額につき第二項の規定の適用を受けることによりその全額を有しないこととなった事業年度における第一項第一号ロに掲げる金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の四第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「の各事業年度」の下に「並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度」を加え、同条第五項中「掲げる場合」の下に「（適格合併により特定原子力発電施設を移転した場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における原子力発電施設解体準備金の金額

第五十七条の四第五項第一号の次に次の一号を加える。

二　合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した場合　その合併直前における原子力発電施設解体準備金の金額

第五十七条の四第八項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に特定原子力発電施設を移転した」に、「同条第十一項前段」を

「同条第十二項前段」に改める。

第五十七条の五第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「掲げる法律」を「定める法律」に改め、「責任準備金」の下に「（第十二項において「責任準備金」という。）」を加え、同条第二項中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「が合併法人」を「が合併、分割、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」に改め、「その合併」の下に「、分割、現物出資又は事後設立」を、「被合併法人」の下に「、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を加え、「積み立てた金額を」を「積み立てた金額（当該法人が分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合にあつては、当該法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を」に改め、同条第八項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における異常危険準備金の金額

第五十七条の五第十二項を次のように改める。

12　青色申告書を提出する法人で第一項第一号及び第二号に掲げるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分社型分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に保険契約を移転する場合において、責任準備金の積立てに当たり、その保険に係る第二項に規定する異常災害損失の補てんに充てるため、第一項に規定する保険の種類ごとに、当該分社型分割、現物出資又は事後設立の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される当該保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十七条の五に次の五項を加える。

13　前項の規定は、同項に規定する法人が分社型分割、現物出資又は事後設立の日以後二月以内に同項の異常危険準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

14　第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併により合併法人に保険契約を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項及び第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

15　第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段の規定は、第一項又は第十二項の異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「適格分割」とあるのは「分割」と、同条第十四項前段中「適格分割」とあるのは「分割」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項又は第七項」と、同条第十五項中「適格分割」とあるのは「分割」と、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

16　第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段の規定は、第一項又は第十二項の異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十七項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、同条第十八項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項又は第七項」と、同条第十九項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、同条第二十項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

17　第五十五条第二十一項、第二十二項前段、第二十三項及び第二十四項前段の規定は、第一項又は第十二項の異常危険準備金を積み立てている法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る保険契約の全部又は一部を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十一項中「が適格事後設立」とあるのは「が事後設立（第五十七条の五第七項に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」と、「その適格事後設立」とあるのは「その事後設立」と、「当該適格事後設立」とあるのは「当該事後設立」と、同条第二十二項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項又は第七項」と、同条第二十三項中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、同条第二十四項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の五第六項又は第七項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

第五十七条の六第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「責任準備金」の下に「（第八項において「責任準備金」という。）」を加え、同条第四項中「が合併法人」を「が合併、分割、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人」に改め、「その合併」の下に「、分割、現物出資又は事後設立」を、「被合併法人」の下に「、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人」を加え、「積み立てた金額を」を「積み立てた金額（当該法人が分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人である場合にあつては、当該法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を」に改め、同条第五項第二号を次のように改める。

二　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金の金額

第五十七条の六第八項中「第五十五条第九項及び第十項」を「第五十五条第十項及び第十一項」に、「合併した場合について、同条第十一項前段」を「合併により合併法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第十二項前段」に、「合併した場合について、それぞれ」を「合併により合併法人に原子力保険に係る保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ」に、「同条第十一項前段中」を「同条第十項及び第十一項中「適格合併」とあるのは「合併」と、同条第十二項前段中「適格合併」とあるのは「合併」と、」に、「第五十七条の六第四項」を「第五十七条の六第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　青色申告書を提出する法人で第一項各号に掲げるものが、各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、分社型分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転する場合

において、責任準備金の積立てに当たり、原子力保険に係る第二項に規定する原子力災害損失又は地震保険に係る同項に規定する地震災害損失の補てんに充てるため、当該分社型分割、現物出資又は事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第一項の規定により計算される当該原子力保険又は地震保険の同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額以下の金額を異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の規定は、同項に規定する法人が分社型分割、現物出資又は事後設立の日以後二月以内に同項の異常危険準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十七条の六に次の六項を加える。

11　第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その分割直前における当該異常危険準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の異常危険準備金の金額とみなす。

12　第五十五条第十四項前段及び第十六項前段の規定は、前項の異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第十五項の規定は、前項の異常危険準備金を積み立てている法人が分割により分割承継法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十四項前段中「適格分割」とあるのは「第五十七条の六第四項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と、同条第十五項中「適格分割」とあるのは「分割」と、同条第十六項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

13　第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合には、その現物出資直前における当該異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた異常危険準備金の金額は、当該被現物出資法人がその現物出資の日において有する第一項の異常危険準備金の金額とみなす。

14　第五十五条第十八項前段及び第二十項前段の規定は、前項の異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第十九項の規定は、前項の異常危険準備金を積み立てている法人が現物出資により被現物出資法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十八項前段中「現物出資」とあるのは「第五十七条の六第四項」と、同条第十九項中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、同条第二十項前段中「適格現物出資」とあるのは「現物出資」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

15　第一項又は第八項の原子力保険に係る異常危険準備金又は地震保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二十三項の規定は、前項の異常危険準備金を積み立てている法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二十二項前段中「その事後設立（第五十七条の六第四項に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」と、「当該適格事後設立」とあるのは「当該事後設立」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と、同条第二十三項中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、同条第二十四項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

16　第五十五条第二十二項前段及び第二十四項前段の規定は、前項の異常危険準備金を積み立てている法人が事後設立により被事後設立法人に当該異常危険準備金に係る原子力保険又は地震保険の保険契約の全部を移転した場合について、同条第二十二項前段中「その事後設立（第五十七条の六第四項に規定する事後設立をいう。以下この条において同じ。）」と、「当該適格事後設立」とあるのは「当該事後設立」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と、同条第二十三項中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、同条第二十四項前段中「適格事後設立」とあるのは「事後設立」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の六第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の七第二項及び第六項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「清算中の各事業年度」の下に「並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度」を加え、同条第八項中「掲げる場合」の下に「（適格合併により関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合　当該合併直前の関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

第五十七条の七第八項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

第五十七条の七第十一項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した」に、「同条第十一項」を「同条第十二項前段」に改め、「第五項」と」の下に「、「同項」とあるのは「これらの規定」と」を加え、同条第十二項中「第五十五条第九項」を「第五十五条第十項」に改める。

第五十七条の八第一項中「（合併による解散を除く。）」を削り、「については、当該」を「にあつては当該」に、「供するものに限る」を「供するものに限るものとし、合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転するものを除く」に改め、同条第四項中「の属する」を「を含む」に改め、同条第五項中「掲げる場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により準備金設定資産を移転した場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第三号に掲

げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）を加え、同項第一号中「修繕が完了した」を「修繕を完了した」に改め、同項第二号中「修繕が行われない」を「修繕を行わない」に改め、「場合」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、「行われないこととなつた日」を「行わないこととなつた日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合　当該合併又は分割型分割の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

第五十七条の八第五項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における特別修繕準備金の金額

第五十七条の八第六項中「及び第八項」を「、第十一項、第十二項、第十四項及び第十六項」に改め、同条第八項中「第五十五条第九項から第十一項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に、「合併した」を「適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　青色申告書を提出する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に第一項の固定資産を移転する場合において、当該固定資産について行う特別の修繕に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日の前日を事業年度終了の日とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の特別修繕準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第五十七条の八第六項の次に次の一項を加える。

7　第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条の八に次の七項を加える。

12　第一項又は第九項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合には、その適格分割直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額とみなす。

13　第五十五条第十四項から第十六項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十四項及び第十六項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

14　第一項又は第九項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額とみなす。

15　第五十五条第十八項から第二十項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第十八項及び第二十項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

16　第一項又は第九項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合には、その適格事後設立直前における当該固定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する第一項の特別修繕準備金の金額とみなす。

17　第五十五条第二十二項から第二十四項までの規定は、前項の特別修繕準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に当該特別修繕準備金に係る固定資産を移転した場合について準用する。この場合において、同条第二十二項及び第二十四項中「第三項」とあるのは、「第五十七条の八第四項」と読み替えるものとする。

18　第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の九第一項中「第五十二条第一項」を「第五十二条第二項」に、「同項第二号」を「同項」に、「同号に規定する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権」を「同項に規定する一括評価金銭債権」に、「同号に掲げる金額」を「同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「法人税法第五十二条第一項」を「同法第五十二条第二項」に、「同項第二号」を「同項」に改める。

第五十八条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「保有する関係として政令で定める関係」を「保有する関係その他の政令で定める特殊の関係」に改め、同条第七項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第五十八条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「（合併による解散を除く。）」を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「第九項」を「第十四項」に改め、「（合併による解散を除く。）」を削り、同条第五項中「各号に掲げる場合」の下に「（当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合又は適格分割、適格現物出資若しくは適格事後設立により鉱業事務所（鉱業法第六十八条に規定する鉱業事務所をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「含む事業年度」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第二号」を「第二号及び第四号」に、「同号」を「これらの号」に改め、同項第一号中「廃止した場合」の下に「（次号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　当該法人を被合併法人とする合併が行われた場合又は分割型分割により分割承継法人に鉱業事務所の全部又は一部を移転した場合　その合併直前における探鉱準備金の金額若しくは海外探鉱準備金の金額又は分割型分割直前における探鉱準備金の金額のうちその移転することとなった鉱業事務所に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該分割型分割により分割承継法人に当該鉱業事務所の全部を移転した場合には、その分割型分割直前における探鉱準備金の金額）

第五十八条の二第五項第三号中「前二号」を「前三号」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における探鉱準備金の金額又は海外探鉱準備金の金額

第五十八条の二第六項中「第八項」を「第十項から第十三項まで」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、第一項に規定する指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に鉱業事務所を移転する場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転する場合に限る。）において、鉱物に係る第三項に規定する新鉱床探鉱費の支出に備えるため、当該適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を事業年度終了の時とした場合に第一項各号の規定により計算される金額のうちいずれか低い金額に相当する金額以下の金額を探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十八条の二第九項中「及び」の下に「同条第八項並びに」を、「第五十二条第一項」の下に「、第二項及び第五項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の五項を加える。

9　前項の規定は、同項に規定する法人が適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日以後二月以内に同項の探鉱準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の探鉱準備金又は第二項の海外探鉱準備金を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条の二第四項」と読み替えるものとする。

11　第五十五条第十三項、第十四項前段、第十五項及び第十六項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第十四項前段及び第十六項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条の二第四項」と読み替えるものとする。

12　第五十五条第十七項、第十八項前段、第十九項及び第二十項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第十八項前段及び第二十項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条の二第四項」と読み替えるものとする。

13　第五十五条第二十一項、第二十二項前段、第二十三項及び第二十四項前段の規定は、第一項又は第八項の探鉱準備金を積み立てている法人が適格事後設立により被事後設立法人に鉱業事務所を移転した場合（第三項に規定する新鉱床探鉱費を支出している試掘権を併せて移転した場合に限る。）について準用する。この場合において、同条第二十二項前段及び第二十四項前段中「第三項」とあるのは、「第五十八条の二第四項」と読み替えるものとする。

15　第八項の規定の適用を受けた場合の第一項第一号に規定する収入金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十八条の三第一項第一号中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に改め、同条第四項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第五十九条第一項中「第五十二条の三第一項」の下に「又は第十一項」を加え、同条第四項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第六十一条第一項中「、農業協同組合連合会」を「及び農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第二号に掲げる事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会を除く。）」に、「及び生活衛生同業組合連合会」を「並びに生活衛生同業組合連合会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「（合併による解散を除く。）」を削り、同条第三項中「各号に掲げる場合」の下に「（当該法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合を除く。）」を、「含む事業年度」の下に「（第三号に掲げる場合にあつては、合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度）」を加え、「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該法人が被合併法人となる合併が行われた場合　その合併直前における農用地利用集積準備金の金額

第六十一条の二第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　解散した場合（合併により解散した場合を除く。）　その解散の日における農用地利用集積準備金の金額

第六十一条の二第六項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」を「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」に、「合併した」を「被合併法人となる適格合併が行われた」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項前段」を「同条第十二項前段」に改める。

第六十一条の三第一項中「又は出資」を「、出資又は適格事後設立」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第六十一条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第一項中「（次項第一号ニに掲げる行為をした場合には、同号ニの被合併法人を含む。）」及び「、第百十五条」を削り、同条第二項第一号イを次のように改める。

イ　土地（国内にあるものに限る。以下この号において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この節において「土地等」という。）の譲渡（適格現物出資又は適格事

後設立による土地等の移転を除くものとし、次に掲げる行為を含む。）

(1)　合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による土地等の移転

(2)　地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの

(3)　法人税法第二条第二十九号の二に規定する特定目的信託の信託契約に基づく土地等の信託による当該土地等の移転

(4)　土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるもの

第六十二条の三第二項第一号ロ中「受益証券」を「受益権」に改め、「）の譲渡」の下に「（適格現物出資又は適格事後設立による移転を除くものとし、合併（適格合併を除く。）又は分割（適格分割を除く。）による移転を含む。）」を加え、同号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同条第三項中「賃借権の設定等及び特定目的信託の設定」を「適格現物出資又は適格事後設立による土地等の移転を除くものとし、前項第一号イ(1)から(3)までに掲げる行為」に改め、「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、同条第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、同項第七号中「合併法人とする」を「合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする」に改め、同号ロ中「第二十九条若しくは同法附則第四項の許可（」を「第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。」に改め、同項第十号中「、当該合併」を「当該合併」に改め、「当該合併法人」の下に「とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする」を加え、同項第十一号中「、当該合併」を「当該合併」に改め、「当該合併法人」の下に「とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする」を加え、同条第五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、同条第八項中「消滅した」を「解散した」に改め、「、第百十五条」を削り、同条第九項中「した場合」の下に「（第六十四条の二第四項の規定により同項に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をした法人から同条第一項の特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）」を加え、「若しくは第五十一条」を削り、「第六十四条の二第三項若しくは第四項」を「第六十四条の二第九項若しくは第十項」に、「第六十五条の八第六項」を「第六十五条の八第十二項」に、「第六十五条の八第三項若しくは第四項、第六十五条の十二第四項」を「第六十五条の七第十二項（第六十五条の八第十三項において準用する場合を含む。）、第六十五条の八第九項若しくは第十項、第六十五条の十二第十項」に、「「第六十五条の十二第四項」を「「第六十五条の十二第十項」」に改め、同条第七項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第六十四条第一項中「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、「代替資産につき」の下に「、当該事業年度終了の時において」を加え、「次条第三項」を「次条第九項」に改め、「この項」の下に「及び第八項」を加え、同条第二項第二号中「に基づき行なう」を「若しくは大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条の規定に基づき行う」に改め、同条第四項及び第五項中「添附」を「添付」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第六十四条に次の五項を加える。

8　法人（その法人の第一項各号に規定する資産が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（第二項の規定により同項第一号に規定する土地等又は同項第二号に規定する土地の上にある資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含むものとし、第六十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）における当該法人に限る。）が収用等のあつた日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第十項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該法人が補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に代替資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該代替資産を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該代替資産につき、当該代替資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額

した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受けた代替資産について準用する。

10　第八項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により第一項又は第八項の規定の適用を受けた代替資産の移転を受けた合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人が当該代替資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において当該代替資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

12　第四項から第七項まで及び前三項に定めるもののほか、第一項及び第八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十四条の二第一項中「場合を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、「の翌事業年度開始の日」を「（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日」に、「こえる」を「超える」に、「に代替資産の取得をする」を「に代替資産の取得をする」に、「当該翌事業年度開始の日」を「当該終了の日の翌日」に、「この条」を「この項及び第四項」に改め、「控除した金額」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「を取得する見込であり、かつ」を「の取得をする見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に代替資産の取得をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。次条第三項において同じ。）は」に、「経理したときは」を「経理したときに限り」に改め、同条第七項を削り、同条第六項中「及び第七項」を「、第七項及び第十一項」に、「第二項」を「第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に改め、「掲げる場合」の下に「（第四項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行つた場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

第六十四条の二第四項を同条第十項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「特別勘定として経理した金額」を「特別勘定の金額」に、「を取得した」を「の取得をした」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に、「指定期間内に同項に規定する」を「同項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）内に」に、「を取得した」を「の取得をした」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「の所得の金額の計算上」を「終了の時において」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前条第八項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の指定期間内に補償金、対価又は清算金の額で代替資産の取得に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該代替資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第八項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該代替資産の取得の日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第六十四条の二第一項の次に次の五項を加える。

2　法人（その法人の前条第一項各号に規定する資産が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合における当該法人に限る。）が収用等のあつた日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該適格分社型分割等の日から収用等のあつた日以後二年を経過する日までの期間（当該収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないこと、工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他のやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人等が当該期間内に代替資産の取得をすることが困難である場合で政令で定めるときは、当該代替資産については、当該適格分社型分割等の日から政令で定める日までの期間）内に補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもつて代替資産の取得をする見込みであるときは、当該補償金、対価又は清算金の額で当該分割承継法人等において当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」と

いう。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が指定期間の末日までに補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもって代替資産の取得をすることが見込まれる場合における当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が指定期間の末日までに補償金、対価又は清算金の額の全部又は一部に相当する金額をもって代替資産の取得をすることが見込まれる場合における当該代替資産の取得に充てようとするものの額に差益割合を乗じて計算した金額に相当する金額及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

5　前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であって、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあっては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　第四項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

第六十四条の二に次の二項を加える。

13　前条第十項の規定は、第八項の規定を適用する場合について準用する。

14　第七項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条第一項中「第七条第一項」の下に「、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を、「控除した残額」の下に「（第六項において「圧縮限度額」という。）」を加え、同条第六項中「及び第七項」を「、第七項及び第十一項」に、「又は第三項」を「、第三項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法人（その法人の有する資産で第一項各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなった場合における当該法人に限る。）が換地処分のあった日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び次項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該法人が当該換地処分により当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得をした交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

7　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十五条に次の一項を加える。

9　前二項に定めるもののほか、第一項、第三項又は第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の二第三項第三号中「当該法人の合併により当該資産を取得したその合併法人が当該譲渡をした場合」を「当該法人が当該収用換地等による譲渡をしていない場合に該当し、かつ、次に掲げる場合に該当するとき」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合で当該適格合併により当該資産の移転を受けた合併法人が当該譲渡をした場合

ロ　当該法人を分割法人とする適格分割が行われた場合で当該適格分割により当該資産の移転を受けた分割承継法人が当該譲渡をした場合

第六十五条の二第七項中「第六十四条の二第四項」を「第六十四条の二第十項」に、「第六十四条の二第四項各号」を「第六十四条の二第十項各号」に、「第六十四条の二第四項第一号に規定する特別勘定残額」を「同条第一項の特別勘定の金額」に、「第六十四条の二第二項」を「第六十四

条の二第七項」に、「又は前条第一項」を「若しくは第八項（第六十四条の二第八項又は前条第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第六項」に、「第六十四条の二第四項の」を「第六十四条の二第十項の」に、「当該特別勘定残額」を「当該特別勘定の金額」に改め、同条第九項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第六十五条の三第一項中「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、同項第四号中「場合」の下に「当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立科学博物館に買い取られ又は独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立博物館に買い取られる場合を含むものとし、」を加え、同条第六項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「添附」を「添付」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法人の有する土地等につき、一の事業で第一項第一号又は第二号の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが次の各号に掲げる法人に該当する法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、同項の規定は、適用しない。

一　適格合併に係る被合併法人　当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

二　適格分割に係る分割法人　当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三　適格現物出資に係る現物出資法人　当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四　適格事後設立に係る事後設立法人　当該適格事後設立により被事後設立法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

第六十五条の四第一項第三号中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、同号イ中「第二十九条又は同法附則第四項の許可」を「第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。）」に改め、同項第二十一号中「第二十二条第三項」を「（以下この号において「地方拠点都市地域整備等促進法」という。）第二十二条第三項」に、「第七条第一項に規定する土地区画整理事業」を「（以下この号において「中心市街地整備改善活性化法」という。）第七条第一項に規定する土地区画整理事業、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。）第十三条第一項に規定する土地区画整理事業」に、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律による」を「地方拠点都市地域整備等促進法による」に、「同項」を「中心市街地整備改善活性化法第七条第一項、高齢者等移動円滑化法第十三条第一項」に、「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十八条第一項」を「地方拠点都市地域整備等促進法第二十八条第一項」に改め、「譲渡」の下に「（高齢者等移動円滑化法第十三条第一項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設の設置をする者が政令で定める者である場合に限るものとし、当該設置をする者がするものを除く。）」を加え、同条第三項中「前条第三項、第四項及び第六項」を「前条第四項、第五項及び第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法人の有する土地等につき、一の事業で第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで又は第十七号から第二十号までの買取りに係るものの用に供するために、これらの買取りが次の各号に掲げる法人に該当する法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、同項の規定は、適用しない。

一　適格合併に係る被合併法人　当該適格合併により合併法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

二　適格分割に係る分割法人　当該適格分割により分割承継法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

三　適格現物出資に係る現物出資法人　当該適格現物出資により被現物出資法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

四　適格事後設立に係る事後設立法人　当該適格事後設立により被事後設立法人が当該事業に係る資産の移転を受けた場合において当該移転を受けた資産について行われる買取り

第六十五条の五第一項に次の一号を加える。

四　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第十条の規定による都道府県知事のあつせんにより、同法第三条第一項の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡（林地保有及び森林施業の合理化に資するものとして政令で定めるものに限る。）をした場合

第六十五条の五第三項中「第六十五条の三第四項及び第六項」を「第六十五条の三第五項及び第七項」に改める。

第六十五条の七第一項の表以外の部分中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、「の間」の下に「（第九項において「対象期間」という。）」を加え、「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、「次条第二項」を「次条第七項」に改め、「であるとき」の下に「（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の

用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項及び次条第七項において同じ。）を、「買換資産につき」の下に「、当該事業年度終了の時において」を加え、「同表の第二十一号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又は第二十号」を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同号」に、「百分の九十とする。」を「、百分の九十」に、「この項」を「この項及び第九項」に改め、同表の第一号中「これらの資産のうち」を「平成十四年一月一日以後に譲渡がされるものにあっては当該法人により取得がされた日から引き続き所有されていたこれらの資産のうち所有期間（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。以下この表において同じ。）が十年を超えるものとし」に改め、同表の第四号ニを削り、同号の下欄中「、指定施設又は特定施設等（水質汚濁規制水域、」を「又は指定施設（水質汚濁規制水域及び」に改め、「及び指定水道水源水域」を削り、同表の第九号中「「新産業都市等」」を「「低開発地域工業開発地区等」」に改め、「新産業都市建設促進法第三条第二項若しくは第四条第一項の規定により新産業都市の区域として指定された区域、工業整備特別地域整備促進法第二条第一項に規定する工業整備特別地域又は」及び「これらの区域のうち」を削り、「新産業都市等内」を「低開発地域工業開発地区等内」に改め、同表の第十一号を次のように改める。

十一　削除	

第六十五条の七第一項の表の第二十号中「（その取得がされた日の翌日からこれらの資産の譲渡がされた日の属する年の一月一日までの所有期間とする。次号及び第二十二号において同じ。）」を削り、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同表の第二十一号を次のように改める。

二十一　削除	

第六十五条の七第二項中「に政令で定める倍数を乗じて」を「を基礎として政令で定めるところにより」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第四項中「供しなくなった場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。次条第十二項において同じ。）」を加え、「同項の規定」を「第一項の規定」に改め、「事業年度」の下に「（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同条第五項及び第六項中「添附」を「添付」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第一項の規定の適用を受けた買換資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第六十五条の七第十項第一号ロ中「又は出資」を「、出資又は適格事後設立」に改め、同号に次のように加える。

ハ　合併又は分割による資産の移転

第六十五条の七第十項第二号中「及び第二十号から第二十二号まで」を「、第二十号及び第二十二号」に、「贈与、交換又は出資」を「合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立」に改め、同項第三号中「第三項」の下に「（第十項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ロ中「には、当該他の買換資産の取得価額に相当する」を「その他の政令で定める場合には、買換資産の取得に充てる金額として政令で定める」に改め、「次条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第四号中「当該経費の額」の下に「（当該資産が適格合併等により被合併法人等から移転を受けた資産である場合には、当該被合併法人等が支出した当該経費の額を含む。）」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「前項まで」の下に「（第九項を除く。）」を、「その他同項」の下に「及び第九項」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第八項の次に次の五項を加える。

9　法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第十一項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に当該譲渡をした資産に係る第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。次条第八項において同じ。）を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10　第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

11　第九項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を

納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

12　適格合併等により第一項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この条において「被合併法人等」という。）が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受けた事業の用。次条第十三項において同じ。）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。次条第十三項において同じ。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項又は第九項の規定により当該被合併法人等において損金の額に算入された金額に相当する金額は、当該取得の日から一年を経過する日又はその供しなくなった日を含む当該合併法人等の事業年度（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13　適格合併等により第一項又は第九項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が当該買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、当該適格合併等に係る被合併法人等において当該買換資産の取得価額に算入されなかった金額は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

第六十五条の八第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、「の間」の下に「（次項において「対象期間」という。）」を加え、「の翌事業年度開始の日から同日以後」を「（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から」に、「この条」を「この項及び第四項」に改め、「であるとき」の下に「（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）」を加え、「同表の第二十一号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又は第二十号」を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同号」に、「百分の九十とする」を「、百分の九十。次項において同じ」に改め、同条第九項中「第二項」を「第五項」に改め、「同項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「、第一項又は第二項」を「第一項又は第七項」に、「及び第八項」を「、第八項及び第十三項」に、「、第二項」を「第七項又は第八項」に、「資産について」を「買換資産について、同条第十一項の規定は第八項の規定を適用する場合について」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　前条第十二項の規定は、適格合併等により第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合について準用する。

第六十五条の八第五項中「、第二項」を「、第七項又は第八項」に、「係る同条第二項」を「係る同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に改め、「掲げる場合」の下に「（第四項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第四号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行った場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

第六十五条の八第四項を同条第十項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「特別勘定として経理した金額」を「特別勘定の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に、「取得指定期間内に同項」を「同項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「取得指定期間」という。）内に第一項」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「の所得の金額の計算上」を「終了の時において」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前条第九項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得指定期間内に同項の特別勘定に係る同条第一項の表の各号の

下欄に掲げる資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第九項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第六十五条の八第一項の次に次の五項を加える。

2　法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該譲渡をした資産に係る同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額の範囲内で同項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人等が当該期間内に同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした法人が政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれること。

二　前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれること。

3　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十三項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人において当該取得をした資産を当該適格分割型分割により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人において当該取得をした資産を当該適格分割型分割により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二十四号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

5　前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　第四項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

第六十五条の九中「平成十三年三月三十一日」

を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改める。

第六十五条の十第一項中「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、「控除した残額」の下に「（第四項において「圧縮限度額」という。）」を加え、同条に次の五項を加える。

4　法人が、第一項に規定する交換分合が行われた日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に当該交換分合により取得した交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

8　前三項に定めるもののほか、第一項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の十一第一項中「いう。）につき」の下に「、当該事業年度終了の時において」を加え、「残額（以下この項」を「残額（以下この条」に改め、同項第三号中「第二十九条又は同法附則第四項の許可」を「第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。）」に改め、同条第六項中「前三項」を「第二項、第三項及び第五項から前項まで」に改め、「の同項」の下に「又は第四項」を加え、「その他同項の規定」を「その他これらの規定」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第一項の規定の」を「第一項又は第四項の規定の」に、「同項に」を「第一項に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項の規定は、同項」を「第一項及び第四項の規定は、第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産等について、それぞれ準用する。

4　法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産等につき、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産等について準用する。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産等について準用する。

第六十五条の十二第一項中「、当該譲渡をした日を含む事業年度」の下に「（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）」を加え、「納税地」を「当該譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から納税地」に改め、「認定する日まで」の下に「（以下この項及び第五項において「取得認定期間」という。）内」を、「見込みであること」の下に「（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得認定期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることその他の政令で定めるものであることを含む。）」を、「以下の金額」の下に「（第三項において「圧縮予定限度額」という。）」を加え、同条第八項を削り、同条第七項中「又は第三項」を「又は第八項」に、「同条第八項の規定は第三項」を「同条第八項及び第十三項の規定は第八項又は第九項」に改め、「宅地について」の下に「、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前条第三項」を「前条第八項」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「第一項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に改め、「掲げる場合」の下に「（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　取得認定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得認定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得認定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。当該特別勘定の金額

四　取得認定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行った場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。当該特別勘定の金額

第六十五条の十二第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「特別勘定として経理した金額」を「特別勘定の金額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第一項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に、「当該土地等の譲渡をした日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から同項に規定する納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間（第五項において「取得認定期間」という。）」を「同項に規定する取得認定期間（当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第三項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「取得認定期間」という。）」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「次条第三項」を「次条第八項」に、「の所得の金額の計算上」を「終了の時において」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　前条第四項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得認定期間内に同項の特別勘定に係る宅地を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該宅地を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第四項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該宅地を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第六十五条の十二第二項の次に次の五項を加える。

3　法人が、前条第一項に規定する宅地を譲り受けることを約して同項の造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が一年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みであることにつき、政令で定めるところにより当該税務署長の承認を受けたときは、当該土地等の譲渡に係る圧縮予定限度額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得認定期間の末日までに当該特別勘定に係る宅地を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得認定期間の末日までに当該特別勘定に係る宅地を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）

第六十五条の十二に次の一項を加える。

14　第四項及び前二項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の十三第一項中「次条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第三項」を「及び第八項」に改め、「法人税法第二条第二十一号に規定する」を削り、「につき」の下に「、当該事

業年度終了の時において」を、「残額（以下この項」の下に「及び第四項」を加え、同項第一号中「第五項」を「第九項」に改め、「第五十条第一項」の下に「又は第五項」を加え、同条第六項中「前三項」を「第二項、第三項及び第五項から前項まで」に改め、「第一項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第一項の規定の」を「第一項又は第四項の規定の」に、「同項に」を「第一項に」に、「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項の規定は、同項の法人が、同項」を「第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項」に、「第五項」を「次項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3　第六十五条の七第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第七項及び第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産等について、それぞれ準用する。

4　法人が、第一項に規定する交換又は譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換又は譲渡に係る交換取得資産等を分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産等につき、当該交換取得資産等に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5　第六十五条の七第七項及び第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産等について準用する。

6　第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産等について準用する。

第六十五条の十四第一項中「の翌事業年度開始の日」を「（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日」に、「第三項」を「以下この項及び第五項」に改め、「ある場合」の下に「（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得期間内に当該土地建物等の譲受けをする見込みである場合その他の政令で定める場合を含む。）」を、「以下の金額」の下に「（第三項において「圧縮予定限度額」という。）」を加え、同条第八項を削り、同条第七項中「又は第三項」を「又は第八項」に、「同条第七項及び第八項の規定は第三項」を「同条第七項、第八項及び第十三項の規定は第八項又は第九項」に改め、「土地建物等について」の下に「、同条第十一項の規定は第九項の規定を適用する場合について」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第六項中「前条第三項」を「前条第八項」に改め、「第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「前項」を「前二項」に、「特別勘定として経理した金額」を「特別勘定の金額」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　第一項の特別勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合（第五項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第四号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　取得期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行った場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

第六十五条の十四第三項中「第一項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に、「取得期間内に同項」を「同項に規定する取得期間（当該特別勘定の金額が第五項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合には、第二項に規定する期間。以下この条において「取得期間」という。）内に第一項」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「の所得の金額の計算上」を「終了の時において」に、「次条第一項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　前条第四項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得期間内に同項の特別勘定に係る土地建物等を譲り受け、当該適格分社型分割等により当該土地建物等を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同条第四項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該土地建物等を譲り受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第六十五条の十四第二項の次に次の五項を加える。

3　法人が、指定期間内に前条第一項第二号の認定事業者に同号の所有隣接土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該適格分社

型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該適格分社型分割等の日から当該事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間内に同号の土地建物等の譲受けをする見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該所有隣接土地等の譲渡に係る圧縮予定限度額に相当する金額の範囲内で第一項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

4　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

5　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得期間の末日までに当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額（当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得期間の末日までに当該特別勘定に係る土地建物等を譲り受けることが見込まれる場合における当該金額に限る。）

6　前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であって、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあっては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7　第五項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

第六十五条の十四に次の一項を加える。

14　第四項及び前二項に定めるもののほか、第一項から第三項まで及び第五項から第十一項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「第五十五条第一項」の下に「又は第八項」を加え、同条第四項中「株式」を「特定共同出資」に、「第五十一条第一項」を「第六十二条の四第一項」に改める。

第六十六条の四第二項中「各号に掲げる方法」を「各号に定める方法」に改め、同項第一号中「法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（以下この項において「棚卸資産」という。）」を「棚卸資産」に改め、同条第七項中「法人税法第二条第二十号に規定する」を削り、「同条第四十三号」を「法人税法第二条第四十三号」に改め、同条第十六項中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「同項中」を「同法第七十条第五項中」に、「同条中」を「同法第七十一条第一項中」に改める。

第六十六条の七第一項中「第五項及び第九項から第十二項まで」を「第八項及び第十二項から第十五項まで」に、「同条第五項」を「同条第八項」に改める。

第六十六条の八第一項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に、「第二号及び第三号に掲げる金額」を「同号に定める金額」に、「第二号及び第三号に掲げる事実」を「同号に掲げる交付」に、「第四号」を「第三号」に、「合併法人である場合には、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む」を「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）から当該特定外国子会社等の株式又は出資の移転を受けた場合にあっては、当該適格合併等の日を含む事業年度以前の当該被合併法人等の各事業年度を含むものとする」に、「掲げる金額の」を「定める金額の」に改め、同項第二号中「掲げる金銭」を「掲げる事由による金銭」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「掲げる金銭」を「掲げる事由による金銭」に改め、「若しくは同条第二項各号に掲げる事実」を削り、同号を同項第三号とし、同条第四項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第六十六条の十一第一項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「満たすもの」の下に「又は当該特定の業務を行う同条第五号に規定する公共法人で政令で定めるもの」を加え、同条第三項中「第二項」を「第六項」に改める。

第六十六条の十一の次に次の一条を加える。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第六十六条の十一の二　法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第三項第三号中「）の額」とあるのは、「）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第二項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額」とする。

2　前項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。

3　前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後二年を経過する日までの期間とする。

4　国税庁長官は、第二項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなったと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第二項の認定は、その効力を失う。

5　国税庁の当該職員又は第二項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。

6　国税庁長官は、第二項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。

7　国税庁長官は、第二項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十二第一項を削り、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、「法人税法第二条第二十号に規定する」を削り、「金額（以下この項」を「金額（以下この条」に、「同法第五十七条第一項」を「法人税法第五十七条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項又は」及び「（第一項に規定する設備廃棄による欠損金額又は前項に規定する設備廃棄等による欠損金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「同項」を「同法第七十条第五項」に、「第六十六条の十二第三項」を「第六十六条の十二第二項」に、「同条中「前条の規定」を「同法第七十一条第一項中「が前条」に、「前条及び」を「が前条及び」に、「特例）の規定」と」を「特例）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」と」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「、前項」とあるのは「、租税特別措置法第六十六条の十二第一項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定を適用する。

第六十六条の十二第五項を次のように改める。

5　法人税法第五十七条第六項に規定する適格合併等が行われた場合において当該適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうちに設備廃棄等による欠損金額があるときは、当該設備廃棄等による欠損金額については、同項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の法人（以下この項において「設備廃棄等法人」という。）」と、「当該内国法人との」とあるのは「当該設備廃棄等法人との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該設備廃棄等法人を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該設備廃棄等法人」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「、当該内国法人」とあるのは「、当該設備廃棄等法人」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「当該内国法人」とあるのは「当該設備廃棄等法人」と、「前五年内事業年度」と、「五年以内」と

あるのは「七年以内」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

第六十六条の十二に次の一項を加える。

6　第二項及び第三項に定めるもののほか、設備廃棄等による欠損金額の生じた事業年度後の各事業年度の所得の金額の計算、第四項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第二項の合併法人等が第四項に規定する適格合併等により設立された法人である場合における設備廃棄等による欠損金額の処理その他第一項又は前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十三第一項及び第二項中「法人税法第二条第二十号に規定する」を削り、「同法第五十七条第一項」を「法人税法第五十七条第一項」に改め、同条第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「同項」を「同法第七十条第五項」に、「同条中「前条の規定」を「同法第七十一条第一項中「が前条」に、「前条及び」を「が前条及び」に、「特例）の規定」と」を「特例）」と、「、前条」とあるのは「、前条及び同項」と」に改め、同条に次の三項を加える。

6　法人税法第五十七条第二項に規定する適格合併等が行われた場合において同項に規定する被合併法人等の当該適格合併等の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損金額のうちに第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第二項中「七年以内」と、「前五年内事業年度」とあるのは「七年以内」と、「前五年内事業年度」と、「、前項」とあるのは「、租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項（欠損金の繰越期間の特例）の規定により読み替えて適用される前項」と、「における前項」とあるのは「における同法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される前項」と、同条第三項中「五年前」とあるのは「七年前」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同条第二項から第五項まで及び第七項の規定を適用する。

7　法人税法第五十七条第六項に規定する適格合併等が行われた場合において当該適格合併等により同項の合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の当該適格合併等の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうちに第一項又は第二項に規定する特例欠損金額があるときは、当該特例欠損金額については、同条第六項中「第一項の内国法人」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項各号に規定する法人（以下この項において「特定対内投資事業者等」という。）」と、「当該内国法人との」とあるのは「当該特定対内投資事業者等との」と、「当該内国法人を」とあるのは「当該特定対内投資事業者等を」と、「が当該内国法人」とあるのは「が当該特定対内投資事業者等」と、「五年前」とあるのは「七年前」と、「、当該内国法人」とあるのは「、当該特定対内投資事業者等」と、「次に掲げる」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項第一号中「当該内国法人」とあるのは「当該特定対内投資事業者等」と、「前五年内事業年度」とあるのは「前七年内事業年度」と、「五年以内」とあるのは「七年以内」と、「第一項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される第一項」として、同項の規定を適用する。

8　第五項に定めるもののほか、第六項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第二項の合併法人等が第六項に規定する適格合併等により設立された法人である場合における第一項又は第二項に規定する欠損金額の処理その他第一項、第二項又は前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十六条の十四第一項中「（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第六十六条の十二第二項」を「第六十六条の十二第一項」に改め、同条第二項中「第六十六条の十二第二項」を「第六十六条の十二第一項」に改める。

第六十七条の三第六項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改める。

第六十七条の四第二項中「固定資産につきそ」を「固定資産につき、当該事業年度終了の時において、その」に改め、同条第十一項中「第四項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十項を削り、同条第九項中「添附」を「添付」に、「第一項から第四項まで」を「第一項、第二項、第四項又は第九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17　第三項（第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に第三項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

18　第五項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第六十七条の四第八項中「第一項から第四項まで」を「第一項、第二項、第四項又は第九項」に、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　適格合併等により第二項又は第三項の規定の適用を受けた固定資産の移転を受けた当該適格合併等に係る合併法人等が当該代替資産について法人税に関する法令の規定を適用す

る場合には、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人において当該固定資産の取得価額に算入されなかつた金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

第六十七条の四第六項を削り、同条第五項中「第三項の規定の適用を受けた」を「第四項の特別勘定を設けている」に改め、「掲げる場合」の下に「（第六項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなつた場合を除く。）」を加え、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、「事業年度」の下に「（第五号に掲げる場合にあつては、その合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　指定期間内に第四項の特別勘定の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良に充てた場合　当該取得又は改良に充てた金額に相当する金額

二　指定期間内に第四項の特別勘定の金額を前号の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

三　指定期間を経過する日において、第四項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

四　指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第四項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

五　指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行つた場合において、第四項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

第六十七条の四第五項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　第二項（第九項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において準用する場合を含む。）又は第三項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条及び第四十六条の二第一項並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

第六十七条の四第四項中「前項の規定の適用を受けた」を「第四項の特別勘定を設けている」に、「指定期間」を「同項に規定する指定期間（当該特別勘定の金額が第六項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第五項に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「指定期間」という。）に、「の所得の金額の計算上」を「終了の時において」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第三項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の指定期間内に転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額で固定資産の取得又は改良に充てようとするものの全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をし、当該適格分社型分割等によりその固定資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、第三項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該固定資産の取得又は改良をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第六十七条の四第三項中「の翌事業年度開始の日から」を「（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から当該」に、「こえる」を「超える」に、「次項及び第五項」を「以下この項及び第六項」に改め、「控除した金額」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、「見込みであり、かつ」を「見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が指定期間内に当該転廃業助成金の金額の全部又は一部をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は」に、「経理したときは」を「経理したときに限り」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、かつ、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分社型分割等を行う場合において、当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間（工場等の建設に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額の全部又は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得又は改良をする見込みであるときは、当該転廃業助成金の金額のうち当該分割承継法人等において固定資産の取得又は改良に充てようとするものの額の範囲内で前項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときに限り、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

6　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十四項において「適格合併等」という。）を行つた場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第四項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てよう

とする特別勘定の金額

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第四項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が指定期間の末日までに当該特別勘定に係る転廃業助成金の金額をもつて固定資産の取得又は改良をすることが見込まれる場合における当該取得又は改良に充てようとする特別勘定の金額及び当該適格分社型分割等に際して設けた期中特別勘定の金額

7　前項の規定は、第四項の特別勘定を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行つたもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であつて、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8　第六項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第四項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

第六十七条の四第二項の次に次の一項を加える。

3　廃止業者等である法人が、転廃業助成金等の交付を受け、その交付を受けた日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの期間内に当該転廃業助成金等の額のうち転廃業助成金の金額（その期間内に交付を受けたものに限る。）をもつて固定資産の取得又は改良をし、その固定資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）に移転するときは、当該固定資産につき、その取得又は改良に充てた転廃業助成金に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額をした金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第六十七条の七及び第六十七条の八を次のように改める。

（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）

第六十七条の七　次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に行われるものが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に営む主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二号の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十七条の七（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一　農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二　全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

三　農業協同組合と農業協同組合との合併

四　森林組合合併助成法（昭和三十八年法律第五十六号）第二条の規定により同法第四条第二項の認定を受けて行われる森林組合と森林組合との合併

五　漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条の規定により同法第四条第二項の認定を受けて行われる漁業協同組合と漁業協同組合との合併

第六十七条の八　削除

第六十七条の十及び第六十七条の十一を削る。

第六十七条の九の三第五項中「同号イ(1)」を「同号イ」に改め、同条を第六十七条の十一とし、第六十七条の九の二を第六十七条の十とする。

第六十七条の十二を次のように改める。

第六十七条の十二　削除

第六十七条の十四第二項の表の第六十九条第四項の項中「第六十九条第四項」を「第六十九条第七項」に、「第六項」を「第九項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法人の特定目的会社に対する現物出資による資産又は負債の移転については、法人税法第六十二条の四第一項の規定は、適用しない。

第六十七条の十五第三項の表の第六十九条第四項の項中「第六十九条第四項」を「第六十九条第七項」に、「第六項」を「第九項」に改める。

第六十八条の三の三第一項第二号イ中「（受益権」を「（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託のうち、受益権」に、「政令で定めるもの」に改め、同条第六項中「第六十二条の三第四項」を「第六十二条の三第三項」に改め、同条第九項中「（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を「（法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第六十八条の三の四第六項中「第六十二条の三第四項」を「第六十二条の三第三項」に改め、同条第九項中「（同法第二条第二十号に規定する欠損金額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同条第十一項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第六十八条の三の五第二項中「各号に掲げる方法」を「各号に定める方法」に改め、同項第一号中「法人税法第二条第二十一号に規定する棚卸資産（以下この項において「棚卸資産」という。）」を「棚卸資産」に改め、同条第六項中「法人税法第二条第二十号に規定する」を削り、「同条第四十三号」を「法人税法第二条第四十三号」に改め、同条第十四項中「第二条第三十一号の二」を「第二条第三十二号」に改め、同条第十五項中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に、「同項中」を「同法第七十一条第一項中」に改める。

第六十八条の三の六第四項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第六十八条の三の七第三項中「掲げる場合」を「定める場合」に改め、同条第四項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第六十八条の三の九第一項中「から第三号まで」を「若しくは第二号」に、「第二号及び第三号に掲げる金額」を「同号に定める金額」に、「第二号及び第三号に掲げる事実」を「同号に掲げる交付」に、「第四号」を「第三号」に、「掲げる金額の」を「定める金額の」に改め、同項第二号中「掲げる金銭」を「掲げる事由による金銭」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「掲げる金銭」を「掲げる事由による金銭」に改め、「若しくは同条第二項各号に掲げる事実」を削り、同号を同項第三号とし、同条第二項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める。

第六十八条の四中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第三章第八節中第六十八条の六の次に次の一条を加える。

（株式等を分割法人と分割法人の株主等とに交付する分割の特例）

第六十八条の七　分割承継法人の株式その他の資産を分割法人及び分割法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。）のいずれにも交付する分割が行われたときは、分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなして、この章の規定（政令で定める規定を除く。）を適用する。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条第四項中「同条第一項」を「同条第二項第一号」に、「該当する個人」を「個人」に改め、「を含む」の下に「。第五項において同じ」を加える。

第六十九条の四第二項第一号中「三百三十平方メートル」を「四百平方メートル」に改め、同項第二号中「特定事業用等宅地等以外の特例対象宅地等（以下この項において「特定居住用等宅地等」という。）」を「特定居住用宅地等」に、「二百平方メートル」を「二百四十平方メートル」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等以外の特例対象宅地等（以下この項において「特定特例対象宅地等」という。）である場合　当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百平方メートル以下であること。

第六十九条の四第二項に次の一号を加える。

四　当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等又は特定特例対象宅地等である場合（前三号に掲げる場合を除く。）　次のイ、ロ及びハに掲げる面積の合計が四百平方メートル以下であること。

イ　当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定事業用等宅地等の面積の合計

ロ　当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定居住用宅地等の面積の合計に三分の五を乗じて得た面積

ハ　当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定特例対象宅地等の面積の合計に二を乗じて得た面積

第七十条の見出しを「（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）」に改め、同条第一項中「相続に係る」を「相続又は遺贈に係る」に改め、「。以下この条において同じ。」を削り、同条第五項中「相続に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による」を「相続又は遺贈に係る第一項に規定する」に、「第一項の」を「同項の」に改め、同条に次の五項を加える。

6　第一項又は第三項の規定の適用を受けてこれらの規定に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出した者（その者の相続人及び包括受遺者を含む。）は、これらの規定の適用を受けた財産について第二項又は第四項に規定する事由が生じた場合には、これらの規定に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

7　第一項又は第三項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた財産について第二項又は第四項に規定する事由が生じたことに伴い当該財産の価額を相続税の課税価格に算入すべきこととなったことにより、相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書を提出すべきこととなった場合には、これらの規定に規定する二年を経過した日の翌日から四月以内に国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該期限後申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

8　前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、これらの申告書に記載すべきであった課税価格、相続税額その他の事項につき国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正又は同法第二十五条の規定による決定を行う。

9　第六十九条の三第四項の規定は、第六項の規定による修正申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）について、同条第五項の規定は、第七項の規定による期限後申告書及び前項の更正（当該申告書を提出すべき者に係るものに限る。）又は

決定についてそれぞれ準用する。この場合において、同条第四項第二号中「第六十九条の三第一項」とあるのは「第七十条第六項」と、「第二十七条」とあるのは「第二十七条又は第二十九条」と、同条第五項第二号中「第六十九条の三第二項」とあるのは「第七十条第七項」と読み替えるものとする。

10　第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。

第七十条の二を次のように改める。

（贈与税の基礎控除の特例）

第七十条の二　平成十三年一月一日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、相続税法第二十一条の五の規定にかかわらず、課税価格から百十万円を控除する。

2　前項の規定により控除された額は、相続税法その他贈与税に関する法令の規定の適用については、相続税法第二十一条の五の規定により控除されたものとみなす。

第七十条の三の見出しを「（住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例）」に改め、同条第一項中「相続税法第一条の二第一号の規定に該当する個人でその年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千二百万円以下であるもののうち政令で定めるもの」を「特定受贈者」に、「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に、「その者」を「当該特定受贈者」に、「（以下この項及び次項において「この項及び次項」という。）」を「この条」に、「当該個人」を「当該特定受贈者」に改め、同条第七項中「第七十条の三第二項」を「第七十条の三第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項中「第三項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　第四項の規定により第一項の規定の適用を受けることができないこととなった者は、住宅取得資金を贈与により取得した日の属する年の翌年十二月三十一日から二月以内に当該住宅取得資金を贈与により取得した日の属する年分の贈与税についての国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

14　前項の規定により申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかった場合には、税務署長は、当該申告書に記載すべきであった課税価格、贈与税額その他の事項につき、国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

第七十条の三第五項を同条第十一項とし、同条第四項を同条第十項とし、同条第三項中「同項に規定する住宅取得資金」を「住宅取得資金等」に、「住宅取得資金の額」を「住宅取得資金等の額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項の規定」を「第一項（第三項及び第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定」に改め、「住宅取得資金」の下に「又は住宅増改築資金（以下この項及び次項において「住宅取得資金等」という。）」を加え、同項第一号中「前項第一号イに掲げる金額」を「住宅取得資金等の額（当該金額が千五百万円を超える場合には、千五百万円）の五分の一に相当する金額」に改め、同項第二号を次のように改め、同項を同条第八項とする。

二　前号に規定する五分の一に相当する金額を当該適用を受けた年分の贈与税の課税価格とみなして相続税法第二十一条の七の規定を適用して計算した金額

第七十条の三第一項の次に次の六項を加える。

2　前項に規定する特定受贈者とは、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

一　相続税法第一条の二第一号の規定に該当する個人であること。

二　その者の住宅取得資金の贈与を受けた年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額（第三十五条第一項の規定の適用がある場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）には、当該合計所得金額から同項第一号に規定する金額又は同項第二号に規定する短期譲渡所得の金額から控除することとなる金額を控除した金額（政令で定める場合にあっては、同項の規定に準じて計算した金額として政令で定める金額を控除した金額）とする。以下この条において同じ。）が千二百万円以下であること。

三　既に前項、次項又は第五項の規定の適用を受けたことがない者であること。

四　次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ　住宅取得資金を贈与により取得した日前五年以内にその者又はその者の配偶者の所有に係る住宅用の家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）に居住したことがない者であること。

ロ　住宅取得資金を贈与により取得した日前五年以内に居住していたその者又はその者の配偶者の所有に係るすべての住宅用の家屋及び土地として政令で定めるものについて当該取得した日の属する年の翌年三月十五日までに譲渡（当該住宅用の家屋を滅失させ、かつ、当該住宅用の家屋の敷地に前項の規定の適用を受けようとするその者の住宅用家屋を新築する場合の当該住宅用の家屋の滅失を含むものとし、贈与及びその者の配偶者その他のその者と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡を除くものとする。次項及び第四項において同じ。）をしていること。

3　第一項の規定は、前項第一号から第三号までに掲げる要件を満たす者が、同項第四号ロに規定するすべての住宅用の家屋及び土地として政令で定めるものについて住宅取得資金を贈与により取得した日の属する年の翌年十二月三十一日までに譲渡をする見込みであり、かつ、同年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千二百万円以下となる見込みである場合について準用する。

4　第二項に規定する特定受贈者若しくは前項において準用する第一項の規定の適用を受けている者（住宅取得資金を贈与により取得した日の属する年の翌年三月十五日後遅滞なく当該特定受贈者又は当該適用を受けている者の居住の用に供することが確実であると見込まれる場合に該当することにより同項の規定の適用を受けているものに限る。）が同年十二月三十一日までに同項に規定する住宅用家屋の新築等に係る住宅用の家屋を居住の用に供していない場合、前項において準用する第一項の規定の適用を受けている者が同日までに前項に規定するすべての住宅用の家屋及び土地として政令で定めるものについて譲渡をしていない場合又は同項において準用する第一項の規定の適用を受けている者の同年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千二百万円を超えている場合には、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5　第一項の規定は、相続税法第一条の二第一号の規定に該当する個人で次に掲げるすべての要件を満たすものが、平成十三年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に、その者の居住の用に供している家屋で政令で定めるものの増改築等の費用に充てるための金銭（当該家屋についての当該増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地又は土地の上に存する権利の取得の対価に充てるための金銭を含む。以下この項及び第八項において「住宅増改築資金」という。）をその者の父若しくは母又は祖父若しくは祖母から贈与により取得した場合について準用する。この場合において、第一項中「住宅用家屋の新築等（新築にあつては、これ」とあるのは、「第五項に規定する家屋の増改築等（増築又は改築にあつては、これらの工事の完成」と読み替えるものとする。

一　その者の住宅増改築資金の贈与を受けた年の年分の所得税に係る所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千二百万円以下であること。

二　既に第一項、第三項又はこの項の規定の適用を受けたことがない者であること。

6　前項に規定する増改築等とは、その者が所有している家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）で次に掲げる要件を満たすものをいう。

一　当該工事に要した費用の額が千万円以上のもの（これに準ずる工事として政令で定める規模の工事を含む。）であること。

二　当該工事をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

三　その他政令で定める要件を満たすものであること。

7　前項に定めるもののほか、第三項及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四第一項第四号中「第二十四項第一号」を「第二十八項第一号」に改め、同条第十一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第二十八項中「における当該受贈者に係る」を「その他の場合における」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項から第二十七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二十四項第四号中「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項第五号中「第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第十九項」を「第二十三項」に、「第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第十九項又は第二十項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項第一号中「第十九項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第二十一項」に、「第二十三項及び第二十四項第一号」を「第二十七項及び第二十八項第一号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十五項から第十七項までを四項ずつ繰り下げ、同条第十四項の次に次の四項を加える。

15　第一項本文の規定の適用を受ける受贈者が、同項の規定の適用を受ける農地等に係る贈与者の死亡の日前に当該農地等の全部又は一部を一時的道路用地等（道路法による道路に関する事業、河川法が適用される河川に関する事業、鉄道事業法による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設に関する事業その他これらの事業に準ずる事業として当該事業に係る主務大臣が認定したもののために一時的に使用する道路、水路、鉄道その他の施設の用地で代替性のないものとして当該主務大臣が認定したものをいう。以下この条において同じ。）の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利（第十七項までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等を当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二　当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部を当該受贈者の農業の用に供していない場合には、当該農地等のうち当該受贈者の農業の用に供していない部分は、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三　当該一時的道路用地等の用に供されている農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第三項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該受贈者が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該受贈者が有する準農地が第十五項の規定の適用を受ける場合における当該準農地については、同項に規定する貸付期限から二月を経過する日とする。以下この項において同じ。）において当該受贈者が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

16　前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

17　前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかつた場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があつたものとして、第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかつた場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

18　前二項に定めるもののほか、第十五項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が都市営農農地等である場合における第四項の規定の適用に関する事項その他第十五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の五第一項中「同条第十九項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十項」を「同条第二十四項」に改め、「当該農地等（」の下に「同条第十五項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等を含むものとし、」を加え、「農地等を除く」を「農地等を除くものとする」に改め、「における価額」の下に「（当該農地等が当該一時的道路用地等の用に供されている農地等で次条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、当該一時的道路用地等の用に供されていないものとしたときにおける当該農地等としての価額）」を加え、同条第二項中「第十五項」を「第十九項」に改める。

第七十条の六第一項中「第二十項」を「第二十六項」に改め、「採草放牧地及び準農地」の下に「（政令で定める農地等を除く。）」を加え、「第二十九項第三号」を「第三十五項第三号」に、「第三十項第五号」を「第三十六項第五号」に改め、同条第五項中「第二十九項」を「第三十五項」に改め、同条第十四項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三十四項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第七十条の四第三十項」に、「同条第二十六項」を「第七十条の四第三十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項を同条第三十七項とし、同条第三十項第四号中「第二十四項」を「第三十項」に改め、同項第六号中「第二十六項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第二十四項」を「第三十項」に、「第二十六項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項第一号中「第二十四項又は第二十六項」を「第三十項又は第三十二項」に、「第三十項第五号」を「第三十六項第五号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十五項」に、「同条第二十一項第一号」を「同条第二十五項第一号」に、「第十九項」を「第二十三項」に、「第二十四項又は第二十六項」を「第三十項又は第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十八項」に、「第二十九項並びに第三十項第一号」を「第三十五項並びに第三十六項第一号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十一項から第二十三項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十項中「第七十条の四第十五項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項の次に次の六項を加える。

20　第一項本文の規定の適用を受ける農業相続人が、同項に規定する納税猶予期限前に同項の規定の適用を受ける特例農地等の全部又は一部を第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（以下この条において「一時的道路用地等」という。）の用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利（第二十二項までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づき貸付けを行つた場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた特例農地等を当該農業相続人の農業の用に供する見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第一項及び第七項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る地上権等の設定は、なかつたものとみなす。

二　当該農業相続人が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等の全部又は一部を当該農業相続人の農業の用に供していない場合には、当該特例農地等のうち当該農業相続人の農業の用に供していない部分は、同日において地上権等の設定があつたものとみなす。

三　当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等の全部又は一部のうちに準農地がある場合の第七項の規定の適用については、同項中「十年を経過する日において当該農業相続人が有する同項」とあるのは「十年を経過する日（当該農業相続人が有する準農地が第二十項の規定の適用を受ける

場合における当該準農地については、同項に規定する貸付期限から二月を経過する日とする。以下この項において同じ。）において当該農業相続人が有する第一項」と、「同日」とあるのは「当該十年を経過する日」とする。

21　前項の規定の適用を受ける農業相続人は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

22　前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかった場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている特例農地等に係る地上権等の設定があったものとして、第一項ただし書及び第七項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかった場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

23　第二十項の規定の適用を受けている農業相続人が死亡した場合において、当該農業相続人の相続人に係る第一項の規定の適用については、当該一時的道路用地等の用に供されている特例農地等（政令で定めるものを除く。）は当該農業相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものと、当該特例農地等は第二十項の承認を受けた特例農地等とみなして、この条の規定を適用する。この場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該特例農地等の価額は、当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における当該特例農地等としての価額による。

24　前三項に定めるもののほか、第二十項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が都市営農農地等である場合における第八項の規定の適用に関する事項その他第二十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

25　第二十三項の規定は、第七十条の四第十五項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合及び同項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第一項に規定する贈与者が死亡し、同条第十五項に規定する一時的道路用地等の用に供されている同条第一項に規定する農地等が前条第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる場合について準用する。

第七十条の七第一項中「第七十条の四第二十四項第一号」を「第七十条の四第二十八項第一号」に改め、同条第三項中「同条第三十項第一号」を「同条第三十六項第一号」に改める。

第七十一条の七第一項中「次項」を「以下この項及び次項」に改め、同項第一号中「第二十九条又は附則第四項の許可（」を「第二十九条第一項の許可（都市計画区域内において行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。」に改める。

第七十一条の十七第一項中「（昭和三十八年法律第五十六号）」及び「（昭和四十二年法律第七十八号）」を削り、「第二条第十一号」を「第二条第十二号」に改める。

第七十二条から第七十四条までの規定中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成十三年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に、「千分の十五」を「千分の十八」に改める。

第七十七条の三の見出しを「（農用地区域等内の農地等を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　林業を営む者で林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項の認定を受けたものが、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に、都道府県知事に対し林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第十条に規定する森林所有権の移転等のあっせんを受けたい旨の申出を行っていた場合において、同条に規定する都道府県知事のあっせんにより森林に係る土地の所有権の取得をしたときは、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該都道府県知事のあっせんがあった日以後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

第七十八条中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」の下に「（以下この項において「農林中金合併法」という。）」を加え、「同法第二十条」を「農林中金合併法第二十一条」に、「同法第十条第一項」を「農林中金合併法第二十条第一項」に、「同法第二条第二項」を「農林中金合併法第二条第二項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　所有権の移転の登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　農林中金合併法第二条第二項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の全部を譲渡する場合　千分の六

ロ　農林中金合併法第二条第二項に規定する事業譲渡のうち同項に規定する信用事業の一部を譲渡する場合　千分の二十五

二　地上権又は賃借権の移転の登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　前号イに掲げる場合　千分の三

ロ　前号ロに掲げる場合　千分の十二・五

三　質権又は抵当権の移転の登記　イ又はロに掲げる場合の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　第一号イに掲げる場合　千分の一

ロ　第一号ロに掲げる場合　千分の一・五

第七十八条の二第二項及び第五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第七十八条の四第一項及び第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第八十条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額

のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の三・五）

第八十条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　分割による株式会社又は有限会社の設立又は資本の増加　千分の一（それぞれ資本の金額又は分割により増加した資本の金額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額に対応する部分については、千分の一・五）

第八十条の次に次の一条を加える。

（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十条の二　株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割により次の表の各号の上欄に掲げる権利を取得し、当該権利に関する各号の中欄に掲げる事項について登記又は登録（以下この項において「登記等」という。）を受ける場合には、当該登記等に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該新設分割又は当該吸収分割により当該権利を取得した日以後三年以内に登記等を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、当該各号の下欄に掲げる割合又は金額とする。

一　不動産に関する権利	所有権の移転	千分の六
	地上権、永小作権、賃借権又は採石権の移転	千分の三
	先取特権、質権又は抵当権の移転	千分の一
	根抵当権の法人の分割による移転	千分の一
二　船舶に関する権利	所有権の移転	千分の四
	抵当権の移転	千分の一
	根抵当権の法人の分割による移転	千分の一
三　ダム使用権	ダム使用権の移転	千分の一
	抵当権の移転	千分の一
	根抵当権の法人の分割による移転	千分の一
四　特許権	特許権の移転	一件につき三千円
	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは特許権を目的とする質権の移転	一件につき千五百円
五　実用新案権	実用新案権の移転	一件につき三千円
	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは実用新案権を目的とする質権の移転	一件につき千五百円
六　意匠権	意匠権の移転	一件につき三千円
	専用実施権若しくは通常実施権の移転又はこれらの権利若しくは意匠権を目的とする質権の移転	一件につき千五百円
七　商標権	商標権の移転	一件につき三千円
	専用使用権若しくは通常使用権の移転又はこれらの権利若しくは商標権を目的とする質権の移転	一件につき三千円
八　回路配置利用権	回路配置利用権の移転	一件につき三千円
	専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは回路配置利用権を目的とする質権の移転	一件につき千五百円
九　育成者権	育成者権の移転	一件につき三千円
	専用利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転	一件につき千五百円
十　鉱業権又は租鉱権（砂鉱を目的とするものを除く。以下この号において同じ。）	試掘権の移転	一個につき九千円
	採掘権の移転	一個につき一万八千円
	租鉱権の移転	一個につき千八百円
	抵当権の移転	一個につき四千五百円
十一　砂鉱権（砂鉱を目的とする鉱業権をいう。以下この号において同じ。）又は租鉱権（砂鉱に係るものに限る。）	砂鉱権の移転	一個につき四千五百円
	抵当権の移転	一個につき四千五百円
十二　特定鉱業権	探査権の移転	十万平方メートルにつき三十円
	採掘権の移転	十万平方メートルにつき二百四十円

	抵当権の移転		
十三　漁業権又は入漁権	漁業権の移転	十万平方メートルにつき六十円	一件につき千八百円
	漁業権の持分の移転		一件につき千五百円
	入漁権の移転		一件につき千五百円
	入漁権の持分の移転		一件につき千五百円
	先取特権又は抵当権の移転		一件につき千五百円

2　株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の第七十六条第三項の規定の適用については、同項中「合併」とあるのは「合併若しくは分割」と、「規定を」とあるのは「規定（第八十条の二第一項の規定を含む。）を」とする。

3　株式会社又は有限会社が、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行った場合の前条第一項（第一号から第四号までを除く。）又は同条第二項（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第一項第五号及び同条第二項第五号中「合併」とあるのは、「合併又は分割」とする。

第八十二条第一項及び第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第八十三条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の四」に改める。

第八十三条の五第二項から第四項までの規定中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第八十三条の六第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の四」に改める。

第八十三条の七の見出し中「特定不動産等を取得した場合」を「特定不動産を取得した場合等」に改め、同条中「特定目的会社をいう。以下この条」を「特定目的会社をいう。以下この項」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「資産の流動化に関する法律第二条第四項」を「同条第四項」に、「特定不動産等（」を「特定不動産（」に、「建物をいう。）」を「建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの」に改め、「をいう。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの」を削り、「当該特定不動産等」を「当該特定不動産又は指名金銭債権」に、「千分の二十五」を「千分の十六」に改め、同条第一号中「要件」を「要件を満たすものであること。」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　資産流動化計画に特定不動産の価額（資産の流動化に関する法律第二条第三項第二号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が有する同法第二条第一項に規定する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

第八十三条の七第二号を次のように改める。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ　特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ　特定目的会社がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

第八十三条の七に次の二項を加える。

2　信託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資信託（投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、投資信託約款（投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

一　次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ　投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（信託会社等が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

ロ　当該投資信託が投資法人法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託である場合には、当該投資信託に係る同条第十八項に規定する投資信託委託業者が宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ハ　受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、証券取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ　特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ　信託会社等がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

3　投資法人（投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条

第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

一　次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ　規約に資産運用の方針として、特定不動産（投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。

ロ　投資法人法第百八十七条の登録を受けていること。

ハ　投資法人から投資法人法第百九十八条の規定によりその資産の運用に係る業務を委託された投資法人法第二条第十八項に規定する投資信託委託業者が、宅地建物取引業法第五十条の二第一項の認可を受けていること。

ニ　資金の借入れをする場合には、証券取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。

二　次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。

イ　特定不動産の割合が百分の七十五以上であること。

ロ　投資法人がこの項の規定の適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となること。

第八十四条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第八十七条中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第八十七条の三を次のように改める。

（合成清酒等に係る酒税の税率の特例）

第八十七条の三　酒税法第三条第四号に規定する合成清酒（次項において「合成清酒」という。）、同条第六号に規定するみりん（第三項において「みりん」という。）及び同法第四条第一項に規定するその他の雑酒（同法第二十二条第一項第十号ハ(1)に掲げるものに限る。第四項において「みりん類似雑酒」という。）に対する酒税の税率は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一　アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの　二十四万八千百円

二　アルコール分が二十六度以上のもの　二十四万八千百円にアルコール分が二十五度を超える一度ごとに九千九百二十四円を加えた金額

三　アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの　二十四万八千百円からアルコール分が二十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに九千九百二十四円を引いた金額

四　アルコール分が二十一度未満十三度以上のもの　十九万八千四百八十円

五　アルコール分が十三度未満八度以上のもの　十二万九千十二円からアルコール分が十三度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに九千九百二十四円を引いた金額

六　アルコール分が八度未満のもの　七万九千三百九十二円

2　次に掲げるすべての要件を満たす合成清酒については、前項の規定は、適用しない。

一　アルコール分が十六度未満で、エキス分（酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。以下この条において同じ。）が五度以上であること。

二　財務省令で定める方法により測定した場合における原容量十立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が〇・五立方センチメートル以上であること。

三　財務省令で定める方法により測定した場合における原容量十立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が〇・五立方センチメートル以上であること。

3　次に掲げるすべての要件を満たすみりんについては、第一項の規定は、適用しない。

一　アルコール分が十五度未満で、エキス分が四十度以上であること。

二　原料中ぶどう糖及び水あめ（酒税法第四十三条第一項第五号の規定に該当する場合において使用されたぶどう糖及び水あめを含む。次号において「原料ぶどう糖等」という。）の重量の合計が白米（玄米からその表層部を取り除いた米をいい、米こうじの製造に使用した白米を含む。）の重量の二・五倍以下であること。

三　温度十五度の時における原容量百立方センチメートル当たりの原料として使用された原料ぶどう糖等の固形分の重量が温度十五度の時における原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分の重量の百分の八十以下であること。

4　次に掲げるすべての要件を満たすみりん類似雑酒については、第一項の規定は、適用しない。

一　アルコール分が十五度未満で、エキス分が十六度以上であること。

二　財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合が〇・二以上であること。

第八十八条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第一項、第九十条の九第一項から第六項まで、第九十一条及び第九十一条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第九十三条第二項第二号を次のように改める。

二　第七十条の六第三十四項第三号

第九十三条第四項中「第七十条の四第二十四項及び第七十条の六第三十項」を「第七十条の四第二十八項及び第七十条の六第三十六項」に改める。

第九十七条の表の都道府県の項中「第七十条の四第二十六項（第七十条の六第三十二項」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十八項」に改め、同表の市町村の項中「第七十条の四第二十六項（第七十条の六第三十二項」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十八項」に、「第七十条の四第二十七項（第七十条の六第三十三項」を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十九項」に改める。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第二条　阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十一号を同項第二十五号とし、同項第十号を同項第二十四号とし、同項第九号中「第二条第二十号」を「第二条第十九号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第八号を同項第十三号とし、同号の次に次の九号を加える。

十四　分割承継法人　法人税法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。

十五　被現物出資法人　法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。

十六　被事後設立法人　法人税法第二条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。

十七　適格分社型分割　法人税法第二条第十二号の十三に規定する適格分社型分割をいう。

十八　被合併法人　法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

十九　分割法人　法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

二十　現物出資法人　法人税法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。

二十一　事後設立法人　法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。

二十二　適格分割型分割　法人税法第二条第十二号の十二に規定する適格分割型分割をいう。

第二条第二項第七号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第六号中「第二条第二十一号」を「第二条第二十号」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　合併法人　法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第二項第五号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第四号を同項第八号とし、同項第三号を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三　適格合併　法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

四　適格分割　法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。

五　適格現物出資　法人税法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。

六　適格事後設立　法人税法第二条第十二号の十五に規定する適格事後設立をいう。

第九条第一項中「（租税特別措置法第十四条の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた被災者向け優良賃貸住宅については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は第十条の七から第十六条までの規定」とあるのは、「若しくは第十条の七から第十六条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第九条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

第十条第一項中「又は租税特別措置法第十一条から第十六条までの規定その他政令で定める規定」を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第十九条第一号中「又は第十条の七から第十六条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の規定」とあるのは、「若しくは第十条の七から第十六条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の規定」として、同法、この法律その他所得税に関する法令の規定を適用する。

第十二条第六項中「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第十四条第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第二項中「に政令で定める倍数を乗じて」を「を基礎として政令で定めるところにより」に改め、同条第五項中「及び第七項」及び「（平成七年法律第十一号）」を削り、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「、第六項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十六条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定により租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、同法第四十一条第一項中「六年間（同日（以下第三項までにおいて「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、同法第四十一条の二第一項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。）」とあるのは「四年内」

と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には九年内とする。）」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「、居住日」とあるのは「、前条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「前条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

第十七条第一項中「法人の賃貸の用に供した日」の下に「（以下この項及び次項において「供用日」という。）」を加え、「（租税特別措置法第四十七条又は同条の規定に係る同法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、「その賃貸の用に供した日以後五年以内」を「供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）」に改め、「、法人税法第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「次項」を「第三項」に、「政令で定めるところにより計算した金額」を「償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額」に、「同条第一項に規定する政令」を「同条第一項又は第四項に規定する政令」に改め、「特別償却不足額」の下に「又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「及び次条」を削り、「同条第二項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は震災特例法第十七条第一項」と、」を「同条第二項及び第五項中」に改め、「、同条第三項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は震災特例法第十七条第一項」と」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により前項の規定の適用を受けている被災者向け優良賃貸住宅の移転を受け、これを当該法人の賃貸の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該被災者向け優良賃貸住宅を取得し、又は新築して、これを当該供用日に当該法人の賃貸の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

第十七条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項中「特別償却に関する規定」とあるのは「特別償却に関する規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

第十八条第一項中「租税特別措置法第四十三条から第四十九条まで若しくはこれらの規定に係る同法第五十二条の三第一項の規定その他の政令で定める規定」を「同条の規定に係る租税特別措置法第五十二条の三の規定」に改め、「第三十一条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」を「同条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十六条の三から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十六条の三から第四十八条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条第一項の規定」として、同条の規定を適用する。

第十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用を受けることができる法人については、租税特別措置法第五十二条の三第一項及び第十一項中「特別償却に関する規定」とあるのは、「特別償却に関する規定又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条第一項の規定」として、同条の規定を適用する。

第十八条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定の適用を受けた被災代替資産等については、租税特別措置法第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十二から第四十九条までの規定」とあるのは、「若しくは第四十二条の十二から第四十九条まで又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」として、同法、この法律その他法人税に関する法令の規定を適用する。

第二十条第一項中「までの間」の下に「（第七項において「対象期間」という。）」を加え、「贈与、交換、出資」を「合併、分割、贈与、交換、出資又は適格事後設立によるもの」に改め、「存する権利」の下に「（以下この条及び次条において「土地等」という。）」を加え、「次条第二項」を「次条

第七項」に改め、「であるとき」の下に「（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項及び次条第七項において同じ。）」を、「買換資産につき」の下に「、当該事業年度終了の時において」を、「金額。以下この項」の下に「及び第七項」を加え、同項の表の第一号の下欄中「土地若しくは土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）」を「土地等」に改め、同条第二項中「当該事業年度の」を「当該事業年度において取得をした」に、「に政令で定める倍数を乗じて」を「を基礎として政令で定めるところにより」に改め、同条第四項中「供しなくなった場合」の下に「（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（第十項において「適格合併等」という。）により当該買換資産を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（第十項において「合併法人等」という。）に移転する場合を除く。次条第十二項において同じ。）」を加え、「につき同項」を「につき第一項」に改め、「事業年度」の下に「（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産を移転したことにより当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5　租税特別措置法第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6　租税特別措置法第六十五条の七第七項及び第八項の規定は、第一項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。この場合において、同条第八項中「第四項」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十条第四項」と読み替えるものとする。

第二十条第八項中「第六十五条の七第十項」を「第六十五条の七第十五項」に改め、「「第三項」の下に「（第十項において準用する場合を含む。）」を、「第二十条第三項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「前項まで」の下に「（第七項を除く。）」を、「これらの規定」の下に「及び第七項」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第六項の次に次の五項を加える。

7　法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、当該事業年度開始の時から適格分社型分割等の直前の時までの間に同項の表の各号の買換資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産（当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用に供し、かつ、当該適格分社型分割等の直前まで引き続き当該事業の用に供しているもの又は当該取得の日から一年以内に当該適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人若しくは被事後設立法人（以下この項において「分割承継法人等」という。）において当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれるものに限る。次条第八項において同じ。）を当該分割承継法人等に移転するときは、当該買換資産につき、当該買換資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額した場合に限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　第二項の規定は前項の規定を適用する場合について、第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項前段の規定は前項の規定の適用を受けた買換資産について、それぞれ準用する。この場合において、第二項及び第三項の規定の適用に関する技術的読替えは、政令で定める。

9　第七項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

10　適格合併等により第一項又は第七項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人（以下この項において「被合併法人等」という。）が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受けた事業の用。次条第十三項において同じ。）に供しない場合又は供しなくなった場合（適格合併等により当該買換資産を合併法人等に移転する場合を除く。次条第十三項において同じ。）には、政令で定めるところにより、当該買換資産につき第一項又は第七項の規定により当該被合併法人等の事業年度（適格合併に該当しない合併又は適格分割に該当しない分割型分割により当該買換資産をその事業の用に供しなくなった場合には、当該合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11　租税特別措置法第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第七項の規定の適用を受けた買換資産について準用する。

第二十一条第一項中「までの間」の下に「（次項において「対象期間」という。）」を加え、「の翌事業年度開始の日から同日以後」を「（被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事

業年度を除く。）終了の日の翌日から」に、「この条」を「この項及び第四項」に改め、「であるとき」の下に「（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）」を加え、同条第九項中「第二項」を「第三項」に、「これらの規定」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「、第一項又は第二項」を「第一項又は第七項」に、「及び第八項」を「、第八項及び第十三項」に、「、第二項」を「第七項又は第八項」に改め、「買換資産について」の下に「、同条第十一項の規定は第八項の規定を適用する場合について」を加え、「（以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第二十一条第六項」を「第二十一条第十二項」に、「準用する震災特例法」を「準用する同法」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13　前条第十項の規定は、適格合併等により第七項又は第八項の規定の適用を受けた買換資産の移転を受けた合併法人等が、当該適格合併等に係る被合併法人等が当該買換資産の取得をした日から一年以内に、当該買換資産を当該合併法人等の当該適格合併等により移転を受けた同条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用に供しない場合又は供しなくなった場合について準用する。

第二十一条第五項中「、第二項」を「、第七項又は第八項」に、「係る同条第二項」を「係る同条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「第一項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に改め、「掲げる場合」の下に「（第四項の規定により合併法人等に当該特別勘定を引き継ぐこととなった場合を除く。）」を、「事業年度」の下に「（第四号に掲げる場合にあっては、その合併の日の前日を含む事業年度）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　取得指定期間内に第一項の特別勘定の金額を前項の規定に該当する場合以外の場合に取り崩した場合　当該取り崩した金額

二　取得指定期間を経過する日において、第一項の特別勘定の金額を有している場合　当該特別勘定の金額

三　取得指定期間内に解散した場合（合併により解散した場合を除く。）において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

四　取得指定期間内に当該法人を被合併法人とする合併を行った場合において、第一項の特別勘定の金額を有しているとき。　当該特別勘定の金額

第二十一条第四項を同条第十項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「特別勘定として経理した金額」を「特別勘定の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「前項の規定の適用を受けた」を「第一項の特別勘定を設けている」に、「取得指定期間内に同項」を「同項に規定する取得指定期間（当該特別勘定の金額が第四項の規定により引継ぎを受けた期中特別勘定の金額である場合その他の政令で定める場合には、第二項第一号に規定する期間その他の政令で定める期間。以下この条において「取得指定期間」という。）内に第一項」に、「同条第一項」を「前条第一項」に、「の所得の金額の計算上」を「終了の時において」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　前条第七項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人が適格分社型分割等を行う場合において、当該法人が当該適格分社型分割等の日を含む事業年度の取得指定期間内に同項の特別勘定に係る買換資産の取得をし、当該適格分社型分割等により当該買換資産を分割承継法人等に移転するときについて準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の所得の金額の計算上」とあるのは、「当該買換資産の取得をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項の次に次の五項を加える。

2　法人が、対象期間内に第一項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（その日以後に行われるものに限る。以下この条において「適格分社型分割等」という。）を行う場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。）において当該譲渡をした資産に係る同項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額の範囲内で同項の特別勘定に相当するもの（以下この条において「期中特別勘定」という。）を設けたときは、当該設けた期中特別勘定の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該分割承継法人等において当該適格分社型分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度終了の日の翌日以後一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該分割承継法人等が当該期間内に同条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが困難である場合において、当該譲渡をした法人が政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該買換資産の取得をすることができるものとして、同日後二年以内において当該税務署長が認定した日までの期間）内に当該各号の買換資産の取得をすることが見込まれること。

二　前号の取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした買換資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける前条第一項の表の各号の下欄に規定す

る地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれること。

3　前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に期中特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

4　法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項及び第十三項において「適格合併等」という。）を行った場合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に応じ、当該各号に定める特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人（以下この条において「合併法人等」という。）に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する第一項の特別勘定の金額（既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）

二　適格分割型分割　当該適格分割型分割直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分割型分割に係る分割承継法人が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人において当該取得をした買換資産を当該適格分割型分割により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれること。

三　適格分社型分割等　当該適格分社型分割等の直前において有する第一項の特別勘定の金額のうち当該適格分社型分割等に係る分割承継法人等が取得指定期間の末日までに前条第一項の表の各号の買換資産の取得をすることが見込まれ、かつ、当該取得の日から一年以内に当該分割承継法人等において当該取得をした買換資産を当該適格分社型分割等により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の下欄に掲げる被災区域である土地等については、その移転を受ける事業の用）に供することが見込まれる場合における当該買換資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額に対応する部分の金額として政令で定める金額

5　前項の規定は、第一項の特別勘定を設けている法人で適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）を行ったもの（当該特別勘定及び期中特別勘定の双方を設けている法人であって、適格分社型分割等により分割承継法人等に当該期中特別勘定の金額のみを引き継ぐものを除く。）にあっては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ当該特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

6　第四項の規定により合併法人等が引継ぎを受けた第一項の特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額は、当該合併法人等が同項の規定により設けている同項の特別勘定の金額とみなす。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「平成十四年三月三十一日」及び「平成十五年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、「受けたものの合併」の下に「（平成十三年三月三十一日までに行われる合併に限る。）」を加える。

附則第十八条第七項中「場合、青色申告書」を「場合（平成十三年三月三十一日までに当該合併をする場合に限る。）、青色申告書」に、「清算中のものを除く。）」を「清算中のものを除く。以下この条において同じ。）」に、「平成十四年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「場合並びに」を「場合（平成十三年三月三十一日までに当該合併をする場合に限る。）並びに」に、「平成十五年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「場合における法人税についても」を「場合（平成十三年三月三十一日までに当該合併をする場合に限る。）における法人税についても」に改め、同条第八項中「前項後段の規定の適用がある場合」の下に「並びに青色申告書を提出する農業協同組合が平成四年法律第五十七号の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法第二条第一項の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に合併をする場合、青色申告書を提出する森林組合が昭和六十二年法律第七十六号の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする場合及び青色申告書を提出する漁業協同組合が平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併促進法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする場合」を加え、「、第六十二条の三及び第六十三条」を削り、同条第九項中「がある場合」の下に「並びに青色申告書を提出する農業協同組合が平成四年法律第五十七号の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に農業協同組合合併助成法第二条第一項の規定

により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて同年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に合併をする場合、青色申告書を提出する森林組合が昭和六十二年法律第七十六号の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする漁業協同組合が平成五年法律第二十四号の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併促進法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、当該認定を受けて平成十三年四月一日以後に合併をする場合」を加える。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条第六項中「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日まで」を「昭和六十三年一月一日から平成二年十二月三十一日まで」に、「平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に、「平成十三年三月三十一日までに」を「平成十六年三月三十一日までに」に改め、同条第七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第八項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

第五条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第三項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第四項中「消滅した」を「消滅し、又は分割をした」に、「第二条第十一号」を「第二条第十二号」に、「合併法人が」を「合併法人又はその分割に係る同条第十二号の三に規定する分割承継法人が」に、「合併の」を「合併又は当該分割の」に改め、「当該合併法人」の下に「又は当該分割承継法人」を加え、同条第九項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項中「附則第三十六条第六項」を「附則第三十六条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項の次に次の四項を加える。

6　第三項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者が、当該設定に係る農地等の全部又は一部について、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の四第十五項に規定する一時的道路用地等（第九項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供するために当該使用貸借による権利を消滅させ、かつ、当該用に供するために地上権、賃借権又は使用貸借による権利（第八項までにおいて「地上権等」という。）の設定に基づき貸付けを行った場合において、当該貸付けに係る期限（以下この項において「貸付期限」という。）の到来後遅滞なく当該一時的道路用地等の用に供していた農地等について特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行う見込みであることにつき、政令で定めるところにより、納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一　当該承認に係る使用貸借による権利の消滅及び地上権等の設定は、なかったものとみなす。

二　当該受贈者が、当該貸付期限から二月を経過する日までに当該一時的道路用地等の用に供されていた農地等の全部又は一部について、当該特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っていない場合には、同日において地上権等の設定があったものとみなす。

7　前項の規定の適用を受ける受贈者は、同項の承認を受けた日の翌日から起算して毎一年を経過するごとの日までに、政令で定めるところにより、当該一時的道路用地等の用に供されている当該農地等に係る地上権等の設定に関する事項その他財務省令で定める事項を記載した届出書（次項において「継続貸付届出書」という。）を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8　前項に規定する継続貸付届出書がその提出期限までに納税地の所轄税務署長に提出されなかった場合には、当該提出期限の翌日から二月を経過する日に当該継続貸付届出書に係る一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る地上権等の設定があったものとして、旧法第七十条の四第一項ただし書及び第三項の規定を適用する。ただし、当該継続貸付届出書が当該提出期限までに提出されなかった場合においても、納税地の所轄税務署長が当該提出期限内にその提出がなかったことについてやむを得ない事情があると認める場合において、政令で定めるところにより、当該継続貸付届出書が納税地の所轄税務署長に提出されたときは、この限りでない。

9　前二項に定めるもののほか、第六項の規定の適用を受ける一時的道路用地等の用に供されている農地等が旧法第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農農地等である場合における旧法第七十条の四第四項の規定の適用に関する事項その他第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第六条　租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）」に、「第九条の五第一項の」を「第九条の四第一項の」に、「平成十一年改正法附則」を「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第

九号）附則」に、「平成十一年改正法第一条」を「同法第一条」に改め、同条第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第十条中第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十五条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十七条の十五の規定の適用については、同条第三項中「又は第三十七条の十若しくは第三十七条の十一」とあるのは、「、第三十七条の十若しくは第三十七条の十二の規定又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一」とする。

附則第十八条第六項を次のように改める。

6　第二項の規定により新租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定の適用については、新租税特別措置法第四十一条第一項中「六年間（同日（以下第三項までにおいて「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び第三項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合には十年間とする。）の各年（当該居住日」とあるのは「六年間の各年（同日」と、新租税特別措置法第四十一条の二第一項中「（以下この項及び第五項において「居住日」という。）の属する」とあるのは「の属する」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が同条第一項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第五項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には十三年内とし、居住日が同条第一項に規定する平成十三年後期（以下この項及び第五項において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には八年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「同条第一項の」とあるのは「同項の」と、「居住者が、当該居住日」とあるのは「居住者が、同日」と、「五年内（当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は当該居住日が平成十三年前期内の日である場合には十四年内とし、当該居住日が平成十三年後期内の日である場合又は当該居住日の属する年が平成十四年若しくは平成十五年である場合には九年内とする。）」とあるのは「五年内」と、同条第五項中「、居住日」とあるのは「、前条第一項に規定する居住の用に供した日」と、「四年内（居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年前期内の日である場合には十三年内とし、居住日が平成十三年後期内の日である場合には十年内とする。）」とあるのは「四年内」と、「前条第一項」とあるのは「同項」と、「から当該居住日」とあるのは「から当該居住の用に供した日」とする。

附則第二十六条第十五項を次のように改める。

15　第十二項又は前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、同法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは、「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第二十六条第十二項又は第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条」とする。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「超える資本の金額」とあるのは「超える資本の金額又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成十三年三月三十一日

イ　第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二の改正規定（同条第二項第七号ロの改正規定を除く。）、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（「、第九条の五第三項後段」を削る部分に限る。）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定（「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十二に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当す

る金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十一条第六項の改正規定、同法第六十一条の二の改正規定、同法第六十四条の改正規定（同条第二項第二号に係る部分及び同条第六項を改める部分を除く。）、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定（「第七条第一項」の下に「、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を加える部分を除く。）、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六十五条の三の改正規定（同条第一項第四号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の四の改正規定（同条第一項第三号イに係る部分及び同項第二十一号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の七の改正規定（「同表の第二十一号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又は第二十号」を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同号」に、「百分の九十とする。」を、「百分の九十」に改める部分、同条第一項の表の第四号、第九号、第十一号及び第二十一号を改める部分並びに同条第七項を改める部分を除く。）、同法第六十五条の八の改正規定（「同表の第二十一号の場合の同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又は第二十号」を「同表の第二十号」に、「これらの号」を「同号」に、「百分の九十とする」を「、百分の九十。次項において同じ」に改める部分を除く。）、同法第六十五条の九の改正規定、同法第六十五条の十の改正規定、同法第六十五条の十一の改正規定（同条第一項第三号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の十二から第六十六条までの改正規定、同法第六十六条の四から第六十六条の八までの改正規定、同法第六十六条の十二から第六十七条の三までの改正規定、同法第六十七条の四の改正規定（同条第六項を削る部分及び同条第五項を同条第十一項とし、同項の次に一項を加える部分（第十二項に係る部分に限る。）を除く。）、同法第六十七条の七及び第六十七条の八の改正規定、同法第六十七条の九の三第五項の改正規定、同法第六十七条の十四の改正規定、同法第六十七条の十五の改正規定、同法第六十八条の三の三の改正規定（同条第九項及び第十一項に係る部分に限る。）、同法第六十八条の三の四の改正規定（同条第九項及び第十一項に係る部分に限る。）、同法第六十八条の三の五から第六十八条の三の九までの改正規定、同法第六十八条の六の次に一条を加える改正規定並びに同法第七十一条の十七の改正規定並びに附則第三条、第五条、第六条、第十二条、第十四条、第十五条、第二十条、第二十一条第一項から第三項まで、第六項及び第七項、第二十二条第一項、第二十三条並びに第二十七条から第三十一条までの規定

ロ　第二条中阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条の改正規定（同条第五項及び第六項を改める部分を除く。）及び同法第二十一条の改正規定並びに附則第三十五条第二項の規定

ハ　第三条中租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）附則第十八条の改正規定

ニ　第五条中租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第四項の改正規定

ホ　第六条中租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第五条第二項の改正規定（「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）

ヘ　第一条中租税特別措置法第十三条の三第一項第三号の改正規定、同法第三十四条の三第二項の改正規定、同法第四十六条の三第一項第二号の改正規定、同法第六十五条の五第一項の改正規定、同法第七十七条の三の改正規定（「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び同法第七十八条の四第三項第二号の改正規定並びに附則第二十二条第六項の規定　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日

ト　第一条中租税特別措置法第十四条第三項第二号ロの改正規定、同法第二十八条の四第三項第四号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第七号ロの改正規定、同法第三十四条の二第二項第三号イの改正規定、同法第四十七条第一項第三号の改正規定、同法第四十七条の二第二項第二号ロの改正規定、同法第四十七条の三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の六十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の七十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の八十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の九十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百二十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百三十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百四十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百五十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百六十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百七十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百八十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の百九十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百二十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百三十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百四十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百五十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百六十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百七十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百八十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の二百九十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百二十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百三十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百四十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百五十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百六十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百七十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百八十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の三百九十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百二十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百三十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百四十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百五十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百六十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百七十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百八十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の四百九十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十六第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十七第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十八第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百二十九第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十一第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十二第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十三第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十四第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十五第二項第二号ロの改正規定、同法第六十二条の五百三十六第二項第二号ロの改正

（株式等に係る配当所得の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第三条　個人が、平成十三年四月一日前に支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八条の五第一項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

（配当控除の特例に関する経過措置）

第四条　新租税特別措置法第九条の規定は、個人の平成十四年分以後の新租税特別措置法第二条第一項第七号に規定する配当所得について適用し、個人の平成十三年分以前の当該配当所得については、なお従前の例による。

（利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例等に関する経過措置）

第五条　旧租税特別措置法第九条の五第三項に規定する上場会社等が平成十三年四月一日前に利益をもってする株式の消却を行った場合における同項に規定するみなし配当額については、なお従前の例による。

2　株式会社が平成十三年四月一日前に行った株式の消却に係る旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する利益の配当の額とみなされ、かつ、当該消却の時において当該株式会社からその株主に対し交付がされたものとみなされる金額については、なお従前の例による。

（特定の農業協同組合連合会等の合併の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第六条　内国法人が平成十三年四月一日前に行われた旧租税特別措置法第九条の八各号に掲げる合併により金銭その他の資産の交付を受けた場合における同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第七条　新租税特別措置法第十条の四の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備については、適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第八条　新租税特別措置法第十一条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十一条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十一条の三第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十一条の五第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分を除く。）に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

6　個人が平成十三年十一月十二日までに取得等をする旧租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。）に規定する工業用機械等については、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

7　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。）附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成十一年旧法」という。）第三十七条の三の規定及び租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号。以下この項において「平成十一年改正措置法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正措置法による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成十一年旧措置法」という。）第三十七条の三の規定の適用については、平成十一年改正法附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第三十七条の三第三項及び平成十一年改正措置法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第三十七条の三第三項中「第十六条まで」とあるのは、「第十六条まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第八条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。）」とする。

8　新租税特別措置法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

9　個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十二条の四第一項に規定する特定情報通信機器については、なお従前の例による。

10　新租税特別措置法第十三条第三項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第十三条第三項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

11　新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第十四条の二第二項第一号の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる建築物について適用し、個人

が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第三項第一号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

13　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第三項第三号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

14　個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第四号に定める負担金については、なお従前の例による。

（個人のプログラム等準備金及び技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）

第九条　新租税特別措置法第二十条の二及び第二十一条の規定は、平成十四年分以後の所得税について適用し、平成十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第十条　新租税特別措置法第二十八条の二第一項第五号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第二十八条の二第一項第五号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第十一条　新租税特別措置法第三十三条第三項第二号の規定は、施行日以後にされる同号の処分に伴い個人が取得する補償金について適用する。

2　新租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定は、個人が平成十三年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十一号の規定は、個人が平成十三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4　新租税特別措置法第三十七条（同条第一項の表の第四号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同表の第四号及び第九号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第四号及び第九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

5　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十一号及び第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第十二条　新租税特別措置法第三十七条の十第四項（新租税特別措置法第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、平成十三年四月一日以後に生ずる新租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に規定する事由により交付される当該各号に掲げる金額について適用し、同日前に生じた旧租税特別措置法第三十七条の十第四項各号に規定する事由により交付を受ける当該各号に掲げる金額については、なお従前の例による。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第十三条　新租税特別措置法第四十条第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する取消しに係る延滞税について適用する。

（居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第十四条　新租税特別措置法第四十条の五第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき平成十三年四月一日以後に生ずる同項各号に掲げる事実について適用し、旧租税特別措置法第四十条の五第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同日前に生じた同項各号に掲げる事実については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整）

第十五条　附則第四条、第五条第一項、第七条、第十一条又は第十二条の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第四条、第五条第一項、第七条、第十一条及び第十二条の規定並びに」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第十六条　新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第十七条　新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第十八条　新租税特別措置法第四十三条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十三条の三第一項に規定する特定中核的民間施設については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する地震防災対策用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産については、なお従前の例による。

5　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措

置法第四十四条の二第一項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

6　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の四第二項に規定する技術革新設備については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備等については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分を除く。）に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

9　法人が平成十三年十一月十二日までに取得等をする旧租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。）に規定する工業用機械等については、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

10　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第五十二条の二及び第五十二条の三の規定、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。）附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成十一年旧法」という。）第六十五条の七（平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第十八条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。）」と、平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項及び平成十一年改正措置法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧措置法第六十五条の七第七項中「第五十条まで」とあるのは「第五十条まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第十八条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第六号から第八号までに係る部分に限る。）」とする。

11　法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の三第一項に規定する特定情報通信機器については、なお従前の例による。

12　新租税特別措置法第四十五条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

13　新租税特別措置法第四十五条の三第三項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同項に規定する特定医療用建物の移転を受ける場合について適用する。

14　新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する障害者対応設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十六条の二第二項に規定する障害者対応設備等については、なお従前の例による。

15　新租税特別措置法第四十七条第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同項に規定する優良賃貸住宅の移転を受ける場合について適用する。

16　新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第二項に規定する特定再開発建築物等については、なお従前の例による。

17　新租税特別措置法第四十七条の二第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併等により同項に規定する特定再開発建築物等の移転を受ける場合について適用する。

18　新租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同号に掲げる建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項第一号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

19　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項第三号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

20　新租税特別措置法第四十八条第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併等により同項に規定する倉庫用建物等の移転を受ける場合について適用する。

21　新租税特別措置法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

22　法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第四号に定める負担金については、なお従前の例による。

（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例に関する経過措置）

第十九条　新租税特別措置法第五十二条の二第四項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併等により同項に規定する特別償却対象資産の移転を受ける場合について適用する。

（準備金方式による特別償却に関する経過措置）

第二十条　新租税特別措置法第五十二条の三の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、次項から第二十二項までに定める場合を除き、なお従前の例による。ただし、同条第十五項後段、第十六項、第十七項後段、第十九項、第二十項後段、第二十二項、第二十三項後段及び第二十五項の規定は、これらの規定に規定する合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人の同日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2　平成十三年四月一日前に開始した各事業年度において旧租税特別措置法第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同項の特別償却限度額に満たない場合には、法人が、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（平成十三年四月一日以後に開始する事業年度に限るものとし、当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において、その満たない金額（その金額のうち同条第二項の規定又はこの項の規定により既に損金の額に算入された金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法により特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3　旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定の適用を受けた法人が平成十三年四月一日以後に終了する各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額（その日までに同条第五項若しくは次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額又は前事業年度終了の日までに同条第四項の規定若しくはこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）がある場合には、当該特別償却準備金の金額については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得の金額の計算上旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項の規定又は前項の規定により損金の額に算入された金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを八十四で除して計算した金額（当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額）に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（それぞれ新租税特別措置法第二条第二項第十一号、第十四号、第十七号又は第十八号に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいう。以下この条において同じ。）により減価償却資産（同項第二十五号に規定する減価償却資産をいう。以下この条において同じ。）の全部を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割（同項第十二号に規定する分割型分割をいう。以下この項において同じ。）の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合にあっては、同号に規定する特別償却準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一　減価償却資産の全部を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。）　その有しなくなった日における特別償却準備金の金額

二　合併又は分割型分割により合併法人（新租税特別措置法第二条第二項第四号に規定する合併法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は分割承継法人（同項第六号に規定する分割承継法人をいう。第十三項において同じ。）に減価償却資産の全部を移転した場合　その合併又は分割型分割の直前における特別償却準備金の金額

三　前項及び前二号の場合以外の場合において特別償却準備金の金額を取り崩した場合　その取り崩した日における特別償却準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5　第三項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6　第二項の規定は、旧租税特別措置法第五十二条の三第一項の規定の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に第二項に規定する満たない金額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の新租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等に特別償却準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載及びその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　法人で平成十三年四月一日以後最初に終了する事業年度において旧租税特別措置法第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の八第一項、第四十二条の十二第一項又は第四十三条から第四十八条までの規定（以下この項において「旧特別償却に関する規定」という。）の適用を受けることができるものが、同日以後に行う適格分社型分割（新租税特別措置法第二条第二項第十六号に規定する適格分社型分割をいう。）、適格現物出資又は適格事後設立（以下この条において「適格分社型分割等」という。）により旧特別償却に関する規定に規定する減価償却資産（以下この条において「旧特別償却対象資産」という。）を移転する場合において、当該旧特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時として当該旧特別償却に関する規定に規定する特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8　平成十三年四月一日前に開始した各事業年度において旧租税特別措置法第五十二条の三第一項の規定により損金の額に算入された金額が同

項の特別償却限度額に満たない場合で、かつ、法人が、同項の規定の適用を受けた事業年度終了の日の翌日以後一年以内に終了する各事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に限る。）において平成十三年四月一日以後に行われる適格分社型分割等により旧特別償却対象資産を移転する場合には、当該適格分社型分割等の直前の時を当該事業年度終了の時としてその満たない金額（その金額のうち同条第二項又はこの項の規定により既に損金の額に算入された金額があるときは、当該金額を控除した金額）以下の金額を特別償却準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　法人が前二項の規定の適用を受ける事業年度において、特別償却準備金として積み立てた金額が旧租税特別措置法第四十五条の二第三項、第四十六条、第四十六条の二第一項又は第四十六条の三から第四十八条までの規定に係るものであるときは、当該積み立てた金額のうちこれらの規定に規定する特別償却限度額に達するまでの金額は、まず第七項の規定による積立てがあったものとみなす。

10　第七項及び第八項の規定は、これらの規定に規定する法人が適格分社型分割等の日以後二月以内にこれらの規定の特別償却準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

11　旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項又は第二項の特別償却準備金を積み立てている法人が平成十三年四月一日以後の適格合併により合併法人に減価償却資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別償却準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

12　前項に規定する合併法人のその適格合併の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、前項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数」とする。

13　旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項又は第二項、第七項若しくは第八項の特別償却準備金を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に旧特別償却対象資産を移転した場合として政令で定める場合（当該適格分割により減価償却資産の全部を移転した場合を含む。）には、その適格分割直前における特別償却準備金の金額のうちその移転することとなった旧特別償却対象資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割により減価償却資産の全部を移転した場合には、その適格分割直前における特別償却準備金の金額）は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

14　前項の場合において、同項の適格分割が分社型分割（新租税特別措置法第二条第二項第十三号に規定する分社型分割をいう。）であるときの前項の特別償却準備金の金額は、当該適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数」とする。

15　第十三項に規定する分割承継法人のその適格分割の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第十三項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が当該適格分割により設立された法人でないときは、当該分割承継法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格分割の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

16　旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項又は第二項、第七項若しくは第八項の特別償却準備金を積み立てている法人が平成十三年四月一日以後の適格現物出資により被現物出資法人（新租税特別措置法第二条第二項第八号に規定する被現物出資法人をいう。以下この項において同じ。）に旧特別償却対象資産を移転した場合として政令で定める場合（当該適格現物出資により減価償却資産の全部を移転した場合を含む。）には、その適格現物出資直前における特別償却準備金の金額のうちその移転することとなった旧特別償却対象資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格現物出資により減価償却資産の全部を移転した場合には、その適格現物出資直前における特別償却準備金の金額）は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

17　前項の場合において、同項の特別償却準備金を積み立てている法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数」とする。

18　第十六項に規定する被現物出資法人のその適格現物出資の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第十六項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が当該適格現物出資により設立された法人でないときは、当該被現物出資法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格現物出資の日から同

日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

19　旧租税特別措置法第五十二条の三第一項若しくは第二項又は第七項若しくは第八項の特別償却準備金を積み立てている法人が平成十三年四月一日以後の適格事後設立により被事後設立法人（新租税特別措置法第二条第二項第十号に規定する被事後設立法人をいう。以下この項において同じ。）に旧特別償却対象資産を移転した場合として政令で定める場合（当該適格事後設立により減価償却資産の全部を移転した場合を含む。）には、その適格事後設立直前における特別償却準備金の金額のうちその移転することとなった旧特別償却対象資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格事後設立により減価償却資産の全部を移転した場合には、その適格事後設立直前における特別償却準備金の金額）は、当該被事後設立法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被事後設立法人が引継ぎを受けた特別償却準備金の金額は、当該被事後設立法人がその適格事後設立の日において有する特別償却準備金の金額とみなす。

20　前項の場合において、同項の特別償却準備金を積み立てている法人の当該適格事後設立の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格事後設立の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該事業年度開始の日から当該適格事後設立の日の前日までの期間の月数」とする。

21　第十九項に規定する被事後設立法人のその適格事後設立の日を含む事業年度に係る第三項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された特別償却準備金の金額は、第十九項の規定により当該被事後設立法人が有するものとみなされた特別償却準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被事後設立法人の有するものとみなされた特別償却準備金の金額については、第三項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該適格事後設立の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

22　第五項、第六項及び第十項に定めるもののほか、第二項から第四項まで、第七項から第九項まで及び第十一項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第五十五条から第五十六条の二まで、第五十六条の四、第五十七条の三から第五十七条の九まで、第五十八条の二及び第六十一条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立（法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）が行われる場合について適用し、同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第五十六条の三第一項に規定する法人が、平成十三年四月一日から同日以後最初に開始する事業年度開始の日までの間に合併（当該法人が被合併法人（新租税特別措置法第二条第二項第三号に規定する被合併法人をいう。以下この条において同じ。）となるものに限る。）を行った場合において、その合併の日の前日を含む事業年度の旧租税特別措置法第五十六条の三の規定の適用については、同条第一項中「解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合における当該適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）の日の前日を含む事業年度に限る」と、同項第一号中「交換」とあるのは「交換、法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割（同条第十二号の十三に規定する適格分社型分割を除く。）」と、同条第四項中「が合併法人」とあるのは「が適格合併又は合併（平成十三年四月一日前に行われた合併に限る。）に係る合併法人」と、「その合併」とあるのは「その適格合併又は合併」と、同条第五項中「事業年度」とあるのは「事業年度（第二号に掲げる場合であつて、合併（適格合併を除く。）により解散した場合には、その合併の日の前日を含む事業年度）」と、同項第二号中「解散した場合　当該」とあるのは「解散した場合（適格合併により解散した場合を除く。）　その」と、「金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）」とあるのは「金額」と、同条第八項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」とあるのは「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」と、「合併した」とあるのは「被合併法人となる適格合併が行われた」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十一項」と、「第五十六条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の三第一項」と、「同条第十一項前段」とあるのは「同条第十二項前段」とする。

3　前項に規定する合併の日が当該合併に係る合併法人の平成十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後である場合における同項の規定の適用については、同項中「第五十六条の三第一項」とあるのは「第五十六条の三第一項の」と、「第五十六条の三第一項の」とあるのは「第五十六条の三第一項の」と、「とする」とあるのは「と、「第五十六条の三第一項、第三項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）附則第二十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の三第三項」とする」とする。

4　旧租税特別措置法第五十六条の三第一項に規定する法人が平成十三年四月一日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日において同項第二号に規定する計画造林準備金の金額を有する場合においては、同条第二項から第六項まで及び第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項中「が合併法人」とあるのは「が適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）又は合併（平成十三年四月一日前に行われたものに限る。）に係る合併法人」と、「その合併」とあるのは「その適格合併又は合併」と、同条第五項中「事業年度」とあるのは「事業年度（第二号に掲げる場合であつて、合併（適格合併を除く。）により解散した場合には、その合併の日の前日を含む事業年度）」と、同項第二号中「解散した場合　当該」とあるのは「解散した場合（適格合併により解散した場合を除く。）　その」と、「金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）」とあるのは「金額」と、同条第八項中「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」とあるのは「第五十五条第十項、第十一項及び第十二項前段」と、「合併した」とあるのは「被合

併法人となる適格合併が行われた」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十一項」と、「第五十六条の三第一項の」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の三第一項前段」と、「同条第十一項前段」とあるのは「同条第十二項前段」と、「第五十六条の三第一項、第三項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第二十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の三第三項」とする。

5　前項の法人が被合併法人となる合併をした場合において、当該合併の日を含む合併法人の事業年度開始の日が平成十三年四月一日前のときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条の三第一項の」とあるのは「第五十六条の三第一項」と、「第五十六条の三第一項」と、「と、」とあるのは「第五十六条の三第一項」と、「と、「第五十六条の三第一項、第三項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）附則第二十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十六条の三第三項」とする。

6　旧租税特別措置法第五十七条第一項の表の第一号（同号イに係る部分に限る。）又は第二号に掲げる法人が、平成十三年四月一日から同日以後最初に開始する事業年度開始の日までの間に合併（当該法人が被合併法人となるものに限る。）を行った場合において、その合併の日の前日を含む事業年度の同条の規定の適用については、同項中「解散（合併による解散を除く。）」とあるのは「解散」と、「の各事業年度」とあるのは「の各事業年度並びに合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度」と、同条第三項中「掲げる場合」とあるのは「掲げる場合（当該法人を合併法人とする適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）が行われた場合を除く。）」と、「含む事業年度」とあるのは「含む事業年度（第二号に掲げる場合であって、合併（適格合併を除く。）により解散した場合には、その合併の日の前日を含む事業年度）」と、同項第二号中「解散した場合（適格合併により解散した場合を除く。）その」と、「金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）」とあるのは「金額」と、同条第七項中「第五十五条第九項から第十一項まで」とあるのは「第五十五条第十項から第十二項まで」と、「合併した」とあるのは「被合併法人となる適格合併が行われた」と、「同条第十一項」とあるのは「同条第十二項」と、「第五十七条第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第二項」とする。

7　前項に規定する合併の日が当該合併に係る合併法人の平成十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後である場合における同項の規定の適用については、同項中「と、「第五十七条第二項」」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条第二項」とする」とあるのは、「とする」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第六十四条から第六十五条の四まで及び第六十五条の七から第六十六条までの規定は、次項から第八項までに定めるもののほか、平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われる場合について適用し、同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十四条第二項第二号の規定は、施行日以後にされる同号の処分に伴い法人が取得する補償金について適用する。

3　新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が平成十三年一月一日以後に同項に規定する換地処分等により取得する資産について適用する。

4　新租税特別措置法第六十五条の三第一項第四号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

5　新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十一号の規定は、法人が平成十三年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

6　新租税特別措置法第六十五条の五第一項第四号の規定は、法人が林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十二年法律第　号）の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

7　新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に行うこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号及び第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十一号及び第二十一号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第六十六条の八第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき平成十三年四月一日以後に生ずる同項各号に掲げる事実について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同日前に生じた同項各号に掲げる事実については、なお従前の例による。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置）

第二十四条　旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第四号に掲げる製造協同組合等が施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に掲げる負担金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金については、なお従前の例による。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第六十六条の十一

の二第一項の規定は、法人が平成十三年十月一日以後に支出する同項に規定する寄附金について適用する。

（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第六十六条の十二及び第六十六条の十三の規定は、次項から第六項までに定めるもののほか、平成十三年四月一日以後に合併、分割又は現物出資が行われる場合について適用し、同日前に合併又は現物出資が行われた場合については、なお従前の例による。

2　法人が平成十三年四月一日前に行った設備の廃棄に係る旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄による欠損金額については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十六条の十二第五項の規定により読み替えて適用する法人税法（次項において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる設備廃棄等による欠損金額（新租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額をいう。以下この項において同じ。）及び新租税特別措置法第六十六条の十二第四項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第二項の規定により同項に規定する合併法人等の各事業年度において生じた設備廃棄等による欠損金額とみなされたもの（以下この項及び次項において「みなし設備廃棄等欠損金額」という。）がある場合の当該みなし設備廃棄等欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十二第二項に規定する設備廃棄等による欠損金額については、なお従前の例による。

4　前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新租税特別措置法第六十六条の十二第四項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし設備廃棄等欠損金額がある場合における読替え後の法人税法第五十七条第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5　新租税特別措置法第六十六条の十三第七項の規定により読み替えて適用する法人税法（次項において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項の規定は、同項に規定する適格合併等に係る同項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人となる法人の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において生ずる特例欠損金額（新租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する特例欠損金額をいう。以下この項において同じ。）及び新租税特別措置法第六十六条の十三第六項の規定により読み替えて適用する法人税法第五十七条第二項の規定により同項に規定する合併法人等の各事業年度において生じた特例欠損金額とみなされたもの（以下この項及び次項において「みなし特例欠損金額」という。）がある場合の当該みなし特例欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二項に規定する特例欠損金額については、なお従前の例による。

6　前項に規定する法人が平成十三年四月一日以後に開始する事業年度において新租税特別措置法第六十六条の十三第六項に規定する適格合併等を行い、かつ、当該法人にみなし特例欠損金額がある場合における読替え後の法人税法第五十七条第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第六十七条の四の規定は、平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われる場合について適用し、同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合については、なお従前の例による。

（特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置）

第二十九条　内国法人が平成十三年四月一日前に行われた旧租税特別措置法第六十七条の七各号に掲げる合併により金銭その他の資産の交付を受けた場合における同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

（上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例に関する経過措置）

第三十条　旧租税特別措置法第六十七条の八第一項に規定する上場会社等が平成十三年四月一日前に利益をもってする株式の消却を行った場合における同項に規定する消却されなかった株式に対応する部分の金額については、なお従前の例による。

（特定信託の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第六十八条の三の九第一項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき平成十三年四月一日以後に生ずる同項各号に掲げる事実について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の九第一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係会社につき同日前に生じた同項各号に掲げる事実については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、平成十三年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得した新租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧租税特別措置法第六十九条の四第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第七十条第十項の規定は、平成十三年十月一日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

3　新租税特別措置法第七十条の三（新租税特別措置法第六十九条第四項の規定により適用する場合を含む。）の規定は、平成十三年一月一日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した新租税特別措置法第七十条の三第一項に規定する住宅取得資金又は同条第五項に規定する住宅増改築資金に係る贈与税について適用する。

4　旧租税特別措置法第七十条の三第一項の規定の適用を受けた個人が、当該適用に係る同項に規定する住宅取得資金を贈与により取得した日の属する年の翌年以後四年内に財産を贈与により取得した場合（当該財産を平成十三年一月一日以後に取得した場合に限る。）の贈与税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項第一号中「相続税法第二十一条の七の規定」とあるのは、「相続税法第二十一条の七の規定（租税特別措置法等

の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の二の規定を含む。）」とする。

5　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する農地等の全部又は一部につき同条第十五項に規定する地上権等の設定に基づき貸付けを行う場合における当該農地等に係る贈与税について適用する。

6　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第十五項から第十八項まで、第七十条の五第一項及び第七十条の六第二十五項の規定を適用する。この場合において、当該受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

7　新租税特別措置法第七十条の五第一項の規定は、施行日以後に新租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者が死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農地等の贈与者が死亡した場合における当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

8　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、施行日以後に同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特例農地等の全部又は一部につき同条第二十項に規定する地上権等の設定に基づき貸付けを行う場合における当該特例農地等に係る相続税について適用する。

9　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして同条第二十項から第二十四項までの規定を適用する。この場合において、当該農業相続人に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第七十七条の規定は、平成十四年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用する。

2　新租税特別措置法第七十八条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業譲渡により取得する不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第七十八条の二第一項に規定する事業譲渡により取得した不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第八十条の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定若しくは承認に係る同項各号に掲げる事項又は同条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた旧租税特別措置法第八十条第一項に規定する勧告若しくは指示若しくは認定若しくは承認に係る同項各号に掲げる事項又は同条第二項に規定する認定に係る同項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を施行日以後に受けて行う新租税特別措置法第八十三条第二項に規定する公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用する。

5　公有水面埋立法第二条第一項の免許を施行日前に受けて行われた旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する公共的建設事業の用に供する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「の所有権の取得をした場合には、」とあるのは「に係る当該免許の取得をした場合には、当該免許に係る」と、「当該取得後」とあるのは「当該土地の取得後」とする。

6　新租税特別措置法第八十三条の六第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する認定中核的支援機関が取得する不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の六第二項に規定する認定中核的支援機関が取得した不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第八十三条の七第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定目的会社が取得する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条の七に規定する特定目的

会社が取得した不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8　旧租税特別措置法第八十四条第一項に規定する法人が、平成十九年三月三十一日までに日本鉄道建設公団から同項に規定する土地の所有権又は地上権を取得した場合には、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十九年三月三十一日」と、「地上権の設定」とあるのは「地上権の設定若しくは移転」とする。

（酒税の特例に関する経過措置）

第三十四条　平成十三年五月一日（以下この条において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第四号に規定する合成清酒（次項において「合成清酒」という。）、同条第六号に規定するみりん（以下この条において「みりん」という。）及び同法第四条第一項に規定するその他の雑酒（同法第二十二条第一項第十号ハ(1)に掲げるものに限る。以下この条において「みりん類似雑酒」という。）に係る酒税については、次項及び第三項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2　指定日前に酒類の製造場から移出された合成清酒、みりん及びみりん類似雑酒（新租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率（以下この条において「新法の税率」という。）により算出した場合の酒税額が酒税法第二十二条第一項に規定する税率（エキス分（同法第三条第二号に規定するエキス分をいう。第五項において同じ。）が十六度未満のみりん及びみりん類似雑酒にあっては、旧租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率）により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において「特定合成清酒等」という。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）については、同法第二十八条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該特定合成清酒等に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の三第一項	同法第二十八条の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四条において準用する場合を含む。）	同法第十二条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）	同法第十三条第五項において準用する関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

3　次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。以下この条において同じ。）から引き取られた特定合成清酒等について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該特定合成清酒等に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

4　指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において特定合成清酒等を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が百リットル以上であるときは、当該特定合成清酒等については、その者が酒類の製造者として当該特定合成清酒等を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

5　前項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と酒税法第二十二条第一項に規定する税率（エキス分が十六度未満のみりん及びみりん類似雑酒にあっては、旧租税特別措置法第八十七条の三に規定する税率）により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を前項の酒税額とする。

6　第四項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

二　前号の数量により算定した第四項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三　その他政令で定める事項

7　前項の規定による申告書を提出した者は、平成十三年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

8　前項の規定は、同項に規定する第六項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

9　次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者（酒税法第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該酒類が第四項の規定による酒税を課された、又は課

されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、同法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあっては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一　酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第四項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二　前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第四項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

10　酒税法第四十八条（第二号を除く。）の規定は、第六項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

11　第六項（前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

12　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

13　指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十五条　第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新震災特例法」という。）第十七条第二項の規定は、法人が平成十三年四月一日以後に行われる同項に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により同項に規定する被災者向け優良賃貸住宅の移転を受ける場合について適用する。

2　新震災特例法第二十条及び第二十一条の規定は、平成十三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立が行われる場合について適用し、同日前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場合については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　第四条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第六項に規定する農業相続人が施行日前に同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき同項に規定する税務署長の承認を受けた場合における相続税については、なお従前の例による。

第三十七条　第五条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第六項から第九項までの規定は、施行日以後に同条第三項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する農地等の全部又は一部につき同項に規定する使用貸借による権利を消滅させ、かつ、同項に規定する地上権等の設定に基づき貸付けを行う場合における当該農地等に係る贈与税について適用する。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　第七条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）附則第二十条第四項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する認定に係る同項に規定する事項についての登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた第七条の規定による改正前の同法附則第二十条第四項に規定する認定に係る同項に規定する事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の三の規定の適用については、同条第三項中「第十八条まで」とあるのは、「第十六条まで」並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十一条の三」とする。

附則第四条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「新租税特別措置法」という。）第五十二条の二及び第五十二条の三の規定並びに租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号。以下この項において「平成十一年改正法」という。）附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「平成十一年旧法」という。）第六十五条の七（平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第五十二条の二第一項中「又は第四十三条から第四十八条まで」とあるのは「若しくは第四十三条から第四十八条まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四条の四」と、平成十一年改正法附則第二十九条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成十一年旧法第六十五条の七第七項中「第五十条まで」とあるのは「第五十条

まで並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十二号）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十四条の四」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第一号中「第七十条の四第二十六項（第七十条の六第三十二項」を「第七十条の四第二十項（第七十条の六第三十八項」に改め、同表租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の項第二号中「第七十条の四第二十六項（第七十条の六第三十二項」を「第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十八項」に、「第七十条の四第二十七項（第七十条の六第三十三項」を「第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十九項」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第四十二条　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条第三項中「いい、同号ニに掲げる行為を含む」を「いう」に改め、「（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。）」を削る。

附則第二十二条第二項中「いい、同号ニに掲げる行為を含む」を「いう」に改め、「（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、協定銀行と合併する破綻金融機関等を含む。）」を削る。

（卸売市場法の一部改正）

第四十三条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「合併し」の下に「、他の法人である開設者等と共同してする新設分割（地方卸売市場の開設の業務又は中央卸売市場若しくは地方卸売市場における卸売の業務（以下この条において「開設の業務等」と総称する。）を承継させるものに限る。）をし、若しくは開設の業務等を他の法人である開設者等に承継させる吸収分割をし」を加え、同条第二項中「合併により設立された法人」の下に「、当該認定に係る分割により開設の業務等を承継した法人」を加える。

（中小小売商業振興法の一部改正）

第四十四条　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「若しくは同条第二項の規定による認定を受けた事業協同組合等」を削る。

（特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正）

第四十五条　特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第六条第一項において同じ。」を削る。

第六条第一項を削り、同条第二項中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条とする。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第四十六条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十二を削る。

（保険業法の一部改正）

第四十七条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百七十条の九第四項中「いい、同号ニに掲げる行為を含む」を「いう」に改め、「（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、承継保険会社と合併する破綻保険会社を含む。）」を削る。

附則第一条の二の十二第二項中「いい、同号ニに掲げる行為を含む」を「いう」に改める。

（特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の一部改正）

第四十八条　特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項を削り、同条第二項中「及び第四項」を「及び第三項」に改め、「租税特別措置法」の下に「（昭和三十二年法律第二十六号）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部改正）

第四十九条　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第四項中「いい、同号ニに掲げる行為を含む」を「いう」に改め、「（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。）」を削る。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

総務委員長　溝手　顕正

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び適正化等を図るため、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油引取税の課税の時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

平成十三年度の税制改正による地方税の減収見込額（初年度）は、六十五億円である。

附帯決議

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。

二、源泉分離課税を選択した株式等譲渡益に対しては、個人住民税が課税されていないことにかんがみ、課税の公平・適正化及び地方税源の確保の観点から、平成十五年度以降においては、申告分離課税への一本化を図ること。

三、税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「連帯納税義務（第十条・第十条の二）」を「連帯納税義務等（第十条―第十条の三）」に改める。

「第三節　連帯納税義務」を「第三節　連帯納税義務等」に改める。

第一章第三節中第十条の二の次に次の一条を加える。

（法人の分割に係る連帯納税の責任）

第十条の三　法人が分割（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十に規定する分社型分割を除く。以下本条において同じ。）をした場合には、当該分割により営業を承継した法人（第十四条の九第一項第七号において「分割承継法人」という。）は、当該分割をした法人の次に掲げる地方税（当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）について、連帯して納付し、又は納入する責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度とする。

一　分割の日前に納付し、又は納入する義務の成立した地方税（第七十四条の九及び第四百七十二条の規定により申告納付の方法によって徴収される道府県たばこ税及び市町村たばこ税（次号において「申告納付に係るたばこ税」という。）を除く。）

二　分割の日の属する月の前月末日までに納付する義務の成立した申告納付に係るたばこ税

2　第四条第三項の規定によって課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）若しくは第五条第三項の規定によって課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）又は第四条第六項若しくは第五条第七項の規定によって課する目的税（以下「法定外目的税」という。）のうち前項の規定により難いものとして当該地方団体の条例で定めるものについては、同項第一号中「分割の日前」とあるのは、「分割の日前の日で条例で定める日まで」として、同項の規定を適用する。

第十一条の四第一項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第十一条の五第三号中「第百三十二条」の下に「若しくは第百三十二条の二」を加える。

第十三条の三第四項中「第四条第三項の規定によって課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）若しくは第五条第三項の規定によって課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）又は第四条第六項若しくは第五条第七項の規定によって課する目的税（以下「法定外目的税」という。）」を「道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税」に改める。

第十四条の九第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　分割承継法人の当該分割をした法人から承継した財産（以下本号において「承継財産」という。）から徴収する分割承継法人の固有の地方税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の第十条の三に規定する連帯して納付し、若しくは納入する責任（以下本号において「連帯納税責任」という。）に係る地方税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納税責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の地方税（分割のあった日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限る。）その分割のあった日

第十五条の四第一項第一号中「第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項」を「第五十三条第九項又は第三百二十一条の八第九項」に改める。

第十七条の四第一項第一号中「第五十三条第八項若しくは第三百二十一条の八第八項」を「第五十三条第十項若しくは第三百二十一条の八第十項」に改める。

第十七条の六第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に規定する当該裁決等を受けた者には、当該受けた者が分割等（分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下本項において同じ。）に係る分割法人等（同条第十二号の二に規定する分割法人、同条第十二号の四に規定する現物出資法人又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下本項において同じ。）である場合には、当該分割等に係る分割承継法人等（同条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人又は同条第十二号の七に規定する被事後設立法人をいう。以下本項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には、当該分割等に係る分割法人等を含むものとする。

第二十三条第一項第十四号イ中「（昭和四十六年法律第三十四号）」の下に「第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法」を加え、「又は同項第四号に掲げる収益の分配」を「、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子」に改め、「（昭和四十八年法律第五十三号）」の下に「第五十五条第一項の規定による支払（同法第六十条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法」を加え、「利子の額」を「利子、同項第三号に掲げる収益の分配又は同項第四号に掲げる利子の額」に改め、同号ト中「預金保険法」の下に「第五十三条第一項の規定による支払（同法第五十八条の二第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法」を加える。

第二十四条第一項第四号中「第五十三条第四項」を「第五十三条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号中「個人年金保険料」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、同号イ中「生命保険契約（」を「生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（」に、「生命保険契約を」を「ものを」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約（イ又は第八項第三号に掲げるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）のうち、病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの

第三十四条第一項第五号の三中「、損害保険等に係る契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約

（当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。）又は農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済若しくは身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約をいう。）のうち」を削り、「もの又は」を「損害保険契約等、」に、「、若しくは」を「保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等又は」に、「に基因して保険金若しくは」を「その他の政令で定める事由に基因して」に、「もの（以下本号において「損害保険契約等」という。）」を「損害保険契約等」に改め、同項第六号、第十号及び第十一号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項第五号の三に規定する損害保険契約等とは、次に掲げる契約をいう。

一　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補するもの（第三号又は第一項第五号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

二　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

三　第一号に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約（当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

第五十一条第二項中「同条同項」を「同項」に、「又は合併」を「（合併による解散を除く。以下第五十三条第十七項及び第十九項を除き、本節において同じ。）」に改める。

第五十二条第二項第二号中「解散した」を「解散をした」に改める。

第五十三条第一項中「第十項及び第十五項」を「第十二項及び第十七項」に、「六箇月」を「六月」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同条第二項中「、第百四条第一項又は第百十六条第一項」を「又は第百四条第一項」に、「解散又は合併」を「解散」に、「それぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した」を「当該解散をした」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第三項中「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、「還付を受けた法人税額」の下に「（以下本項から第五項までにおいて「控除対象法人税額」という。）」を加え、「控除する法人税額」を「控除対象法人税額」に改め、同条第二十六項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十六項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第九項から第十一項まで及び第十五項（第十六項」を「第十一項から第十三項まで及び第十七項（第十八項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第九項の」を「第十一項の」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十一項の」を「第十三項の」に、「第十五項の」を「第十七項の」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十五項」を「第十七項」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十九項」を「第二十一項」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項及び第八項」を「第六項及び第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三百二十一条の八第五項」を「第三百二十一条の八第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　適格合併等（適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項において同じ。）又は合併類似適格分割型分割（同法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。次項において同じ。）をいう。以下本項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項及び次項において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が同法第八十一条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十七項において同じ。）が同法第八十一条の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該法人税額の計算の基礎となつたその超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるものに限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該前五年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下本項及び次項において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が同法第八十一条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定によつて還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十七項において同じ。）が同法第八十一条の規定によつて還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該法人税額の計算の基礎となつたその超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるものに限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該前五年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）又は分割法人（分割

度）に係る控除対象法人税額とみなす。

5　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度以後の事業年度における第三項の規定の適用については、当該事業年度前の事業年度に係る控除対象法人税額は、ないものとする。

第五十三条の二中「第七項」を「第九項」に改める。

第五十四条第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第五十五条第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第五十三条第五項」を「第五十三条第七項」に改める。

第五十六条第二項中「第四項」を「第六項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に改める。

第五十七条第二項中「又は合併」を削る。

第六十二条第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第六十三条第二項中「若しくは合併」を削る。

第六十四条第一項中「第四項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「第五十三条第七項」を「第五十三条第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「第五十三条第八項」を「第五十三条第十項」に改める。

第六十五条の二第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第十三項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

第七十条の二第一項中「及び第四項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第三項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定信託事務の引継ぎが」を「特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が」に改め、「受けた法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下本条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該特定信託分割をした法人に課されるべき、又は当該特定信託分割をした法人が納付すべき法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付する義務を承継する。

第七十一条の二十六第一項中「第五十三条第十一項」を「第五十三条第十三項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改める。

第七十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項、第七十二条の十三第八項及び第七十二条の六十三第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項及び第七十二条の六十三第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七十二条の十三第六項中「）が解散し、又は法人が合併により消滅した」を「次項及び第八項において同じ。）が解散（合併による解散を除く。以下次項並びに第七十二条の二十三の三第一項及び第三項を除き、本節において同じ。）をした」に改め、「又は合併」を削り、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「一年前」の下に「の日」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　事業年度の中途において、法人が合併により解散をした場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間を一事業年度とみなす。

8　事業年度の中途において、法人が当該法人を分割法人とする分割で分社型分割（法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）以外の分割を行った場合においては、本節の適用については、その事業年度開始の日から分割の日の前日までの期間及び分割の日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二条の十三に次の一項を加える。

16　第十二項に規定する政令で定める場合に該当する場合における計算期間の月数への換算その他計算期間に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条の十四第一項中「同条第一項」の下に「及び第八項」を加え、同条第三項中「次の各号に掲げる清算所得の区分に応じ、当該各号に掲げる」を「法人が解散をした場合におけるその残余財産の価額からその解散の時における資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額及び同法第九十三条第二項に規定する利益積立金額等の合計額を控除した」に、「特別の定」を「特別の定め」に、「外」を「ほか」に改め、各号を削り、同条第四項中「前項第一号」を「前項」に改める。

第七十二条の二十二第五項及び第七十二条の二十三中「解散し、又は合併により消滅した」を「解散をした」に、「解散又は合併」を「解散」に改める。

第七十二条の二十三の二中「合併の日」の下に「の前日」を加える。

第七十二条の二十三の三第一項中「行なう」を「行う」に、「をこえ」を「を超え」に、「こえる」を「超える」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、「合併法人」の下に「（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本節において同じ。）」を加え、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「消滅した」を「解散をした」に改める。

第七十二条の二十六第二項各号列記以外の部分中「合併に因り存続した」を「適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項及び次項において同じ。）により存続した」に、「こえ」を「超え」に、「合併が」を「適格合併が」に、「その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度の直前の事業年度の事業税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した、又は納付すべきことが確定した税額（以下「被合併法人の確定事業税額」という。）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額」に改め、後段を削り、同項第一号中「合併が」を「適格合併が」に、「合併の」を「適格合併の」に改め、「被合併法人の確定事業税額」の下に「（被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となった各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る事業税額をいう。次号及び次項において同じ。）」を加え、同項第二号中「合併が」を「適格合併が」に、「合併後」を「適格合併後」に改め、同

条第三項中「合併に」を「適格合併に」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七十二条の二十九第一項中「解散して」を「解散をして」に、「資本金額等」を「資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額及び同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額」に、「法人税法第二条第十八号」を「同号」に、「同じ」を「資本金額等」という」に改める。

第七十二条の三十二を次のように改める。

第七十二条の三十二　削除

第七十二条の三十三第一項中「前条」を「第七十二条の三十一」に改め、同条第二項中「前条」を「第七十二条の三十一」に、「因り」を「より」に改め、同条第三項中「前条」を「第七十二条の三十一」に改める。

第七十二条の三十四中「、第七十二条の三十一第二項及び第七十二条の三十二第二項」を「及び第七十二条の三十一第二項」に改める。

第七十二条の三十七第一項中「、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十二第一項」を「又は第七十二条の三十一第一項」に、「但し」を「ただし」に、「因り」を「より」に改める。

第七十二条の四十第一項第二号中「、第百二条から第百四条まで又は第百十六条」を「又は第百二条から第百四条まで」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第七十二条の四十三の見出しを「（同族会社の行為又は計算の否認等）」に改め、同条に次の一項を加える。

4　道府県知事は、第七十二条の四十一の規定によって課税標準額又は事業税額の更正又は決定をする場合において、合併、分割、現物出資若しくは法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下本項において「合併等」という。）によりその有する資産の移転を行い、若しくはこれと併せてその有する負債の移転を行った法人（以下本項において「移転法人」という。）、当該合併等により当該資産の移転を受け、若しくはこれと併せて当該負債の移転を受けた法人（以下本項において「取得法人」という。）又は移転法人若しくは取得法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。以下本項において同じ。）である法人の行為又は計算でこれを容認した場合においては事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、これらの法人の行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところによって、当該移転法人、当該取得法人又は当該移転法人若しくは取得法人の株主等である法人の課税標準額又は事業税額を計算することができる。

第七十二条の四十四第二項中「、第七十二条の三十一第一項又は第七十二条の三十二第一項」を「又は第七十二条の三十一第一項」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の三十二」を「第七十二条の三十一」に改め、同条第四項第一号中「解散した」を「解散をした」に改め、「又は被合併法人」及び「又は合併の日」を削る。

第七十二条の六十三第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七十二条の七十一第四項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定信託事務の引継ぎが」を「特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割が」に改め、「法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　信託業を行う法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下本条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該特定信託分割をした法人に課されるべき、又は当該特定信託分割をした法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を承継する。

第七十二条の八十四第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　分割があった場合の前項の規定の適用については、分割法人（分割をした法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第二号に規定する課税資産の譲渡等をする義務があると認められる者とみなし、分割承継法人（分割により分割法人の営業を承継した法人をいう。）は同号に規定する課税資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者とみなす。

第七十三条の四第一項第九号中「。以下本号において「公団法」という。」を削り、「同条第一項第十一号に規定する業務の用に供する家屋で都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第六号に規定する教養施設に該当するもののうち政令で定めるもの、公団法第二十八条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第九号の三を削り、同項第十二号中「若しくは第八号又は炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号」を「又は第八号」に改め、同項第十四号中「第三十九条第一項第一号、」を「第三十九条第一項第一号又は」に改め、「又は石炭鉱害賠償等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）第十二条第一項第四号ハ若しくはホ」を削り、同項第十六号中「から第六号まで」及び「同項第三号に規定する業務にあつては、」を削る。

第七十三条の六第三項中「第十七条第二項及び」を「第十七条第二項、」に改め、「第七条第二項」の下に「及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第二項」を加える。

第七十三条の七中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号中「又は法人の」を「又は」に、「因る」を「よる」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二　法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における不動産の取得

二の三　共有物の分割による不動産の取得（当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分の取得を除く。）

第七十三条の七に次の一号を加える。

十八　預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する営業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の取得

第七十三条の八第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前

項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者に含まれるものとする。

第七十三条の十四第六項中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第七十四条の七第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

第七十四条の八第一項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第百四十七条第一項各号を次のように改める。

一　乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ　営業用

(1)　総排気量が一リットル以下のもの　年額　七千五百円
(2)　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　八千五百円
(3)　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　九千五百円
(4)　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　一万三千八百円
(5)　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　一万五千七百円
(6)　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　一万七千九百円
(7)　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　二万五百円
(8)　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　二万三千六百円
(9)　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　二万七千二百円
(10)　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　四万七百円

ロ　自家用

(1)　総排気量が一リットル以下のもの　年額　二万九千五百円
(2)　総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの　年額　三万四千五百円
(3)　総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの　年額　三万九千五百円
(4)　総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの　年額　四万五千円
(5)　総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの　年額　五万千円
(6)　総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの　年額　五万八千円
(7)　総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの　年額　六万六千五百円
(8)　総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの　年額　七万六千五百円
(9)　総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの　年額　八万八千円
(10)　総排気量が六リットルを超えるもの　年額　十一万千円

二　トラック（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ　営業用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

(1)　最大積載量が一トン以下のもの　年額　六千五百円
(2)　最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの　年額　九千円
(3)　最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの　年額　一万二千円
(4)　最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの　年額　一万五千円
(5)　最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの　年額　一万八千五百円
(6)　最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの　年額　二万二千円
(7)　最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの　年額　二万五千五百円
(8)　最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの　年額　二万九千五百円
(9)　最大積載量が八トンを超えるもの　年額　二万九千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに四千七百円を加算した額

ロ　自家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）

(1)　最大積載量が一トン以下のもの　年額　八千円
(2)　最大積載量が一トンを超え、二トン以下のもの　年額　一万千五百円
(3)　最大積載量が二トンを超え、三トン以下のもの　年額　一万六千円
(4)　最大積載量が三トンを超え、四トン以下のもの　年額　二万五百円
(5)　最大積載量が四トンを超え、五トン以下のもの　年額　二万五千五百円
(6)　最大積載量が五トンを超え、六トン以下のもの　年額　三万円
(7)　最大積載量が六トンを超え、七トン以下のもの　年額　三万五千円
(8)　最大積載量が七トンを超え、八トン以下のもの　年額　四万五百円

(9) 最大積載量が八トンを超えるもの	年額	四万五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに六千三百円を加算した額
ハ けん引自動車		
(1) 営業用		
(i) 小型自動車であるもの	年額	七千五百円
(ii) 普通自動車であるもの	年額	一万五千百円
(2) 自家用		
(i) 小型自動車であるもの	年額	一万二百円
(ii) 普通自動車であるもの	年額	二万六百円
ニ 被けん引自動車		
(1) 営業用		
(i) 小型自動車であるもの	年額	三千九百円
(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの	年額	七千五百円
(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	年額	七千五百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに三千八百円を加算した額
(2) 自家用		
(i) 小型自動車であるもの	年額	五千三百円
(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの	年額	一万二百円
(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	年額	一万二百円に最大積載量が八トンを超える部分一トンまでごとに五千百円を加算した額
三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。）		
イ 営業用		
(1) 一般乗合用のもの		
(i) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	一万二千円
(ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	一万四千五百円
(iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	一万七千五百円
(iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	二万円
(v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	二万二千五百円
(vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	二万五千五百円
(vii) 乗車定員が八十人を超えるもの	年額	二万九千円
(2) 一般乗合用のもの以外のもの		
(i) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千五百円
(ii) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	三万二千円
(iii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	三万八千円
(iv) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	四万四千円
(v) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	五万五百円
(vi) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	五万七千円
(vii) 乗車定員が八十人を超えるもの	年額	六万四千円
ロ 自家用		
(1) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	三万三千円
(2) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	四万千円
(3) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	四万九千円
(4) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	五万七千円
(5) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	六万五千五百円
(6) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	七万四千円
(7) 乗車定員が八十人を超えるもの	年額	八万三千円
四 三輪の小型自動車		
イ 営業用	年額	四千五百円
ロ 自家用	年額	六千円

第百四十七条第二項を次のように改める。

2　前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものの標準税率は、同項の規定にかかわらず、同号に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ加算した額とする。

一　営業用

イ 総排気量が一リットル以下のもの	三千七百円
ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	四千七百円
ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの	六千三百円

二　自家用

イ 総排気量が一リットル以下のもの	五千二百円
ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	六千三百円
ハ 総排気量が一・五リットルを超えるもの	八千円

第百四十七条第三項中「因り」を「より」に、「第一項の規定にかかわらず、同項各号」を「前二項の規定にかかわらず、前二項」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「第一項又は前項」及び「第一項各号の税率又は前項」を「前三項」に改め、同条第五項中「、同項第一号に掲げる自動車で同号の総排気量の区分により難いもののその他の同号の区分により難いもの、同項第二号及び第三号に掲げる自動車で第二項に規定するもの以外のもの並びに第一項第四号に掲げる自動車については、同項各号に掲げる」を「及び同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いものについては、同項各号の」に改める。

第百五十一条第四項中「次条の規定に基づく条例の規定により」を「次条第一項の規定によって」に改める。

第百五十二条第一項中「条例の定めるところ

によつて、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を申告し、又は報告し」を「総務省令で定める様式によつて、自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を道府県知事に提出し」に改める。

第百五十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第百八十条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二百六十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第二百九十四条第一項第四号中「第三百二十一条の八第四項」を「第三百二十一条の八第六項」に改める。

第三百十二条第三項第二号中「解散した」を「解散（合併による解散を除く。以下第三百二十一条の八第十三項及び第十五項を除き、本節において同じ。）をした」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号中「個人年金保険料」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、同号イ中「生命保険契約（」を「生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもの（」に、「生命保険契約を」を「ものを」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約（イ又は第八項第三号に掲げるもの及び当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）のうち、病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの

第三百十四条の二第一項第五号の三中「、損害保険等に係る契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約（当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結した損害保険契約を除く。）又は農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済若しくは身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約をいう。）のうち」を削り、「もの又は」を「損害保険契約等、」に、「、若しくは」を「保険金若しくは共済金が支払われる損害保険契約等又は」に、「に基因して保険金若しくは」を「その他の政令で定める事由に基因して」に、「もの（以下本号において「損害保険契約等」という。）」を「損害保険契約等」に改め、同項第六号、第十号及び第十一号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項第五号の三に規定する損害保険契約等とは、次に掲げる契約をいう。

一　保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した損害保険契約のうち一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補するもの（第三号又は第一項第五号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

二　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済若しくは火災共済又は身体の傷害若しくは医療費の支出に関する共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

三　第一号に規定する損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は保険業法第二条第二項に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した身体の傷害に基因して保険金が支払われる保険契約（当該外国損害保険会社等又は当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

第三百十四条の六第二項中「又は合併」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「第十項及び第十一項」を「第十二項及び第十三項」に、「六箇月」を「六月」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第二項中「、第百四条第一項又は第百十六条第一項」を「又は第百四条第一項」に、「解散又は合併」を「解散」に、「それぞれ当該解散した法人又は合併により消滅した」を「当該解散をした」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第三項中「第七項又は第八項」を「第九項又は第十項」に改め、「還付を受けた法人税額」の下に「（以下本項から第五項までにおいて「控除対象法人税額」という。）」を加え、「控除する法人税額」を「控除対象法人税額」に改め、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第九項から第十一項（第十二項」を「第十一項から第十三項（第十四項」に、「第九項の」を「第十一項の」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十一項の」を「第十三項の」に改め、同項を同

条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に、「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「消滅した」を「解散をした」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五十三条第九項」を「第五十三条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第四項及び第八項」を「第六項及び第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　適格合併等（適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下本項において同じ。）又は合併類似適格分割型分割（同法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割をいう。次項において同じ。）をいう。以下本項において同じ。）が行われた場合において、当該適格合併等に係る被合併法人等（被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項及び次項において同じ。）又は分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）の当該適格合併等の日前五年以内に開始した事業年度（以下本項において「前五年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなったため、当該被合併法人等が同法第八十一条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定によって還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人（合併により被合併法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項、第十二項及び第十三項において同じ。）が同法第八十一条の規定によって還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該法人税額の計算の基礎となつたその超える損金の額が当該事業年度の法人税の計算について同法第五十七条の規定を適用した場合において損金の額に算入することを認められるものであるものに限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該前五年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下本項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該適格合併等に係る合併法人等（合併法人又は分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。）をいう。以下本項において同じ。）の当該適格合併等の日の属する事業年度（以下本項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における前項の規定の適用については、当該前五年内事業年度に係る控除未済還付法人税額は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前五年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の事業年度（当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前五年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る控除対象法人税額とみなす。

5　合併類似適格分割型分割に係る分割法人の当該合併類似適格分割型分割の日の属する事業年度以後の事業年度における第三項の規定の適用については、当該事業年度前の事業年度に係る控除対象法人税額は、ないものとする。

第三百二十一条の八の二中「第七項」を「第九項」に改める。

第三百二十一条の九第一項中「同条第七項」を「同条第九項」に改める。

第三百二十一条の十一第二項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第三百二十一条の八第五項」を「第三百二十一条の八第七項」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「第四項」を「第六項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に改める。

第三百二十一条の十三第二項中「又は合併」を削る。

第三百二十六条第一項中「第四項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「第三百二十一条の八第七項」を「第三百二十一条の八第九項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「第三百二十一条の八第八項」を「第三百二十一条の八第十項」に改める。

第三百三十五条第一項中「及び第四項」を「、次項及び第五項」に改め、同条第四項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「引継ぎ」の下に「又は特定信託分割」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定信託事務の引継ぎ」を「特定信託事務の引継ぎ又は特定信託分割」に改め、「受けた法人」の下に「又は当該特定信託に係る営業を承継した法人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人である特定信託の受託者が当該特定信託に係る営業を承継させる分割（以下本条において「特定信託分割」という。）をした場合においては、当該特定信託に係る営業を承継した法人は、当該特定信託分割をした法人に課されるべき、又は当該特定信託分割をした法人が納付すべき法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付する義務を承継する。

第三百四十三条第六項中「土地（以下本項」の下に「、第三百四十九条の三の三第三項」を加える。

第三百四十八条第二項第二号の二及び第二号の三を次のように改める。

二の二及び二の三　削除

第三百四十八条第二項第二号の七中「建設された立体交差化施設で政令で定めるもの」の下に「、公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設」を加え、同項第十九号中「若しくは第八号又は炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第二十三条第一項第二号」を「又は第八号」に改め、同項第二十八号中「第二十一条第一項第一号、第二号又は第四号」を「第二十一条第一項第

一号イ若しくはロ、第二号又は第四号イ若しくはロ」に改め、同条第七項中「前三項」を「第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　市町村は、非課税独立行政法人で政令で定めるものが民法第三十四条の法人から無償で借り受けて直接その本来の業務の用に供する土地で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

第三百四十九条の三第十五項中「専用鉄道を除く」の下に「。以下本項において同じ」を加え、「三分の一」を「三分の二（当該線路設備等のうち当該河川に係る事業の施行により必要を生じた鉄道又は軌道に係る橋りょうの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設されたものにあつては、当該線路設備等の価格の六分の一）」に、「三分の二」を「六分の五（当該線路設備等のうち当該河川に係る事業の施行により必要を生じた鉄道又は軌道に係る橋りょうの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設されたものにあつては、当該線路設備等の価格の六分の一）」に改め、同条第二十四項中「産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律」を「産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律」に改め、同条第三十二項中「又は海岸若しくは河岸の保全」を削り、同条第三十六項中「六分の一」を「三分の一」に改め、同条第三十七項中「かかわらず、」の下に「当該償却資産のうち変電所の用に供するものにあつては」を加え、「（当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の六分の五）の額とし」を「の額」に、「（当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては、当該償却資産の価格の十分の九）」を「の額とし、当該償却資産のうち送電施設の用に供するものにあつては当該償却資産について新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の六分の五」に改める。

第三百四十九条の三の二第一項中「本条」の下に「、次条第一項」を、「及び」の下に「第三項並びに」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の三の三　震災、風水害、火災その他の災害（以下本項及び第三項並びに第三百五十二条の二第三項及び第六項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で当該震災等の発生した日の属する年の一月一日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度（以下本条及び第三百五十二条の二において「被災年度」という。）分の固定資産税について前条の規定の適用を受けたもの（以下本条において「被災住宅用地」という。）のうち、当該被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第三項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（前条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、前条第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「次条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2　被災年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下本項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、当該被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第四項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「次条第一項」とあるのは、「次条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3　震災等の発生した日の属する年の一月二日（震災等の発生した日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年の前年の一月二日）以後に使用し、又は収益することができることとなつた仮換地等（以下本項及び次項、第三百五十二条の二並びに第三百八十四条の二において「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災住宅用地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第三項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「次条第一項」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項」とする。

4　特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災住宅用地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として

登記又は登録されている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「次条第三項」とあるのは「次条第四項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

第三百五十二条の二の見出しを「（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税）」に改め、同条第一項中「本条」を「本項、次項及び第五項」に、「及び第三項」を「及び第五項」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下本項及び第六項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下本項及び次項において「被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下本項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合においては、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）によつてあん分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4　特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第三百四十九条の三の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第一項」とする。

第三百五十二条の二に次の二項を加える。

6　被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で被災年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合においては、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下本項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により第三項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合によつて当該特定被災共用土地に係る固定資産税額をあん分することを、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定によるあん分の方法を参酌し、当該割合によりあん分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合によつてあん分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

7　特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第六項の規定により当該特定被災共用土地につき土地登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

第三百五十三条第四項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項及び第三百九十六条第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又

は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第三百八十四条の次に次の一条を加える。

第三百八十四条の二　市町村長は、被災住宅用地の所有者等が第三百四十九条の三の三第一項の規定の適用を受けようとする場合、被災住宅用地の共有者等が同条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする場合、特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等が同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合又は特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者若しくは共有者である被災住宅用地の共有者等が同条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

第三百八十五条第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

第三百九十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第四百七十条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

第四百七十一条第一項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五百二十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第五百八十六条第二項第一号中ハを削り、ニをハとし、ホを削り、ヘをニとし、トをホとし、同項第一号の九を次のように改める。

一の九　削除

第五百八十六条第二項第一号の十三を次のように改める。

一の十三　削除

第五百八十六条第二項第四号中「、第二号、第四号又は第五号」を「から第五号まで」に改め、同項第十三号中「第八条第二項に規定する承認高度化等計画で政令で定めるものに従って実施される同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる同項に規定する特定基盤的技術の高度化等のための措置のうち政令で定めるものに係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの及び同法」を削り、同項第十五号中「又は第二項」、「（同条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。）」及び「又は同条第二項に規定する事業提携」を削り、同項第二十八号中「及び第五項」を「、第五項及び第七項」に改める。

第五百八十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第二号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第二号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

第六百一条第一項中「、第二号の二」を削る。

第六百七十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第六百九十九条の四第二項第二号中「又は法人の」を「又は」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における自動車の取得

第六百九十九条の五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者に含まれるものとする。

第六百九十九条の十一第一項中「までに」の下に「、総務省令で定める様式によって」を加え、「その他の総務省令で定める」を「その他必要な」に改め、後段を削り、同条第二項中「当該道府県の条例の定めるところによって、」を「総務省令で定める様式によって、当該」に改める。

第七百条の四第一項中「掲げる消費又は譲渡」を「掲げる消費、譲渡又は輸入」に、「、当該消費又は譲渡」を「、当該消費、譲渡又は輸入」に、「それぞれ当該消費又は譲渡」を「第六号の場合にあっては当該輸入をする者（関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。以下本項において同じ。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入」に改め、同項第五号中「又は輸入」を削り、同項に次の一号を加える。

六　特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

第七百条の六の二第一項第一号中「石油業法（昭和三十七年法律第百二十八号）第四条の規定による許可を受けた者」を「軽油の製造量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者」に改める。

第七百条の八第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号から第三号までに掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号から第三号までに掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第四号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七百条の九第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第七百条の十四第一項に次の一号を加える。

七　第七百条の四第一項第六号に掲げる者にあっては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

第七百条の二十二の五第二項中「又は輸入」を削る。

第七百一条の三十四第九項中「（平成十二年法律第六十八号）」を削る。

第七百一条の三十五第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第二号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第二号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

第七百二条の二第二項中「第五項まで」の下に「若しくは第七項」を加える。

第七百二条の三の見出しを「（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）」に改め、同条第一項中「第三百四十九条の三の二第一項」の下に「又は第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第三百四十九条の三の二第二項」の下に「の規定又は第三百四十九条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条の三の二第二項」を加える。

第七百七条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「呈示」を「提示」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七百三十三条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

第七百三十四条第三項中「第五十三条第七項、第八項及び第十一項から第二十一項」を「第五十三条第九項、第十項及び第十三項から第二十三項」に改め、同項の表中「第三百二十一条の八第九項」を「第三百二十一条の八第十一項」に、「第五十三条第九項」を「第五十三条第十一項」に改める。

第七百四十八条中「第五十三条第二十一項」を

「第五十三条第二十三項」に改める。

附則第三条の三第二項第二号及び第三号並びに第四項第二号及び第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項」を削る。

附則第四条の二第二項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、同条第五項第一号及び第六項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第五条中「一般外貨建証券投資信託」を「一般外貨建等証券投資信託」に改める。

附則第六条第二項中「並びに前条第一項及び第三項」を「及び前条第一項」に改め、同条第三項中「並びに附則第五条第一項及び第三項」を「及び附則第五条第一項」に改め、「第三項並びに」を削り、同条第五項中「及び第三百十四条の七並びに」を「、第三百十四条の七及び」に改め、「及び第三項」を削り、同条第六項中「並びに附則第五条第二項及び第三項」を「及び附則第五条第二項」に改め、「第三項並びに」を削る。

附則第八条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第九条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十条第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「破綻金融機関（同法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下本項において同じ。）の同号に規定する営業の全部若しくは一部」を「同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の営業」に改め、「預金保険機構の委託」の下に「（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）」を加え、「破綻金融機関の」を削り、「平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

10　道府県は、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が新たに株式会社又は有限会社を設立するために現物出資を行う場合（政令で定める場合に限る。）において、当該株式会社又は有限会社が当該現物出資により不動産を取得したときは、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

11　道府県は、農業者年金基金が、農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）附則第三条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十三年六月三十日」を「平成十六年六月三十日」に改め、同条第三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「（平成五年法律第七十二号）第九条第一項」に、「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間」に改め、同項第一号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同項第二号中「四分の一」を「五分の一」に改め、同条第七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成十四年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「都市計画法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画に定められ、かつ、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六条第一項に規定する基本計画に定められた特定自転車駐車場（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものをいう。以下本項において同じ。）又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「要件を満たす特定自転車駐車場」の下に「（道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は総務省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものをいう。以下本項において同じ。）」を加え、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「民法」を「研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第十一条第二項」に、「同項に規定する国の機関と共同して行う」を「当該」に改め、「家屋で政令で定めるもの」の下に「又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に当該研究に必要な施設の用に供する家屋で政令で定めるもの」を加え、「平成十三年三月三十一日まで」を「平成十五年三月三十一日までの間」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

の間」に、「六分の一」を「十分の一」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条に次の五項を加える。

27　投資信託及び投資法人に関する法律第四条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下本項及び次項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

28　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人（同法第百八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

29　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項に規定する林業経営改善計画について同項の認定を受けた者が、同法第十条の都道府県知事のあっせんによって土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

30　農業協同組合連合会（農業協同組合法第十条第一項第三号に規定する事業を行うものに限る。）が、農業協同組合から同法第五十条の二第三項の規定による行政庁の認可を受けて行う同条第一項の規定による信用事業（同法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。）の全部の譲渡により不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

31　農林中央金庫が、農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定農業協同組合（第一号において「特定農業協同組合」という。）又は同条第三項に規定する信用農業協同組合連合会（以下本項において「信用農業協同組合連合会」という。）から同法第二十七条において準用する同法第十五条第一項の規定による主務大臣の認可を受けて行う同法第二条第五項に規定する事業譲渡（同項第一号に掲げるものに限る。以下本項において「事業譲渡」という。）により不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一　農林中央金庫が特定農業協同組合又は信用農業協同組合連合会から事業譲渡（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第四項に規定する信用事業（次号において「信用事業」という。）の全部を譲渡するものに限る。）により不動産を取得した場合　当該不動産の価格の二分の一に相当する額

二　農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡（信用事業の一部を譲渡するものに限る。）により不動産を取得した場合　当該不動産の価格の四分の一に相当する額

附則第十一条の二第一項及び第十一条の三第一項中「平成十三年六月三十日」を「平成十六年六月三十日」に改める。

附則第十一条の四第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の五第三項中「、同条第十二項に規定する道路一体建物に係る道路法第四十七条の六第一項に規定する協定が締結された場合」を削り、同項の表附則第十一条第十二項の項を削る。

附則第十一条の六中「、第五項若しくは第十二項」を「若しくは第五項」に改める。

附則第十一条の七中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「同条第七項まで」の下に「、第九項」を加え、「及び第十五項」を「、第十五項及び第十九項」に改め、同条第二項中「第十七項から第二十項まで、第二十一項第二号、第二十四項及び第二十五項」を「第十二項、第十六項、第十七項、第二十一項から第二十四項まで、第二十五項第二号、第二十八項及び第二十九項」に改め、同条第三項中「又は第十二項」を「、第十二項、第十五項第二号又は第十七項」に、「同条第十九項若しくは第二十項」を「同条第二十三項若しくは第二十四項」に改める。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（自動車税の税率の特例）

第十二条の三　次の各号に掲げる自動車（電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの（第三項において「電気自動車等」という。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一　平成三年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあっては、平成元年三月三十一

日）までに初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による新規登録（以下本条において「新車新規登録」という。）を受けた自動車　平成十四年度

二　平成四年三月三十一日（ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成二年三月三十一日）までに新車新規登録を受けた自動車（前号の規定の適用を受ける自動車を除く。）　平成十五年度

第百四十七条第一項第一号イ	第百四十七条第一項第一号ロ	第百四十七条第一項第二号イ
七千五百円	八千二百円	六千五百円
八千五百円	九千三百円	七千百円
九千五百円	一万四百円	九千円
一万三千八百円	一万五千百円	一万二千円
一万五千七百円	一万七千二百円	一万三千円
一万七千九百円	一万九千六百円	一万四千円
二万五百円	二万二千五百円	一万五千円
二万三千六百円	二万五千九百円	一万六千円
二万七千二百円	二万九千五百円	一万八千円
四万七百円	四万四千七百円	三万円
二万九千五百円	三万二千四百円	二万二千円
三万四千五百円	三万七千九百円	二万五千円
三万九千五百円	四万三千四百円	二万八千円
四万五千円	四万九千五百円	三万三千円
五万千円	五万六千百円	三万八千円
五万八千円	六万三千八百円	四万四千円
六万六千五百円	七万三千百円	五万千円
七万六千五百円	八万四千百円	五万七千円
八万八千円	九万六千八百円	六万四千円
十一万千円	十二万二千百円	七万百円
六千五百円	七千百円	五千百円
九千円	九千九百円	七千円
一万二千円	一万三千二百円	八千円
一万五千円	一万六千五百円	九千円

第百四十七条第一項第二号ロ	第百四十七条第一項第二号ハ(1)	第百四十七条第一項第二号ハ(2)	第百四十七条第一項第三号イ(2)	第百四十七条第一項第三号ロ
一万八千五百円	七千五百円	一万二百円	二万六千五百円	二万三百円
二万二千円	一万五千百円	二万六百円	二万九千百円	二万四千二百円
二万五千五百円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円
二万九千五百円	一万六千六百円	二万二千六百円	四万千八百円	三万四千二百円
四千七百円	七千五百円	一万二百円	三万二千円	二万三百円
八千円	一万五千百円	二万六百円	二万八千五百円	二万四千二百円
一万千五百円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円
一万六千円	一万六千六百円	二万二千六百円	四万二千八百円	三万四千二百円
二万五百円	七千五百円	一万二百円	三万二千円	二万三百円
二万五千五百円	一万五千百円	二万六百円	二万八千五百円	二万四千二百円
二万八千円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円
三万三千円	一万六千六百円	二万二千六百円	四万二千八百円	三万四千二百円
三万五千円	七千五百円	一万二百円	三万二千円	二万三百円
四万五百円	一万五千百円	二万六百円	二万八千五百円	二万四千二百円
六千三百円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円
三万五千円	一万六千六百円	二万二千六百円	四万二千八百円	三万四千二百円
四万五百円	七千五百円	一万二百円	三万二千円	二万三百円
六千九百円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円
三万八千五百円	一万六千六百円	二万二千六百円	四万二千八百円	三万四千二百円
四万四千五百円	七千五百円	一万二百円	三万二千円	二万三百円
五万五百円	一万五千百円	二万六百円	二万八千五百円	二万四千二百円
五万七千円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円
六万四千円	一万六千六百円	二万二千六百円	四万二千八百円	三万四千二百円
三万三千円	七千五百円	一万二百円	三万二千円	二万三百円
四万千円	一万五千百円	二万六百円	二万八千五百円	二万四千二百円
四万九千円	八千二百円	一万千二百円	三万五千二百円	二万八千円

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

	五万七千円	六万二千七百円	
	六万五千五百円	七万二千円	
	七万四千円	八万千四百円	
第百四十七条第一項第四号	八万三千円	九万千三百円	
	四千五百円	四千九百円	
	六千円	六千六百円	
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	四千百円	
	四千七百円	五千二百円	
	六千三百円	六千九百円	
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	五千七百円	
	六千三百円	六千九百円	
	八千円	八千八百円	

2　前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項（附則第十二条の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前三項（附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項（附則第十二条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

3　エネルギーの使用の合理化に関する法律第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号に規定するエネルギー消費効率に係る政令で定める基準に適合するもの（第五項及び第七項において「低燃費車」という。）のうち、窒素酸化物の排出量が総務省令で定める許容限度（第五項及び第七項並びに附則第三十二条第六項において「窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百四十七条第一項第一号イ		
	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千円
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百円	二万五百円
第百四十七条第一項第一号ロ		
	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
	五万千円	二万五千五百円
	五万八千円	二万九千円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	七万六千五百円	三万八千五百円
	八万八千円	四万四千円
	十一万千円	五万五千五百円
第百四十七条第一項第二号イ		
	六千五百円	三千五百円
	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万五千円	七千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千円
	四千七百円	二千四百円

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第百四十七条第一項第二号ロ	八千円	四千円
	一万千五百円	六千円
	一万六千円	八千円
	二万五百円	一万五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	三万円	一万五千円
	三万五千円	一万七千五百円
	四万五百円	二万五百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千百円	八千円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	五千五百円
	二万六百円	一万五百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第百四十七条第一項第三号ロ	三万三千円	一万六千五百円

	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円
	八万三千円	四万千五百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

4　前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、第二項の規定を準用する。

5　低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車（第三項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で総務省令で定めるものに対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	六千円
	八千五百円	六千五百円
	九千五百円	七千五百円
	一万三千八百円	一万五百円
	一万五千七百円	一万二千円

		一万七千九百円
		二万五百円
		二万三千六百円
		二万七千二百円
		四万七百円
第百四十七条第一項第一号ロ		
		二万九千五百円
		三万四千五百円
		三万九千五百円
		四万五千円
		五万千円
		五万八千円
		六万六千五百円
		七万六千五百円
		八万八千円
		十一万千円
第百四十七条第一項第二号イ		
		六千五百円
		九千円
		一万二千円
		一万五千円
		一万八千五百円
		二万二千円
		二万五千五百円
		二万九千五百円
		四千七百円
第百四十七条第一項第二号ロ		
		八千円
		一万千五百円
		一万六千円
		二万五百円

		一万三千五百円
		一万五千五百円
		一万八千円
		二万五百円
		三万千円
第百四十七条第一項第二号ロ		
		二万二千五百円
		二万六千円
		三万円
		三万四千円
		三万八千五百円
		四万三千五百円
		五万七千五百円
		六万円
		六万六千円
		八万三千五百円
第百四十七条第一項第二号イ		
		五千円
		七千円
		九千円
		一万千五百円
		一万四千円
		一万六千五百円
		一万九千五百円
		二万二千五百円
		三千五百円
第百四十七条第一項第二号ロ		
		六千円
		九千円
		一万二千円
		一万五千五百円

		二万五千五百円
		三万円
		三万五千円
		四万五百円
		六千三百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)		
		七千五百円
		一万五千百円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)		
		一万二百円
		二万六百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)		
		一万二千円
		一万四千五百円
		一万七千五百円
		二万円
		二万二千五百円
		二万五千五百円
		二万九千円
第百四十七条第一項第三号イ(2)		
		二万六千五百円
		三万二千円
		三万八千円
		四万四千円
		五万五百円
		五万七千円
		六万四千円
		三万三千円
第百四十七条第一項第三号ロ		
		四万千円
		四万九千円
		五万七千円
		六万五千五百円

		一万九千五百円
		二万二千五百円
		二万六千五百円
		三万五百円
		四千七百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)		
		六千円
		一万千五百円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)		
		八千円
		一万五千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)		
		九千円
		一万千円
		一万三千五百円
		一万五千円
		一万七千円
		二万円
		二万二千円
第百四十七条第一項第三号イ(2)		
		二万円
		二万四千円
		二万八千五百円
		三万三千円
		三万八千円
		四万三千円
		四万八千円
		二万五千円
第百四十七条第一項第三号ロ		
		三万千円
		三万七千円
		四万三千円
		四万九千五百円

	七万四千円	五万五千五百円
	八万三千円	六万二千五百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	三千五百円
	六千円	四千五百円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	二千八百円
	四千七百円	三千五百円
	六千三百円	五千円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	四千円
	六千三百円	五千円
	八千円	六千円

6　前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、第二項の規定を準用する。

7　低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない自動車（第三項又は第五項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で総務省令で定めるものに対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	七千円
	八千五百円	七千五百円
	九千五百円	八千五百円
	一万三千八百円	一万二千五百円
	一万五千七百円	一万四千円
	一万七千九百円	一万六千円
	二万五百円	一万八千円
	二万三千六百円	二万千円
	二万七千二百円	二万四千円

第百四十七条第一項第一号ロ	四万七百円	三万五千五百円
	二万九千五百円	二万六千円
	三万四千五百円	三万五百円
	三万九千五百円	三万四千五百円
	四万五千円	三万九千五百円
	五万千円	四万四千五百円
	五万八千円	五万五百円
	六万六千五百円	五万八千円
	七万六千五百円	六万七千円
	八万八千円	七万七千円
	十一万千円	九万七千円
第百四十七条第一項第二号イ	六千五百円	六千円
	九千円	八千円
	一万二千円	一万五百円
	一万五千円	一万三千五百円
	一万八千五百円	一万六千五百円
	二万二千円	一万九千五百円
	二万五千五百円	二万二千五百円
	二万九千五百円	二万六千円
第百四十七条第一項第二号ロ	四千七百円	四千百円
	八千円	七千円
	一万千五百円	一万五百円
	一万六千円	一万四千円
	二万五百円	一万八千円
	二万五千五百円	二万二千五百円
	三万円	二万六千五百円
	三万五千円	三万五百円
	四万五百円	三万五千五百円

第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	七千円
	一万五千百円	一万三千五百円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	九千円
	二万六百円	一万八千円
第百四十七条第一項第三号イ(1)	一万二千円	一万五百円
	一万四千五百円	一万三千円
	一万七千五百円	一万五千五百円
	二万円	一万七千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万二千五百円	二万円
	二万五千五百円	二万二千五百円
	二万九千円	二万五千五百円
	二万六千五百円	二万三千五百円
	三万二千円	二万八千円
	三万八千円	三万三千五百円
	四万四千円	三万八千五百円
	五万五百円	四万四千円
第百四十七条第一項第三号ロ	五万七千円	五万円
	六万四千円	五万六千円
	三万三千円	二万九千円
	四万千円	三万六千円
	四万九千円	四万三千円
	五万七千円	五万円
	六万五千五百円	五万七千円
	七万四千円	六万四千五百円
第百四十七条第一項第四号	八万三千円	七万二千五百円
	四千五百円	四千円
	六千円	五千五百円

第百四十七条第二項第一号	三千七百円	三千円
	四千七百円	四千円
第百四十七条第二項第二号	六千三百円	五千五百円
	五千二百円	四千五百円
	六千三百円	五千五百円
	八千円	七千円

8　前項の規定の適用がある場合における第百四十七条第三項から第五項までの規定の適用については、第二項の規定を準用する。

附則第十三条中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

附則第十五条第四項及び第十一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　都市緑地保全法第二十条の五に規定する認定計画に従つて整備された緑化施設で総務省令で定めるもののうち、都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間に新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

附則第十五条第十四項中「（当該機械その他の設備につき平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「のうち、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」に改め、「に限る。）」を削り、「総務省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七」を「、地熱の有効利用の促進に資するもので総務省令で定めるものにあつては当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七、太陽熱の有効利用の促進に資するもので総務省令で定めるものにあつては当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十分の九」に改め、同条第十七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二十一項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条第二十五項中「民法」を「研究交流促進法第十一条第二項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法」に、「研究交流促進法第十一条第二項」を「同項」に、「同項に規定する国の機関と共同して行う」を「当該」に改め、「償却資産で政令で定めるもの」の下に「又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）と共同して研究を行う民法第三十四条の法人で政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」を加え、同条第二十七項中「平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」

に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同条第二十八項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二十九項中「電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が、」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が」に、「（電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成五年法律第六十五号）による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する施設整備事業を含む。）により平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設した電気通信基盤充実臨時措置法第二条第一項各号」を「により新設した同条第一項各号」に改め、「限る。）」の下に「又は有線放送電話に関する法律第五条第一項に規定する有線放送電話業者が電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した同条第一項各号に掲げる電気通信設備で政令で定めるもの（有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務の用に供するものに限る。）」を加え、「十分の九」を「五分の四」に改め、同条第三十項中「電気通信事業法第十二条第一項」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第十二条第一項」に改め、「平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に」及び「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十二号）の施行の日から平成十三年三月三十一日までの間に」を削り、「三分の二」を「四分の三」に、「四分の三」を「五分の四」に改め、同条第三十一項中「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「四分の三（当該施設のうち総務省令で定めるものにあつては、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七）」に改め、同条第三十二項中「平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三十五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第三十七項を次のように改める。

37　鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものを受けて行う既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事で当該駅又は停留場の周辺の地域の都市機能の増進に資するものとして政令で定めるものにより平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下本項において「停車場建物等」という。）のうち、同法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者に貸し付けられ、かつ、鉄道事業又は軌道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

附則第十五条第三十九項、第四十項及び第四十五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「、第五項又は第六項」を「又は第五項から第七項まで」に改め、同条第二項中「地上階数をいう。次項」の下に「及び第六項」を加え、「、第五項又は第六項」を「又は第五項から第七項まで」に改め、同条第三項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第五項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成六年一月一日」を「平成十三年四月一日」に改め、「貸家住宅」の下に「（主要構造部を耐火構造としたもので地上階数三以上を有するものに限る。）で政令で定めるもの」を、「第三項」の下に「又は前項」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第　号）の施行の日から平成十六年三月三十一日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅で政令で定めるもの（第三項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第二項中「二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

附則第二十九条の六第一項の表の第一号中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同表の第二号中「平成十年十二月三十一日」を「平成十二年十二月三十一日」に改め、「区域（」の下に「平成六年四月一日から平成十年十二月三十一日までの間に住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、又は当該期間内に土地区画整理事業等に係る認可等がされたものに限り、」を加え、「三分の一」を「六分の一」に改め、同表の第三号中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に、「六分の一」を「十分の一」に改める。

附則第三十一条の二第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一項から第四項までの規定の」を「第一項から第三項までの規定の」に、「附則第三十一条の二第一項から第四項まで」を「附則第三十一条の二第一項から第三項まで」に、「附則第三十一条の二第六項」を「附則第三十一条の二第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第三十一条の二の二第一項中「附則第十条第六項若しくは第八項から第十項まで又は第十一条第十九項若しくは第二十七項」を「附則第十条第五項若しくは第七項から第十一項まで又は第十一条第十七項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」に改める。

附則第三十一条の三第五項中「平成十四年度」を「平成十五年度」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「平成十年度から平成十四年度まで」を「平成十四年度から平成十六年度まで」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項中「三分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

附則第三十一条の三中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があった防災街区整備権利移転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規定する者が同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設の用に供する土地の取得又は同号に規定する特定建築物地区整備計画の区域内の建築物の用に供する土地の取得で平成十五年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号（第三項の規定により読

み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。

附則第三十一条の三の二第一項中「平成十一年四月一日」を「平成十三年四月一日」に、「次項において同じ」を「次項並びに次条第一項において同じ」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「住宅地等予定地」を「非課税土地等予定地」に、「大規模な宅地の造成でその」を「工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の」に、「第五百八十六条第二項第十八号若しくは第十九号に掲げる土地（」を「第五百八十六条第二項各号に掲げる土地（同項第八号及び第二十三号から第二十五号の二までに掲げる土地、同項第二十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当するもの、第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項の規定の適用がある取得に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。」に、「住宅用地」を「非課税土地」に改め、「限る。」の下に「第三項及び」を加え、同条第三項中「徴収の猶予の取消しに」を「土地に」に改め、「徴収金」の下に「（既に徴収したものを除く。）」を加え、同条第四項中「住宅用地」を「非課税土地」に、「同条第三項の規定により徴収の猶予を取り消した当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金」を「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十一条の三の三　市町村は、平成十三年四月一日において、第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）、第六百二条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項において準用する第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間（同条第三項において準用する第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）又は第六百三条の二の二第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第三項において準用する第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）（以下本項及び次項において「免除期間」という。）が定められている土地の所有者等が、同日から平成十五年三月三十一日までの期間（当該期間内に免除期間の末日がある場合には、平成十三年四月一日から当該免除期間の末日までの期間）内に、当該免除期間に係る第六百一条第三項又は第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を第五百八十六条第二項各号に掲げる土地（同項第八号及び第二十三号から第二十五号の二までに掲げる土地、同項第二十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当するもの、第五百八十六条第二項第二十九号に掲げる土地のうちその取得が第七十三条の五第一項の規定の適用がある取得に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。）以下本項において「非課税土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること又は当該土地について第六百二条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める土地の譲渡（以下本項において「特例譲渡」という。）をする予定であることにつき市町村長の認定を受け、当該認定の日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下本項及び第三項において「予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ、又は当該土地について特例譲渡をしたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間又は予定期間に係るものに限る。第三項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとする。

2　市町村長は、前項の申出があった場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間（当該徴収の猶予の取消しの日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消しの日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。）、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間に係るものに限り、既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予するものとする。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

3　第六百一条第二項から第九項までの規定は、市町村長が第一項の認定をした場合における当該認定に係る予定期間の延長及び当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予並びに同項の規定により納税義務を免除した場合における当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項に規定する予定期間」と、「非課税土地として使用し、又は使用させること」とあるのは「同項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、又は当該土地について同項に規定する特例譲渡をすること」と、同条第三項中「第一項の認定」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項の認定」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「当該認定の日から同項に規定する予定期間の末日までの期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に

係る地方団体の徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第四項中「第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「附則第三十一条の三の三第三項において読み替えて準用する第二項」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項に規定する予定期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第五項中「第一項の規定の適用がないこと」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項の確認をすることができないこと」と、同条第七項中「第一項の規定の適用があることとなった」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項の規定により同項の土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（同項に規定する免除期間に係るものに限る。以下本項において同じ。）に係る納税義務を免除した」と読み替えるものとする。

4　第二項の規定又は前項において準用する第六百一条第三項若しくは第四項の規定により徴収を猶予した税額に係る第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第三項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項又は第六百三条の二第六項」とあるのは、「附則第三十一条の三の三第二項又は同条第三項において準用する第六百一条第三項若しくは第四項」とする。

5　第一項の認定及び確認の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の四第一項中「平成十三年度」を「平成二十三年度」に改め、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条第三項及び第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第二十条第一号」を「第十八条第一項に規定する自動車で同法第二十条第一号」に、「同法第十八条第一項に規定する」を「もののうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない」に、「平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」を「平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第四号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十三年九月三十日」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項の規定の適用がある場合の自動車の取得、第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得で政令で定めるもの及び前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、同条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものにつき政令で定める日前（総務省令で定める期間内に限る。）に同法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして政令で定める自動車を取得した場合（総務省令で定める場合に限る。）には、当該取得が平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、百分の〇・五を控除した率とする。

附則第三十二条第十項中「又は第八項」を「、第八項又は前項」に改め、同条に次の一項を加える。

11　道路運送車両法第四十一条の規定により平成十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得（第四項、第六項、第八項又は第九項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、当該各号に掲げる率をそれぞれ控除した率とする。

一　平成十三年四月一日から平成十四年九月三十日まで　百分の一

二　平成十四年十月一日から平成十五年二月二十八日まで　百分の〇・一

附則第三十二条の二第二項中「若しくは譲渡」を「、譲渡若しくは輸入」に改める。

附則第三十二条の三第三項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に改め、同条第四項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「平成十三年分」を「平成十五年分」に改める。

附則第三十二条の四第一項、第二項及び第十項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第三十二条の七第四項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に、「平成十三年分」を「平成十五年分」に改め、同条第七項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日」に、「二分の一」を「三分の一」に改める。

附則第三十二条の八第二項中「又は第二項」、「（同条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人で政令で定めるものを含む。）」及び「又は同条第二項に規定する事業提携」を削り、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「平成十三年分」を「平成十五年分」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

附則第三十二条の九第三項から第五項までの規定及び第八項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

9　事業所用家屋で特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第八条第二項に規定する承認高度化等計画で政令で定めるもの（平成十五年三月三十一日までに同法第七条第四項の規定による承認を受けたものに限る。以下本項において「承認高度化等計画」という。）に従って実施される同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる同項に規定する特定基盤的技術の高度化等のための措置のうち政令で定めるものに係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの（以下本項において「高度化等施設」という。）又は同法第二十四条第二項に規定する承認進出計画（以下本項において「承認進出計画」という。）に基づく同法第二十三条第一項に規定する特定分野への進出（以下本項において「特定分野への進出」という。）後の事業及び承認進出計画に基づく特定分野への進出のための事業で政令で定めるもの（これらの事業に係る承認進出計画に基づく特定分野への進出が平成十五年三月三十一日までに開始されたものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの（以下本項において「進出施設」という。）に係るものの新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに対して課する新増設に係る事業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、高度化等施設の新築又は増築にあつては当該新築又は増築が当該承認高度化等計画に係る同法第七条第四項の規定による承認を受けた日から同日後五年を経過する日までの間に行われたときに限り、進出施設の新築又は増築にあつては当該新築又は増築が当該特定分野への進出が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたときに限り、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積（第七百一条の三十四（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の四の規定の適用を受けるものを除く。）から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「平成十二年十二月三十一日」を「平成十五年十二月三十一日」に改め、同条第五項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第三十四条第二項中「平成十二年度分及び平成十三年度分」を「平成十二年度から平成十六年度までの各年度分」に改め、同条第四項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同条第五項中「及び第九項」を「及び第十項」に改める。

附則第三十四条の二第一項及び第二項中「平成十四年度」を「平成十六年度」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「に対し、」の下に「株式等に係る課税譲渡所得等の金額（を加え、「。以下本条において「株式等に係る課税譲渡所得等の金額」という」を「をいう」に改め、同条第四項中「第九条の五第一項」を「第九条の四第一項」に改め、同条第五項中「第九条の七第一項」を「第九条の五第一項」に改め、同条第七項第一号中「第九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第六項第四号」を「第三十七条の十第七項第四号」に改め、同条第八項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第三十五条の三第八項中「第二条第十三項」を「第二条第十七項」に改める。

附則第三十五条の五中「第七百三条の五第一項」を「同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項」に改め、同条を附則第三十五条の六とし、附則第三十五条の四を附則第三十五条の五とし、附則第三十五条の三の次に次の一条を加える。

（商品先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の四　平成十四年度から平成十六年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下本項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号ロ及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

二　道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十

九条の規定の適用については、租税特別措置法第四十一条の十四第二項第二号の規定により適用されるところによる。

三　第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四　第三十七条の二及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

五　附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項第二号及び第四項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

六　附則第四十条第六項から第九項までの規定の適用については、同条第六項中「除く。）の額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第七項第一号中「除く。）の額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。）の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に百円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

七　前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条」とあるのは「第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四条の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の四」と、第二項中「第二十三条第一項第七号、第八号、第十号、第十一号ロ及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」とあるのは「第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号ロ及び第十二号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項並びに第三百十四条の二第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」と、「第二十三条第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二条第一項第十三号」と、「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条」とあるのは「第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二」と、「第三十七条の二及び附則第五条第一項」とあるのは「第三百十四条の七及び附則第五条第二項」と、「同条第一項中」とあるのは「同条第三項中」と、「同条第二項中」とあるのは「同条第四項中」と、「同条第二項第二号及び第四項第三号」とあるのは「同条第二項第三号及び第四項第二号」と、「同条第六項中」とあるのは「同条第八項中」と、「同条第七項第一号」とあるのは「同条第七項第二号」と、「第四十五条の二」とあるのは「第三百十七条の二」と読み替えるものとする。

附則第三十六条第一項中「とする」を「と、同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」とする」に改める。

附則第三十七条中「第七百三条の五第一項」を「同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（商品先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の二　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が附則第三十五条の四第一項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四第六項から第九項まで、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、これらの規定（第七百三条の四第七項及び第八項を除く。）中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七百三条の四第七項及び第八項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第九項中「同項各号」とあるのは「第三百十四条の二第一項各号」と、第七百三条の五第一項中「本条中山林所得金額」とあるのは「本条中山林所得金額又は附則第三十五条の四第一項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

附則第三十九条第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則第四十条第七項各号中「並びに」を「及び」に改め、「及び第三項」を削り、同条第十項中「又は合併」を「（合併による解散を除く。）」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第八項中「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」を「自動車から排出され

る窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第二条の規定による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に、「第十条第一項」を「第十二条第一項」に、「平成五年十二月一日」を「政令で定める日」に、「特定自動車排出基準（以下本項において「特定自動車排出基準」という。）」を「窒素酸化物排出基準（以下本項において「窒素酸化物排出基準」という。）又は粒子状物質排出基準（以下本項において「粒子状物質排出基準」という。）」に、「昭和六十三年十二月一日」を「平成十年十月一日」に、「特定自動車排出基準適合車」を「特定基準適合車」に、「特定地域（以下本項において「特定地域」という。）」を「窒素酸化物対策地域（以下本項において「窒素酸化物対策地域」という。）内又は同法第八条第一項に規定する粒子状物質対策地域（以下本項において「粒子状物質対策地域」という。）」に、「、特定自動車排出基準」を「、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準」に、「昭和五十四年一月一日」を「昭和五十八年八月一日」に、「特定地域内」を「窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、各号を次のように改める。

一　政令で定める日から平成十五年三月三十一日まで　百分の二・三

二　平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで　百分の一・九

三　平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで　百分の一・五

四　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで　百分の一・二

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項及び第七条第六項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

（運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条に次の一項を加える。

8　第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る土地の取得に対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第十一条の五第三号、第十五条の四第一項第一号、第十七条の四第一項第一号、第二十四条第一項第四号、第五十一条から第五十七条まで、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条の二第一項、第七十一条の二十六第一項、第七十二条の七、第七十二条の十三、第七十二条の十四、第七十二条の二十二から第七十二条の二十三まで、第七十二条の二十六、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十二、第七十二条の三十三、第七十二条の三十四、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の四十第一項第二号、第七十二条の四十三、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十八、第七十二条の六十三、第二百九十四条第一項第四号、第三百十二条第三項第二号、第三百十四条の六第二項、第三百二十一条の八から第三百二十一条の九まで、第三百二十一条の十一から第三百二十一条の十三まで、第三百二十六条、第七百三十四条第三項、第七百四十八条、同法附則第九条、同法附則第三十五条の二第四項及び第五項並びに同法附則第四十条第十項の改正規定並びに附則第三条第六項、第四条及び第七条第六項の規定　平成十三年三月三十一日

二　第一条中地方税法第三十四条、第七十三条の四第一項第十六号、第百四十七条、第百五十一条第四項、第百五十二条第一項、第三百十四条の二、第三百四十八条第二項第二号の二及び第二号の三、第六百一条第一項、第六百九十九条の十一並びに同法附則第四条の二第五項第一号及び第六項の改正規定、同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三十三条の三第三項第一号及び第五項、同法附則第三十四条第四項第一号及び第五項並びに同法附則第三十五条の二第七項第一号及び第八項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項、第六条、第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項及び第三項の規定　平成十四年四月一日

三　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第九号の三を削る改正規定及び同法附則第十条に二項を加える改正規定（同条第十一項に係る部分に限る。）農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）の施行の日

四　第一条中地方税法第七十三条の四第一項第十二号及び第十四号、第百八十条、第三百四十八条第二項第十九号並びに同法附則第十三条の改正規定並びに附則第五条第二項及び第八条第五項の規定　平成十四年三月三十一日

五　第一条中地方税法第七十三条の十四第六項の改正規定及び同法附則第十一条に五項を加える改正規定（同条第二十九項に係る部分に限る。）林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）の施行の日

六　第一条中地方税法第五百八十六条第二項第一号の九の改正規定及び附則第九条第四項の

規定　平成十三年十一月十三日

七　第一条中地方税法第七百条の六の二第一項第一号の改正規定　石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日

八　第一条中地方税法附則第十一条に五項を加える改正規定（同条第三十項及び第三十一項に係る部分に限る。）　農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十五条第十二項の改正規定及び附則第八条第十二項の規定　都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日

十　第一条中地方税法附則第十六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「、第五項又は第六項」を「又は第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第　　号）の施行の日

十一　第二条及び附則第十一条の規定　政令で定める日

（更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第二項の規定は、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項に規定する分割等（以下この条において「分割等」という。）について適用し、施行日前に行われた分割等については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　新法第三十四条の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　新法第三十四条の規定の適用については、平成十四年度分の個人の道府県民税に限り、同条第一項第五号ニ中「支払われるもの」とあるのは「支払われるもの（当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結したものにあつては、当該保険契約の保険期間の始期（保険期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日。第八項において同じ。）が平成十三年七月一日以後であるものに限る。）」と、同項第五号の三中「基因して共済金」とあるのは「基因して保険金若しくは共済金」と、同条第八項第一号中「損害保険契約のうち」とあるのは「損害保険契約（当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）のうち」と、「もの（第三号又は第一項第五号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）」とあるのは「もの及び当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる損害保険契約で病院又は診療所に入院して第一項第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの（当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年六月三十日以前であるものに限るものとし、第三号に掲げるものを除く。）」と、同項第三号中「を除く」とあるのは「を除くものとし、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が締結したものにあつては、当該保険契約の保険期間の始期が平成十三年七月一日以後であるものに限る。」とする。

3　新法附則第五条第一項の規定は、平成十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十五条の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の四の規定の適用については、同条第二項第一号及び第四項中「第十項」とあるのは、「第九項」とする。

6　新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の道府県民税並びに施行日以後に解散（合併による解散を除く。以下この項、次条第一項及び附則第七条第六項において同じ。）が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税及び各計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後に解散が行われる場合の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の四十三第四項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併等に係る同項に規定する移転法人（以下この項において「移転法人」という。）、同条第四項に規定する取得法人（以下この項において「取得法人」という。）及び移転法人又は取得法人の同条第四項に規定する株主等である法人が平成十三年三月三十一日以後に行う行為又は計算について適用する。

3　施行日前に合併が行われた場合における第一

条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第九条第一項に規定する被合併法人の清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同項中「昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　号）第三条の規定による改正後の昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対しては、なお従前の例による。

2　旧法第七十三条の四第一項第十二号の規定は、雇用・能力開発機構が同号に規定する不動産のうち石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第百九十九号）第二十三条第一項第二号に規定する業務の用に供するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該不動産の取得が平成十四年三月三十一日から平成十七年三月三十日までの間に行われたときに限り、なおその効力を有する。この場合において、同号中「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

3　旧法附則第十条第五項の規定は、同項に規定する土地の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十三年三月三十一日」とあるのは、「平成十九年三月三十一日」とする。

4　預金保険法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第六条の規定による改正前の預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関（同法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この項において同じ。）の同号に規定する営業の全部若しくは一部の譲受け又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託を受けて行う破綻金融機関の資産の買取りにより不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、旧法附則第十条第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「預金保険法」とあるのは、「預金保険法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第六条の規定による改正前の預金保険法」とする。

5　旧法附則第十一条第十二項、第十一条の五第三項及び第十一条の六の規定は、旧法附則第十一条第十二項に規定する不動産の取得が施行日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十三年三月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」とする。

6　新法附則第十二条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）につき同条第十五項に規定する一時的道路用地等の用に供するために同項に規定する地上権等の設定がされる場合における当該貸し付けた農地等に係る不動産取得税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第六条　新法第百四十七条及び附則第十二条の三の規定は、平成十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条　新法第三百十四条の二の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新法第三百十四条の二の規定の適用については、平成十四年度分の個人の市町村民税に限り、同条第一項第五号ニ中「支払われるもの」とあるのは「支払われるもの（当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結したものにあっては、当該保険契約の保険期間の始期（保険期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日。第八項において同じ。）が平成十三年七月一日以後であるものに限る。）」と、同項第五号の三中「基因して共済金」とあるのは「基因して保険金若しくは共済金」と、同条第八項第一号中「損害保険契約のうち」とあるのは「損害保険契約（当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）のうち、」と、「もの（第三号又は第一項第五号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）」とあるのは「もの及び当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる損害保険契約で病院又は診療所に入院して第一項第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの（当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年六月三十日以前であるものに限るものとし、第三号に掲げるものを除く。）と、同項第三号中「を除く」とあるのは「を除くものとし、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が締結したものにあっては、当該保険契約の保険期間の始期が平成十三年七月一日以後であるものに限る」とする。

3　新法附則第五条第二項の規定は、平成十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三十五条の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税につい

適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の四の規定の適用については、同条第二項第一号及び第四項中「第十項」とあるのは、「第九項」とする。

6　新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の市町村民税並びに施行日以後に解散が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の市町村民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　新エネルギー・産業技術総合開発機構（旧石炭鉱業合理化事業団を含む。）が平成十四年三月三十日までに取得した旧法第三百四十八条第二項第二号の二に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　地域振興整備公団が平成十四年三月三十一日までに取得した旧法第三百四十八条第二項第二号の三に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4　新法第三百四十八条第二項第二号の七の規定中公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設に係る部分は、施行日以後に新たに建設された当該立体交差化施設に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5　旧法第三百四十八条第二項第十九号に規定する固定資産のうち雇用・能力開発機構が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第二十三条第一項第二号に規定する業務の用に供するものに対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、旧法第三百四十八条第二項第十九号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

6　新法第三百四十九条の三第十五項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線路設備等に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第十五項に規定する線路設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　新法第三百四十九条の三第三十二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　新法第三百四十九条の三第三十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　新法第三百四十九条の三の三及び第三百八十四条の二の規定は、平成十二年一月二日以後に発生した新法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等（次項及び附則第十四条第三項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

11　新法第三百五十二条の二第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、平成十二年一月二日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

12　平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第十二項に規定する特定自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成十年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　平成八年四月一日から平成十三年三月三十一

（固定資産税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備若しくは施設で電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供するもの又は平成八年八月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備で有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18　平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19　平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20　平成六年一月二日から平成十三年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二から第三十一条の四までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二から第三十一条の四までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3　施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号に規定する設備を同号ハの区域又は同号ホの地域において製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4　平成十三年十一月十二日までに新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の九に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税及び同日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5　施行日から農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「第十一項」とあるのは、「第十項」とする。

6　施行日から農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二の二第一項の規定の適用については、同項中「第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」とあるのは、「第二十七項若しくは第二十八項」とする。

7　旧法附則第三十一条の三第七項に規定する土地（施行日前に取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

8　施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項に規定する住宅地等予定地のための譲渡に係る土地に係る特別土地保有税については、なお従前の例による。

9　施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十一条の三の二第一項及び第三十一条の三の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百四十八条第二項第一号」とあるのは、「第三百四十八条第二項第一号、第二号の二」とする。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十条　新法附則第三十二条第三項、第四項、第六項及び第八項から第十一項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2　施行日前の旧法附則第三十二条第九項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十一条　第二条の規定による改正後の地方税法附則第三十二条第八項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十二条　新法第七百条の四第一項第六号、第七百条の十四第一項第七号、第七百条の二十二の五第二項及び附則第三十二条の二第二項の規定は、平成十三年六月一日（以下この条において「適用日」という。）以後に行われる新法第七百条の四第一項第六号の軽油の輸入に対して課すべき軽油引取税に対して適用し、適用日前に輸入が行われた軽油に係る旧法第七百条の四第一項第五号の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十三年前の年分の個人の事業及び平成十三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前

の例による。

2　次項に定めるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第三十二条の四第十一項に規定する承認を受けた日から同日後五年を経過する日までの間に行われる同項に規定する高度化等施設に係る事業所用家屋の新築若しくは増築又は同項に規定する特定分野への進出が開始された日から同日後同項に規定する政令で定める期間を経過する日までの間に行われる同項に規定する進出施設に係る事業所用家屋の新築若しくは増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4　旧法附則第三十二条の七第七項に規定する事業のうち、同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの組合等の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

5　旧法附則第三十二条の八第二項に規定する事業のうち、平成十三年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

6　旧法附則第三十二条の八第三項に規定する事業のうち、平成十三年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十三年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第三十六項の規定に関する部分に限る。）は、施行日以後に取得された新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　新法第七百二条の三の規定は、平成十二年一月二日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条　新法附則第三十七条の二の規定は、平成十四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

総務委員長　溝手　顕正

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会決定の理由

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金の償還方法等を改正するとともに、平成十三年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成十四年度及び平成十五年度における一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例を設けるとともに、平成十三年度から平成十五年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、地方団体の行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の単位費用を改正するとともに、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化、公営企業金融公庫の資金の調達手段の多様化等を図るほか、首都圏の近郊整備地帯等の整備に係る財政上の特別措置を引き続き講ずること等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十三年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十五兆九千二百十一億四千七百万円に、同特別会計返還金六百七十三万円、同特別会計借入金四兆三千四百八十六億五千八百万円及び同特別会計剰余金千八百億円を加算した額から、同特別会計借入金等利子充当分六千三百二十九億円を控除した十九兆八千百六十九億千百七十三万円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第二号中

3　港湾費	(1)　経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長
		漁港における係留施設の延長

を

3　港湾費	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長
		漁港における係留施設の延長

に改め、同表道府県の項第八号中「平成十一年度」の下に「及び平成十二年度」を加え、同表道府県の項第九号中「昭和五十五年度から平成十一年度まで」を「昭和五十六年度から平成十二年度まで」に改め、同表道府県の項第十一号及び第十三号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に改め、同表道府県の項第十四号中「、平成十年度及び平成十一年度」を「及び平成十年度から平成十二年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第二号中

2　港湾費	(1)　経常経費	港湾（漁港を含む。）における係留施設の延長
		漁港における係留施設の延長

を

2　港湾費	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長
		漁港における係留施設の延長

に改め、同表市町村の項第九号中「平成十一年度」の下に「及び平成十二年度」を加え、同表第五十一号を同表第五十三号とし、同表第五十号を同表第五十二号とし、同表第四十九号を同表第五十一号とし、同表第四十八号を同表第五十号とし、同表第四十七号を同表第四十九号とし、同表第四十六号を同表第四十八号とし、同表第四十五号を同表第四十七号とし、同表第四十四号を同表第四十六号とし、同表第四十三号を同表第四十五号とし、同表第四十二号を同表第四十四号とし、同表第四十一号を同表第四十三号とし、同表第四十号を同表第四十二号とし、同表第三十九号を同表第四十一号とし、同表第三十八号を同表第四十号とし、同表第三十七号を同表第三十九号とし、同表第三十六号を同表第三十八号とし、同表第三十五号を同表第三十七号とし、同表第三十四号を同表第三十六号とし、同表第三十三号を同表第三十五号とし、同表第三十二号を同表第三十四号とし、同表第三十一号を同表第三十三号とし、同表第三十号を同表第三十二号とし、同表第二十九号を同表第三十一号とし、同表第二十八号を同表第三十号とし、同表第二十七号を同表第二十九号とし、同表第二十六号を同表第二十八号とし、同表第二十五号を同表第二十七号とし、同表第二十四号を同表第二十六号とし、同表第二十三号を同表第二十五号とし、同表第二十二号を同表第二十四号とし、同表第二十一号を同表第二十三号とし、同表第二十号を同表第二十二号とし、同表第十九号を同表第二十一号とし、同表第十八号を同表第二十号とし、同表第十七号を同表第十九号とし、同表第十六号を同表第十八号とし、同表第十五号を同表第十七号とし、同表第十四号を同表第十六号とし、同表第十三号を同表第十五号とし、同表第十二号を同表第十四号とし、同表第十一号を同表第十三号とし、同表第十号を同表第十二号とし、同表第九号を同表第十一号とし、同表第八号を同表第十号とし、同表第七号を同表第九号とし、同表第六号を同表第八号とし、同表第五号を同表第七号とし、同表第四号を同表第六号とし、同表第三号を同表第五号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

七　漁港における係留施設の延長	漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十六条の二第一項の漁港台帳（以下「漁港台帳」という。）に記載されている係留施設の延長で当該地方団体が経費を負担する漁港に係るもの	メートル

第十三条第五項の表を次のように改める。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
道府県	一　警察費	警察職員数	
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費		
	(1)　経常経費	道路の面積	段階補正、態容補正及び寒冷補正
	(2)　投資的経費	道路の延長	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	2　河川費		
	(1)　経常経費	河川の延長	態容補正及び寒冷補正
	(2)　投資的経費	河川の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	3　港湾費		
	(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
		漁港における係留施設の延長	態容補正及び寒冷補正
	(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	態容補正
		漁港における外郭施設の延長	態容補正
	4　その他の土木費		

(1) 経常経費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正
三 教育費		
1 小学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正
2 中学校費	教職員数	態容補正及び寒冷補正
3 高等学校費		
(1) 経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費		
4 特殊教育諸学校費		
(1) 経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	児童及び生徒の数	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学級数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費		態容補正及び寒冷補正
5 その他の教育費	学級数	段階補正、密度補正及び態容補正
	人口	態容補正
	高等専門学校及び大学の学生の数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
四 厚生労働費		
1 生活保護費	町村部人口	密度補正、態容補正及び寒冷補正
		種別補正
2 社会福祉費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
(1) 経常経費		
(2) 投資的経費	人口	態容補正
3 衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
4 高齢者保健福祉費		
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正
(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	態容補正
5 労働費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
五 産業経済費		
1 農業行政費		
(1) 経常経費	農家数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
		態容補正
(2) 投資的経費	耕地の面積	段階補正、態容補正及び寒冷補正
2 林野行政費		
(1) 経常経費	公有以外の林野の面積	段階補正、態容補正及び寒冷補正
	公有林野の面積	態容補正
(2) 投資的経費	林野の面積	段階補正、態容補正及び寒冷補正
3 水産行政費		
(1) 経常経費	水産業者数	段階補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	水産業者数	段階補正、密度補正及び態容補正
4 商工行政費	人口	種別補正
六 その他の行政費		
1 企画振興費		
(1) 経常経費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正
2 徴税費	世帯数	段階補正、密度補正及び態容補正
3 恩給費	恩給受給権者数	種別補正
4 その他の諸費		
(1) 経常経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
(2) 投資的経費	人口	態容補正
	面積	種別補正
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正
八 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
	平成十一年度及び平成十二年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	種別補正

九　地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	種別補正
十三　減税補てん債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十二年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
十四　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正
市町村		
一　消防費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
二　土木費		
1　道路橋りょう費		
(1)　経常経費	道路の面積	種別補正、態容補正及び寒冷補正
(2)　投資的経費	道路の延長	態容補正及び寒冷補正
2　港湾費		
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	漁港における係留施設の延長	態容補正及び寒冷補正
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	態容補正
	漁港における外郭施設の延長	態容補正
3　都市計画費		
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	態容補正
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	態容補正
4　公園費		
(1)　経常経費	人口	態容補正
(2)　投資的経費	人口	態容補正
5　下水道費		
(1)　経常経費	人口	密度補正及び態容補正
(2)　投資的経費	人口	態容補正
6　その他の土木費		
(1)　経常経費	人口	段階補正及び態容補正
(2)　投資的経費	人口	態容補正
三　教育費		
1　小学校費		
(1)　経常経費	児童数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
	学校数	態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
(2)　投資的経費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学校数	態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
2　中学校費		
(1)　経常経費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学校数	態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
(2)　投資的経費	生徒数	密度補正、態容補正及び寒冷補正
	学校数	態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
3　高等学校費		
(1)　経常経費	教職員数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	種別補正、態容補正及び寒冷補正
	生徒数	態容補正及び寒冷補正
(2)　投資的経費	学校数	態容補正及び寒冷補正
	学級数	態容補正及び寒冷補正
4　その他の教育費		
(1)　経常経費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正
	幼稚園の幼児数	態容補正及び寒冷補正
	人口	態容補正
(2)　投資的経費	人口	段階補正及び態容補正
四　厚生費		
1　生活保護費	市部人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正
2　社会福祉費		
(1)　経常経費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正

(2) 投資的経費	人口	態容補正	
3 保健衛生費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
4 社会福祉費			
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	態容補正	
5 清掃費			
(1) 経常経費	人口	密度補正及び態容補正	
(2) 投資的経費	人口	態容補正	
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 経常経費	農家数	段階補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	農家数	態容補正	
2 商工行政費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	態容補正	
六 その他の行政費			
1 企画振興費			
(1) 経常経費	人口	段階補正、密度補正及び態容補正	
(2) 投資的経費	人口	態容補正	
2 徴税費	世帯数	段階補正、密度補正及び態容補正	
3 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
	世帯数	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
4 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
	面積	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	
(2) 投資的経費	人口	態容補正及び寒冷補正	
	面積	態容補正	
七 災害復旧費			
八 補正予算債償還費			
九 地方税減収補てん債償還費			
十 地域財政特例対策債償還費			
十一 臨時財政特例債償還費			
十二 財源対策債償還費			
十三 減税補てん債償還費			
十四 臨時税収補てん債償還費			

災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	種別補正	
昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正	
平成十一年度及び平成十二年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	種別補正	
地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	
地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	
臨時財政特例対策のため昭和六十三年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正	
平成六年度から平成十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	種別補正	
個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十二年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	
臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	種別補正	

第十四条第二項中「地方税法に」を「同法に」に改め、「あつては百分の八十」の下に「に相当する率（同法第七十二条の十九に規定する課税標準により課する事業税については、当該道府県が同法第七十二条の二十二第九項の規定により定める税率を基礎として総務省令で定める率の百分の八十に相当する率とする。）」を加え、同条第三項の表道府県の項第二号中「所得金額」を

「課税標準の数値」に、「の額」を「の数値」に改める。

附則第四条の見出し中「平成十二年度分」を「平成十三年度分」に改め、同条各号列記以外の部分中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「第七号」を「第八号」に、「千二百億円」を「千八百億円」に、「第八号から第十一号まで」を「第九号から第十二号まで」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第　　号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第六項の規定において平成十三年度分の交付税の総額に加算することとされていた額

三千九百六十九億八千万円

附則第四条第三号中「第十一号」を「第十二号」に、「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「二千八十七億円」を「千七百二十五億円」に改め、同条第十一号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「八千二百七十九億円」を「六千三百二十九億円」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「二十二兆二千百九十一億五千八百三十二万九千円」を「二十六兆二千六百三十二億五千八百三十二万九千円」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「七千五百八十二億二千万円」を「一兆五千五百七十六億二千万円」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「七兆六百六十三億千七百五十万円」を「十兆三千百九億千七百五十万円」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「二十六兆二千六百三十二億五千八百三十二万九千円」を「二十八兆四千五百二十億八千七百三十二万九千円」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「一兆五千五百七十六億二千万円」を「二兆二千八百五億四千九百万円」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に、「十兆三千百九億千七百五十万円」を「十一兆七千四百七十八億千七百五十万円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「臨時特例加算額」を「臨時財政対策のための特例加算額」に、「千五百億円」を「一兆四千三百六十八億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　第十二号に掲げる額に相当する額のうち次条第五項の規定に基づき平成十六年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する一時借入金に係るものとして一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額　二百八十八億円

附則第四条に次の一項を加える。

2　平成十三年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第七項の規定において平成十三年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十億円を減額する。

附則第四条の二の前の見出し及び同条第一項中「平成十二年度」を「平成十四年度」に改め、同条第二項中「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に改め、同条第三項中「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に改め、同条第四項中「平成十三年度から平成二十四年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十六年度	九千六百五十九億円
平成十七年度	一兆六百三十二億円
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円
平成十九年度	一兆二千五百四十四億円
平成二十年度	一兆二千七百六億円
平成二十一年度	一兆四千五百二十七億円
平成二十二年度	一兆五千九百八十億六千七百五十万円
平成二十三年度	三千七百二十六億円
平成二十四年度	三千八百六十億円
平成二十五年度	三千九百八十九億円
平成二十六年度	四千三百八十七億円
平成二十七年度	四千八百二十七億円
平成二十八年度	五千三百十億円
平成二十九年度	二千三百四十七億円
平成三十年度	千三百億円

附則第四条の二第五項中「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十六年度から平成三十年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十六年度	千二百七十九億円
平成十七年度	千四百八億円
平成十八年度	千五百四十八億円
平成十九年度	二千四百七十一億円
平成二十年度	二千五百四億円
平成二十一年度	二千八百二十九億円
平成二十二年度	三千百十一億二千万円
平成二十三年度	九百二十八億円
平成二十四年度	千二十二億円
平成二十五年度	千百二十五億円
平成二十六年度	千二百三十七億円
平成二十七年度	千三百五十九億円
平成二十八年度	千四百九十六億二千九百万円
平成二十九年度	三百十五億円
平成三十年度	百七十三億円

附則第四条の二第六項中「平成十三年度から平成二十七年度まで」を「平成十四年度から平成三十年度まで」に、「平成十三年度から平成二十二年度までの各年度」を「平成十四年度及び平成十五年度」に、「第二項から第五項までの規定により加算される額及び」を「当該各年度において第二項及び第三項の規定により加算される額並びに」に、「平成二十三年度及び平成二十四年度」を「平成十六年度から平成二十八年度までの各年度」に、「第二項及び第四項の規定」を「第二項から前項までの規定」に、「並びに同表」を「及び同表」に、「平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度」を「平成二十九年度及び平成三十年度」に、「応ずる同表の下欄に定める金額」を「おいて第二項から前項までの規定により加算される額」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成十四年度	千四百億円
平成十五年度	千九百二十五億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千百八十二億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千三百七十億円
平成二十二年度	五千八百九十三億円
平成二十三年度	五千百一億円
平成二十四年度	四千二百五十四億円
平成二十五年度	三千四百九億円
平成二十六年度	二千五百三十三億円
平成二十七年度	千七百億円
平成二十八年度	八百二億円

附則第四条の二第七項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「である六千七百二十四億七千五百六十二万二千円」を「のうち六千五十二億七千五百六十二万二千円」に、「である千九百八十一億百八十九万七千円」を「のうち千七百八十三億百八十九万七千円」に改める。

附則第四条の三第一項中「平成十三年度」を「平成十四年度」に、「前条第五項」を「附則第四条の二第五項」に改め、同条第二項中「前条第八項」を「附則第四条の二第八項」に改め、同条を附則第四条の四とする。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三　平成十四年度及び平成十五年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第六項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2　前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十二条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行の許可をするものの予定額の総額から臨時財政対策債に係る当該各年度における利子の支払に充てるため必要な額の総額の見込額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

附則第六条の二を削り、附則第九条の次に次の一条を加える。

（東京都三宅村に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第九条の二　東京都三宅村に対して交付すべき平成十三年度から平成十八年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合においては、第十二条第二項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法並びに第十三条の測定単位の数値の補正について、総務省令で特例を設けることができる。

別表を次のように改める。

別表（第十二条関係）

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一　警察費		警察職員数	一人につき	一〇、七〇四、〇〇〇円
二　土木費				
1　道路橋りょう費				
(1)　経常経費		道路の面積	千平方メートルにつき	二四六、〇〇〇
(2)　投資的経費		道路の延長	一キロメートルにつき	六、三一五、〇〇〇
2　河川費				
(1)　経常経費		河川の延長	一キロメートルにつき	一四八、〇〇〇
(2)　投資的経費		河川の延長	一キロメートルにつき	七七八、〇〇〇
3　港湾費				
(1)　経常経費		港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、八〇〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一五、〇〇〇
(2)　投資的経費		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、四六〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、七一〇
4　その他の土木費				
(1)　経常経費		人口	一人につき	一、四三〇
(2)　投資的経費		人口	一人につき	一、九八〇
三　教育費				
1　小学校費		教職員数	一人につき	五、三三七、〇〇〇

2 中学校費	教職員数	一人につき	五、二一九、〇〇〇
3 高等学校費			
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	七、九五五、〇〇〇
	生徒数	一人につき	七三、八〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	五八、四〇〇
4 特殊教育諸学校費			
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	五、四四七、〇〇〇
	児童及び生徒の数	一人につき	二八四、〇〇〇
(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	一、三三〇、〇〇〇
5 その他の教育費	学級数	一学級につき	一、七四〇、〇〇〇
	人口	一人につき	二、二九〇
	高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき	三八九、〇〇〇
	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	二二二、一〇〇
四 厚生労働費			
1 生活保護費	町村部人口	一人につき	五、四三〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、八七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四四二
3 衛生費	人口	一人につき	五、七九〇
4 高齢者保健福祉費			
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	四三、九〇〇
	七十歳以上人口	一人につき	四二、七〇〇
(2) 投資的経費	六十五歳以上人口	一人につき	三、七五〇
5 労働費	人口	一人につき	七六一
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一〇九、〇〇〇
(1) 経常経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	八八、五〇〇
(2) 投資的経費			
2 林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき	四、五七〇
(1) 経常経費			

(2) 投資的経費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一一、四〇〇
		一ヘクタールにつき	九、〇七〇
3 水産行政費			
(1) 経常経費	水産業者数	一人につき	二五二、〇〇〇
(2) 投資的経費	水産業者数	一人につき	七〇、四〇〇
4 商工行政費	人口	一人につき	二、八〇〇
六 その他の行政費			
1 企画振興費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一、四七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、三二〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、二〇〇
3 恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、三九五、〇〇〇
4 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、一三〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三、二五〇
	面積	一平方キロメートルにつき	八〇一、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 地方税減収補てん債償還費	平成十一年度及び平成十二年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	二〇
	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行	千円につき	六五

十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため昭和五十七年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	六九
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため昭和六十二年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八七
十二　公共事業等臨時特例債償還費	公共事業等臨時特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一四九
十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成十二年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	九四
十四　減税補てん債償還費	個人の道府県民税等に係る特別減税による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十年度から平成十二年度までの各年度の減収を補てんするため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	四一
十五　臨時税収補てん債償還費	臨時税収補てんのため平成九年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	九二

市町村			
一　消防費	人口	一人につき	一〇、七〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費			
(1)　経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一二二、〇〇〇
(2)　投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	六六〇、〇〇〇
2　港湾費			
(1)　経常経費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	三五、一〇〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一四、七〇〇
(2)　投資的経費	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	八、四六〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、七一〇
3　都市計画費			
(1)　経常経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、三九〇
(2)　投資的経費	都市計画区域における人口	一人につき	一、二七〇
4　公園費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	六七三
(2)　投資的経費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	四二、八〇〇
	人口	一人につき	三〇三
5　下水道費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	一六〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	一〇二
6　その他の土木費			
(1)　経常経費	人口	一人につき	一、五九〇
(2)　投資的経費	人口	一人につき	五四六
三　教育費			
1　小学校費			
(1)　経常経費	児童数	一人につき	四七、二〇〇
	学級数	一学級につき	九四四、〇〇〇
	学校数	一校につき	一〇、八一二、〇〇〇
(2)　投資的経費	学級数	一学級につき	七七五、〇〇〇
2　中学校費			
(1)　経常経費	生徒数	一人につき	四〇、〇〇〇
	学級数	一学級につき	一、一五〇、〇〇〇

(2) 投資的経費	学校数	一校につき	一三、七二一、〇〇〇
3 高等学校費	学級数	一学級につき	七七五、〇〇〇
(1) 経常経費	教職員数	一人につき	八、〇四四、〇〇〇
	生徒数	一人につき	七三、一〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三九、一〇〇
4 その他の教育費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	六、三九〇
	幼稚園の幼児数	一人につき	四〇一、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	三七八
四 厚生費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	五、二二〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	七、二八〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五七九
3 保健衛生費	人口	一人につき	三、八三〇
4 高齢者保健福祉費			
(1) 経常経費	六十五歳以上人口	一人につき	七三、七〇〇
(2) 投資的経費	七十歳以上人口	一人につき	四二、七〇〇
	六十五歳以上人口	一人につき	二、七八〇
5 清掃費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	七、二一〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	七七九
五 産業経済費			
1 農業行政費			
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	六四、九〇〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	四六、五〇〇
2 商工行政費	人口	一人につき	一、二一〇
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一〇八、〇〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一二四、〇〇〇
六 その他の行政費			

1 企画振興費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	四、二七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、五五〇
2 徴税費	世帯数	一世帯につき	九、七〇〇
3 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、八二〇
	世帯数	一世帯につき	三、一四〇
4 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	一〇、三〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	二、六四一、〇〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一、七〇〇
	面積	一平方キロメートルにつき	二八六、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還費	昭和五十年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
十 地方税減収補てん債償還費	平成十一年度及び平成十二年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債の額	千円につき	二〇
	地方税の減収補てんのため昭和五十六年度から平成十二年度までの各年度において	千円につき	六五

十一　地域財政特例対策債償還費	千円につき	六九
十二　臨時財政特例債償還費	千円につき	八七
十三　公共事業等臨時特例債償還費	千円につき	一四九
十四　財源対策債償還費	千円につき	九四

十五　減税補てん債償還費	千円につき	四一
十六　臨時税収補てん債償還費	千円につき	六三

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条　交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表以外の部分中「平成十二年度から平成三十七年度まで」を「平成十三年度から平成三十七年度まで」に、「平成十二年度にあつては三十八兆千三百十七億九千五百八十二万九千円」を「平成十三年度から平成十五年度までの各年度にあつては四十二兆四千八百四億五千三百八十二万九千円」に、「平成十二年度分の借入金限度額」を「平成十三年度分等の借入金限度額」に、「平成十三年度」を「平成十六年度」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	控除額	
	地方交付税法附則第四条第一項第六号の額に相当する借入金限度額に係るもの	地方交付税法附則第四条第一項第七号の額に相当する借入金限度額に係るもの
平成十六年度	九千六百五十九億円	千二百七十九億円
平成十七年度	一兆六百三十二億円	千四百八億円
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円	千五百四十八億円
平成十九年度	一兆二千五百四十四億円	二千四百七十一億円
平成二十年度	一兆二千七百六億円	二千五百四億円
平成二十一年度	一兆四千五百二十七億円	二千八百二十九億円
平成二十二年度	一兆五千九百八十億六千七百五十万円	三千百十一億二千万円
平成二十三年度	三千七百二十六億円	九百二十八億円
平成二十四年度	三千八百六十億円	千二十二億円

年度	その他のもの
平成十六年度	九千八百六十九億円
平成十七年度	一兆三千九百八十九億円
平成十八年度	一兆八千三百九十八億円
平成十九年度	二兆二千二百四十八億円
平成二十年度	二兆四千八百二十六億円
平成二十一年度	二兆七千七百四十七億六千万円
平成二十二年度	二兆六千四百七十六億四千万円
平成二十三年度	二兆三千五百三十二億五千万円
平成二十四年度	二兆二千百十九億円

平成二十五年度	三千九百八十九億円	千百二十五億円	二兆二千百四十九億六千五百万円
平成二十六年度	四千三百八十七億円	千二百三十七億円	二兆七百八十八億二百五十万円
平成二十七年度	四千八百二十七億円	千三百五十九億円	一兆四千六百四十九億三千八百万円
平成二十八年度	五千三百十億円	千四百九十六億二千九百万円	八千百八十四億千百八十二万九千円
平成二十九年度	二千三百四十七億円	三百十五億円	三千六百七十八億円
平成三十年度	千三百億円	百七十三億円	三千七億円
平成三十一年度			二千三十七億円
平成三十二年度			二千百二十七億円
平成三十三年度			二千二百二十二億円
平成三十四年度			二千三百二十三億円
平成三十五年度			二千四百二十八億円
平成三十六年度			三千七百三十七億円
平成三十七年度			三千九百五億円

附則第六条中「平成十二年度」を「平成十三年度」に改める。

附則第六条の二第一項中「平成十三年度から平成二十三年度まで」を「平成十四年度から平成二十九年度まで」に、「平成二十四年度まで」を「平成三十年度まで」に、「平成二十三年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十四年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条第二項中「平成二十四年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十四年度の」を「平成三十年度の」に、「平成二十三年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十四年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第六条の三第一項中「平成十三年度から平成二十一年度まで」を「平成十四年度から平成二十九年度まで」に、「平成二十二年度まで」を「平成三十年度まで」に、「平成二十一年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十二年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条第二項中「平成二十二年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十二年度の」を「平成三十年度の」に、「平成二十一年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十四年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第七条中「平成十二年度」を「平成十三年度」に、「地方交付税法附則第四条第二号から第四号まで」を「地方交付税法附則第四条第一項第二号から第五号まで」に、「平成十三年度から平成二十二年度まで」を「平成十四年度及び平成十五年度にあつては第四条の規定により算定した額に第一号及び第四号に掲げる額並びに同法附則第四条の三第一項に規定する臨時財政対策のための特例加算額の合算額を加算した額とし、平成十六年度から平成二十八年度まで」に、「平成二十三年度及び平成二十四年度」を「平成二十九年度及び平成三十年度」に、「第一号、第二号及び第四号」を「第一号から第三号まで」に改め、「とし、平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第四号に掲げる額を加算した額」を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十六年度	九千六百五十九億円
平成十七年度	一兆六百三十二億円
平成十八年度	一兆千六百八十三億五千万円
平成十九年度	一兆二千五百四十四億円
平成二十年度	一兆二千七百六億円
平成二十一年度	一兆四千五百二十七億円
平成二十二年度	一兆五千九百八十億六千七百五十万円
平成二十三年度	三千七百二十六億円
平成二十四年度	三千八百六十億円
平成二十五年度	三千九百八十九億円
平成二十六年度	四千三百八十七億円
平成二十七年度	四千八百二十七億円
平成二十八年度	五千三百十億円
平成二十九年度	二千三百四十七億円
平成三十年度	千三百億円

附則第七条第三号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十六年度	千二百七十九億円
平成十七年度	千四百八億円
平成十八年度	千五百四十八億円
平成十九年度	二千四百七十一億円
平成二十年度	二千五百四億円
平成二十一年度	二千八百二十九億円
平成二十二年度	三千百十一億二千万円
平成二十三年度	九百二十八億円
平成二十四年度	千二十二億円
平成二十五年度	千百二十五億円
平成二十六年度	千二百三十七億円
平成二十七年度	千三百五十九億円
平成二十八年度	千四百九十六億二千九百万円
平成二十九年度	三百十五億円
平成三十年度	百七十三億円

附則第七条第四号の表を次のように改める。

年度	金額
平成十四年度	千四百億円
平成十五年度	千九百二十五億円
平成十六年度	二千六百六十七億円
平成十七年度	三千四百三十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千百八十二億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	六千三百七十億円
平成二十二年度	五千八百九十三億円
平成二十三年度	五千百一億円
平成二十四年度	四千二百五十四億円
平成二十五年度	三千四百九億円
平成二十六年度	二千五百三十三億円
平成二十七年度	千七百億円
平成二十八年度	八百二億円

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「基いて」を「基づいて」に改め、同条中第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、同条第二十三号の二中「基く」を「基づく」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条中第二十二号及び第二十三号を削り、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を削り、第十九号を第二十二号とし、第十八号を削り、第十七号を第二十一号とし、第十号から第十六号までを削り、第九号を第二十号とし、第八号の六を第十九号とし、第八号の五を第十八号とし、第八号の四を第十七号とし、第八号の三を第十六号とし、第八号の二を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号の五を第十三号とし、第七号の四を第十二号とし、第七号の三を第十一号とし、同条第七号の二中「及び婦人相談員」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第七号を第九号とし、第六号の二を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号中「予防接種並びに」を「臨時の予防接種並びに」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第四号とし、第一号の四を削り、第一号の三を第三号とし、第一号の二を第二号とし、同条に次の一号を加える。

二十六　公営住宅の家賃の低廉化に要する経費

第十条の四第六号中「第十条第六号の二」を「第十条第八号」に改める。

第十一条の二中「第十条第七号の五」を「第十条第十三号」に、「第十条第八号の三」を「第十条第十六号」に改める。

第三十三条の五の次に次の一条を加える。

（平成十三年度から平成十五年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二　地方公共団体は、平成十三年度から平成十五年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法第十一条に定める方法に準ずるものとして総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起こすことができる。

2　前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（公営企業金融公庫法の一部改正）

第四条　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「公営企業債券」を「公営企業債券等」に改める。

第二十二条中「作成し」の下に「、並びに当該四半期における第三十条第一項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定め」を加える。

「第四章　公営企業債券」を「第四章　公営企業債券等」に改める。

第二十三条第一項中「公庫は」の下に「、主務大臣の認可を受けて」を加え、同条第二項を次のように改める。

2　前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

第二十三条第三項を削る。

第二十四条第一項中「債券」の下に「（当該債券に係る債権が第二十六条の二の規定に基づき信

託された貸付債権により担保されているものを除く。）」を加え、「先だって」を「先立って」に改める。

第二十五条第一項中「、主務大臣の認可を受けて」を削り、「銀行又は信託会社」を「本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者」に改め、同条第二項中「又は信託会社」を「、信託会社又は証券業者」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（政府保証）

第二十六条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、第二十三条第一項の規定により発行する債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号。次項において「外資受入法」という。）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。第三項において同じ。）について保証することができる。

2　前項の予算をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難なときは、当該金額と合算して定めることができる。

3　政府は、第一項の規定によるほか、公庫が第二十三条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

第二十六条の次に次の三条を加える。

（債券の担保のための貸付債権の信託）

第二十六条の二　公庫は、主務大臣の認可を受けて、債券に係る債務（前条の規定により政府が保証するものを除く。）の担保に供するため、その貸付債権の一部を信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関（次条第一項第一号において「信託会社等」という。）に信託することができる。

（資金の調達のための貸付債権の信託等）

第二十六条の三　公庫は、主務大臣の認可を受けて、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、次に掲げる行為をすることができる。

一　貸付債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二　貸付債権の一部を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社に譲渡すること。

三　前二号に掲げる行為に附帯する行為をすること。

2　公庫は、前項第一号に規定する受益権の譲渡及び同項第二号に規定する貸付債権の譲渡により調達する資金の総額が、事業年度ごとに国会の議決を経た金額の範囲内でなければ、同項第一号又は第二号の規定により当該受益権又は当該貸付債権を譲渡することができない。

（信託の受託者からの業務の受託等）

第二十六条の四　公庫は、前二条の規定によりその貸付債権を信託し、又は譲渡するときは、当該信託の受託者又は当該貸付債権の譲受人から当該貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務の全部を受託しなければならない。

2　公庫は、第二十一条第二項の規定により主務大臣の認可を受けた金融機関に対し、前項の規定により受託した業務の一部を委託することができる。

第二十七条中「前四条」を「第二十三条から前条まで」に、「債券」を「これらの規定の適用」に改める。

第三十条第一項を次のように改める。

公庫は、資金繰りのため必要があるときは、債券の発行の予算で定める限度額から既に発行している債券の額を差し引いた金額（当該金額が第二十二条の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額）を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

第三十条第二項中「に係る債券の発行があったときは、その発行により調達した資金をもって直ちに」を「をした事業年度内に」に改める。

第三十一条に次の一号を加える。

四　前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法

第三十一条に次の一項を加える。

2　前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

第三十八条の見出しを「（主務大臣等）」に改め、同条中「財務大臣」の下に「とし、主務省令は、総務省令・財務省令」を加える。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第五条　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「平成十二年度」を「平成十七年度」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第六条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「地方税法改正法による改正後の」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（」に改め、「。以下「平成十一年改正後の地方税法」という。」を削り、「から当該各年度」を「をいう。）から当該各年度」に改め、同項第二号中「法人税に」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（法人税に」に改め、「法人税等負担軽減措置法附則第十条による改正後の」を削り、「平成十一年改正後の地方税法第七百三十四条第二項」を「地方税法第七百三十四条第二項」に、「平成十一年改正後の地方税法第五条第二項第一号」を「同法第五条第二項第一号」に、「から当該各年度」を「をいう。）から当該各年度」に改め、同項第三号中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）第七条の規定による改正後の」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（」に、「から当該各年度」を「をいう。）から当該各年度」に改め、同項第四号中「平成十一年改正後の」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（」に、「から当該各年度」を「をいう。）から当該各年度」に改め、同項第五号中「法人税に」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（法人税に」に改め、「法

人税等負担軽減措置法附則第十条による改正後の」を削り、「平成十一年改正後の地方税法第七百三十四条第二項」を「地方税法第七百三十四条第二項」に、「平成十一年改正後の地方税法第五条第二項第一号」を「同法第五条第二項第一号」に、「から当該各年度」を「をいう。）から当該各年度」に改め、同項第六号及び第七号中「平成十一年改正後の」を「平成十一年改正前の規定による収入見込額（」に、「を当該各年度」を「をいう。）を当該各年度」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項第一号から第五号までに規定する平成十一年改正前の規定による収入見込額は、これらの規定に規定する地方税を平成十一年改正前の地方税法に定める標準税率（地方税法第一条第一項第五号に規定する標準税率をいう。以下この条において同じ。）によって課するものとした場合の額とし、同項第一号から第五号までに規定する当該各年度の収入見込額は、これらの規定に規定する地方税を地方税法に定める標準税率によって課するものとした場合の額とする。

第二条に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、第一項第三号に規定する平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額のうち地方税法第七十二条の十九に規定する課税標準により課する法人の事業税に係るものについては、同法第七十二条の十二に規定する課税標準以外の課税標準を用いる法人の事業税に係る平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額にあっては、都道府県が同法第七十二条の二十二第九項の規定により当該各年度において適用されるべき税率として定める税率によって課するものとした場合の額とする。

第三条　前項の規定にかかわらず、第一項第三号に規定する平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額のうち地方税法第七十二条の十九に規定する課税標準により課する法人の事業税に係るものについては、同法第七十二条の十二に規定する課税標準以外の課税標準を用いる法人の事業税に係る平成十一年改正前の規定による収入見込額及び当該各年度の収入見込額にあっては、都道府県が同法第七十二条の二十二第九項の規定により当該各年度において適用されるべき税率として定める税率を同法附則第四十条第十項（同法附則第九条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同法第七十二条の二十二第一項に規定する標準税率で除して得た率（当該率が一を超えるときは、一とする。）を、それぞれ乗じて得た額とする。

第四条　第二条の規定（附則第一条ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の地方財政法の規定、附則第八条の規定による改正後の地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の規定、附則第十一条の規定による改正後の産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の規定及び附則第十四条の規定による改正後の売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の規定は、平成十三年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）について適用し、平成十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十三年度以降の年度に支出される国の負担、平成十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成十二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成十三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

（公営企業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行の際公営企業金融公庫が借り入れている短期借入金については、第四条の規定による改正後の公営企業金融公庫法第二十二条の規定により主務大臣の認可を受けるまでの間は、同法第三十条の規定は適用せず、なお従前の例による。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第六条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の規定は、平成十三年度分の交付金から適用する。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地域保健法の一部改正）

第八条　地域保健法の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

第十五条　国は、保健所の施設又は設備に要する費用を支出する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の全部又は一部を補助することができる。

（予防接種法の一部改正）

第九条　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「額」の下に「（第六条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）」を加える。

第三十二条の二を削る。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第十条　公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「公営企業債券、住宅金融公庫債券、中小企業債券又は沖縄振興開発金融公庫債券を失つた」を「住宅金融公庫債券、中小企業債券若しくは沖縄振興開発金融公庫債券又は外国を発行地とする公営企業債券を失つた」に改める。

（産業教育振興法の一部改正）

第十一条　産業教育振興法の一部を次のように改正する。

目次中「国の負担及び補助」を「国の補助」に改

める。

「第三章　国の負担及び補助」を「第三章　国の補助」に改める。

第十五条の見出しを「（国の補助）」に改め、同条第一項中「負担する」を「、当該設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改め、同条第二項中「負担する」を「、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改める。

第十六条中「負担する」を「、当該中学校又は高等学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助することができる」に改める。

第十七条の見出し中「負担金」を「補助金」に改め、同条中「負担金」を「補助金」に、「を受けた」を「の交付を受けた」に改める。

第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金」を「補助金」に改める。

第十九条第一項中「、第十五条及び第十六条中「負担する。」とあるのは、「、当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と」及び「、第十七条中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と」を削る。

（学校図書館法の一部改正）

第十二条　学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章　総則」を削る。

第二章を削る。

第三章を削る。

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第十三条　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「国の負担」を「国の補助」に、「負担する」を「補助する」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第十四条　売春防止法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「、第二号」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるものについては、その」を「次の各号に掲げる費用の」に改め、同項に次の各号を加える。

一　都道府県が第三十八条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第二号から第四号までに掲げるもの

二　市が第三十八条第二項の規定により支弁した費用

第四十条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正）

第十五条　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「とともに、当該補償に要する経費についての費用負担に関し必要な事項を定める」を削る。

第四条第一項ただし書を削る。

第五条から第七条までを削る。

第八条第一項中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、「の人事委員会」の下に「又は公平委員会」を、「人事委員会規則」の下に「又は公平委員会規則」を加え、同条第二項中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、「人事委員会」の下に「又は公平委員会」を、「及び当該」の下に「地方公共団体の」を加え、同条を第五条とする。

第九条を第六条とし、第十条から第十三条までを三条ずつ繰り上げ、第十四条を削り、第十五条を第十一条とする。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

審査報告書

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十七日

総務委員長　溝手　顕正

参議院議長　井上　裕殿

要領書

一、委員会決定の理由

本法律案は、公害防止対策事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置を引き続き講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十三年度から平成二十二年度までの十年間において約三千六百億円が見込まれる。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二日

衆議院議長　綿貫　民輔

参議院議長　井上　裕殿

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「平成十二年度」を「平成二十二年度」に、「平成十三年度」を「平成二十三年度」に改める。

別表第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業の項を次のように改める。

第二条第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業	一　平成十八年三月三十一日までに定められた公害防止計画に基づく事業　二分の一 二　平成十八年四月一日以降に定められた公害防止計画に基づく事業　二分の一以内で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条の規定に基づく国の補助の割合を勘案して政令で定める割合

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（第三号の発送は都合により後日となるため、第十三号を先に発送しました。）

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　財務省印刷局

電話　03（3587）4294

定価　本号一部　六三〇円（本体六〇〇円）　送料別